

令和5年第4回志布志市議会定例会会議録
目 次

第1号（12月5日）	頁
1. 議事日程	16
2. 出席議員氏名	18
3. 欠席議員氏名	18
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	18
5. 議会事務局職員出席者	18
6. 開 会・開 議	19
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	19
8. 日程第2 会期の決定	19
9. 日程第3 報告	19
10. 日程第4 報告第7号 専決処分の報告について （損害賠償の額を定め、和解することについて）	19
11. 日程第5 報告第8号 専決処分の報告について （損害賠償の額を定め、和解することについて）	19
12. 日程第6 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて （令和5年度志布志市一般会計補正予算（第11号））	22
13. 日程第7 議案第51号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	26
14. 日程第8 議案第52号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	28
15. 追加日程第1 発議第7号 組織機構再編に関する条例審査特別委員会設置について	32
16. 日程第9 議案第54号 志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について	34
17. 日程第10 議案第55号 行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	34
18. 日程第11 議案第57号 志布志市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について	34
19. 日程第12 議案第56号 教育に関する事務の職務権限の特例の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	34
20. 日程第13 議案第53号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	34
21. 日程第14 議案第58号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に	

		ついて ……………	40
22. 日程第15	議案第59号	志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について ……………	42
23. 日程第16	議案第60号	志布志市中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例の制定について ……………	42
24. 日程第17	議案第61号	志布志市漁業振興基金条例を廃止する条例の制定について ……	44
25. 日程第18	議案第62号	財産の処分について ……………	44
26. 日程第19	議案第63号	財産の処分について ……………	45
27. 日程第20	議案第64号	財産の処分について ……………	45
28. 日程第21	議案第65号	志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について ……	46
29. 日程第22	議案第66号	有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について ……	46
30. 日程第23	議案第67号	伊崎田青少年館の指定管理者の指定について ……………	46
31. 日程第24	議案第68号	通山青少年館の指定管理者の指定について ……………	46
32. 日程第25	議案第69号	原田青少年館の指定管理者の指定について ……………	46
33. 日程第26	議案第70号	山重青少年館の指定管理者の指定について ……………	46
34. 日程第27	議案第71号	蓬原青少年館の指定管理者の指定について ……………	47
35. 日程第28	議案第72号	有明青少年館の指定管理者の指定について ……………	47
36. 日程第29	議案第73号	野神青少年館の指定管理者の指定について ……………	47
37. 日程第30	議案第74号	令和5年度志布志市一般会計補正予算（第12号） ……………	48
38. 日程第31	議案第75号	令和5年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号） ……	50
39. 日程第32	議案第76号	令和5年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号） ……………	51
40. 日程第33	議案第77号	令和5年度志布志市一般会計補正予算（第13号） ……………	52
41. 日程第34	同意第1号	教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて ……	53
42. 日程第35	同意第2号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて ……	55
43. 日程第36	同意第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて ……………	56
44. 日程第37	同意第4号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて ……………	57
45. 日程第38	同意第5号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて ……………	57
46. 散 会		……………	58

第2号（12月6日）

1. 議事日程 ……………	59
---------------	----

2. 出席議員氏名	60
3. 欠席議員氏名	60
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	60
5. 議会事務局職員出席者	60
6. 開 議	61
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	61
8. 日程第2 一般質問	61
野村 広志	61
小野 広嗣	78
持留 忠義	104
南 利尋	112
9. 延 会	131

第3号（12月7日）

1. 議事日程	132
2. 出席議員氏名	133
3. 欠席議員氏名	133
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	133
5. 議会事務局職員出席者	133
6. 開 議	134
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	134
8. 日程第2 一般質問	134
青山 浩二	134
栢山 晋司	154
鶴迫 京子	162
小園 義行	172
9. 延 会	197

第4号（12月8日）

1. 議事日程	198
2. 出席議員氏名	199
3. 欠席議員氏名	199
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	199
5. 議会事務局職員出席者	199
6. 開 議	200

7. 日程第1	会議録署名議員の指名	200
8. 日程第2	一般質問	200
	福重 彰史	200
	丸山 一	215
9. 散 会		224

第5号（12月18日）

1. 議事日程		225
2. 出席議員氏名		226
3. 欠席議員氏名		226
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名		226
5. 議会事務局職員出席者		226
6. 開 議		227
7. 日程第1	会議録署名議員の指名	227
8. 日程第2	議案第53号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	227
9. 日程第3	議案第54号 志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について	227
10. 日程第4	議案第55号 行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に ついて	227
11. 日程第5	議案第56号 教育に関する事務の職務権限の特例の適用に伴う関係条例の 整備に関する条例の制定について	227
12. 日程第6	議案第57号 志布志市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の 制定について	227
13. 散 会		236

第6号（12月22日）

1. 議事日程		237
2. 出席議員氏名		238
3. 欠席議員氏名		238
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名		238
5. 議会事務局職員出席者		238
6. 開 議		239
7. 日程第1	会議録署名議員の指名	239
8. 日程第2	報告	239
9. 日程第3	議案第58号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に	

		ついて ……………	239
10.	日程第4	議案第60号 志布志市中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例の制定について ……………	240
11.	日程第5	議案第61号 志布志市漁業振興基金条例を廃止する条例の制定について ……	241
12.	日程第6	議案第62号 財産の処分について ……………	242
13.	日程第7	議案第63号 財産の処分について ……………	242
14.	日程第8	議案第64号 財産の処分について ……………	242
15.	日程第9	議案第76号 令和5年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号） ……………	242
16.	日程第10	議案第65号 志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について ……	244
17.	日程第11	議案第66号 有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について ……	244
18.	日程第12	議案第67号 伊崎田青少年館の指定管理者の指定について ……………	246
19.	日程第13	議案第68号 通山青少年館の指定管理者の指定について ……………	246
20.	日程第14	議案第69号 原田青少年館の指定管理者の指定について ……………	246
21.	日程第15	議案第70号 山重青少年館の指定管理者の指定について ……………	246
22.	日程第16	議案第71号 蓬原青少年館の指定管理者の指定について ……………	246
23.	日程第17	議案第72号 有明青少年館の指定管理者の指定について ……………	246
24.	日程第18	議案第73号 野神青少年館の指定管理者の指定について ……………	246
25.	日程第19	議案第74号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第12号） ……………	249
26.	日程第20	議案第75号 令和5年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号） ……	252
27.	日程第21	議員派遣の決定 ……………	253
28.	日程第22	閉会中の継続調査申出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長） ……………	253
29.	閉 会	……………	254

令和5年第4回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
1 2月 5日	火	本会議	開会・会期の決定・議案上程
6日	水	本会議	一般質問
7日	木	本会議	一般質問
8日	金	本会議	一般質問・予算常任委員会（現地調査）
9日	土	休 会	
1 0日	日	休 会	
1 1日	月	委員会	常任委員会
1 2日	火	委員会	特別委員会
1 3日	水	委員会	特別委員会
1 4日	木	委員会	予算常任委員会
1 5日	金	休 会	
1 6日	土	休 会	
1 7日	日	休 会	
1 8日	月	本会議 委員会	委員長報告・質疑・討論・採決 予算常任委員会（討論・採決）
1 9日	火	休 会	
2 0日	水	休 会	
2 1日	木	休 会	
2 2日	金	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
報告第7号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定め、和解することについて)
報告第8号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定め、和解することについて)
承認第11号	専決処分の承認を求めることについて (令和5年度志布志市一般会計補正予算(第11号))
議案第51号	志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第52号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第53号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第54号	志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第55号	行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第56号	教育に関する事務の職務権限の特例の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第57号	志布志市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について
議案第58号	志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第59号	志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第60号	志布志市中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例の制定について
議案第61号	志布志市漁業振興基金条例を廃止する条例の制定について
議案第62号	財産の処分について
議案第63号	財産の処分について
議案第64号	財産の処分について
議案第65号	志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
議案第66号	有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
議案第67号	伊崎田青少年館の指定管理者の指定について
議案第68号	通山青少年館の指定管理者の指定について
議案第69号	原田青少年館の指定管理者の指定について
議案第70号	山重青少年館の指定管理者の指定について
議案第71号	蓬原青少年館の指定管理者の指定について
議案第72号	有明青少年館の指定管理者の指定について
議案第73号	野神青少年館の指定管理者の指定について
議案第74号	令和5年度志布志市一般会計補正予算(第12号)

- 議案第75号 令和5年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第76号 令和5年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第77号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第13号）
- 同意第1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 発議第7号 組織機構再編に関する条例審査特別委員会設置について
- 議員派遣の決定
- 閉会中の継続調査申出について
- （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

3. 一般質問

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
1 野村広志	1 コミュニティ協議会の在り方について	(1) 年次的に校区公民館からコミュニティ協議会への移行が進み、来年度からいよいよ市内全地区でコミュニティ協議会がスタートする。しかしながら、各地区では、まだ様々な課題や懸念事項があると聞いている。今後の方向性を示しながら事業の推進を図るべきではないか。	市 長 教 育 長
	2 港湾行政について	(1) 市が取り組む港湾のにぎわいづくりとは、具体的にどのようなことを想定しているか。 (2) 港湾におけるにぎわいづくりの一環として、海釣り公園等を整備する考えはないか。 (3) 「みなとまち」としてのブランド化を図るために、都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）を活用した民間資金によるにぎわいの創出は考えられないか。 (4) これまでの一般質問においても、みなとオアシスの考え方が示されているが、現在の具体的な進捗について示せ。	市 長 市 長 市 長 市 長
2 小野広嗣	1 職員の意識改革と人材育成について	(1) 今後ますます多様化する市民の行政ニーズや複雑化する課題に対応し、的確な行政サービスを提供していくためには、より一層幅広い知識と能力の深化が求められており、職員の意識改革と人材育成は急務である。多様化する社会の変化を踏まえた本市の認識について問う。 (2) 市民から信頼される職員・市役所を目指すには、地方公務員法第30条に、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とあるように、全ての職員が服務規定に則り「公務員倫理」と「法令遵守」に対し、共通の認識を持って行動することが重要であると考えるが、本市の認識について問う。	市 長 市 長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
2 小野広嗣	2 デジタル化の推進と課題について	<p>(1) 本市は各地域コミュニティ協議会と、協働によるまちづくりパートナーシップ協定を締結しており、双方が持つ特性を理解して認め合うとともに、さらなる地域自治と協働によるまちづくりを推進することを目的としているが、今後、地域コミュニティにおけるデジタル活用については、どのように推進していくのか問う。</p> <p>(2) 本市の市民がデジタル化の恩恵を享受できる地域社会の実現のためには、デジタル化の恩恵を受けることに障壁や制約がある方に対する配慮・支援が必要である。本市のデジタル・デバイド解消に対する認識と取組について問う。</p>	市長 市長
	3 教員の働き方改革について	<p>(1) 文科省が6年ぶりに行った2022年度の教員勤務実態調査の結果では、改善した面があるものの、いまだ教員の長時間労働が続いている状況が浮き彫りになっている。常態化している教員の長時間労働の是正に向け、8月末には、教員確保策を議論する中央教育審議会の特別部会が、教員の働き方改革に関する緊急提言を文科相に提出している。本市の教員の働き方改革の現状について問う。</p>	市長 教育長
3 持留忠義	1 農業振興について	<p>(1) 農地バンクが遊休農地を積極的に借り受け、簡易な整備を行ったうえで、担い手に対し農地の集積・集約化を支援する遊休農地解消緊急対策事業について、今後本市でも活用する考えはないか。</p> <p>(2) よみがえる農地復元対策事業は、農業者の高齢化や減少に伴う耕作放棄地の拡大に歯止めをかけるとともに、認定農業者及び担い手農家の育成のため農地を確保することを目的とする事業であったが、今後改めて取り組む考えはないか。</p>	市長 市長 農業委員会会長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
3 持留忠義	2 畜産振興について	(1) 国による和子牛生産者臨時経営支援事業は、肉用子牛価格の急激な下落により厳しい経営状況にある生産農家の支援を行い、生産基盤の維持を図ることを目的としているが、現場の生産者の疲弊は長期にわたっていることから、さらなる支援の拡充や見直しに向けて、本市として声を上げることはできないか。 (2) 令和4年第4回定例会において、配合飼料価格の高騰が続いていることに対する対応策を質問したが、現状について問う。	市長 市長
	3 茶業振興について	(1) 令和4年第4回定例会において、茶の年間平均価格が低迷している中で価格補填に取り組む考えはないかと質問したが、現状について問う。 (2) 肥料価格の高騰が生産農家の経営を圧迫しているが、本市としての見解と、今後の具体的な対応策を問う。	市長 市長
4 南 利 尋	1 各種学校の設立について	(1) 志布志港の整備やインフラ整備が進む一方で、人口減少が進み、労働力不足が深刻な状況にある。日本語学校などの設立を検討すべきではないか問う。 (2) まちの活性化を図るためにも、グローバルな交流人口、関係人口の増加につながる施策を検討すべきではないか問う。	市長 市長
	2 スポーツ振興について	(1) トップアスリートを目指す子供たちに対して、本市独自の支援事業に取り組む考えはないか問う。	市長 教育長
	3 観光振興について	(1) 過去の一般質問においても、道の駅整備は必要だという旨の答弁があったが、取組状況を問う。 (2) ダグリ岬ベイサイド構想の進捗状況について問う。	市長 市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
4 南 利 尋	3 観光振興について	(3) 魅力あるダグリ岬ベイサイド構想を実現するためにも、国道沿いにある廃墟の購入・解体を検討すべきではないか問う。	市長
		(4) 国道沿いの景観保全について問う。	市長
5 青山浩二	1 安全・安心なまちづくりについて	(1) 現在、市内全域の公共施設において、AEDは何台設置されているのか。また、直近3年程度で、具体的な使用例があったのか問う。	市長 教育長
		(2) 民間施設において、AEDの設置状況について把握しているのか問う。	市長
		(3) AEDを設置している民間施設及び公共施設を一覧表にして、AED設置マップを作成し、市民に周知するというような官民連携した取組をしてみてもどうか問う。	市長
5 青山浩二	2 組織機構再編計画について	(4) AEDを設置する民間施設に市独自の補助金制度を創設する考えはないか問う。	市長
		(5) 市の様々なイベント時におけるAEDの設置状況について問う。	市長
		(1) 今回提案されている課設置条例の一部改正について、令和6年4月予定の再編計画に対する、市長の考え、思いを示せ。また、将来に向けて、組織とはどのような姿が理想だと思っているのか示せ。	市長
5 青山浩二	3 土地購入（ひばりビル購入）事業について	(2) 令和6年4月予定の再編計画の具体的な内容について問う。	市長 教育長
		(3) 令和7年度以降の再編計画の具体的な内容について問う。	市長
5 青山浩二	3 土地購入（ひばりビル購入）事業について	(1) 本年6月定例会で購入が決定した民間ビルについて、利活用の協議の進捗状況について問う。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
6 栢山晋司	1 体育館へのエアコンの設置について	(1) 志布志運動公園体育館の利用促進を図るとともに、熱中症予防、災害時への備えとして、体育館へエアコンを設置する考えがないかを問う。	市長 教育長
	2 オーガニックビレッジ宣言について	(1) 農林水産省では、みどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業に地域ぐるみで取り組む産地（オーガニックビレッジ）の創出に取り組む市町村の支援を行っているが、オーガニックビレッジ宣言を行う考えはないかを問う。	市長
	3 本市独自の就業支援制度について	(1) 近年大きな課題となっている、働き手の人材不足問題や人口流出の対策として、また移住・定住促進へとつながる可能性を考え、市内事業所へ新規就業した方に向けて、本市独自の就業支援制度を設ける考えはないかを問う。	市長
7 丸山 一	1 急傾斜工事の対策について	(1) 一丁田・通山・下通山・押切東地区にある急傾斜地について、数十年前の対策工事以降、現場には雑木・竹等が繁茂し、民有地への倒れ込みや急傾斜避難階段への通路をふさいでいる状況である。近隣住民の不安解消のためにも、今後何らかの対策を講じるべきと考えるが、市長の考えを問う。	市長
	2 道路行政について	(1) 人口減少・高齢化により、自治会による市道等道路愛護清掃伐採作業が困難になっている。今後の対応策について問う。	市長
	3 有害鳥獣対策について	(1) 近年イノシシ、アナグマ等が増加し、農地や家庭菜園が荒らされる状況である。今後の対応策について問う。	市長
8 市ヶ谷孝	1 組織再編について	(1) 自治体運営を最大限に効率化する目的で、課の統廃合や細分化を推し進める際の、市長の考え方について問う。	市長
		(2) 今定例会で提案されている「課設置条例の一部を改正する条例の制定について」が、どのような経緯で議案上程に至ったのか問う。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
8市ヶ谷孝	2 高齢者福祉について	(1) 令和4年6月定例会の一般質問で答弁があった「食の自立支援事業」「配食支援事業」の方向性について、その後どのような協議の進捗があったか問う。	市長
9鶴迫京子	1 子育て応援施策について	(1) 兵庫県相生市の子育て応援施策事業「11の鍵」では、支援の内容が一目瞭然で非常に分かりやすいパンフレットが作成され、市内外に向けた周知・広報に大いに寄与している。本市でも、充実した子育て支援施策が展開されていることから、同様の取組ができないか問う。	市長
		(2) 同市では、市民が地域全体で子育てを支えるまちを目指して平成23年に「子育て応援都市宣言」を行っている。子供は次代を担うかけがえのない存在であることは共通の認識であることを踏まえ、本市でも同様の宣言ができないか問う。	市長
	(3) 「11の鍵」のひとつに、子育て応援チケットの交付事業がある。これは、子供の誕生から3歳になるまで利用できる子育て応援券(20,000円分)をプレゼントするものであるが、本市でも考えられないか。	市長	
	2 年間行事の時期の見直しについて	(1) 市や学校、団体等の年間行事が、2学期に集中し、行事が重なっていると感じる。行事の内容や開催時期を精査し、見直す考えはないか。	市長 教育長
10小園義行	1 組織機構再編計画について	(1) 組織の再編を進め、職員間の連携強化を図るとともに、グループ制を導入することになった。目的と経過を問う。	市長 教育長
	2 教育行政について	(1) 教育行政要覧で重点政策を示している。その中で豊かな心の育成として6点、述べている。教育委員会と学校との在り方等を問う。 (2) 特別支援教育について、特別支援学級に入級している児童・生徒を同学年とカウントしていない現状をどのように考えるか。	市長 教育長 市長 教育長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
10小園義行	2 教育行政について	(3) 特別支援学校の設置に向けて、県と関係市町との協議について問う。 (4) 給食費の無償化に向けて、具体的な議論がなされているか。	市長 市教育長 市長 市教育長
	3 福祉行政について	(1) 障害者差別解消法が、2024年4月から民間事業者にも対応を求められている。本市の対応を問う。	市長 市教育長
11福重彰史	1 道路行政について	(1) 県道柿ノ木志布志線弓場ヶ尾地区の現状と拡幅改良計画の見通しを示せ。 (2) 前回の質問に対する市長の答弁から何か前進があったのか。 (3) 具体的にどのような行動を起こされたのか。 (4) 今後の対策について問う。	市長 市長 市長 市長
	2 有害鳥獣被害対策について	(1) 被害状況ならびに捕獲状況を問う。 (2) 捕獲対策の継続ならびに新たな対策、さらには猟友会や狩猟者に対する支援の拡充の考えはないか。 (3) 将来を見据えた猟友会の一本化に向けた取組は考えていないか。	市長 市長 市長
	3 道の駅やちくふるさと村について	(1) 現在の運営状況について示せ。 (2) 今後の経営方針と広場の維持管理・活用について問う。 (3) 所管の在り方を含め、全体的な構想をもう一度考えるべきでないか問う。	市長 市長 市長

令和5年第4回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期日：令和5年12月5日（火曜日）午前10時09分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 報告第7号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め、和解することについて)
- 日程第5 報告第8号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め、和解することについて)
- 日程第6 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度志布志市一般会計補正予算（第11号）)
- 日程第7 議案第51号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第52号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第1 発議第7号 組織機構再編に関する条例審査特別委員会設置について
- 日程第9 議案第54号 志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第55号 行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第57号 志布志市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第56号 教育に関する事務の職務権限の特例の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第53号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第58号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第59号 志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第60号 志布志市中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第17 議案第61号 志布志市漁業振興基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第18 議案第62号 財産の処分について
- 日程第19 議案第63号 財産の処分について

- 日程第20 議案第64号 財産の処分について
- 日程第21 議案第65号 志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第66号 有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第67号 伊崎田青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第68号 通山青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第69号 原田青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第70号 山重青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第71号 蓬原青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第72号 有明青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第73号 野神青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第74号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第12号）
- 日程第31 議案第75号 令和5年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第76号 令和5年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第77号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第13号）
- 日程第34 同意第1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第35 同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第36 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第37 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第38 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

出席議員氏名（18名）

2番 栞山晋司	3番 稲付洋平
4番 隈元香穂子	5番 南利尋
6番 市ヶ谷孝	7番 青山浩二
8番 野村広志	9番 八代誠
10番 小辻一海	11番 持留忠義
12番 平野栄作	13番 西江園明
15番 玉垣大二郎	16番 鶴迫京子
17番 小野広嗣	18番 東宏二
19番 小園義行	20番 福重彰史

欠席議員氏名（2名）

1番 永田梓	14番 丸山一
--------	---------

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市長 下平晴行	副市長 溝口猛
教育長 福田裕生	総務課長 小山錠二
財務課長補佐 黒川晃	総合政策課長 川上桂一郎
コミュニティ推進課長 五代千加子	情報管理課長 宮内真吾
港湾商工課長 大迫秀治	税務課長 濱田茂
市民環境課長 留中政文	福祉課長 若松利広
保健課長 西洋一	農政畜産課長 萩迫和彦
耕地林務水産課長 折田孝幸	建設課長 富岡裕
松山支所長 上原健太郎	有明支所長 北野保
水道課長 新崎昭彦	会計管理者 和佐浩教
農業委員会事務局長 中水忍	教育総務課長 岡崎康治
学校教育課長 上木勝憲	生涯学習課長 江川一正
松山支所産業建設課長 重山浩	

議会事務局職員出席者

事務局長 藤後広幸	グループリーダー 末原和幸
調査管理担当サブリーダー 大田和隆	議事担当サブリーダー 前田範雄

午前10時09分 開会 開議

○議長（平野栄作君） ただいまから、令和5年第4回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、東宏二君と小園義行君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（平野栄作君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月22日までの18日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から12月22日までの18日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（平野栄作君） 日程第3、報告を申し上げます。
地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社志布志まちづくり公社から、第32期事業報告書及び決算報告書、第33期事業計画書及び収支予算書が、また、監査委員から監査報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にしていただきたいと思えます。

—————○—————

日程第4 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

日程第5 報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（平野栄作君） 日程第4、報告第7号及び日程第5、報告第8号、以上2件については、会議規則第37条の規定により、一括議題とします。
報告の内容について一括して説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。
まず、報告第7号、専決処分の報告につきまして、説明を申し上げます。
地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項につきまして、専決処分しましたので、同条第2項の規定により、御報告申し上げます。

令和5年10月10日に、市道の管理瑕疵に伴う事故に関し、損害賠償の額を定め、和解したものであります。

内容につきましては、令和5年9月19日午前10時頃、市道稲ヶ迫・大野線で、大続方向から宮下方向に走行していた、和解の相手方が所有し、その妻が運転する軽貨物車の前輪が、道路を横断するグレーチング箇所を通過した際に、グレーチング蓋が落下し、軽貨物車の左後輪が当該落下部分に入り、左後輪のホイールが変形し、及びタイヤが破損したものであります。

事故の原因は、市の道路の維持管理が不十分であったためであり、過失割合を、市が100%、和解の相手方が0%とし、軽貨物車の原形復旧に要する費用7,090円を、市が和解の相手方に賠償し、和解したものであります。

次に、報告第8号、専決処分の報告につきまして、説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項につきまして、専決処分しましたので、同条第2項の規定により、御報告申し上げます。

令和5年10月20日に、市道の管理瑕疵に伴う事故に関し、損害賠償の額を定め、和解したものであります。

内容につきましては、令和5年10月9日午後4時頃、市道稲ヶ迫・大野線で、大続方向から宮下方向に走行していた、和解の相手方が所有し、その妻が運転する普通自動車の前輪が、道路を横断するグレーチング箇所を通過した際にグレーチング蓋が落下し、普通自動車の左後輪が、当該落下部分に入り、左後輪のホイールが変形し、及びタイヤが破損したものであります。

事故の原因は、市の道路の維持管理が不十分であったためであり、過失割合を、市が100%、和解の相手方が0%とし、普通自動車の原形復旧に要する費用3万8,390円を、市が和解の相手方に賠償し、和解したものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） ただいまの説明に対し、質疑があれば一括して許可します。質疑はありませんか。

○20番（福重彰史君） この2件につきましては、出されている資料から見ますと、同じ箇所ではないかなというふうに思うところがございます。まず同じ箇所であるのかということと、同じ箇所であれば、9月19日にこういう事故が発生し、その後、10月9日に同じような事故が発生しているという状況ですけれども、最初のこの事故が発生した時点で、どのような原因究明と、そしてそれに対する措置がなされたのか伺いたいと思います。

○松山支所産業建設課長（重山 浩君） お答えします。

僅か20日ほどの間で、同じ場所で起きた事故でございます。このような事故になったことを深く反省しております。1回目の事故につきましては、グレーチングとそれを支えるげた、かさ上げ部分がございますが、そこの溶接が外れて破損したものでございます。原因については特定できていないところですが、経年により構造が破損したと考えるところがございます。その後、グレーチングを交換しまして、車で走行して安全を確認したところがございます。2回目につきましては、1回目の事故で交換した隣のグレーチングが、走行の衝撃で外れたものでございまして、固定が不十分だったと思うところがございます。側溝側には大きな損傷がもともとなかったもの

ですから、グレーチングの交換ということで対処をしたところでございます。

○20番（福重彰史君） ちょっと珍しい事故ではないかなというふうに思うわけですが、1回目にこのようなことが発生した段階で、しっかりとしたその原因の検証がなされたのか。それがしっかりなされていれば、おそらく同箇所と同じ事故が、短期間のうちに発生するというのはちょっと考えられないわけですから。そのあたりが1回目で、しっかりとした原因究明に向けての検証はなされたのかですね。そこを伺います。

○松山支所産業建設課長（重山 浩君） しっかりとした検証ということでございますが、確かにそこにつきまして、我々、長い間そういう事故もなかったことから、甘く見たというところもあったというところが反省するところでもあります。当時、サツマイモの収穫期間でございまして、全てのグレーチングと側溝を交換となりますと、1週間、10日の工事期間ということ等も懸念いたしまして、これで大丈夫だろうというところに、非常に判断の甘さがあったのかなと反省するところでございます。

○20番（福重彰史君） いずれにいたしましても、こういう事故は、維持管理がしっかりとされなかったところから発生しているわけでございますので、今後の点検あるいは維持管理につきまして、どのような再発防止策が取られたのか伺います。

○松山支所産業建設課長（重山 浩君） 1回目の事故の後、市長から「全路線点検するように」という指示がありました。点検は2日ほどで終わりました、市長のほうにもそのような報告をしたところではございましたが、さらにまた2件目が発生したということで、そこにも甘さがあったのかなと反省するところでございます。これまで計画的なパトロール作業がなかったことと、通行者であったり、市民の方からの通報のみに頼っていたというところも反省するところでございますので、今後は年間を通して、しっかりとしたパトロール体制というところを構築してまいりたいと思います。

○市長（下平晴行君） この件については、今、課長が答弁したとおりでございますが、要は、全職員がそういう意識を持って対応するということが、かねてから指示をしておりますので、気が付いたらまず対応していこうということで、新たにその辺も含めて、今指摘があったことも含めて、しっかり対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

以上で、報告第7号及び第8号の専決処分についての報告を終わります。



○議長（平野栄作君） お諮りします。

日程第6、承認第11号から日程第8、議案第52号まで、以上3件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第11号から議案第52号まで、以上3件については、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第6 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度志布志市一般会計補正予算（第11号））

○議長（平野栄作君） 日程第6、承認第11号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第11号、専決処分の承認を求めることにつきまして、説明を申し上げます。

本案は、物価高騰対応重点支援商品券発行事業の実施に伴い、緊急に令和5年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、令和5年11月20日に、令和5年度志布志市一般会計補正予算（第11号）を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億1,396万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ329億1,340万円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を8,208万8,000円増額するものであります。

予算書の6ページをお開きください。

歳入の繰入金は、ふるさと志基金繰入金を2億3,188万1,000円増額するものであります。

予算書は7ページ、説明資料は1ページをお開きください。

歳出の商工費は、物価高騰の影響を受けている市民の経済的負担を軽減するとともに、地域の消費を喚起・下支えすることを目的に、市内の店舗で利用できる商品券「くらし応援志券」を発行し、全市民へ配布する、物価高騰対応重点支援商品券発行事業を3億1,396万9,000円計上するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（西江園 明君） 私はよく聞くんですけど、志布志市内の大型店と小規模店との差を付けているという商品券、私が聞いたところでは志布志市だけと思うんですけども。まず1点目、この内容については、とやかく言うつもりはないんですけど、内訳の事務費414万円、上のほうに印刷製本費とかいろいろ入っているのに、そのほかに事務費414万円というのはどういう意味

なのか。それと港湾商工課が把握している大型店の数と、その大型店としての位置づけと実際に市民が使いたい大型店の違いを教えてください。

○港湾商工課長（大迫秀治君） まず内訳の委託料で商品券換金分2億9,500万円と、事務費の414万円ということで、414万円につきましては、まず商工会への換金業務委託料の2億9,680万円、それから派遣会社への換金受付業務従事者の派遣費用が234万円、それから商工会分の換金事務に係る振込手数料やシステム利用料などの事務費が180万円となっているところでございます。大型店につきましては、現在6店舗ほど、本市では使えるということで把握しているところでございます。大型店につきましては、個々に申請をしていただいておりますので、申請いただいた大型店が6店舗というところでございます。

○13番（西江園 明君） 今の答弁は、例えば、志布志市内の大型店を港湾商工課として把握しているのが、何店舗か分かりませんが20店舗とした場合、そのうちに今言った6店舗は、大型店としての商品券しか使えません、残りは共通券、大型店関係なく使えるというふうに理解していいんですか。質問は3回しかできないのですから、まともに答えてくださいね。というのは、同じ大型店でありながら、こういう小規模店というふうによく言えますけれども、志布志町の部分だけを見ていただくと、サンキュー、ニシムタがありますよね。志布志市役所付近に来たときには志布志小学校の近くの内山ショッピングセンターしかないんですよ。例えば香月地区で、近くでもタクシーで食料品を買いに行かないといけない高齢者が多くて、でも実際に配布された商品券はあまり使われなかった。使いたいけど使う店がないんですよ、サンキューやニシムタで買いたくても使えないわけですよ。だからそういう実態を考えて、商品券を平等に発行しているのかなど。何で志布志市の場合は、こんな差を付けるのかというのが理解できないんですよ。ですから、私がお聞きしているのは、大型店というふうに位置づけていながら、それは差があるんじゃないですかということをお聞きしているんですよ。

○市長（下平晴行君） なぜ大型店での商品券利用を制限するかと申しますと、いわゆる物価高騰などであえぐ地場の中小企業の振興を図る観点からも、これを分けて活用するというところでの取組をしているところであります。

○13番（西江園 明君） じゃあ、市長がおっしゃるこの商品券を使える大型店は、地場店というふうに市長は理解しているのですか。私が言っているのは、同じ大型店でありながら、大型店というのは地元のお店ではないですよ、チェーン店みたいなやつですよ、どこも。ここが使えてここが使えないというのが、何で起こっているのか。市民が使いたくても、使えない状況を作っているのが、役所が配布しているこの商品券なんです。例えば食料品を買う場合ですよ、物価高騰ですから、何でそういう事態になっているのかがおかしい。ほかのところの自治体を聞いても、こういう店舗で差を付けるというのは考えられないという仕組みですよ。どの店も固定資産税は払っているわけですよ。だから何でそこで、去年もマイナンバーカードのときにマイナ志券が発行されたときも、ちょっと私はお聞きしたんですけど、役所自体も担当者も「なんごっじゃろかい」というぐらいの差を付けているのが分からないということです。ですから、今さっき言った

ように、地域の住民の方たちは、使いたくても使えないのが近所の店にあるんですよ。ですから、何でそういう差を付けているのかというのを、私はお聞きしているんです。

○市長（下平晴行君） 先ほど言ったとおり、地元のお店を活性化させるためということで、大型店では10枚中4枚しか使えないわけですので、「大型店では4枚は使える」という考え方で取組をしたということでもあります。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） これは所得制限なしで、一人1万円ということですね。そして、専決処分された11月20日以降で、年度内いっぱいを使い切らないといけないものなのか、そういった議論はどうされているのか。併せて、今回、店舗は志布志市内という意味ですよ。そうすると、例えば松山地域、有明地域の方々は、志布志地域、有明地域、松山地域、それぞれ商店がありますね。そうしたときに9割方、志布志地域にあるそういった商店で消費される。せっかくそこで商売されている人たちに対しての、この物価高に対しての支援としたときにどうなんだろうかと、そういった議論というのはどうされたものか、ちょっとお願いしたい。

○市長（下平晴行君） 利用期間については、12月25日から2月29日まででございます。あとは担当課長に説明させます。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 現在、プレミアム商品券事業も実施しているところでございます。そういった事業を引き続きやっているとところでございますので、併せて、この「くらし応援志券」の利用については、ほぼ市内の店舗に募集もかけておまして、そういったお店で使えるようになっておりますので、このプレミアム商品券と併せた形での取組をしたところでございます。

○市長（下平晴行君） これは、スーパーだけではなくて、いろんな業種で活用できるということでの取組をしておりますので、そこは理解をしていただきたいなというふうには思います。

○19番（小園義行君） せっかくこういったいい形で、今回これは初めてですよ、直接現金ではないけれども商品券が届くという意味で。そうしたときに、松山地域で営業をされている方が、「小園さん、私たちが花火大会だとかいろんなときに寄附をしますけど、みんなそのままチョイソコしぶしで乗って行って、帰りにはいっぱい買ってきて、うちにもあるんですよ。そういうのを見たときに複雑な気持ちになります」という、そういった経営をされている方々のことも考えたものでないと、せっかくいい政策なのに。そこについて少し分断が起きるような、「それではまずい」という思いがあって、そういう有明地域、松山地域で頑張っておられる方、もちろん志布志地域もそうですよ。そういったものを本来は少し議論して、何かひと工夫あってもよかったかなというふうには、ちょっと思うところでもあります。そこで、わざわざ大型店をこう、小規模店をこうするのであれば、そのうち4枚は松山地域で、4枚は有明地域で、そして残りはいいよと、4枚は志布志地域、ほかは有明地域も松山地域もいからぜひそうしてくださいみたいなね、そういったものがあったりもしかりだったのかなというふうには思いますけど。それは当局がなさることですので、今後こういったものについては、せっかくの首長の思いが届かないというか、そ

れでは何のためにこれをやるのかというそういうことも含めて、同じ商売をされている方々の思いとしてはあるのではないかと、その視点はどうだったのかと。今後こういうことが、国の政策としても出てくるでしょうけど、市独自で今回やられるわけですので、ぜひそういった視点も大事なのかなと。あと一点は、住所が志布志市にあるけれども、現在、例えばDVでそのシェルターに行っているとか、そういった人たちのそこに漏れなく届くという、そういう担保がどういふふうに行っているのか、どういう議論があったのか、ちょっとお願いをします。

○市長（下平晴行君） 1点目については、これは全く区分しないで、志布志地域でも有明地域、松山地域でも使えるということであります。2点目は、課長が答弁いたします。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 先ほど住所が実際にあるけども、そこに住んでいないという方につきましては、一旦は、その住所にお配りします。またその不在とかそういった場合については、再度またこちらに確認した上で、届くような配慮をしているところでございます。

○19番（小園義行君） ぜひ、当局の努力が見える形にしたほうが良いなど、そういう思いがあって、先ほどちょっと質疑をしたところでした。通信運搬費というのがありますので、これはおそらく郵送されるんですね。確実にそこに届きましたという意味で、書留とかそういったことにされるのか、普通郵便でされるのか、そこについてはどうなるんですか。

○市長（下平晴行君） 郵便局のゆうパックでお届けしますが、世帯主だけではなくて、世帯員の方でも受け取ることができるようにしているところであります。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（小辻一海君） 一点だけですね。今までのこういう商品券、これは商工会に入っていないといけないというのがルールになっていたようですが、今回のこの件も、商工会に入っていないと駄目なんですか。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 今回は、全店舗を対象にして、申請があったところを利用店ということで認めたところでございます。

○10番（小辻一海君） それだと本当に喜ばれると思います。というのはですね、田舎の店あたりは、なかなか商工会に入っていらっしゃらない店が多いんですよ。そうすると高齢者の方は、なかなかまちに行けないということで、地域の店を活用できないということが大きな問題になっていたようですので、多分喜ばれると思いますので、本当にありがたいことだと思ったところでした。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第11号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第11号は、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第7 議案第51号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第7、議案第51号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第51号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、人事院の令和5年度の給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長、及び、教育長に対して同年12月に支給する期末手当の額を増額する措置を講じるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（小山錠二君） それでは、議案第51号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

本案は、人事院の令和5年度の給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長、及び、教育長の期末手当の支給率の改定を行う必要があることから提案するものでございます。

今回の人事院勧告は、令和5年4月時点で民間給与が国家公務員を上回る結果になったことに受けて、月例給、期末・勤勉手当等の引上げが行われたものです。

付議案件資料の7ページをお開きください。

期末手当の引上げ率について、勧告の主な内容としましては、国家公務員給与と民間給与との格差を埋めるため、一般職の月例給を平均0.96%引き上げ、期末・勤勉手当を現行の4.40月分から4.50月分とし、年間0.1月分引き上げるものとなっております。これを受けまして、1の国の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律でも、勧告どおりの内容で提案可決されており、内閣総理大臣等の特別職についても、国の特別の職の給与に関する法律の一部を改正する法律で、令和5年12月期末手当を、現行1.65月から1.75月とし、年間0.1月分引き上げることが提案可決されたところでございます。

本市におきましても、今回の人事院勧告及び法律改正を踏まえまして、2の議員、市長、副市長、及び、教育長の期末手当を現行3.3月から3.4月とし、年間0.1月分引き上げる支給率の改定

を提案するものでございます。

それでは、議案に基づき説明申し上げます。

付議案件資料の8ページをお開きください。

第1号、第2号関係の令和5年12月支給の議員、市長、副市長、及び、教育長の期末手当の支給月数を0.1月分引き上げ、「100分の165」を「100分の175」に改めるものでございます。

議案書に戻りますが、本条例は公布の日から施行するものでありますが、附則第2項では、12月分の期末手当の支給月数を改正するため、今回の改正後の規定は、令和5年12月1日から適用することと定めております。附則第3項では、12月分の期末手当を改正し、追加で支給することになることから、支給済みである12月分の期末手当については、今回改正後の期末手当の内払分として取り扱うことを定めております。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） これは、志布志市議員報酬等審議会、そういうのが開かれたのかというのが一点と、どういった議論があったのか。それで人事院勧告制度がいいか悪いかは、それぞれ判断は異なると思いますが、国に準じて、国がそうだから上げなければならないというふうに、当局は理解されてのことだというふうに思っていますか。

○総務課長（小山錠二君） 1点目の報酬等審議会につきましては、今回、議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提案するときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くとされております。今回の改正につきましては、報酬及び給料の月額改正ではなくて、期末手当の支給率の改定のみとなっておりますので、審議会の開催はなかったところでございます。2点目につきましては、国に準じて、国の人事院勧告に基づきまして、今回改正をするものでございますので、これまで国の人事院勧告及び県の人事院勧告、最終的には国の閣議決定の中で令和5年11月24日に公布されたことによりまして、今回12月議会のほうに提案をしているところでございます。

○19番（小園義行君） これは、全体で総額幾らですか。

○総務課長（小山錠二君） 今回、議案第51号の特別職の給料の額につきましては、総額で市長分につきましては約24万円ほど、議員の方々につきましては68万円ほどということでございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○19番（小園義行君） 議案第51号について討論します。

今、人事院勧告に基づいて国の結果はこうだということでありました。承認第11号で一般会計補正予算が提案されました。物価高騰の状況である、だからそういう支援をするんだという中で、特別職、私たち議員も含めてという意味ですけど、それが住民の声からしたときには、こんな大

変なときに、私たちにそういった補正予算を組んで1万円を支給するというのをしながら、一方では、自分たちのそういうものを引き上げていく。これはまさに現状をよく分かっていないというふうに、国に対してもそうですけど、申したいという思いがあります。そして、国に準じてやるということでありました。これはぜひ市長におかれても、私たち議員も含めてですけど、国に準じるのであれば、国はその増額分を全額国庫に納付するという、そういった対応があったところであります。私たち議員も特別職の市長、副市長、教育長も全て住民からのそういったもので私たちは報酬をいただいている、給与をいただいているというそういう思いでしたときに、こういうときに、こんな引上げをして住民が納得すると思いますか。私はこれについては何らかの対応があって、提案をしなければいけないのであれば、そのとおりで提案されて結構でしょう。それに対しては、当局としても何らかの対応があってしかるべきだというふうに私は思って、このまま素直に、「はい、そうですか」と認めるわけにはいかない。今の住民が置かれている状況を考えたら、とても認めるわけにはいかないというそういう思いで、反対の理由といたしたいと思えます。

○議長（平野栄作君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第51号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平野栄作君） 起立多数です。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第8 議案第52号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第8、議案第52号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第52号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、人事院の令和5年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額の改定を行うものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（小山錠二君） それでは、議案第52号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例

の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

本案は、人事院の令和5年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給率を改定する必要があることから提案するものでございます。

付議案件資料の9ページをお開きください。

先ほど説明いたしました、1の人事院勧告に鑑み、2の国の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律でも、同様の内容で提案可決されております。これを受け、本市におきましても、今回給料表、期末手当及び勤勉手当の支給率の改定等を提案するものです。

それでは議案に基づき説明申し上げます。

付議案件資料の12ページをお開きください。

第23条第2項で、令和5年12月支給の期末手当の支給率を0.05月分引き上げ、「100分の120」を「100分の125」に改めるものでございます。なお、6月、12月の支給月数は、現在「100分の120」ですので、今回の改正では6月の支給規定と区別するため、6月支給についての条文を追加しております。また、同項の規定に基づく「規則で定める職員」とは、管理職手当を支給されている職員で、その職員については「100分の100」から「100分の105」に引き上げるものです。

第3項、定年前再任用短時間勤務職員は、0.025月分引き上げることとなることから、「100分の67.5」から「100分の70」に改め、定年前再任用短時間勤務職員で管理職又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職員にある職員は「100分の57.5」から「100分の60」に改めるものです。

次に、第26条で、令和5年12月支給の勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げ、「100分の100」を「100分の105」に改めるものです。なお、6月、12月の支給月数は、現在「100分の100」ですので、今回の改正では6月の支給規定と区別するため、6月支給についての条文を追加しております。また、同項の規定に基づき「規則で定める職員」とは、管理職手当を支給される職員で、その職員については「100分の120」から「100分の125」に引き上げるものです。また、定年前再任用短時間勤務職員は、0.025月分引き上げることとなることから、「100分の47.5」から「100分の50」と改め、定年前再任用短時間勤務職員で管理職又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職員にある職員は「100分の57.5」から「100分の60」に改めるものです。

13ページになります。

別表、行政職給料表を民間給与水準を踏まえ、平均0.96%引き上げるものです。初任給については、大卒1万1,000円、高卒1万2,000円に引上げとなっております。また、初任給をはじめ、若年層に重点を置き、改定率を逡減させる形で引上げ改定となっております。平均改定率は全体で1.1%となっておりますが、1級5.2%、2級2.8%、3級1.0%、4級0.4%、5級以上は0.3%となっております。

議案書に戻りますが、本条例は公布の日から施行するものでございますが、附則第1条第2項では、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の改正について、令和5年4月1日から遡及適用することを定めております。附則第2条では、12月の期末手当・勤勉手当を改正し、追加で支

給することになることから、支給済みである12月分の期末手当・勤勉手当については、今回改正後の期末手当・勤勉手当の内払分として取り扱うことを定めております。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 今回、一般職のこういう給料の改定ですね。そして今課長のほうからありました、令和5年4月1日から適用するというので、4月に遡って遡及するという意味ですよ。そうなりますと、同じ仕事をされている中で、会計年度任用職員については、制度が違うからということ、ここには出てこないわけですけど、そこについて議論し、10月から最低賃金も引き上げられたわけです。最低賃金というのは大変失礼な言い方ですよ。会計年度任用職員については、4月に遡及していくというそういったことで引上げをすることが議論されたものかどうか。そのことについて会計年度任用職員の給与の引上げ、そして4月に遡ってのそれをやるというような議論があったのかどうか、それについてお願いします。

○総務課長（小山錠二君） お答えいたします。

会計年度任用職員につきましては、会計年度ごとの任用であるということ踏まえまして、その報酬や手当の改定は、年度単位で実施するものであるということ、引上げの時期につきましては、令和6年4月からになるとでございますので、今回提案している職員の月額給料表の改定を受けまして、令和6年4月からの実施ということで進めているところでございます。

○19番（小園義行君） 正規の職員、そして定年前のここに出ている職員については、こういう改定をして、令和5年4月1日から適用するとあるわけですね。一方で、会計年度任用職員については来年の4月からだよ。今、この議会中継を見ておられる職員もおられるかもしれませんが、やはりね、この12月にこんな悲しいことをさせるようなことではいかんと思うんです。このことについては、国から遡及についていろんな通知が出ているでしょう。300人以上が働いておられていて、その人たちがいないと志布志市の行政は回らないという状況の中で、正規の職員はこうだけど、会計年度任用職員は「ごめん、来年からね」って、これはよく考えてほしい。経済を回すためにも、せっかく自分たちが上がるのなら、ちゃんと会計年度任用職員についても、法の何か縛りがあるかもしれないけど、きちんとした対応をしてやるべきだと。そこについては一切、全く議論がなかったのかどうか、もう一回お願いします。

○総務課長（小山錠二君） お答えいたします。

総務省からの通知にございますが、常勤職員の給与改定が行われた場合につきましては、会計年度任用職員の給与について改定の時期を踏まえまして、常勤職員の給与改定に関わる取扱いに準じて改定することを基本として、適切に対処するということとされておりまして、類似事項としましては、各地方公共団体の実情を踏まえまして、適切に設定をしていただきたいということでございます。その中で本市におきましては、志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例におきまして、「会計年度の途中で給与改定があった場合は、翌年度の4月1日から改定後の給料表を準用すること」と規定していることから、今回の提案に至っておりますので、

議論されたかということでございますが、このことについては、現在はこの条例を適用して対応しているということでございます。

○19番（小園義行君） 国の通知でも、「自治体の実情に応じて、やっていいよ」というふうに、僕はあの通知を見たときに受け取ったわけですけど、本来、会計年度任用職員という名前になっているから、年度途中での改正は難しいとか言っているけど、地方分権一括法が施行になってから、国と自治体は対等の関係になっているわけですよ。だから、本来はここでちゃんとそういうことを決められるというふうに僕は思っていて、この議案に反対ではありませんよ、でも本来、志布志市の行政を支えてもらっている会計年度任用職員に対しても、きちんしたそういった思いが乗っからないといけないと、そういうのが議論されない、ただ法律だけでこうだというのは、ちょっと違うというふうに僕は思います。法はこうだから、国からそういう通知が出ているんでしょう。ぜひね、そこについては、我がまちの行政の在り方として、そこにきちんとやはり考えてあげるべきだという思いですけど。今の答弁だと、来年の令和6年4月1日からだと、その法に基づいてと。最低賃金が途中で引き上げられたので、それについてはきちんとそれを引き上げてやっていくというものと併せて、年度途中での報酬の改定は違うという、これはおかしいじゃないですか。だから、私はこの議案に反対ではありません。でも本来、志布志市の行政を支えてもらっている会計年度任用職員の人たちの処遇、そういったものについてもしっかり受け止めて、やはり議論していくべきだというふうに思うところであります。もう一回聞きます。国が地方公共団体の実情でこうだというふうになっている、その受け止め方はどんな受け止め方をされたのですか。

○総務課長（小山錠二君） お答えいたします。

国と対等ということで、先ほど言われました最低賃金の関係もありましたが、今回この議案で職員の給料月額が改定されることによれば、令和6年4月からは会計年度任用職員の基本額も改定になっていくと考えております。これまでも段階に応じて、できるところから改定を進めてきている状況の中であり、先ほどの国からの通知でありました「地方公共団体の実情を踏まえて適切に対応する」という中では、現在、本市における会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において定めている規定もございますので、今後他市の状況も踏まえまして、検討していかなければならないとは考えておりますので、そのところに対応していきたいと考えております。

○市長（下平晴行君） 今、課長から答弁がありました。規則でこういうふうになっているわけですので、規則をしっかりと見直しをして、対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第52号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。

本日、議会運営委員長から、発議第7号、組織機構再編に関する条例審査特別委員会設置についてが提出されました。

発議第7号を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、発議第7号については、委員会提出の議案でありますので、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。

—————○—————

追加日程第1 発議第7号 組織機構再編に関する条例審査特別委員会設置について

○議長（平野栄作君） 追加日程第1、発議第7号、組織機構再編に関する条例審査特別委員会設置についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（野村広志君） ただいま議題となりました発議第7号、組織機構再編に関する条例審査特別委員会設置について、趣旨説明を申し上げます。

提出の理由は、令和6年4月1日実施予定をしている組織機構再編計画は、教育委員会所管事務の市長部局への移管をはじめとする課の新設、統廃合、グループ制の全庁導入など、これまでにない規模の大きな行政組織再編となっており、総務・文教厚生・産業建設の各常任委員会の所管事項に密接に関連することから、特別委員会を設置して慎重審査の上、その適正な編成を担保するものであります。名称は、「組織機構再編に関する条例審査特別委員会」、委員の定数は議長を除く19名、設置の根拠・目的につきましては、記載してあるとおりであります。

以上で、趣旨説明を終わります。御賛同方よろしくお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） ちょっと不勉強です。当局でも結構ですけど、提案者に。この特別委員会というのは、これまで全ての特別委員会は議長を除いて設置されていますね。今回は「議長を含む」と先ほどあったのですが、そこについては、これまでの特別委員会と今回は違うという

ふうに、委員長、いいですか。

[何言か呼ぶ者あり]

○19番（小園義行君） 「議長を含む」と言ったんじゃないですか。

[何言か呼ぶ者あり]

○19番（小園義行君） 除くんですね。議長、それなら結構です。これまでと違って、可決したら変だから。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第7号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました組織機構再編に関する条例審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配布いたしました名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、組織機構再編に関する条例審査特別委員会の委員は、お手元に配布いたしました名簿のとおり選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において組織機構再編に関する条例審査特別委員会を招集します。

ただいまから、この議員控え室において、特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩します。

○

午前11時09分 休憩

午前11時29分 再開

○

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

ただいま、特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告します。委員長に鶴迫京子さん、副委員長に南利尋君。

以上であります。



日程第9 議案第54号 志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第55号 行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第11 議案第57号 志布志市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

日程第12 議案第56号 教育に関する事務の職務権限の特例の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第13 議案第53号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第9、議案第54号から日程第13、議案第53号まで、以上5件については、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を一括して求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第54号、志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、行政組織の再編に伴い、課の新設及び統廃合に合わせて事務分掌の見直しの措置を講じるものであります。

次に、議案第55号、行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、課の統廃合、事務分掌の見直し等の措置を講じるため、関係条例の規定の整備を行うものであります。

次に、議案第57号、志布志市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、教育に関する事務の職務権限の特例につきまして、必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第56号、教育に関する事務の職務権限の特例の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、教育に関する事務の職務権限の特例の適用により、教育委員会から市長へ職務の権限を移行することに伴いまして、関係条例の規定の整備を行うものであります。

次に、議案第53号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、さらなる効率的な事務の執行を図るため、係制を廃止し、グループ制を導入すること

に伴い、職員の職務を改正するものであります。

それぞれの条例の詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（小山錠二君） それでは、議案第54号、志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足して説明を申し上げます。

今回の条例改正は、令和6年4月実施に向けた令和5年度の組織再編計画に基づくものであり、当該計画は行財政改革推進委員会に諮問し、同委員会において調査・審議し、その結果、「了承する」と答申を受けたものでございます。

それでは、付議案件資料の18ページをお開きください。

左側が現状の組織で、右側が改正案でございます。

まず、港湾商工課を再編し、民間企業を含めた志布志港活性化の取組を推進し、さらなる志布志港の利活用促進や広域道路網の整備促進による優位性を活かした企業誘致や立地及び企業支援・水産振興を行う「みなと振興課」と、観光、商業、特産品振興と併せて、スポーツ、文化、文化財等の分野においても一体的な取組を実施するとともに、本市の魅力を掘り起こし、その魅力を市内外に発信する「シティセールス課」を新設いたします。

教育委員会の生涯学習課につきましては、社会教育に関する業務を新設する「教育振興課」へ、公民館や生涯学習等に関する業務をコミュニティ推進課へ、スポーツや文化、文化財に関する業務を先ほどの「シティセールス課」へ集約し、教育委員会につきましては、学校教育に関する業務を中心とした組織体制とします。

説明資料19ページになります。

情報管理課の業務につきまして、電算業務とデジタル業務を一体的に行うとともに、統計等の情報を活用し、情勢の変化等に的確に対応した政策立案体制の充実化を図るため、総合政策課に集約します。

福祉課と保健課につきまして、出産、子育てから介護まで、幅広い世代への支援を一体となって取り組む体制を整え、市民にとって分かりやすい政策を推進するとともに、切れ目のない支援や重層的な支援につなげるため統合し、「福祉保健課」を新設します。

農政畜産課と耕地林務水産課につきまして、農業、農地に関する分野を統合することにより、農業者への支援体制強化を図るとともに、農地利用の促進につなげるため統合し、「農林畜産課」を新設します。

市民環境課で実施している農業集落排水事業につきまして、上水道及び農業集落排水に関する業務を一体的に行い、管理、業務部門の共有化による効率的な運用を行うとともに、窓口の一元化による市民や事業者の利便性の向上を図るため、水道課に集約します。

これらを踏まえ、条例改正の主な内容につきまして説明申し上げます。

付議案件説明資料27ページの新旧対照表をお開きください。

まず、議案第54号、志布志市課設置条例第1条中、情報管理課につきまして総合政策課に統合

するため削除します。

次に、港湾商工課を「みなと振興課」及び「シティセールス課」に再編し、福祉課と保健課を統合し、「福祉保健課」へ、農政畜産課と耕地林務水産課を統合し、「農林畜産課」とします。水道課につきまして、市長の権限に属する業務である農業集落排水事業を実施することから、新規に追加しております。

次の第2条中、総合政策課の項に「(5) 電子計算組織に関する事」及び28ページになります、「(6) 情報管理及び統計に関する事」を加えます。

次にコミュニティ推進課の項に「(3) 生涯学習に関する事」及び「(4) 公民館に関する事」を加えます。

次の旧の欄、情報管理課の項につきましては、削除して、総合政策課の項へ加えております。

港湾商工課の項につきまして、「みなと振興課」の項及び「シティセールス課」の項を新設します。みなと振興課へは、「(1) 港湾振興に関する事」、「(2) 企業立地に関する事」及び「(3) 水産業に関する事」を、シティセールス課へは、「(1) 商工業に関する事」「(2) 観光に関する事」、「(3) 特産品に関する事」、「(4) スポーツに関する事(学校における体育に関する事を除く)」、「(5) 文化に関する事」、「(6) 文化財の保護及び活用に関する事」を規定しております。

旧の欄、福祉課の項につきましては、「福祉保健課」とし、保健課の項を削り、「(2) 国民健康保険に関する事」、「(3) 介護保険に関する事」、「(4) 保健及び医療に関する事」を加えます。

29ページをお開きください。

農政畜産課の項につきまして、「農林畜産課」とし、耕地林務水産課の項を削り、「(3) 農地及び農業用施設に関する事」、「(4) 林業に関する事」を加えます。

最後に、水道課の項として、「(1) 水道に関する事」及び「(2) 農業集落排水に関する事」を新設します。

付議案件説明資料30ページの新旧対照表をお開きください。

続きまして、議案第55号、行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、説明申し上げます。

今回の行政組織の再編に伴いまして、関連する条例中の課の名称等を変更するものでございます。

第1条第1号及び第2号では、志布志市厚生調査委員条例及び志布志市子ども・子育て会議条例中の「福祉課」を「福祉保健課」に改めます。

第2条第1号及び第2号では、志布志市予防接種健康被害調査委員会条例及び志布志市新型インフルエンザ等対策本部条例中の「保健課」を「福祉保健課」に改めます。

第3条では、志布志市林業振興対策協議会条例中の「耕地林務水産課」を「農林畜産課」へ改めます。

31ページになります。

第4条では、志布志市農業振興対策協議会条例中の「校区公民館長」を、来年度から全地区で設立予定の「地域コミュニティ協議会長」に改め、「農政畜産課」を「農林振興課」に改めます。

第5条では、志布志市漁業振興対策協議会条例中の「耕地林務水産課」を「みなと振興課」に改めます。

第6条では、志布志市社会教育委員条例中の「教育委員会生涯学習課」を「教育委員会教育振興課」に改めます。

第7条では、志布志市いじめの防止等に関する条例中の「教育委員会学校教育課」を「教育委員会教育振興課」に改めます。

32ページをお開きください。

第8条では、志布志市中小企業・小規模企業振興基本条例中の「港湾商工課」を「シティセールス課」に改めます。

付議案件説明資料の44ページをお開きください。

続きまして、議案第57号、志布志市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定につきまして説明申し上げます。

地方教育醸成の組織及び運営に関する法律第23条におきまして、条例の定めによるところにより、教育委員会が所管する公民館等、スポーツ、文化、文化財に関する事務につきまして、市長が管理・執行できるとする特例が規定されております。これらの業務につきまして、市長部局の業務と一体的に取り組むことで、地域振興やまちづくりの推進につなげるとともに、観光や特産品振興と併せて、市の魅力を掘り起こし、市内外に発信することで、市内の活性化を図ることを目的とし、また、教育委員会におきましては、より学校教育に重点を置いた組織体制とするために、本条例により特例を適用するものでございます。

業務の移管先につきましては、生涯学習課で所管している公民館及び生涯学習に関する業務をコミュニティ推進課で、スポーツ、文化及び文化財に関する業務を新設する「シティセールス課」において事務を行います。

付議案件資料の33ページに戻ります。

続きまして、議案第56号、教育に関する事務の職務権限の特例の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、説明申し上げます。

教育に関する事務の職務権限の特例の適用に伴い、関連する条例の見直しを行うものでございます。

33から34ページになります。

第1条では、志布志市職員定数条例につきまして、教育委員会から市長部局への事務移管に伴い、関係する職員として、市長部局を12名増の「327名」へ、教育委員会を12名減の「34名」と改めるものでございます。

第2条では、志布志市公民館条例中、「志布志市教育委員会」を「市長」へ、「教育委員会規

則」を「規則」へ改めます。

35から36ページになります。

第3条、志布志市京ノ峯遺跡公園条例及び第4条、志布志市やっちく松山藩出城公園条例では、「志布志市教育委員会」を「市長」へ改めるとともに、各条文の表現を統一するため、「若しくは」を「又は」へと訂正しております。

36から37ページになります。

第5条では、志布志市有明鉄道記念公園条例中「志布志市教育委員会」を「市長」へ改めます。

第6条では、志布志市歴史民俗資料館条例中「志布志市教育委員会」を「市長」へ、「教育委員会規則」を「規則」へ改めます。

37ページからは、第7条で、志布志市文化財保護条例中「志布志市教育委員会」を「市長」へ、「教育委員会規則」を「規則」へ改め、42ページの第24条「(庶務)」の「教育委員会生涯学習課」を「シティセールス課」へ改めます。

42から43ページになります。

第8条では、志布志市スポーツ推進審議会条例中「志布志市教育委員会」を「市長」へ、「教育委員会生涯学習課」を「シティセールス課」へ改めます。

43ページ、第9条では、志布志市埋蔵文化財センター条中の「志布志市教育委員会」を「市長」へ、「教育委員会規則」を「規則」へ改めます。

付議案件説明資料の20ページに戻ります。

最後に、議案第53号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明申し上げます。

グループ制の概要について御説明申し上げます。

まず、主な導入の目的ですが、一つ目に、市民の皆様からの申請受付など、担当職員不在でも職員全体でカバーできるようにし、ほかのグループ員が対応できる体制を構築し、市民サービスの向上を図るとともに、職員が休暇を取りやすい環境を整えるなど、職場環境の改善につなげることで、二つ目に、イベント等、担当業務量の増大時に、グループ内での役割分担を行うことにより、特定職員への業務量の偏りを改善すること。三つ目に、新規事業や重点施策などに応じ、課長の権限・判断により、グループ員の配置変更を行うなど、柔軟で効果的な体制の運用を行うこと。四つ目に、部門別による担当者の配置から、実務を重視したグループ員の配置や編成を行うことにより、効果的な業務遂行が図られるとともに、役割分担を行いながら連携を深めることで、組織目標に向かって、グループ間に横串を通した形で一体的に進めることであります。

グループ制では、現状の課長、課長補佐、係長といった3段階の組織から、課長とグループリーダーの2段階の組織体制とします。グループリーダーにつきましては、現状の課長補佐や室長の職員を充て、リーダーを補佐するサブリーダーとして、係長の職員を配置します。

グループは、おおむね4名以上の人員を配置することを基本とし、業務のつながりを考慮の上、毎年一回、4月1日を基本に、課長等の再編計画を基に見直しをいたします。グループ員につき

ましては、業務の状況により、課長の権限で随時配置変更を可能とし、事務につきましても柔軟な見直しを行います。

21ページをお開きください。

グループ制の運営のイメージですが、まずは、上段のAグループでは、リーダーがグループ内の調整を行い、情報共有や職員間で連携をしながら業務を実施し、繁忙期等のグループ内で状況に応じて担当者変更を行うなど、グループ内の職員全体で協力しながら業務を行う体制とします。さらに上のAグループと下のBグループにつきまして、課長の権限による柔軟な配置変更を行うなど、課長が課内全体を調整しながら運営し、課全体で協力しながら、業務を遂行する体制を構築してまいります。

説明資料22ページの新旧対照表をお開きください。

志布志市一般職の職員の給与に関する条例につきまして、グループ制の導入に伴い、職員の職務の名称変更を行うものでございます。

別表第2の等級別基準職務表の職務の級、職務の欄につきまして、係からグループへと移行することから、4級の項の「係長」を「サブリーダー」へ改め、5級の項に新たに「グループリーダー」を加えるものでございます。

付議案件説明資料23ページから26ページにつきましては、組織機構再編計画を添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

これらの条例につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

なお、議案第56号、教育に関する事務の職務権限の特例の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、経過措置としまして、施行前の申請及びその他の行為に関わる者は、施行日以降も市長に対して行った行為とみなします。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから一括して質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 一つだけお願いします。

議案第57号の今回特例でこういう条例を定めるとなっています。第2条第3項の「文化に関すること（次号に掲げるものを除く）」ということで、「文化財の保護に関すること」というのは、この文化に関することの中に含みませんよと、この文化に関することというのはとても広いんですけど、具体的にこれはどういったことを指しているのか、その一点だけお願いします。

○議長（平野栄作君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

○

午前11時51分 休憩

午前11時54分 再開

○

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

○生涯学習課長（江川一正君） 先ほど御質問のありました「文化に関すること」でございます

が、主に志布志市文化協会、自主文化事業等の文化事業ということで計画しているところでございます。

○19番（小園義行君） これは非常に難しく、これを理解するのに何十回と読み返しました。ここに四つありますね、「文化に関すること（次号に掲げるものを除く）」、「文化財の保護に関すること」、これは除くという受け止めですよ。そうすると、文化財の保護は別枠で、文化に関すること、「文化財を大切にしましょう」とか、そういったいわゆる社会教育上のそういったものを掲げているというふうに、何回も読んでやっと気が付いたんですよ。本来は、特例に関する条例だから、課長が答弁するのではなくて、市長がしないとイケないでしょう。本来は、これはあなたの所管じゃないよ、悪いけど。市長が答弁しないとイケないでしょう、本来は。市長のほうにあるというわけだから、なぜそうしたのかということが、そういうことです。これを理解するというのは非常に難しいです。そういうことなんですよ、分かりました。議長、答弁はいいです。

○総務課長（小山錠二君） 先ほどの説明の中で、説明資料の31ページをお開きください。

第4条の関係で、最後のほうの「農政畜産課」を「農林振興課」ということでお答えしてしまいましたので、「農林振興課」を「農林畜産課」に訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号から議案第53号までの5件については、組織機構再編に関する条例審査特別委員会に付託いたします。

ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。午後は1時に再開いたします。

○

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

○

日程第14 議案第58号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第14、議案第58号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第58号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税のうち、所得割額及び被保険者均等割額を軽減する措置が講じられたため、当該措置に関する規定を加えるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○**税務課長（濱田 茂君）** 議案第58号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

付議案件説明資料に基づき説明を申し上げますので、資料の45ページをお開きください。

志布志市国民健康保険税条例の改正内容でございますが、一番上の段に産前産後期間の保険税免除措置の内容、関係する条文、施行日を記載しております。

措置の概要については、中段の左側の部分に記載しております。

今回の措置の対象となる方は、妊娠85日以降に出産、出産予定の方で、死産、流産、早産の場合も対象となります。免除となる保険税は、出産する方の所得割額と均等割額、免除となる期間は、単胎妊娠の場合が産日が属する月の前月から4か月間、多胎妊娠、2人以上同時に妊娠された場合は、産日が属する月の3か月前から6か月間、届出については、出産予定日の6か月前から届出可能となっております。

その右側に参考としまして免除分の公費負担割合、令和4年度に国保加入の方で出産をされた方の実績、現在の国民健康保険税の税率・税額を掲載しております。

それでは、新旧対照表に沿って説明いたしますので、付議案件説明資料の46ページをお開きください。

条文の第25条は、国民健康保険税の減額に関する規定ですが、今回の産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額に関する規定を、第3項として追加しております。

47ページをお開きください。

産前産後期間の減額に係る届出に関する規定として、第29条を新設しております。

第30条以降は、第29条新設に伴う条ずれの整理を行ったものでございます。

この条例は、令和6年1月1日施行となっております。

以上で補足説明を終わります。御審議方よろしくようお願い申し上げます。

○**議長（平野栄作君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（平野栄作君）** 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第58号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○**議長（平野栄作君）** お諮りします。

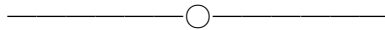
日程第15、議案第59号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略し、

これから本会議で審議することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号については、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第15 議案第59号 志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第15、議案第59号、志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第59号、志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正による、同法の条の追加が行われたことに伴い、当該条名を引用する規定を加えるものであります。

内容は、第2条第2項第6号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加えるものであります。

なお、本条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

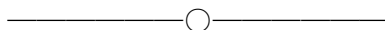
これから採決します。

お諮りします。議案第59号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第16 議案第60号 志布志市中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第16、議案第60号、志布志市中山間ふるさと・水と土保全基金条例

を廃止する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第60号、志布志市中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、地域住民の共同活動の強化に対する支援事業を実施し、もって中山間地における土地改良施設の機能の適正な発揮に資することを目的とする、志布志市中山間ふるさと・水と土保全基金の所期の目的の達成に伴い、同基金を廃止するものであります。

なお、本条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 今回、この中山間地のそういった形での地域住民の共同活動の強化というそれに対する支援事業。この基金を廃止することで、これまで基金を活用して活動していた団体、そういったところには何か不利益のようなものは生じませんか。そのことについて一点と、この基金の残高は幾らなのか。そしてどう精算されていくのかちょっとお願いします。

○耕地林務水産課長（折田孝幸君） まず、今までそういった地域の方の対応というところなのですが、平成26年度から多面的機能支払交付金事業の実施により、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動が始まり、この基金の目的とするところは、展開されているため、提案理由のとおり目的を達成したというふうに考えているところです。次に、基金の額ですが、定額基金でありまして3,031万9,413円、これが定額基金ということで、条例に記載しているところです。これまではこの運用益に対して、いわゆる利子額をそういった事業に活用していくというような方式が取られておりましたので、最終的には年度末をもって廃止して、一般会計へ繰り入れるというような形になるということです。

○19番（小園義行君） これまで中山間地において、いわゆる土地改良に対してのそういうものが崩れたりいろいろしたときに、この事業を活用していろいろやっていた。今後については、大変申し訳ないのですが、耕地林務水産課が今後どうなるか分かりませんが、そこでの事業として、一般会計からきちんとした対応がなされるというふうに理解していいのですか。基金を廃止することで、これまでは600万円なら600万円、基金として積み立てていましたね。それが無くなるということで、基本的に市の事業としてその土地改良事業等々で損害が発生したりしたときは、対応ができるという理解でいいですか。

○耕地林務水産課長（折田孝幸君） 先ほども御説明申し上げましたが、現在、多面的機能支払交付金事業の実施によって、そういった維持とか、共同活動を展開しているところです。現在、多面的機能支払交付金事業に関しましても、市の一般財源を1,800万円程度費やして事業を実施しているところがございます。そういった対応を含めて、今後ますます事業ですので継続していくということで考えております。また、国・県補助金もありますので、そういった補助金も

活用して事業を展開してまいります。また、単発的な市の単独、土地改良、そういった事業等についても、当然、年次的なものもございますが、積極的に実施してまいりたいと考えております。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第60号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第17 議案第61号 志布志市漁業振興基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第17、議案第61号、志布志市漁業振興基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号、志布志市漁業振興基金条例を廃止する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、市の漁業の振興を目的とする、志布志市漁業振興基金の所期の目的の達成に伴い、同基金を廃止するものであります。

なお、本条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第61号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第18 議案第62号 財産の処分について

○議長（平野栄作君） 日程第18、議案第62号、財産の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第62号、財産の処分につきまして、説明を申し上げます。

本案は、臨海工業団地4工区分譲地を売却するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市志布志町安楽字樋口3447番3、面積1万825㎡を臨海工業団地4工区分譲地として、随意契約により1億4,289万円で、株式会社伊藤運送に売却するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第62号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第19 議案第63号 財産の処分について

○議長（平野栄作君） 日程第19、議案第63号、財産の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第63号、財産の処分につきまして、説明を申し上げます。

本案は、臨海工業団地4工区分譲地を売却するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市志布志町安楽字樋口3447番1及び字一町田3647番1、合計面積1万616㎡を臨海工業団地4工区分譲地として、随意契約により1億4,013万1,000円で、マルエーフェリー株式会社に売却するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第63号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第20 議案第64号 財産の処分について

○議長（平野栄作君） 日程第20、議案第64号、財産の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第64号、財産の処分につきまして、説明を申し上げます。

本案は、臨海工業団地4工区分譲地を売却するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市志布志町安楽字樋口3447番5及び字一町田3647番6、合計面積1,550㎡を臨海工業団地4工区分譲地として、随意契約により2,046万円で、有限会社ミヤウチに売却するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第64号は、総務常任委員会に付託いたします。

○

日程第21 議案第65号 志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

日程第22 議案第66号 有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

○議長（平野栄作君） 日程第21、議案第65号及び日程第22、議案第66号、以上2件については、会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

提案理由の説明を一括して求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第65号、志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、志布志シルバーワークプラザの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志シルバーワークプラザの指定管理者となる団体を公益社団法人志布志市シルバー人材センターとし、指定の期間を令和6年4月1日から令和11年3月31日までとするものであります。

次に、議案第66号、有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、有明シルバーワークプラザの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、有明シルバーワークプラザの指定管理者となる団体を公益社団法人志布志市シルバー人材センターとし、指定の期間を令和6年4月1日から令和11年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから一括して質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第65号及び議案第66号の2件については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

○

日程第23 議案第67号 伊崎田青少年館の指定管理者の指定について

日程第24 議案第68号 通山青少年館の指定管理者の指定について

日程第25 議案第69号 原田青少年館の指定管理者の指定について

日程第26 議案第70号 山重青少年館の指定管理者の指定について

日程第27 議案第71号 蓬原青少年館の指定管理者の指定について

日程第28 議案第72号 有明青少年館の指定管理者の指定について

日程第29 議案第73号 野神青少年館の指定管理者の指定について

○議長（平野栄作君） 日程第23、議案第67号から日程第29、議案第73号まで、以上7件については、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

提案理由の説明を一括して求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第67号、伊崎田青少年館の指定管理者の指定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、伊崎田青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、伊崎田青少年館の指定管理者となる団体を伊崎田校区コミュニティ協議会とし、指定の期間を令和6年4月1日から令和11年3月31日までとするものであります。

次に、議案第68号、通山青少年館の指定管理者の指定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、通山青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、通山青少年館の指定管理者となる団体を通山校区コミュニティ協議会とし、指定の期間を令和6年4月1日から令和11年3月31日までとするものであります。

次に、議案第69号、原田青少年館の指定管理者の指定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、原田青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、原田青少年館の指定管理者となる団体を原田校区コミュニティ協議会とし、指定の期間を令和6年4月1日から令和11年3月31日までとするものであります。

次に、議案第70号、山重青少年館の指定管理者の指定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、山重青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、山重青少年館の指定管理者となる団体を山重校区コミュニティ協議会とし、指定の期間を令和6年4月1日から令和11年3月31日までとするものであります。

次に、議案第71号、蓬原青少年館の指定管理者の指定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、蓬原青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、蓬原青少年館の指定管理者となる団体を地域コミュニティ協議会であり、蓬原校区みんなの協議会とし、指定の期間を令和6年4月1日から令和11年3月31日までとするものであります。

次に、議案第72号、有明青少年館の指定管理者の指定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、有明青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の

規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、有明青少年館の指定管理者となる団体を有明校区コミュニティ協議会とし、指定の期間を令和6年4月1日から令和11年3月31日までとするものであります。

次に、議案第73号、野神青少年館の指定管理者の指定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、野神青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、野神青少年館の指定管理者となる団体を地域コミュニティ協議会であり、野神校区ふれあい協議会とし、指定の期間を令和6年4月1日から令和11年3月31日までとするものであります。

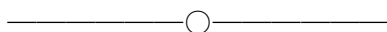
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから一括して質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第67号から議案第73号までの7件については、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第30 議案第74号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第12号）

○議長（平野栄作君） 日程第30、議案第74号、令和5年度志布志市一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第74号、令和5年度志布志市一般会計補正予算（第12号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和5年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、活動火山周辺地域防災営農対策事業、（仮称）循環センター整備事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,187万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ330億8,527万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長補佐（黒川 晃君） 議案第74号、令和5年度志布志市一般会計補正予算（第12号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に1億7,187万9,000円を追加し、予算の総額を330億8,527万9,000円とするものでございます。

予算書の4ページをお開きください。

第2表の地方債補正は、（仮称）循環センター整備事業等に伴う合併特例債を2,690万円増額しております。また、農業用施設災害復旧事業に伴う災害復旧事業債を120万円増額しております。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございますが、予算書の7ページをお開きください。

15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備事業を649万円、3目、衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業を138万1,000円、それぞれ増額しております。

8ページをお開きください。

16款、県支出金、2項、県補助金、2目、民生費県補助金は、保育所等給食支援事業及びその事務費を総額で540万2,000円計上しております。4目、農林水産業費県補助金は、活動火山周辺地域防災営農対策事業を8,125万8,000円、有機転換推進事業を1,038万円、それぞれ増額しております。

9ページの18款、寄附金は、明治安田生命保険相互会社様及び有村澄子様からの特定寄附金を総額で61万1,000円計上しております。

10ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金、15目、ふるさと志基金繰入金は、肉用子牛臨時経営支援事業等に伴い、3,026万8,000円増額しております。

12ページの22款、市債は2,810万円増額し、総額で19億1,316万3,000円としております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

歳出の款及び項の全般にわたって、人事院勧告に伴う給与等改定及び本年4月1日以降の人事異動の増減分に伴う調整等で総額3,208万9,000円増額しております。

予算書は14ページ、説明資料は2ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、4目、企画費は、奨学金返還支援事業につきまして、補助金交付申請が予算額に達し、今後も申請が見込まれるため、400万円増額しております。

説明資料は3ページをお開きください。

6目、情報管理費は、組織再編に伴う執務室のレイアウト変更を行うため、電算システム管理整備事業を231万円増額しております。

予算書は20ページ、説明資料は5ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、4目、老人福祉費は、事業対象である後期高齢者の医療機関からの健康診査に関する情報提供者数等の増加が見込まれるため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を227万7,000円増額しております。

予算書は23ページ、説明資料は4ページをお開きください。

4款、衛生費、2項、清掃費、2目、塵芥処理費は、常設のごみステーション（仮称）循環センターを設置することで、資源ごみを出せる機会を増やし、ごみを出しやすい環境整備を行い市

民の利便性向上を図るため、（仮称）循環センター整備事業を2,487万4,000円計上しております。
予算書は25ページ、説明資料は8ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、6目、畜産業費は、肉用子牛価格の急激な下落により、厳しい経営状況にある肉用子牛生産農家の支援を行い、生産基盤の維持を図る肉用子牛臨時経営支援事業を1,927万5,000円増額しております。

予算書は32ページ、説明資料は1ページをお開きください。

9款、消防費、1項、消防費、3目、消防施設費は、大隅曾於地区消防組合における女性消防士の採用に伴い、志布志消防署に女性消防士専用の仮眠室等を整備する志布志消防署改修事業を130万円、第2分団消防車庫、防災無線及び防火水槽の機能を維持するため、あおぞら農業協同組合旧通山出向所購入事業を813万9,000円、それぞれ計上しております。

予算書は36ページ、説明資料は9ページをお開きください。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費は、台風6号により被災した農地及び農業用施設を復旧するため400万円増額しております。

予算書は37ページになりますが、14款、予備費は、今回の財源調整として3,559万8,000円減額しております。

以上が、補正予算（第12号）の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。

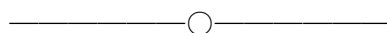
よろしくお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第74号は、予算常任委員会に付託いたします。



日程第31 議案第75号 令和5年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（平野栄作君） 日程第31、議案第75号、令和5年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第75号、令和5年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和5年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算につきまして、介護保険システム等改修事業及び総合相談事業費に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ251万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ44億3,406万円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、事業費補助金を122万1,000円計上するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰入金的一般会計繰入金は、事務費繰入金を122万1,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳入の諸収入の雑入は、自動車損害共済災害共済金を7万2,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費の一般管理費は、電算システム業務委託料を244万2,000円増額するものであります。

9ページを御覧ください。

歳出の地域支援事業費の総合相談事業費は、需用費の修繕料を7万2,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第75号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第32 議案第76号 令和5年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（平野栄作君） 日程第32、議案第76号、令和5年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第76号、令和5年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和5年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出予算につきまして、工業団地整備事業積立基金事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億348万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億4,631万5,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の財産収入の不動産売払収入は、工業団地売払収入を3億348万1,000円計上するものであります。

6 ページをお開きください。

歳出の管理費の積立金は、工業業団地整備事業積立基金への積立金を 3 億348万1,000円計上するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第76号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。

日程第33、議案第77号から日程第38、同意第5号まで、以上6件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号から同意第5号まで、以上6件については、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第33 議案第77号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第13号）

○議長（平野栄作君） 日程第33、議案第77号、令和5年度志布志市一般会計補正予算（第13号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第77号、令和5年度志布志市一般会計補正予算（第13号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和5年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金追加分給付事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億2,958万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ335億1,486万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を4億2,608万5,000円増額するものであります。

予算書の6ページをお開きください。

歳入の繰入金は、ふるさと志基金繰入金を350万円増額するものであります。

予算書は7ページ、付議案件説明資料は2ページをお開きください。

歳出の民生費、社会福祉費は、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯を支援するため、給付金を支給する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金追加分給付事業に係る経費を4億2,958万5,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第77号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は、原案のとおり可決することに決定しました。

ただいま議決されました一般会計補正予算（第13号）については、先に提出された一般会計補正予算（第12号）がこれから委員会審査に付されますので、補正予算の補正前、補正後の額等を整理する必要があるがございます。

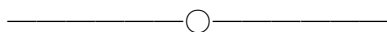
そこでお諮りします。

議決の結果生じた数字等の整理については、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、一般会計補正予算（第13号）については、議長において数字等の整理を行うことといたします。



日程第34 同意第1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

（福田裕生君退場）

○議長（平野栄作君） 日程第34、同意第1号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第1号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることにつきまして、説明を申し上げ

ます。

本案は、令和6年2月23日をもって任期が満了する福田裕生氏を、引き続き教育委員会教育長に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

福田裕生氏の略歴につきましては、説明資料の102ページを御覧ください。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口の閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長（平野栄作君） ただいま議長を除く出席議員数は17人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に八代誠君及び小辻一海君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。原案に賛成の方は賛成と、原案に反対の方は反対と記載してください。

重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第75条第2項の規定により、反対とみなします。

(投票用紙配布)

○議長（平野栄作君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（平野栄作君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○事務局長（藤後広幸君） それでは順にお願いいたします。

2番、栢山晋司議員。3番、稲付洋平議員。4番、隈元香穂子議員。5番、南利尋議員。6番、市ヶ谷孝議員。7番、青山浩二議員。8番、野村広志議員。9番、八代誠議員。10番、小辻一海議員。11番、持留忠義議員。13番、西江園明議員。14番、丸山一議員。15番、玉垣大二郎議員。

16番、鶴迫京子議員。17番、小野広嗣議員。18番、東宏二議員。19番、小園義行議員。20番、福重彰史議員。

○議長（平野栄作君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。八代誠君及び小辻一海君、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（平野栄作君） 投票の結果を報告します。

投票総数17票、うち賛成13票、反対4票。以上のおり賛成多数であります。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます

（議場開鎖）

（福田裕生君入場）



日程第35 同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（平野栄作君） 日程第35、同意第2号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第2号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和6年2月23日をもって任期が満了する島津陽亮氏を引き続き教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

島津陽亮氏の略歴につきましては、説明資料の103ページを御覧ください。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

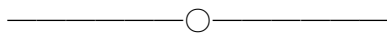
○19番（小園義行君） 今回、島津陽亮氏が同意されたとしたときに、教育委員の方々に保護者の方が最低お一人は、法によって求められているわけですが、教育委員の任期の残っている方々、この島津陽亮氏をはじめとして、教育委員の中に保護者の方がおられるかどうか、お願いをいたします。

○議長（平野栄作君） 確認のため、しばらく休憩いたします。



午後1時54分 休憩

午後1時55分 再開



- 議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。
- 市長（下平晴行君） 保護者は、島津陽亮氏のみでございます。
- 19番（小園義行君） 島津さんは、子供さんがまだ現在在学中だと、そういう理解でよろしいんですね。
- 市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。
- 議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

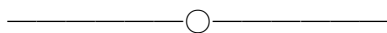
- 議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。
これから採決します。
お諮りします。同意第2号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。
したがって、同意第2号は、同意することに決定しました。



日程第36 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

- 議長（平野栄作君） 日程第36、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

- 市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和6年2月22日をもって任期が満了する福留勉氏を、引き続き固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

福留勉氏の略歴につきましては、説明資料の104ページを御覧ください。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第3号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は、同意することに決定しました。



日程第37 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（平野栄作君） 日程第37、同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和6年2月22日をもって任期が満了する立木清美氏を、引き続き固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

立木清美氏の略歴につきましては、説明資料の105ページを御覧ください。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第4号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は、同意することに決定しました。



日程第38 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（平野栄作君） 日程第38、同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、説明

を申し上げます。

本案は、令和6年2月22日をもって任期が満了する下野太志氏を、引き続き固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

下野太志氏の略歴につきましては、説明資料の106ページを御覧ください。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第5号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号は、同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（平野栄作君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午後2時00分 散会

令和5年第4回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：令和5年12月6日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

野 村 広 志

小 野 広 嗣

持 留 忠 義

南 利 尋

青 山 浩 二

栢 山 晋 司

丸 山 一

市ヶ谷 孝

鶴 迫 京 子

小 園 義 行

福 重 彰 史

出席議員氏名（17名）

2番 栞山晋司	3番 稲付洋平
4番 隈元香穂子	5番 南利尋
7番 青山浩二	8番 野村広志
9番 八代誠	10番 小辻一海
11番 持留忠義	12番 平野栄作
13番 西江園明	15番 玉垣大二郎
16番 鶴迫京子	17番 小野広嗣
18番 東宏二	19番 小園義行
20番 福重彰史	

欠席議員氏名（3名）

1番 永田梓	6番 市ヶ谷孝
14番 丸山一	

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市長 下平晴行	副市長 溝口猛
教育長 福田裕生	総務課長 小山錠二
財務課長補佐 黒川晃	総合政策課長 川上桂一郎
コミュニティ推進課長 五代千加子	情報管理課長 宮内真吾
港湾商工課長 大迫秀治	税務課長 濱田茂
市民環境課長 留中政文	福祉課長 若松利広
保健課長 西洋一	農政畜産課長 萩迫和彦
耕地林務水産課長 折田孝幸	建設課長 富岡裕
松山支所長 上原健太郎	有明支所長 北野保
水道課長 新崎昭彦	会計管理者 和佐浩教
農業委員会事務局長 中水忍	教育総務課長 岡崎康治
学校教育課長 上木勝憲	生涯学習課長 江川一正

議会事務局職員出席者

事務局長 藤後広幸	グループリーダー 末原和幸
調査管理担当サブリーダー 大田和隆	議事担当サブリーダー 前田範雄

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、東宏二君と小園義行君を指名いたします。

○
日程第2 一般質問

○議長（平野栄作君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、8番、野村広志君の一般質問を許可します。

○8番（野村広志君） 改めまして、皆さんこんにちは。会派、志みらいの野村広志であります。早速であります。今回も通告に従いまして2点について、執行部の考え方や方向性についてと、幾つかの提案をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、地域コミュニティ協議会の在り方についてお聞きしてまいります。三つのモデル地区から始まり、年次的に校区公民館組織から地域コミュニティ協議会への移行が進み、来年度からは全地区でスタートするとのことでありますが、これは既に始まっている地区においても、これから始まろうとする地区でも、まだまだ様々な課題や懸念事項が少し払拭されていないようであります。私は、やはりこの現代社会問題であるとか、地域が抱えている様々な課題を少しでも解決し、持続可能な地域社会が構築されると信じているわけですが、なかなか先の方向性のようなものが見えてこない不安があるようであります。そこでまずお聞きいたしますが、これはそもそも論として以前説明があつて、繰り返しになるかもしれませんが、この地域コミュニティ協議会に移行しなければならなかった主たる目的が何だったのか、いま一度お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 野村議員の御質問にお答えいたします。

校区公民館組織から地域コミュニティ協議会への移行については、少子高齢化と人口減少の同時進行による地域活動の低下や担い手不足、生活スタイルの多様化や情報化社会の発展など、多様化する地域の課題解決については、行政だけの取組や行政主導のまちづくりでは限界が見えてきたところであります。その中で、地域の特性に応じた本市の新たな地域コミュニティ組織の在り方について、平成30年度からモデル地区を設定し、検証した結果、地域課題の解決や地域づくりを担う新たな仕組みとして、地域コミュニティ協議会の設立が適切であるという意見がまとめられたことから、「第2次志布志市総合振興基本計画」に盛り込み、令和6年4月には、市内全域で地域コミュニティ協議会が設立されることを目指し、取り組んできたところであります。

○8番（野村広志君） これは繰り返しになりますが、当然私自身も、この地域が抱えている課題解決の一助になればと願うわけではありますが、現状まだ少し乖離のようなものを感じる

わけでした、これは地域コミュニティ協議会に移行したことが悪かったと申しているわけではございません。各地域の実情等もございませし、市当局が目指している地域コミュニティ協議会の在り方と、地域が望む地域コミュニティ協議会の在り方には少し隔たりというようなものがあるように感じております。また、地域間の温度差もあるのではないかなと感じております。ではそのような中で、様々な声が市当局のほうにも届いているかと思えます。先行して始まった地域コミュニティ協議会、また、これから始まろうとする協議会、組織団体ですね。どのような声が聞こえているのか、まずその御意見等があれば、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、前向きな意見がある一方、担い手不足など課題であるとの意見があるところであります。今後は、地域の負担軽減となるような支援を行ってまいりたいと考えておりますし、また新たな事業を展開することでの不安等々もあるのではないかなというふうには思っております。

○8番（野村広志君） そういった認識を市長のほうで答弁がありましたけれども、これは最大の課題というか、持続可能な地域の地域自治を目指すためには、当局として一番の課題として考えているのは、どこを考えていらっしゃるでしょうか。

○市長（下平晴行君） 地域のそのような団体の代表者や地域住民が集まり、自分たちのまちの課題について話し合い、解決に向けての取組を進めている状態を目指す姿等ではないかなというふうに思っているところであります。

○8番（野村広志君） そういった課題等について各組織団体、協議会のほうが、自助努力をしながら改善をしていかなければならないものと、仕組みや制度といったものを変えることによって、改善されてくるものに分けて考えていかなければならないのかなと、今答弁を聞いて少し感じたところでした。仕組みや制度の変更で対処できるものについては、これは届いた声を基にしながら、当局のほうで速やかに変更して改善していただければなと思えます。しかし、各協議会が自助努力をしながら、改善を進めていかなければならないことについては、なかなかこれは進展していかないのかなという懸念をやはり感じております。ではまずその背景を考えてみますと、これは先ほど課題の中でも出てまいりましたけれども、やはり担い手不足というのが最大の要因というか、背景にあるのかなと思えます。参加者の高齢化や固定化などにより、一部の方々への負担がさらに増すことになったというような現状が、見受けられているようでございます。また、ちょうど同時期に新型コロナウイルス感染症拡大により、地域活動にも一定の制限をかけざるを得なかったということで、組織離れであるとか、人離れ等々が進むきっかけになったのではないかなということも考えられるのではないかなと思えます。そこでお聞きいたしますが、そういった背景を今後改善に向かわせるために、各協議会が自助努力をして、組織の充実や持続可能な組織体系の構築が図られるようにするためには、各協議会として、今後この組織運営にどのように向き合っていけばよいと、当局のほうでは考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。これは大変大きなテーマだと思います。いかがお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今回地域コミュニティ協議会を立ち上げた大きな要因は、やはり今まで

はどちらかという、校区公民館というのは、行政が上からお願いしているというような組織であるわけですので、地域コミュニティ協議会の基本的な考え方は、地域の課題を自らが解決するための取組をしていくんだと、行政とは対等なパートナーだというような考え方で取組をしていくということでありまして、やはりそういう課題について十分話し合いをしていただいて、そして解決に向けての取組、こういう考え方で取組がなされることを期待をしているところでもあります。

○8番（野村広志君） 市長が言われることは、十分に理解いたします。では、そういった地域の課題等への取組等々、自助努力をされて改善に向かったという、何かそういったような取組がされた事例が現段階でございますか。

○市長（下平晴行君） 課題解決の取組の例を紹介しますと、本年8月に、有明校区コミュニティ協議会が、こどもまつりを初開催をしているということでありまして。このこどもまつりは、「地域に祭りがなくてさびしい」との声から、地域の中学生が主体的に企画立案して、地域全体で一丸となって取り組んだということでもあります。

○8番（野村広志君） 市とそれぞれの地域コミュニティ協議会との関係性については、先ほど市長からもありましたとおり、対等なパートナーであるという認識で、双方が持つ特性を理解して認め合うとともに、さらなる地域自治と協働によるまちづくりを推進することを目的とした「協働によるまちづくりパートナーシップ協定」が、締結をされております。この趣旨は十分に理解をしておりますが、「対等なパートナーとして」と市長からもありましたが、認識するところまでは、まだなかなか醸成されていないのかなと思っております。ここについて、今後そういった「対等」という言葉がふさわしいかどうか分かりませんが、醸成されてくることを互いに努力していく必要があるのかなと思っております。また、このことは、協議会を立ち上げること自体が目的ではないわけですので、地域の課題の解決や持続可能な地域自治を可能とすることが目的でありますので、立ち上げて終わるということではなくて、また様々な課題に向けた、その有明校区のこどもまつりやそういったものも当然必要ですし、またそういったことを支援する意味でも、さらなる情報の提供であったりとか、継続した支援の在り方、また時代の潮流に合わせた研修会などについても、積極的に展開をしていただきたいと思うわけですが、ここら辺については、市長はどのようにお感じですか。

○市長（下平晴行君） これは一つの例でございますが、地域からの相談につきましては、地域と共に解決に向けた取組や支援を行っているところでありますが、一つの例としまして紹介しますと、本年8月に八野地区ふるさと協議会が、八野ふるさと夏祭りを7年ぶりに開催したということで、それにあたって、「地域ににぎわいを取り戻したい」との相談があったところであります。県事業の情報提供、企画書の作成や県補助金申請の支援、祭りの運営助言などの人的支援を行ったところであります。

○8番（野村広志君） そういった声が各地域から上がってくるということは、本来目的としたところに合致してくるのかなということは、今、答弁を聞いて感じたところでした。

ではもう一点、少しお聞きしますが、これは中山間地域の部分、今の八野校区等もそれにあたるのかなと思いますけど、こういった地域と街部といわれるところでは、抱えている意見であるとか、課題等について、少し違いがあるのかなと感じております。これは同じルールと申しますか、制度で運用をお願いしていくお考えなのか、それとも少し地域の実情に合わせて柔軟に対応されていくおつもりなのか、その辺の整合性についてももしっかり担保されているのか。その辺についてのお考えをお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 組織化や組織運営等については、基本的な考え方は何ら変わらないというふうに思っております。それぞれの地域の経緯や歴史的背景などもあることから、異なる地域課題について、その地域に沿った解決に向けた柔軟な対応及び支援を行っていくという考え方があります。

○8番（野村広志君） 今、市長から見解が述べられたように、地域には様々な実情もあろうかと思えますし、また様々な方々もいらっしゃいますので、その実情を十分に鑑みながら、丁寧に対応にあたっただけならばと思うところです。

では、以前の市長の答弁の中で、「各協議会に、人員を配置できるようにしたい」との考え方が示されたわけですが、現在、地域支援員として、コミュニティ推進課の中に数名の会計年度任用職員が配置されているようでありますけれども、まず、その辺の現状について少しお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、私は協議会に人員を配置していきたいという考え方がありましたが、協議をする中で、各地域の実情に応じて、地域専任の事務局的な立場で地域活動を担っていただく人材を、地域自ら雇用することを検討しているところであります。また、雇用に要する経費については、財政面の支援等を実施していく考えであります。なお、市では現在、地域支援員をコミュニティ推進課に2名、地域振興課に2名、総務市民課に1名の計5名の会計年度任用職員を配置して、各地域の支援を行っているところであります。

○8番（野村広志君） 新たに配置をしたいということも含めて、具体的な何か計画というのか、お示しできるものがございますか。人員を新たに配置していくということについては、具体的な計画がございますか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、そこの地域の実情に合った、しっかりその地域を分かっているような方を選んで、雇用したほうがいいのではないかというような内部での話がありましたので、そこ辺を含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） できれば地域雇用という形で、私もお願いをしたところでしたので、そういった方向で、地域自らというような答弁もございましたので、確かにそれが理想だなと私自身も思っているところです。今後協議をしていくということでしたけれども、そういった際の雇用の体系、その方の身分であるとか、位置づけみたいなものというのが、イメージされているものがございますか。

○コミュニティ推進課長（五代千加子さん） 先ほど市長の答弁にもございましたが、今後地域

から推選された方に対して、委嘱をするという形で進めていけたらと考えております。地域雇用の方につきましては、地域の実情に詳しく、地域の維持、活性化対策などの地域の活動や地域の事務局機能を中核として担う業務をというふうに考えております。対しまして、市の会計年度任用職員であります地域支援員につきましては、市内全体の地域コミュニティ協議会の活動のサポートとともに、地域雇用の方と市とのパイプ役として連携しながら、地域活性化に取り組んでいきたいと考えております。

○8番（野村広志君） では、この配置を目指すというか、配置の計画において、その方には、「各地域コミュニティ協議会の事務局も担っていただきたい」というような答弁だったと思いますが、確認です。もう一度、そういった方向で考えているということによろしいですか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○8番（野村広志君） はい、理解いたしました。では、これはいつ頃から、どのような形で配置を考えているのか。そこについて具体的な予定がございますか。

○コミュニティ推進課長（五代千加子さん） 現在、庁内や各地域コミュニティ協議会にお話をしていくところではございますが、早ければ、来年度そういった形ができればという方向で進んでおります。

○8番（野村広志君） 来年度当初から、予算的な措置ができればというのを、まさに今、来年度の予算の査定中かなと思いますけれども、当初の予算化を予定しているのか。またこの財源については、国との財源措置があるのかどうか、そこについてはどうでしょうか。

○コミュニティ推進課長（五代千加子さん） 地域雇用につきましては、国の集落支援員制度という、国の特別交付税措置を用いた財政措置ができればと考えております。

○8番（野村広志君） 国のほうでも、そういった財源措置が少しあるということでもありますので、有効に活用しながら、そういった人員配置につないでいただければなと思います。では、この地域雇用となった場合、当然、地域コミュニティ協議会の事務局の仕事も担いながらということですけども、これは身分と申しますか、所管課と申しますか、こういった形になりますか。その人員の所管に関わること、これはコミュニティ推進課に所属するような形になるのですか。そこ辺についてはどうですか。

○市長（下平晴行君） 今回の機構改革で、教育委員会が所管する公民館施設を、市長部局が所管することとなります。公民館主事も市長部局に所属する職員となります。公民館施設は、社会教育法の規定に基づき設置されておりますが、まちづくりなどのほかの行政分野との一体的な取組の推進等のために、地方公共団体がより効果的と判断する場合には、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、条例により市長部局で所管することが可能となるものであります。公民館施設についても、公民館組織であったコミュニティ協議会組織についても、教育委員会と協議をしながら取組を進めているところであります。

○8番（野村広志君） まさに、今から聞こうかなと思っておりましたけれども、このコミュニティ推進課において、こういった人員を配置、所管されるということで、移管されるというよう

な予定がありますので、人員の配置をされていくのかなと思いますけれども、一方で、これは建物としての条例公民館等については、今、市長からもありましたとおり、公民館主事さんが配置をされております。今回の機構改革の中では、答弁のとおり、生涯学習課からコミュニティ推進課へと移管するというお考えが示されておりますし、社会教育の業務である公民館業務を移管するという考え方であるようでありますので、当然、公民館主事さんの所管についても、影響するものではないかなと考えるわけですけれども、その辺についてしっかりと整理がなされているのかというのが、少し心配だったところですけれども、今、市長から答弁がありましたので、その関係性については理解をします。しかし、実際に建物としてと組織としての関係性もございまして、非常に分かりづらい部分もあるのかなと、私自身も考えているところですけれども、公民館を現在所管されている教育委員会としての見解は、いかがでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 市長の答弁にもありましたとおり、今回の機構改革につきましては、社会教育法に基づいた公民館体制のまま、市長部局へ移管するものであります。今後も市民の皆様には、これまでどおり学びや集いの場として、さらにはまちづくりの拠点として、公民館を活用していただきたいと考えております。公民館主事につきましても、これまでと同様に施設の安全管理に努めながら、社会教育の充実を図り、地域の方々に一番近い存在として、より利用しやすい施設となるよう、職務を遂行していただきたいと考えているところでございます。

○8番（野村広志君） 地域によっては、公民館主事さんが地域コミュニティ協議会の事務であったり、お仕事を少し担っているというような実情はございませんか。

○コミュニティ推進課長（五代千加子さん） 公民館主事につきましては、あくまでも公民館に配属されておまして、生涯学習とか、そういった学習の立案等をしていただいておりますが、地域コミュニティ協議会との関わりも深いため、取次ぎという意味で関わっていらっしゃるというふうに理解しております。

○8番（野村広志君） 人が配置されるということで、混在するというか、分かりづらくなるのかなというのが少し心配があってお聞きしましたが、地域の実情によっては、この公民館主事さんがどういった形で、この地域コミュニティ協議会との連携を取りながらというのが出てくるのかなというのを少し感じたところでございました。では、確認のためにお聞きいたしますが、志布志市公民館条例の第13条で規定をしている「公民館に館長及び主事を置き、その他必要な職員を置くことができる」となっておりますが、この場合の館長とは誰にあたりますか。

○コミュニティ推進課長（五代千加子さん） 館長につきましては、志布志市公民館管理規則第8条第1項におきまして、「館長は、生涯学習課長をもって充てる」とあります。ですので、現時点では、生涯学習課長が建物の館長となっております。

○8番（野村広志君） では移管後は、コミュニティ推進課の課長が館長という理解でよろしいですか。

○コミュニティ推進課長（五代千加子さん） はい、おっしゃるとおりになります。

○8番（野村広志君） 今回、有明地域の青少年館の指定管理者を、地域コミュニティ協議会に

お願いするという議案が提出されておりますが、条例公民館と青少年館が隣接をするところなどでは、非常にこの業務も含めて、人員も混乱するような状況に陥るのではないかなど少し心配をしております。また、条例公民館が設置されている地域とそうでない地域との整合性についても、少し心配なところがありますが、その辺についてはどのような議論がなされておりますか。

○コミュニティ推進課長（五代千加子さん） 今おっしゃるとおり、有明地域につきましては、青少年館が主な地域の活動拠点です。松山地域ですと条例公民館、志布志地域におきましても条例公民館や改善センターなど、様々な施設を活用されております。今後の方針としましては、やはり地域コミュニティ協議会の活動の場というのは必要かと思っておりますので、そういったところをどのように整備していくかというのを、引き続き、協議会の方々の意見を聞きながら進めてまいりたいと思っております。

○8番（野村広志君） 地域コミュニティ協議会に人員を配置していただけるというのは大変ありがたいことですので、明確な位置づけがないと、なかなか市民の方々も少し困惑するのではないかなど心配をしておりますので、しっかりとしたこの位置づけ等についても、さらに議論をしていただければなとお願ひしておきます。

では、続けてお聞きいたしますが、ふるさとづくり委員会に配置されておりますサポート職員制度についてお聞きいたしますが、この考え方や位置づけについては、今後どのように考えていらっしゃるのかお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 市職員のサポートについては、各地域に対して課長級をリーダーとするサポート職員を配置しております。地域の方々と一緒に活動を行い、連携を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

○8番（野村広志君） 今、答弁ありましたけれども、位置づけが非常に見えづらくなっているのかなという気がいたしております。地域コミュニティ協議会の中に、このサポート職員制度というのをどのように組み込んでいくのかということで、非常に見えづらくなっているのかなという気がいたしますけれども、そこについては、御認識はございませんか。

○市長（下平晴行君） これまで自己申告書には、地域活動、ボランティア活動の概要を記載する欄を設けておりましたが、今年からは、自治会加入状況も記載できる項目を新たに設けたところであります。職員の地域貢献について把握できるように努めており、人事ヒアリングや人事評価制度も含めて、総合的な評価として人事異動にも反映させているところであります。なお、サポート職員については、有償ボランティアに位置づけた場合、謝礼等を地域コミュニティ協議会が支払うこととなりますので、財源も含めて、サポート職員の在り方について協議・議論をしてまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 市職員なくしてこの地域活動はままならないことは、もう皆さんも御存じのことと思っておりますし、本市の職員におかれましても、積極的に地域活動に御協力いただいていることは、改めて感謝を申し上げたいと思っております。以前にも述べましたが、これからの持続可能な地域自治を考えるときには、こういったサポートしていただける職員の処遇についても、し

っかりと評価につなげていく仕組みづくりが必要ではないかなと思っております。今、市長から答弁がありましたので、そういった方向で少しずつ変わりつつあるということでもありますので、少し安心したところでしたが、またこの有償ボランティアの考え方についても、答弁があったところでした。今後もこの位置づけについて、さらに議論を深めていただければと思います。

ではもう一点、併せてお聞きいたしますが、自治会には担当職員というのが配置されていると思いますけれども、この職員についての今後の考え方については、どのようにお考えなのかお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 自治会担当職員の役割ではありますが、自治会の意見や要望等の把握、それから行政情報の提供及び災害時の情報収集等の役割ということで考えております。

○8番（野村広志君） これは、所管する課はどちらになりますか。

○市長（下平晴行君） 総務課でございます。

○8番（野村広志君） コミュニティ推進課で現在配置されている人員、ないしは今後は配置を目指していく人員等を含めながら、こういった自治会担当職員等々の連携、配置される人員等の連携というのが必要になってくるかと思えます。せっかく配置されている方々がいらっしゃいますので、自治体と一体となるような、そのような真に機能する仕組みづくりが必要なのかなと思えますけれども、そういった配置される人員等の連携について、これは所管課が総務課である自治会担当職員と今後配置を目指す人員、ないしは地域支援員等々、そういったもの全て含めたやはり連携というのが必要になってくるのかなと思えますけれども、そこについてのお考えはございますか。

○市長（下平晴行君） できるだけ地区の状況を把握しやすい環境にある職員で、地元に住んでいる者を配置したほうが、負担が軽減できるとして、その配置に努めてきたところでもあります。年度当初に自治会長には、当該自治会の担当職員を周知していますが、より明確な支援体制が構築できないのか、引き続き庁内で議論させていただきたいというふうに考えているところがございます。

○8番（野村広志君） 自治会の集合体が地域コミュニティ協議会になりますので、そこあたりについてもしっかりと連携をして、真に機能する仕組みを構築していただきたいものだなとお願いをしておきます。市当局としても、様々に人材を配置し、サポートしていただける体制づくりについて、積極的に検討していただいていることについては理解をいたしました。しかし、これは主体的な活動組織として、この地域コミュニティ協議会が持続可能な組織体として、今後も意欲的に活動を続けられるためにも、その時々時代に合わせてさらなる支援の充実が不可欠なものかなと考えております。また、そういった市行政の寄り添う姿勢こそが、地域コミュニティ協議会の下支えになるものと思えますし、地域活性化の源になると考えておりますので、しっかりと地域の声を拾っていただきまして、対応にあたっていただきたいものだなとお願いしておきたいと思えます。最後に、市長に思いをお聞かせいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 令和5年度は地域づくりへの支援体制の充実を図り、地域コミュニティ

協議会をはじめとした地域活動等への支援体制強化のため、コミュニティ推進課を新設したところであります。地域コミュニティ協議会は、地域に住む全ての住民が、多様な住民の参画と多彩な地域活動を促進し、誰一人取り残さない、誰もが元気で住みよい持続可能な地域づくりを進めるものであります。支え合い、助け合える関係を育むなど、自分たちのふるさととは、自分たちが楽しみながら守る仕組みの中心となっただけで、自主・自立の地域づくりの重要な役割があるものと考えております。今後の地域コミュニティづくりとしては、地域の防災力向上や地域全体で支える育児、子育て環境の構築、生涯学習を通じたまちづくりや関係人口の増加、地域としての稼ぐ力を高めるなど、地域の実情に合った取組や課題解決をすることにより、地域の活性化が図られるものであるというふうに考えておりますので、このような取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 人材は、地域の財産でもございます。市当局としても、持続可能な地域を維持する意味でも、しっかりと対応にあたっていただければというものと理解して、次に移りたいと思います。

次に、港湾行政についてお聞きしてまいります。この港湾行政については何度となく質問をさせていただいておりますが、まずお聞きしますが、前提として、志布志港湾の管理者は鹿児島県であり、また国土交通省九州地方整備局における港としての国の関わりも大変重要な位置づけでございます。では、港を持つ地元の自治体として、関わり方についてどのように考えていらっしゃるのか。まずはそのことについて、お聞かせいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 志布志港では、多くの事業者が経済活動を営まれており、フェリーさんふらわあの就航やクルーズ船寄港、志布志みなとまつりなどのイベント開催を通じた人流・交流及びにぎわい創出を図るための、本市としても重要なインフラとなっております。本市は、港湾管理者等ではないことから、港湾の開発・保全等に関する権限等はありませんけれども、企業の経済活動を支える市民などのにぎわい創出を図っていくための提案・提言を行い、港湾管理者である鹿児島県や国土交通省をはじめとした関係機関と一体となって、志布志港並びに志布志市の発展に関わってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○8番（野村広志君） そのことについては、十分理解いたします。では、今答弁いただいたことを前提としてお聞きをしてまいります。今回この志布志港のにぎわいづくりについて、特に特化して幾つかお聞かせいただきたいと思いますが、まず先ほどの前提を踏まえた中で、港を持つ地元の自治体として、志布志港湾のにぎわいづくりについてどのようなことが可能なのか。そこについてまずお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 代表的な事例で申し上げますと、志布志みなとまつりによるにぎわい創出が挙げられます。港で開催することで、多くの方が観覧できる場所が確保でき、海辺であることから、尺玉のような大きな花火を打ち上げることも可能になっているというふうなところであるというふうに思います。

○8番（野村広志君） 答弁のとおり、現在志布志みなとまつりとして、花火大会ですけれども、

多くのにぎわいを見せておりましたが、私は、実際に市民の方々が直接港や海を感じられるような企画であるとか、イベント等については、まだ少し少ないのかなと感じております。では、こういった志布志港湾のにぎわいづくりについて、これは市長自身の思いで構いませんけれども、市長自身その必要性についてはどのようにお感じですか。

○市長（下平晴行君） 既存のエリアとしては、若浜地区の観光船バースや新若浜地区のしおかぜ公園は駐車場やトイレの設置があることから、にぎわいづくりの場所として適切であるというふうに考えております。希望的意見としては、外港地区が望ましいのではないかというふうに考えております。また、現在開催中の志布志港長期構想検討委員会において、にぎわい空間の不足、再構成が課題として挙げられております。本市からも機能及び施設の再配置に合わせて、にぎわい創出が図られる緑地配置について、意見の申入れを行っているところであります。

○8番（野村広志君） 市長自身のこのにぎわいづくりについての必要性についてということでも聞いたわけですけど、その必要性については十分に認識しているということでもよろしいですか。

[何言か呼ぶ者あり]

○8番（野村広志君） それを踏まえて市長からありましたとおり、志布志港湾は四つのエリアに分かれております。本港地区、外港地区、若浜地区と新若浜地区でありますけれども、にぎわいづくりを仕掛けるためにということで、当然これは市のほうで単独で決められるようなことではないと、設定できるようなものではないという認識でおります。今、希望的意見として承りました、「外港地区が望ましいのではないか」というような意見があったところでしたけれども、当然、市街地に近い場所がそういったにぎわいづくり、今その場所で、志布志みなとまつり等も開催がされているようでもありますので、そうなるのかなと思います。港湾エリア、現在もそうなっているのかもしれませんが、俗に言われるゾーニングというのが、やはり不可欠のかなと感じているわけですけども、にぎわいづくりについて現在の港湾計画であるとか、市の総合振興計画の中で、このにぎわいづくりということがどのように位置づけられているのか、整合性が取れたものになっているのか、その辺については今市長からあった答弁等含めながら、どういった位置づけになっているのかということも、少しお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 現在の港湾計画においては、観光船バースを交流拠点ゾーンとして大浜緑地公園からしおかぜ公園にかけてエリア、並びに若浜運動公園は、港湾環境整備施設としての緑地が整備されており、その場所ではイベントやスポーツ大会の開催、市民等が遊ぶ場所として活用されております。また、志布志港長期構想検討委員会においても、ゾーニングプランの検討が進められているところであります。にぎわいづくりの空間が形成されるよう、本市からの意見の申入れを行っているところでありますので、今後の港湾計画においても反映がなされるものと考えております。さらに今後、本市で策定予定の志布志港振興計画（仮称）へにぎわい創出の空間を定め、令和9年に改定予定の志布志市総合振興計画など、各種計画との調和が図れるように取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○8番（野村広志君） 答弁いただいたところは理解をいたしました。現在、この志布志港長期

構想検討委員会なるものが、今年8月に立ち上がったということで、港湾計画等の長期構想の検討が今まさに始まったわけではありますが、そういった中で、このにぎわいづくりということは、しっかり議論する場になると認識しておりますけれども、実際この志布志港長期構想検討委員会の立ち位置と申しますか、立場、意見が述べられるような立ち位置であるという理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） 志布志港長期構想検討委員会においては、志布志市は委員であり、意見の申入れが可能な立場にあります。また幹事会の構成員でもあることから、委員会前から意見の申入れが可能な立場にあり、これらの会を通してにぎわいづくりの議論を行ってまいりたいと考えております。

○8番（野村広志君） やはり港湾を抱えているこの地元の自治体として、しっかりと意見を述べていただきたいと思っております。市民にとっても、その恩恵が享受できるような長期計画になってもらいたいものだなと思っておりますし、これから二度、三度と検討委員会が開催される予定になっているようであります。その辺についても、しっかりと志布志市の考えをまとめていただきまして、議論の俎上に乗せていただきたいものだなとお願いしておきたいと思っております。

もう一点、以前にも「志布志港湾内で海釣り公園的な施設は整備できないか」とのやり取りがあったところでしたが、先般、会派において国の出先機関であります国土交通省九州地方整備局志布志港湾事務所において、港湾行政におけるレクチャーを受けさせていただいたところでした。その際、海釣り公園的な場所については、にぎわいづくりの一環として検討を模索する可能性について言及があったところでした。このことを議場でお話することについて、志布志港湾事務所の所長さんにも確認と了解を得ておりますので、差し支えないものと捉えております。志布志市として一緒に検討して、志布志市ができることをやるというスタンスで向き合うことは必要なのかなと思っておりますが、この海釣り公園的な施設について、市民にとってもそうですし、観光需要を含めた交流人口の増大にも寄与するものと考えておりますが、そういった考えに立って、こういった計画を一緒になって進めていくという考えはございますか。

○市長（下平晴行君） このことについては、今の国土交通省九州地方整備局志布志港湾事務所長とも話もしているところでございますが、これは先ほどもありますように、外港地区それから若浜地区、新若浜地区という、おそらく全体的な計画を見直すことになるだろうというふうに思います。これは、例えば津波が来たときの流木の在り方、どこの場所がいいのか、そういう全体的なことを考えながら、どの位置に海釣り公園として新たに設けるのではなくて、緑地帯としての活用の仕方になるのではないかなというふうに、私は所長とも話をしているところであります。そういう全体的な志布志港の考え方、開発の在り方等々も含めて、これは議論していかなければいけないというふうに思っております。私も要望で森山先生のところに行った時点でも、その海釣り公園の話はしているところでありますので、やはり市民が求めているものは何なのかということも含めて、十分協議してまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 海釣りの需要がどの程度あるのかも含めて、検討していかなければなら

ないのかなと思いますけれども、国や県と一緒にあって、ぜひ市も主体的な立ち位置としてにぎわいづくりの創出に向けて、向き合っていただきたいなと思っております。当然、「全体的な構想の中でこれは議論していくこと」ということで、今、市長の答弁がございましたけれども、実際に先ほども申しましたとおり、海釣り公園を新たにどこかを囲って造るというような構想ではないと、私もそこは認識をしております。既存のこういった場所がその海釣り公園的施設としてふさわしいかどうかということになるかと思ひますし、当然これは安全面の問題であるとか、環境負荷の問題であるとか、様々まだ議論していかなければならない問題があるかと思ひますが、答弁が可能であれば、どの辺りがその海釣り公園的な施設として可能なのかどうかということ、御認識があればお聞かせいただければなと思ひます。

○市長（下平晴行君） これは私見でございますけれども、先ほど希望的場所というのが外港地区という話をしました。あの全体を整備していくということと、それから将来クルーズ船等が着く場所等々も含めて、先ほど言いましたように、全体的な港の在り方、整備の在り方等々も含めて、考え方を絞って取組をしていかなければいけないというふうに考えておりますので、どの位置とかではなくて、本港、外港それから若浜、新若浜一帯、それから広くなると堤防があります。それを挟んだ整備の在り方等も考えられるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○8番（野村広志君） いずれにせよ、にぎわいづくりの一環というような形での整備になるかと思ひますし、二、三は候補になり得るであろうという場所もお聞きはいたしておりますけれども、当然これは安全面であるとか、先ほども申しましたように環境負荷であるとかいう課題等もありますので、しっかりと今後議論を進めていただければなと思ひます。これは当然、港湾の計画が全体構想として示されることと併せてということもありますけれども、このことについては、先行しながらでも進めていけるというような見解も少し示されておりましたので、そういったことも含めながら議論を進めていただければありがたいなと思ひます。一步でも前進していただいて、にぎわいづくりの一環として整備が進むことを願っております。

では、次にまいります。「みなとまち」としてのブランド化についてお聞きをいたします。現在、志布志市では、「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群「麓」を歩く～」が日本遺産に認定をされ、志布志山城と併せて歴史のまち構想が進められておりますが、その中で津口番所跡というところがございます。皆さんも御存じかと思ひますが、藩政時代に船の出入りを取り締まる役割を担い、麓の武士が常勤をしていたとされておりますが、こういった歴史遺産等に着目をした、港町としてのにぎわいづくりの拠点化は図れないものかと考えております。全国の名だたる港町でも、様々な知恵やアイデアを駆使し、歴史的背景や遺産等も含めて活性化やにぎわいづくりの拠点化にしようと努力をされております。幸いにも志布志市は、そういった環境が整っているのではないかと感じております。先進事例等も全国には多くございますので、ぜひとも「みなとまち」としての価値を高めるブランド化に向けた知恵を出していただきたいと思ひますが、これはどのようにお考えですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、志布志港は地形を含めた地理的優位性から、古くから良港として栄え、中世時代以降海上交易が盛んになると内外交易が開け、「志布志千軒町」とうたわれる町並みを形成しておりました。また前川河口にある今おっしゃった津口番所跡については、海上交易が盛んであったことを物語る貴重な史跡であると思います。現在、本市においては、歴史的資源を活用した観光まちづくり計画に基づく事業が進められているところですので、本計画と連携しながら、港におけるにぎわいの創出に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○8番（野村広志君） このことは、津口番所跡に限ることではなく、港湾のにぎわいづくりと今進められております歴まち構想をミックスするような考え方でありますので、そういった視点も持ちながら、全体として志布志市のまちづくりのブランド化を考えていく必要があるのではないかと考えてございます。歴史を振り返れば、今、市長からありましたとおり、津口番所跡に荷揚げされたものが町に流通をして、「志布志千軒町」と称された城下が形成されたと言われております。今後、鹿児島県のほうでも志布志港湾における長期計画が示されてくると思いますし、先ほどもございました、市としてもそれを受けて、志布志港振興計画も予定があるようでもありますので、そういったものに、こういった歴史のまちを活かした港のにぎわいづくりという位置づけを反映していってもらえればいいのかなと思います。もう一度、市長いいですか。

○市長（下平晴行君） 港湾においては、良好な景観の形成や周辺住民の生活環境の向上などの観点から、緑地や広場が整備されております。昨年12月に施行された港湾法の一部を改正する法律により、港湾の緑地等において収益施設の整備と当該施設から得られるリニューアル等を行う民間事業者に対して、緑地等の行政財産の貸付けを可能とする認定制度が創設されたところでございます。思いは、先ほど言いましたように、いわゆる本市における歴史的資源を活用した観光まちづくり計画に基づく事業を進めていきたいというふうに考えております。そして、港におけるにぎわいの創出を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○8番（野村広志君） ぜひとも、この歴まち構想も含めながら、港のにぎわいづくりということとをミックスさせた計画についても、振興計画等々でしっかりと位置づけをしていただきまして、反映をしていただければなとお願いしておきたいと思っております。

少し今、市長が触れましたけれども、にぎわいづくりの創出についての手法について、これから少しお聞きしたいなと思っております。公募設置管理制度、俗に言われるPark-PFIであるとか、みなと緑地PPP、こういった制度を活かした民間の資金を利用した港湾エリアのにぎわいづくりの創出につなげていくということも、必要ではないかと感じております。このことについても、現在長期計画を策定中ですので、志布志市がこういったことにも取り組めるという環境をぜひ整えていただければなと思っておりますが、そこについてお考えをお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 本制度の活用により、都市公園法に基づくPark-PFI制度と同じように、認定を受けた民間事業者は、緑地等に飲食店や売店等の収益施設が長期間・安定的に設置できるとともに、民間の創意工夫を取り入れた整備・管理により、緑地のサービスレベルが向上

することから、質の高い空間が形成され、港湾のさらなる魅力的向上やにぎわい創出が期待されることとなります。本市といたしましても、民間活力を導入し、港におけるにぎわい創出を図ってまいりたいと考えておりますので、緑地等の利活用を図りながら、本制度の導入可能性の活用も想定して、民間事業者や港湾管理者との意見交換を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○8番（野村広志君） 当然これは、民間の企業がそういったことに参入するというような組上りが整わないと、これは成立をしない制度がありますので、そういった参入できるような企業なり、団体である方々の情報収集等も含めながら、こういったことの情報提供をしていただかなければならないのかなと思います。また、このPark-PFIやみなと緑地PPPについては、港湾エリアに限定されたものであると思いますけれども、先ほど市長からありました、都市公園法に基づくPark-PFIというのもございます。これについてはその限りではございませんので、志布志港湾に隣接をする市の都市公園があるかと思っておりますけれども、これは港湾に隣接する都市公園ですね。そこについてこの都市公園法に基づくPark-PFIというのは、可能なのかなと思っておりますけれども、にぎわいづくりの創出に向けた活性化について、こういったことに取り組める可能性というのはございませんか。

○市長（下平晴行君） これは、都市公園においては法に基づいた手続き等を行えば、導入可能というふうに考えております。

○8番（野村広志君） 具体的に、もしにぎわいづくりの創出をするとすれば、都市公園となるとアピアの裏のあの緑地という形になりますか。場所が想定できるのであれば、お示しいただけますか。

○建設課長（富岡 裕君） 港湾に面する公園としましては、都市公園では大浜緑地公園が該当いたします。

○8番（野村広志君） 大浜緑地公園ということでありましたので、先ほどから話をしております、もしそういったことの活用が可能ということであれば、検討していくという可能性は、市長どうですか。

○市長（下平晴行君） 民間が実際経営しているところに設置するとなるとどうなのかなと。そこ辺はちょっと課題かなというふうには思っているところであります。

○8番（野村広志君） 民間が参入しなければ成立はしない制度でありますので、そういった民間の方々を公募するなり、ないしは情報提供しながら、可能性を探るということについてはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） そのことについては、本市の都市公園において民間資金を活用した整備・管理の方針を定めていないところでありますので、今後どのように進めていけばいいのか、調査・研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 今、市長から答弁がありましたとおり、そこには、本市の都市公園の活用に関する計画みたいなものが、まだ整備されていないということでありまして、これは港に

隣接するところというのは、都市公園の中でも限られております。一体的な計画を考えていく必要性も出てくるのかなと思いますので、ぜひ検討していただければなとお願いしておきたいと思っております。

では、もう一点お聞きいたします。このにぎわいづくりについては欠かすことのできない制度として、「みなとオアシス」という制度がございます。御存じのとおり、これは施政方針でも市長のほうから「取組を進めていく」と述べられておりますし、また一般質問等でも同僚議員を含めて、私も以前質問させていただいたところでしたが、現在のこの進捗と方向性や考え方について、少しお示しをいただけますか。

○市長（下平晴行君） 志布志港における「みなとオアシス」の登録に向けては、現在、協議会の設立に向け、その構成員を調整している段階であります。今年度中に「みなとオアシス」の協議会設立をし、登録申請に必要となる代表施設や厚生施設の選定などを、協議してまいりたいというふうに考えているところであります。

○8番（野村広志君） では、「みなとオアシス」の登録を目指していくという、これはいつ頃を目標に登録を目指すという考えでおられますでしょうか。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 現在、登録に向けて準備を進めているところでございますが、今年度もしくは来年度中には、登録を目指したいと考えているところでございます。

○8番（野村広志君） 今年度中というとあまり期間がございませんので、なるべく早くということになるかと思っておりますけれども、計画が示されておりますので、ぜひ速やかに登録が進むといいなと思っております。「みなとオアシス」における活動事例は、御存じのとおり数多く存在をしております。全国でおよそ160か所の港湾が登録をして、認定をされているようであります。やはりにぎわいづくりが重要であり、市民にとって港がオアシスにならないといけないという考え方の下で、親しみやすく憩える空間づくりや、楽しめる施設やイベント等が数多く存在しているようであります。そこでお聞きしますが、この「みなとオアシス志布志」にとって、何かランドマーク的となる代表施設であるとか、厚生施設、先ほども少しそういったものを検討していくということでありましたけれども、ランドマークとなるようなこの代表施設や厚生施設というのは、何か検討されたところがございますか。

○市長（下平晴行君） 本市の選定案ではありますが、人流・交流の玄関口となっている志布志港フェリーターミナルを代表施設として考えているところであります。また、厚生施設につきましては、観光船バースやしおかぜ公園、大浜緑地公園、志布志市多目的イベント広場、志布志運動公園、志布志市総合観光案内所などを想定しているところであります。

○8番（野村広志君） いろいろ今検討をされているということで、幾つかお示しいただきましたが、先ほども少し述べました津口番所跡等、こういったものも対象になるといいのかなという気も私は少ししておりますが、各港、趣向を凝らしたイベントや海を身近に感じられる施設などで整備が進んでいるようであります。いずれにおいてもにぎわいづくりにつながっているようでありますし、ちなみに九州では23の港湾が登録されており、県内では鹿児島港と薩摩川内港の2

港が登録されているようであります。やはり象徴となるべくランドマーク的な代表施設や厚生施設を中心に、にぎわいづくりが展開されており、そういったことが望まれていると思いますが、このことは新たに何かを造ったりする必要はないと、私も考えておりますし、既存の施設でも十分にその機能を付加することによって、代表施設や厚生施設となり得ますし、象徴しての役割を満たすものと思っております。答弁いただいた施設においても、にぎわいづくりを今後どのように創出していくのかがこれから重要なのかなど、認定されてからこういった施設をどう活かしていくのかが重要なのかなど思っておりますが、登録に向けて何か計画されているものとか、企画していこうというようなものは、何かございますか。

○**港湾商工課長（大迫秀治君）** 登録につきましては、市長が最初に答弁したとおり、この協議会をまず設立するということが必要かなど思っております。この「みなとオアシス」につきましては、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設として、国土交通省港湾局長が申請に基づいて登録するものでございますので、その担い手となる団体、そことどういふうに連携してにぎわいをつくっていくか、そういったところをまず取組を始めたいと考えているところでございます。

○**8番（野村広志君）** 協議会を立ち上げてその中でということ、担い手になる者、これは当然この代表施設、厚生施設を含めて、そういった担える団体とか、組織にというような捉え方でよろしいわけですね。

[何言か呼ぶ者あり]

○**8番（野村広志君）** 理解いたしました。では、この「みなとオアシス」のところで、全国の「みなとオアシス」では、一般社団法人ウォーターフロント協会によるSea級グルメ選手権が開催をされております。参加条件としては、地元で水揚げをされた水産物を活かして作られたもの、古くから地元で名物として親しまれているもの、または地域の魅力を活かして作られるものであればよいということで、全国の「みなとオアシス」からも自慢のグルメが大集合する企画イベントのようであります。ぜひとも志布志港湾の「みなとオアシス」として登録が進んだ暁には、こういったグルメ選手権等についても積極的にエントリーできるようになれば、市民にとっても海を身近に感じられる港の恩恵を享受できるようなものになるのかなど思いますけれども、お聞きになってどのようにお感じですか。

○**市長（下平晴行君）** このことについては、昨年11月12日から13日にかけて愛媛県八幡浜で開催されたSea級グルメ全国大会では、全国から27の「みなとオアシス」が出店し、市内外から延べ3万5,000人が来場し、大盛況の大会であったというふうに伺っております。本大会の参加については、本市及び市内特産品のPRにもつながることから、「みなとオアシス」に登録された際には、市内関係者と一緒に取り組んでまいりたいと考えております。また、大会の誘致については、経済波及効果は大きいと認識しておりますが、訪問客の受け入れ態勢の強化や近隣市町等の協力も必要なことから、登録に向けた手続きと併せて調査・研究してまいりたいというふうに考えているところであります。

○8番（野村広志君） ぜひ取組を進めたいというような答弁でありましたので、当然誘致については、「みなとオアシス」は全国に百六十幾つございまして、どこの自治体でも様々な思い、考えがあるようでございます。誘致したからすぐ開催ができるというようなものでもないようがありますので、しっかりとそこは情報収集をしながら、整った暁には誘致していただけるとありがたいなと思っております。当然、志布志市は食の宝庫でもございますし、現在までに食に関するイベントの参加実績についてもあると承知しております。港湾におけるにぎわいづくりには、必ず寄与するものと確信をしておりますので、前向きに検討していただけるものと御期待申し上げます。

今回、志布志港湾のにぎわいづくりという視点から質問させていただきました。商業港湾として発展をしてきた志布志港であります。港の持つ多面性や時代が求めている港の在り方については、近年大きな転換期を迎えようとしていると強く感じております。改めて志布志市は、港湾を持つ地元の自治体として国や県としっかりと連携を取り、時として、主体的な機動を発揮しながら、志布志市民が海の恵みを感じ得るにぎわいづくりやまちづくりにつながる施策の展開に大いに御期待を申し上げたいと思っております。そして、我々もこの推移を見守るだけでなく、一緒になってこの機運を高めてまいりたいと思っております。では最後に、市長の志布志港湾にかける思いのようなものをお聞かせいただければと思います。

○市長（下平晴行君） これは先人たちが当時浜や砂丘をなくすのか、港を造るのか、将来のために働く場所を造るのか、相当な議論があったわけでありましたが、おかげさまで港の整備をしていただいた。これは先人たちに本当に感謝をしなければいけないというふうに思っております。その港をどう活かすか。今おっしゃいましたように「みなとオアシス」というようなことでの位置づけ等含めて、しっかりと市民が憩える、市民が自分たちの港だと思えるような、そういう港にしていければ、「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」につながるのではないかとこのように思っておりますので、しっかりと取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 市長の熱い思いもお聞きできましたので、今後の展開を大いに御期待申し上げて、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（平野栄作君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

—————○—————
午前11時19分 休憩
午前11時24分 再開
—————○—————

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

隈元議員、早退です。

次に、17番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○17番（小野広嗣君） それでは皆さん、こんにちは。早速、質問通告書に従い、順次質問をいたします。

初めに、職員の意識改革と人材育成の観点から、2点質問をいたします。

少子高齢化によるライフスタイルの多様化などで、社会情勢が大きく変化する中、本市が担う行政サービスも新たな時代を迎えようとしております。今後ますます多様化する市民の行政ニーズや複雑化する課題に対応し、的確な行政サービスを提供していくためには、より一層、幅広い知識と能力の深化が求められており、職員の意識改革と人材育成は急務であると考えます。そこで、職員一人ひとりの能力を最大限に引き出す仕組みや環境づくりに取り組むことは、そのまま市民生活に直結するものと考えますが、多様化する社会の変化を踏まえた本市の認識について伺います。

2点目に、職員の服務規程遵守などの観点から質問いたします。

市民から信頼される職員・市役所を目指すには、地方公務員法第30条に、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とありますように、全ての職員が服務規程に則り「公務員倫理」と「法令遵守」に対し、共通の認識を持って行動することが大事であると考えております。憲法や法律では、公務員に求められるものとして、公平性、公正性及び中立性を挙げており、これらは、公務員に必要なものとして大前提の要素であると考えますけれども、こういった点について、本市ではどのように認識されているのか伺っておきたいと思えます。

次に、デジタル化の推進と課題について、2点質問いたします。

これまで行政のDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進については、度々質問をし、提案も行ってまいりました。本市もDXの推進にあたり、様々な取組を展開されておりますが、今回は、これまでと少し角度を変えて質問をしたいと思います。現在、志布志市は、各地域コミュニティ協議会と協働によるまちづくりパートナーシップ協定を締結しており、双方が持つ特性を理解して認め合うとともに、さらなる地域自治と協働によるまちづくりを推進することを目的としておりますけれども、今後の地域コミュニティにおけるデジタル活用については、どのように推進していかれる予定なのか伺いたいと思えます。

2点目として、情報格差を生まないデジタルデバイド解消への取組について質問いたします。

本市ではDXについて、障害の有無や年齢、所得、地域、国籍等にかかわらず、デジタル化の恩恵を享受できる社会としており、今までの生活環境で行っていることを、機械やコンピューターを活用して、もっと便利で、もっと簡単にしていく取組と定義づけております。本市の市民が、デジタル化の恩恵を享受できる地域社会の実現のためには、デジタル化の恩恵を受けることに障壁や制約がある方に対する配慮・支援が必要であると思えますけれども、本市のデジタルデバイド解消に対する認識と取組について、伺っておきたいと思えます。

次に、教員の働き方改革について質問いたします。教員の働き方改革についての質問は、合併以降これまで3回行ってありますが、今回、文部科学省が6年ぶりに行った2022年度の教員勤務

実態調査の結果では、改善した面があるものの、いまだ教員の長時間労働が続いている状況が浮き彫りになっており、常態化している教員の長時間労働の是正に向け、8月末には、教員確保策を議論する中央教育審議会の特別部会が、教員の働き方改革に関する緊急提言を文部科学大臣に提出をしておりますけれども、本市ではこれまで教員の働き方改革の解決に向けて、どのような取組がなされてきたのか、大変に気になったところでもあります。そこで、本市の教員の働き方改革の現状について、まず伺っておきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 小野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、多様化する行政ニーズや複雑化する課題へ対応し、的確な行政サービスを提供していくための職員の意識改革及び人材育成につきまして、お答えいたします。

市民の行政に対するニーズは多様化しているとともに、課題についても複雑化している現状であります。このような現状に対応するためには、市民目線で市民の立場に立つという方針の下、職員一人ひとりの意識改革をさらに進め、時代の変化や様子に的確にかつ迅速に対応し、課題解決に取り組むことができる人材を育成していくことが非常に重要であるというふうに考えております。

続きまして、市民の皆様から信頼される職員及び市役所を目指すための「公務員倫理」及び「法令遵守」につきまして、お答えいたします。

公務員である市職員は、市民から信頼していただくことが大変重要であります。また、信頼を得るためには、職員一人ひとりが公務員としての自覚を持ち、公務員倫理を理解し、法令を遵守することが基本でありますので、今後もそのことを職員に発信するとともに、職員研修を通じて理解を深められるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

続きまして、地域コミュニティにおけるデジタル活用につきまして、お答えします。

本市におきましては、国のデジタル化に向けた政策にいち早く対応し、デジタル技術を活用した市民の利便性の向上や地域のデジタル化推進、業務の効率化を図ることを目的に、デジタル推進係を設置し、令和5年度からは主要施策の推進や政策立案とデジタル化の推進を一体的に取り組むために、総合政策課内にデジタル推進担当を配置し、情勢の変化等に的確に対応した取組を行っているところであります。地域コミュニティにおけるデジタル活用は、推進していかなければならないと考えておりますので、全庁的に協議を重ね、地域コミュニティ協議会等とも連携をしながら、デジタルを活用した地域活性化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、本市のデジタルデバインド解消に対する認識及び取組について、お答えします。

デジタル化の推進につきましては、誰もが、いつでも、どこでも、デジタル化の恩恵を享受できるよう、今後も質の高い市民サービスを提供するために、第4次志布志市情報化計画を令和5年3月に策定しまして、計画的に取り組んでおります。デジタルデバインドの解消につきましては、本市における重要な課題であると認識しており、令和3年度から総務省の補助事業を活用したスマホ講座や生涯学習講座によるスマホ講座を開催し、デジタルデバインド解消に取り組んでいるところであります。

続きまして、教員の働き方改革について、お答えします。

職務を円滑に推進するためには、教職員の健康に配慮し、働きやすい働きがいのある職場、学校の環境づくりを進めていく必要があります。こうした中で、特に長時間勤務の是正は、仕事と家庭の両立や教職員の健康管理の面から、早急に対応すべき喫緊の課題であると認識をしております。本市の教職員の勤務実態におきましても、人材活用や校務支援ソフトの導入等で業務改善したことがあるものの、引き続き、教職員の働き方改革を進めていかなければならないと考えております。

教職員の働き方改革の具体的な内容につきましては、教育長が答弁します。

○教育長（福田裕生君） 教員の働き方改革についてお答えいたします。

教職員が心身共に健康で元気でなければ、充実した教育活動は展開することができません。子供と向き合う時間を確保し、職員室で子供たちのことについて語り合う先生方の姿が日常化されれば、子供たちの夢や志の実現のために、質の高い教育を提供できる学校となります。そのためにも、勤務時間管理の徹底をはじめとする、学校における働き方改革の取組を一層推進していくことは、本市においても重要な課題の一つであります。これまで本市におきましては、勤務時間の上限指針の策定、志布志市教育委員会特定事業主行動計画等を整備し、その方針を各学校に示してまいりました。しかしながら、学校の抱える課題がこれまでよりも複雑化・多様化してきており、その解決に多くの時間を要しているという実態がございまして、十分に成果を出せているとは考えておりません。今後も、質の高い教育を提供しつつ、業務改善の視点に基づいて、人的資源やICT機器の活用、業務や負担過重分掌の平準化、行事や会議等の精選、併せて部活動地域移行への段階的な推進等々、様々な視点からこの問題に向き合ってまいりたいと考えております。

○17番（小野広嗣君） 市長、教育長、それぞれ御答弁ありがとうございます。それでは一問一答で、まず市長部局のほうに質問してまいります。

職員の意識改革と人材育成について通告をしたわけですが、まず今回の通告では、この人材育成の「材」の文字について、人材の「材」ですね。一般的なきへんの「材」を使っておりますが、市長の1期目の初年度に、人材育成基本方針について質問をした際、職員、市民は市の宝であることから、人材の材をかいへんの「財」、「たから」に変更することと、時代に即した改定版を作成し、市報やホームページ等で公開するように求めたところ、市長のほうも「早速、取り急ぎ改定版を作成し、公開する」と答弁をいただきました。そしてそれ以降、令和元年5月と本年4月に改定版が策定をされておりますが、改定版で確かにかいへんの「財」、「たから」に変更になっておりました。しかし、ホームページ、市報等では、まだ公表されていない、公開されていないと理解をしておりますが、その点についてはどうだったのかお示しをください。

○市長（下平晴行君） 現在のところ、これまでの人材育成方針については、今ありましたとおり、平成30年の議会での一般質問のやり取りがあり、令和元年に改定しておりましたが、市ホームページ、市広報紙においては周知しておりませんでした。申し訳ないと思います。令和5年に

改定していた人材育成方針については、令和4年度から組織再編を進めている中で、今後調整が整い次第、速やかに市広報紙、市ホームページで、周知を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

○17番（小野広嗣君） 改定版については、二度しっかりと改定なされておりますので、一定の理解はするわけですが、市長も激務でありますので、失念をされるということは当然あるわけで、そういった場合、しっかりと職員のほうで補佐をしながら、本会議場であったやり取りに対しては、しっかりと遂行していただきたいと、これは要請をしておきたいと思えます。

あと、職員の人材育成を進めるにあたっては、その基本方針となるこの人材育成基本方針、いわゆるビジョンですね、これがしっかりと示された上で、その中で期待される職員像を明確にし、職員をしっかりと計画的に育てていくことが大事であるという観点から、そのときも質問をしたわけではありますが、下平市政になってから二度の改定がなされて、職員はその基本方針の内容を十分に共有をし、しっかりと理解していると思っていいいのか。また併せて、令和5年の方針を見ていくと、課題等も出されておりますので、現状はどうか、今後の取組はどうか、お示してください。

○市長（下平晴行君） 全ての職員が内容を理解しているとは思っておりますが、理解を深めてもらうためにも、再度全職員に周知してまいりたいというふうに考えております。また、課題についての進捗状況については、今後職員研修について、令和4年に実施したアンケートで出てきた意見などを参考に取入れ、職員のニーズに合った研修を組み立てることなどを今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） ぜひともですね、この人材育成基本方針が、職員のお一人お一人にしっかりと浸透していくような徹底した取組をお願いしておきたいと思えます。今後の人材育成を考えていく、目指す上では、この本市の考える今後の課題について、職員自らが考え、解決していく、政策形成能力ですよね。そしてまた高度化・多様化する市民ニーズへ臨機応変に柔軟に対応する能力、こういったものを身に付けていってもらわないといけないというふうに思っているんですね。そういった状況の中で本市では、DX推進プロジェクトチームというものをデジタル化の推進に合わせて結成していただいております。その活動状況を少しお示しいただきたいことと、今後、こういった専門性の高いITスキルや課題解決能力を身に付けるためには、先ほども少し答弁をいただきましたけれども、自治体職員向けのオンライン研修やセミナー、そういったものを充実させていけないと思えますが、その点について答弁を求めておきたいと思えます。

○市長（下平晴行君） DX推進プロジェクトチームは、若手職員15名で構成されており、デジタルツールを活用しながらプレゼンテーション、情報収集、情報整理、チームワーク等の能力が必要な、計5回のワークショップ研修を行ったところであります。その研修の成果として、三役及び全課長に対しまして、政策提案、報告会を実施するなど、デジタル化への推進力強化を担うとともに、職員のデジタル技術活用の意識向上にもつながっているところであります。また、講

義形式の職員向けのD X研修会を10月18日と10月20日に実施し、183名が参加しております。業務の都合上、参加できなかった職員については、動画で研修ができる体制を整えており、多くの職員がD Xの重要性について理解を深めたというふうに考えております。

○総務課長（小山錠二君） オンライン研修につきましては、職員の端末で行いますeラーニング研修ということで、様々な項目から選択して、職員がその選んだ項目について研修をしている状況でございます。

○17番（小野広嗣君） 分かりました。それぞれ工夫はされているということですが、以前も市長にこういった質問は二度ほどしておりますので、お聞きしておりますけれども、この人事異動では若手職員の時期から窓口業務をはじめとして、いろんな場所で様々な経験を積んでいただくということが大事です。そのことによって、この市民目線で物事の本質を突き詰める能力を職員の皆さんが身に付けられる、そういった配置が大事になるのではないかと私は思っていますし、市長も同様だろうと思うのですが、お考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 以前もお話したところでありますが、特に若い職員は、2年ぐらいで部署の異動をすることで、様々な経験をすることができます。私も職員時代から若い人は2年ぐらいでというような考え方でありましたので、そういう取組をしてみたい。またそれぞれの業務は、法律・条例に則って業務を行っておりますので、知識も得られ、市民サービスの向上につながるものと考えております。

○17番（小野広嗣君） 分かりました。今後はそれぞれの職員の能力、適性、特性を活かした人材配置が、ますます求められてくると思うわけですが、以前質問した際に市長は、今も少し答弁をいただきましたけど、少し違う表現で答弁をされていますが、「職員の資質向上などの成長は、市の財産価値の上昇であり、その利益は当然市民に及ぶこととなるので、職員には様々な職場をバランスよく経験させることで、視野の拡大、知識及び技術を幅広く習得させることによって、市民目線で市民の方々のニーズに対応できるよう、人材育成に努めたい。また可能な限り、適材適所により職員個々の能力を引き出す」と、そのように述べられているんですね。本市には、人事評価システムが導入されておりますし、自己申告制度も導入をされておりますけれども、これまでに職員の能力、適性、特性などをどのように読み取って、人事に活かしてこられたのか。そこについてお示しをください。

○市長（下平晴行君） 人事評価制度の内容を確認するとともに、提出された自己申告書の中身については、全て目を通しております。その中には、職員が何をしたいためにどこの課に行きたいかなど、配置希望が記載されているため、内容を十分確認しております。また、客観的な視点として、所属長の人事ヒアリングによって、職員個々の評価を参考にしているとともに、職員が持っている資格や様々な活動経験、これまでの異動情報なども加味しているところであります。さらに、職員個人の病気のこと、職場での人間関係の状況や家庭のことなども考えるとともに、全体のバランスを踏まえながら、人事異動を行っているところであります。

○17番（小野広嗣君） いろんな観点から人事異動を行っていただいているということは、理解

いたしますけれども。例えば、以前、人事異動についての市長のお考えを伺った際に、多分市長も記憶されていると思うのですが、市長になられる直前の当時の職員アンケートの中で、「人事異動は、適材適所の配置を実現していると思われませんか」という問いに対して、肯定的な回答は何と21%でした。さすがにその数値には私も驚いたところで、市長も21%にとどまるという結果には、本当にびっくりされて、「少なくとも50%ぐらいにならないとやはりおかしいと思った」と述べられました。それ以降、その辺についての職員の意識は、現在までに大分変わったのか、そしてパーセンテージは21%からどのくらい上がったのか、お示しをいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 令和4年度に職員向けに実施したアンケート調査では、「配置が適材適所かどうか」という問いに、55.4%が「適材適所である」と回答しております。割合が上がってきたというふうには思っているところであります。

○17番（小野広嗣君） 昨年のアンケート調査のデータということですね。昨年のデータでは55.4%の職員が「適材適所である」と回答しているということで、まだ完成形ではありませんけれども大分改善されてきているということで理解しました。市長、人材育成のポイントの一つは、何といても職員のやる気だと思えますね。それを育てることが一番大事。そのときの職員アンケートの中でも、お互い議論したのですが、今の業務に対して、やりがいがあるという方の割合というのは高いんですね、75%あったわけですよ。そういう観点から見ると、最初配置転換になったときは、自分では「適材適所ではない」と思ったにしても、仕事をする上でどんどんやりがいを見つけて、「自分はこの場で頑張ろう」と思っていらっしゃる職員の姿が見えてくるわけです。そういうふうに見ていくと、本当に本市の職員は、自分の置かれた立場で頑張っていこうとされているんだと、その当時で75%はあったんですね。そういうことを考えたときには、やはり人事登用というのは本当に難しいと思います。100%の希望に沿うことは難しいとは思いますが、限りなくそういった希望に届くような人事配置を、心がけていただきたいと思います。毎年度のことで大変だとは思いますが、そういう方向を目指していただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるように、それぞれが100%、これは可能ではありません。ただ、2年から3年以内には必ず異動するんだと、これはやはり法に基づいて業務をしているという観点から、知識も得られるし、そして異動したところでの人間関係、また人が違うことでいろんなことを知り得るし、そういうことでの勉強と申しますか、そういうことも踏まえて、先ほどおっしゃいましたように、異動してその人の能力、人間的なそういうものも含めて高まってくるというふうには私は思っておりますので、先ほど言いましたように、人事評価制度、人事ヒアリング、それから自己申告書等々、あらゆるものを確認しながら、その職員がやはり働きやすい環境づくり、適材適所と言っていいのかわかりませんが、そういう面では、今おっしゃったようなことを踏まえて、しっかりと人事異動の取組に努めているところでございます。

○17番（小野広嗣君） そういった方向で努めていらっしゃるし、また目指していただきたいと思います。また、この退職年齢も現在延びてきておまして、会計年度任用職

員も年々増えてきております。そうした中で、今後は高年齢層の職員の活用あるいは障害者の雇用促進だとか、女性活躍であるとか、いわゆる多様な人材の活用が求められてきていると思っています。本市においても今年度より、そういった多様性に対応するためのダイバーシティ推進係を設置しておられますけれども、その点についてのお考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） これからの時代は定年延長により、職員の年齢層が上昇することが想定されます。また、障害者の雇用促進や女性活躍の推進などにより、市役所にも経験を積んだ高年齢の方、障害のある方など多様な人材が集まり、一緒に働くことになるというふうに思います。多様な人材が集まると、新たな視点で物事を見ることができ、新しいアイデアが生まれるなどのメリットが生まれるのではと考えておりますので、今後も様々な人材を活用できるような環境づくりに、取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 市長が今言われたとおりだと思いますが、そういった中で、特に女性活躍の推進は大切だと思っております。市長も昨年の施政方針を見ていきますと、こう言われています。「市の政策や方針決定過程への女性の登用率が依然と低い現状にあることから、女性の立場から多様な価値観を市政運営に反映させるためにも、人事管理面における係長以上の職や、審議会委員等への女性の積極的な登用の促進及び人材育成を図ってまいります」とあります。女性の登用を計画的・重点的に育成をして、女性の視点や意見を市政に十分に取り入れることによって、この魅力ある組織力に富んだ多様な市役所といったものが実現すると思うわけですが、今年の施政方針には、この女性活躍の視点が載っていないものですから、あえて今回質問しました。現状と今後の展望についてお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 市役所における女性職員の現状であります。令和5年4月1日現在で314名の職員がおりますが、そのうち27%の85名が女性職員であります。また課長級、課長補佐級、係長級の役職に就いているのは、全体で159名であります。そのうち15.7%の25名が女性職員であります。

次に、各種審議委員への女性登用の状況であります。令和5年4月1日現在で法律や条例に基づく審議会等が27あり、そのうち22の審議会等に女性委員がいらっしゃいます。27の審議会等に全体で465名の委員がいらっしゃいますが、そのうち34.8%の162名が女性となっております。

今後も、女性の視点や強みを組織として十分に活かし、また女性職員の能力が十分に発揮されるように、将来を見据えた人材育成や職場の環境づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 市長の昨年の施政方針にあるとおり、今のデータをお聞きすると一歩ずつ前進はしてきているなど、上昇傾向に少しはあるのかなと思いますけれども、一歩ずつということも大事ですが、できれば二歩、三歩進んでいくように、鋭意努力を重ねていただきたいと、これは要請をしておきたいと思います。

あと、よく世界大会クラスの様々な団体スポーツを観戦しておりますと、皆さんも同じように感じられると思うのですが、例えば日本代表チームがいろんな世界大会に出ていくと、それぞれ

に助け合ったり、守り合ったり、励まし合ったりしている姿を見ると、やはり心打たれますよね。感動しますよね。そういった観点から、市役所を一つのチームとして見た場合に、このいわゆる自分の職場、縄張りという言葉は悪いかもしれませんけれども、そこしか見ていない職員の集合体であったとすれば、やはり市民の多様なニーズに応えることはできないし、市民の信頼を得ることもできないと思っております。職員がそれぞれの守備範囲を超えて、カバーし合って、一つのチームになることによって、組織が本当の能力を発揮することにつながっていくと思うのですが、市長の肝いりでグループ制も定着化していく方向性にありますので、その点については、市長が一番いろんな思いに立たれているのではないかと思いますので、ぜひお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 基本的に市役所は誰のためにあるかということ、私は行政の究極の目的は、市民の満足度の向上だというふうに考えております。そういう点からしますと、私は市議の時代から、このグループ制の導入について質問してきたところではありますが、特に、令和5年4月1日からは、一部の課・局でグループ制を試行しております。これは基本的にはどういうことかと申しますと、係に3人いて、1人が休んだ場合に市民が来て、「いや、A君は休んでいますので、分かりません」というようなことではなくて、それぞれの事業を3人いれば3人、みんなで関わりを持つ。こういう取組がグループ制なんです。今回、グループ制を係制ではなくて課のグループに、事務分掌も課、今までは係の事務分掌であるわけですが、全体で仕事を、係が四つあって3人いれば、12名がそれぞれ業務をする。今度グループ制になりますと、12名が同じ目線で業務ができる。そして今までは、係長以上は市長が人事の辞令を出して異動をさせていた。ところが今後、グループ制になりますと、課長が指示ができるということでもあります。そして12名で一緒に仕事をするわけでありますので、いずれ11名か10名で業務ができるようになるというふうに思っておりますので、人と人で対応できる部署に職員を配置することも可能になるわけであります。やはりそういった基本は市民サービスであり、市役所がそういう考え方で取組をしていくとなると、グループ制を活用することで、これから人口減少、少子高齢化の時代に入っていくわけでありますので、そういう職員の役割、そして課長補佐も単独補佐がなくなり、係長も単独係長がなくなる。全部でその業務を一緒になって、市民のためにやるというシステムでありますので、ぜひここを含めて皆さん方の御協力をいただいて、この組織機構再編ができることを期待しているところであります。

○議長（平野栄作君） ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

○
午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開
○

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

○17番（小野広嗣君） それでは、この項の質問の最後の質問になるかと思いますが、人材育成

の観点から、本市では業務に関わるような、いわゆる取得しておいたほうがよい資格取得についての奨励のようなものがなされているのか、そういった制度があるのかお聞かせいただきたい点と、逆に、本市には意欲的な職員に対して自己啓発支援制度があるわけですが、その中身と、今後この制度を拡充させていきたいという方向性もお聞きしておりますけれども、具体的なものがあればお聞かせいただきたいと思います。

○総務課長（小山錠二君） 本市におきまして、資格取得のための奨励制度は設けておりませんが、資格取得のための支援については、自己能力開発研修制度を設けておりますので、取得したい資格について承認を受けた者に対し、資格取得に要した経費の50%を限度に支援する仕組みとなっております。自己啓発支援制度につきましては、先ほど説明しました自己能力開発研修制度のメニューの一つの中で、自己能力開発に伴う先進地研修を行う場合は、二泊三日及び旅費総額の5万円を基本として支援をしているところであります。これまで利用実績としましては、平成30年に資格取得のため、1名が利用している状況であります。また例年、税務課職員を中心に日本経営協会NOMA研修の自治体向けのセミナー、または市町村アカデミー研修など、専門的な研修に参加し、市職員としての能力の向上を図っている現状であります。さらに追加して、防災士の資格取得を支援するために、教本代、試験受験料などを補助する補助金を創設しているところであります。今後につきましては、再度、職員へこれらの研修内容を周知し、さらに拡充を含めて必要と認められる研修につきましては、今後引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

○17番（小野広嗣君） 分かりました。今後とも職員の皆さんが自己啓発に積極的に取り組んでいただく、そういった環境づくりにも努めていただいて、市長を先頭に意欲にあふれた職員がワンチームとなって、市政の推進に全力であたっていただきたい、そういったことを願っておりますけれども、そういった方向の中で、次からの質問は、幾つか懸念することがありまして、今回取り上げさせていただいております。

まず市長、「公務員に最も求められる資質とは何か」と聞かれた場合、それぞれ答えはあるのでしょうかけれども、私が冒頭の質問で述べました公平性や公正性、中立性、例えば特定の個人や団体に肩入れをすること、こういったことは憲法や法律で当然禁じられている行為ですので、公務員が公平・中立であることは当たり前ですし、それは私たち議員におきましても、地方公共団体における特別職の公務員でありますので同じであります。全体の奉仕者である公務員の皆さんは、公正な業務遂行ができているのか、その資質があるのか。いわゆる業務遂行において、市民の皆さんに信頼を得ることができているのか。そういった資質があるかが重要であって、僕はそれは高い倫理観に裏付けられなければならないものだとは認識をしているのですが、その点について、市長はどうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、公務員としての自覚を持ち、私は市民目線で、市民の立場に立って行動することだというふうに考えておりますが、先ほど言いましたように、行政の究極の目的は、市民の満足度の向上だというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 市長、なぜ今回こういう質問をあえてしているのかと申し上げますと、新聞等でも、マスコミ等でもそうですけど、昨今、公務員による不祥事が絶えませんよね。その多くが公務員としての倫理観の欠如に表れているなと思いますし、本市においても合併以降、様々なケースで残念ながら不祥事がありました。当然そうした不祥事は、市民からの行政に対する信頼を失墜させることにつながるわけですね。全体の奉仕者としての公共の利益のために勤務する公務員にとって、何よりも大事なものは、今、市長が述べられたとおりだと思います。市民からの信頼が最も重要だと思うんですね。再度、御答弁を求めておきたいと思います。

○市長（下平晴行君） これは今、おっしゃるように、私は、公務員である職員は市民からの信頼が最も重要だと強く思っております。

○17番（小野広嗣君） 市長も同じ考えですので、ぜひそういった思いで職員に接していただければと思っております。あと少し最近心配するのは、SNSなどの利用が活発化してきているわけですが、発信するにあたっては、公人としての影響を常に意識して、十分注意を払うことが大事であると思っております。本市においてもふるさと納税絡みの情報発信で、市内外からこれまで批判を受けるようなことがありました。こういった点について、今後どのように取り組んでいくべきだと思いのなかお示しをください。

○市長（下平晴行君） SNSを活用しての情報発信は大変効果的であり、様々な良い影響を生み出すものであるというふうに考えております。しかし一方では、SNSの利用方法を間違えると、市や市民に対して大きな損害を与える可能性もあることから、職員はもちろんですが、議員の皆さんも含めて、公務の立場である人は、公務においても公務外においても、責任を持って利用しなければならないというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 市長がそういう理解ですので、そのことを職員の皆さんにも徹底していただければと思います。議会は議会で、それぞれが良識に従ってふるまっていられるだろうと思います。

あと、特に今から質問することを言いたかったわけですが、マナーとか、常識をわきまえた行動を取ることは当然なんですけれども、休日とか、勤務時間外など私的な時間の行動にも気を配るといったことなどが、しっかりと本市では遵守できていると市長はお思いになのか、お聞かせいただきたいわけです。議員である私たちも同じ立場でありますけれども、職員は、職場の内外を問わず、常に公私の別を明らかにして、勤務時間外であっても市職員としての自覚を持って、市民の信頼を損なわないような行動を取らなければならないと思っておりますけれども、残念ながら、そうではないケースを見受けられることもあります。例えば職員数名で、ときには大勢で飲食店に行って、そこでプライバシー侵害にあたることや、業務に関することを平気で大きな声でしゃべって、そのことで、市民から「そんなことでいいのか」というような苦情もいただきました。そして私自身も、2年ほど前に実際にこれは経験をしております。飲食店である管理職が引き連れた職員8名と、席は離れておりましたが、たまたま一緒になることができました。その管理職は、どちらかというと親分肌のタイプで勢いよくしゃべっており、はた目から見ていると、

周りはイエスマンよろしく、しきりに頷いているのがうかがえました。私は知人と一緒だったので、先にお店を出ましたが、その後、その管理職は、私と一緒にいた知人のことを誹謗中傷したんですね。その挙句、「小野議員が、何であんな人と知り合いなのかが分からない」と言っていました。そのことが、翌日にはすぐ私の耳に入ってきました。それを聞いた私の知人は、「人権侵害で訴える」とそこまで言うておりましたけれども、ほどなくその職員は退職をしましたので、知人も何とか怒りを収めてくれました。後日、そのとき同じく近くのテーブルで聞かれていた市民の方からも、「本当に情けない」と、そういったお声も聞いたところでありました。こういった話をお聞きになって、市長はどのように受け止められたのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今、話されました管理職をはじめ、職員がそのような発言等を行ったということであるならば、あつてはならないことだというふうに思いますし、また今後、そのようなことをしてはならないというふうに思っております。今後、勤務時間外を含め、市民に対して誹謗中傷等を行った職員がおりましたら、公務員としてのモラル、倫理観が欠如し、あつてはならないことでもありますので、市民の信頼を損なわないようにあらゆる場面で、課長会等も含めて周知をしまいたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 市長も同じ思いに立たれていると思いますけれども、もう一点、やはり別の点で気になることがあります。例えば議会には、執行部から様々な議案が提案をされ、それに対して議会は慎重に審議を重ねて、その可否についてはそれぞれの議員が判断をしていきますね。だから当局が提案されるその議案の内容によっては、数年かけて練り上げられていたもの、あるいは年度を通して検討されてきたもの、市長のトップダウンで半年ぐらいで提案をされてきたもの、様々あると思うわけですが、そういった議案が提案されるまでに、庁内で活発に議論をされることは、大いにあつてほしいと思っておりますけれども、特に、この本庁機能の移転が議論され始めた頃から、特にまだ決定していない段階での情報が、議員や市民に流れたりして、議会においてもまだ提案理由を聞かないうちから、その可否についての情報が飛び交うなどすることがありました。職員が意図的なのか、そうでないのかは、当然ここで断言するわけにはいきませんが、結局は、市民や市政の在り方そのものを混乱させることにつながったりするわけで、私は「非常に良くない傾向だな」というふうに思っております。その点について、市長はどう思われているのか、確認をさせてください。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、守秘義務については、公務員にとっては必ず守らなければならないこととして、大きな問題であるというふうに理解をしております。また、地方公務員法第34条第1項に、「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」とあります。そのことから、守秘義務に違反することは重大な法律違反であり、結果的に市民にも大きな迷惑をかけることにもなりますので、そのことは絶対にやってはならないというふうに認識をしているところであります。また、このことについては、課長会等でも話をしておりますし、第34条の守秘義務の違反は、本当に基本的にちょっと考えられないことだというふうに思っているところであります。

○17番（小野広嗣君） 考えられないようなことが出回っているわけですよ。ですから、こういった質問もさせていただいているわけです。例えば庁舎内部での議論がありますね。そして市長が諮問した委員会等での議論があって、そういったものを経て出された議案に対しては、執行部側としては、あくまでもこの議案をぜひ議会に認めていただきたいと、それが本来のあるべき行政の姿ですよ。当然市長をはじめとして、執行部と同じ方向を目指すのが、本来の職員のあるべき姿だと、僕は思っているんですよ。今、市長も言われていたように、地方公務員法第32条には、「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」とあるんですよ。そして地方公務員法第34条第1項には、職員は「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」と、今言われたとおりです。「その職を退いた後も、また、同様とする」と、そして秘密を漏らすとは、「秘密事項を文書で表示すること、口頭で伝達することをはじめ、秘密事項の漏えいを黙認する不作為も含まれる」とあるとおりです。当然、特別職の公務員である議員も同じ立場ですよ。この点についての境界線が、最近特に乱れてきている気がしてならないんですね。「何でもかんでもがんじがらめにしなさい」と申し上げているのではなくて、こういった点については十分に留意しないと、市民からの信頼を失うものですから、再度この徹底をやっていただきたい。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 議員おっしゃるように、先ほどありました地方公務員法第32条、第34条第1項等々含めて、これは絶対守るべきものであり、そして退職した後も、引き続きこれは同じことだということでもあります。そこ辺も含めて、今回私もいろんな角度から情報が入っております。そういう面ではすごく残念であるというふうに思っておりますので、私たちは先ほど言いましたように、今、社会情勢の中で、ニーズをどうやって市民サービスにつなげていくかということでの取組をしているところでありますので、そこも含めてしっかりと原点に戻って、取組をしていかなければいけないというふうに思っております。

○17番（小野広嗣君） ぜひ、今の市長答弁のような取組をしていただきたいと思います。確認でありますけれども、本市では今回述べさせていただきました、この公務員倫理に関する研修とか、コンプライアンス研修とか、そういったものにはこれまでどのように取り組まれてきたのか、そして今後それをどう充実させていくのか。その点を確認させてください。

○市長（下平晴行君） 職員、会計年度任用職員に対して、令和3年度、4年度とともに、動画視聴研修においてコンプライアンス講座を実施しております。また、新規採用職員研修、新任の主査、係長、課長補佐、課長に対して研修を開催しております。その研修において公務員倫理の科目がありますので、それぞれ受講しているところであります。また、令和4年10月には市職員のコンプライアンス行動指針を策定し、市民から信頼されるための心構えを示したところであります。今後も引き続き研修を実施するとともに、私から直接講話を行うなど、職員の公務員倫理の向上に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○17番（小野広嗣君） 今、市長が述べていただいたそういった姿勢が、職員にしっかりと浸透

していくことを本当に望んでおります。今回、職員の人材育成と意識改革について、質問をさせていただきまされたけれども、私たち議会にとっては委員会ごとの所管事務調査、あるいは政務活動調査、こういった視察などがあって、先進事例を学ぶ機会も多くて、いわゆる見聞を広めるといいますか、しっかりと勉強する機会があるわけですけれども、ぜひですね、市長には職員の皆さんが決して「井の中の蛙」にならないように、先進地や外部の事例を学んで、人脈形成ができるための予算措置を、今後、手厚くしてほしいなと思っています。この点で、これまでもよく僕が引き合いに出しているのが、今、立憲民主党で代表代行を務められております逢坂誠二さん。この衆議院議員が、北海道のニセコ町長のときの取組であります。市長も多分お分かりと思いますが、ここでは「職員が研修に行って持ち帰る情報は、町の宝である」と捉えておまして、職員研修にはそれまでよりも何倍もの予算を組んで、南は沖縄県までの研修にも参加をさせて、研修だけで人と人のネットワークの構築を図り、それを人脈という宝として位置づけて、その上で様々な施策の展開をされております。私たちに説明をされる職員の資質、能力もすばらしく高度で、我々は舌を巻いて帰ってきた経験がございます。そういった意味から、職員の人材育成、資質向上のためにも、こういう研修制度に関してはこれまでも取り組んでいただいておりますけれども、今まで以上に手厚く、ぜひとも取り組んでいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 私も職員時代に、ニセコ町の町長をされていたときに研修というか、テレビで議会中継を視聴したとき、一般質問の中で、課長以下が答弁することが全然ないんです。町長が全部答弁しているんですね。ですから要は何かと申しますと、いわゆる政策の質問をしているということにもなっております。それと併せて、やはり逢坂さんの考え方というのが今おっしゃったように、本当に基本は職員がその倫理観も含めてレベルが高くなると、市民の満足度向上といえますか、市民のために市政はあるんだということのその話も聞いたところであります。これまでも職員について市としまして、様々な研修を実施して、見聞を広めている状況ではありますが、今後の研修方法や内容、研修に係る予算等については、総務課を中心に検討を行い、さらなる充実を図れるように進めていきたいというふうに考えております。また、先ほど述べましたように、私からも直接講話を行うことも実施していきたいし、職員の資質向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 前向きな答弁であると思いますので、理解をいたしますけれども、今後とも下平市長を先頭に、市職員が丸丸となって市政の推進に取り組んでいかれることを期待しながら、次の質問に入りたいと思います。

デジタル化の推進ですけれども、まずこの国のデジタル田園都市国家構想の基本方針を基に、昨年12月に閣議決定をされましたデジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案した、実は地方版総合戦略に多くの自治体が現在取組を始めておりますが、本市のこの件に関する現状について伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 国が策定しましたデジタル田園都市国家構想総合戦略では、今後の人口

減少、少子高齢化問題に対して、デジタルの力の活用により、地方の社会課題解決に向けた取組を加速化、深化させるために、必要な施策の内容等が示されたところであり、各自治体は本戦略を勘案し、地方版総合戦略の策定、改定が求められているところでもあります。本市におきましても、今後、国の基本方針の改定や社会情勢の変化に対応するためには、柔軟かつ機動的な戦略を実行することが重要であると認識をしているところでもあります。課長会等でもさらにそれぞれの部署で、総合戦略の取組を指示をしているところでもあります。今後、先進自治体の取組状況等を踏まえながら、調査・研究を行いながら、検討してまいりたいと考えているところでもあります。

○17番（小野広嗣君） 今、市長の答弁をお聞きしますと、私が申し上げた点に関しては、十分理解をされているというふうに思いますが、まずこの件に関して言えば、国において地方版総合戦略策定事業事例集が、実は本年10月20日、いわゆる1か月半ほど前に策定をされて、公表をされているんですね。そして、これは本市においても多くの課が関連する事例集になるわけですが、市長をはじめとしてそれぞれの担当課は、このことについて御覧になっているのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 10月の市長会でこのことについての話があったところでもあります。公開されていることは把握しておりましたが、詳細な内容把握には至っておりませんので、しっかりと内容の把握を努めてまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 総務課として、総合的に各課がこれをどのように把握しているのかというのは、ヒアリング以降、つかまれたのですか。総合政策課でもいいです。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 今回のこの地方版総合戦略策定事例集につきましては、市長と同様に、公表されたというのは把握はしていたのですが、内容等の把握はしておりませんでしたので、各所管課にそういった周知等も、まだできていないところでございます。

○17番（小野広嗣君） だから遅すぎるんですよ、僕に言わせれば。もう1か月半経っているわけだから、こういった事例集をしっかりと学んでいただいて、本市で取り入れられる施策はないのかと、そういったことを模索していくというか、そういうことが大事かなと思いますので、これは市長、そういった方向で今後進めていっていただければと思います。今回の質問は、それが趣旨ではないです。このデジタル田園都市国家構想総合戦略を見ていきますと、今回の質問の関連でいきますと、「地域コミュニティ機能の維持強化として、公民館などの社会教育施設の活用促進等によって、多様な組織や主体がデジタル技術も活用して連携をし、地域コミュニティの補完的な取組を進め、安心して暮らせる地域をつくる」としているんですね。だから、今回、生涯学習課の主な機能を市長部局へ移すと、組織機構の見直しも提案されているわけですが、今述べた点については、今後どのように進めていかれるおつもりなのか、お聞かせください。

○市長（下平晴行君） デジタル田園都市国家構想総合戦略については、デジタル化によって各地方の様々な社会課題を解決しながら、地域の魅力を向上させる取組であるというふうに理解をしております。本市においても、それぞれの地域が個性を活かしながら活性化していくことで、市全体が成長することを目指し、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところ

であります。

○17番（小野広嗣君） 分かりました。この地域コミュニティ機能の維持・強化の項を見ていきますと、今後の公民館は地域の拠点として、今まで以上にしっかりとICT化を進めていく必要がうたわれているんですね。本市の条例公民館は、築年数が長いものや、それぞれ地域との関係、経緯が様々なので、一様に進めていくことが可能なのかどうかは分かりませんが、どちらにしても、ICT化を図ることでDXが進んで、時代に合わせた公民館の改革につながると思っております。そういった面から見て、本市では、公民館のICT化は現在どの程度進んでいるとの理解なのか、お示してください。

○市長（下平晴行君） 現在、条例公民館や図書館等に公衆無線LANや公開用パソコンを設置しております。デジタルに不慣れな方が、コストをかけずにデジタルを体験できる環境を提供していきたいというふうに考えているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 今、市長が言われたように、このICT化の環境を整えていくと、それに関連して今回質問したいわけですが、公民館機能のデジタル化を進めることによって、生涯学習講座のリモートやオンライン化をどんどん図っていくことも大事だと思っております。所管が移る可能性があるということで市長部局に伺っておりますので、今回の通告は教育長にはしていません。学習が可能な時間とか、場所は、人それぞれであると思うのですが、交通弱者が増えている中で、この地理的な制約や移動の負担を軽減して、学習時間を柔軟に調整できるこのオンライン化というのは、生涯学習を推進するにあたって、学習環境の充実の観点からも大変に重要だと思っております。ですから、今後の地域コミュニティの醸成を図る上でも、いつでも、どこでも、学べる学習環境の充実を図っていただきたいと、そのように思うのですが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 公民館等の社会教育施設は、地域に開放された公共空間であり、地域住民をつなぐコミュニティ・マネジメントが必要であるというふうに考えているところであります。公民館等のデジタル化が充実することで、様々なサービスが展開でき、デジタルの助けを借りつつ、市民のライフプランの拡充が図られるものというふうに考えているところであります。

○17番（小野広嗣君） 市長の今の答弁は、理解をいたしました。市長、実は、国のこのデジタル田園都市国家構想は御存じだとは思いますが、これは従来の生涯学習だけではなくて、公民館というものの機能を本当に広く捉えて、デジタル化してほしいという国の戦略があるんですね。そうすると、本市においてもこういった交付金の活用はほかの課でもされてはおりますけれども、このデジタル田園都市国家構想交付金の中のメニューには、公民館のメニューがあるんです。そして、それらを活用して、全国的には公民館のスマート化というのを図っていらっしゃるんです。ですから本市においても、ぜひともこういった交付金を活用して、公民館のスマート化を図ってほしい。この点について答弁を求めておきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 地域コミュニティにおけるデジタル活用推進は重要であり、デジタル実装優良先進事例を確認するとともに、本市においてどのような取組が必要であるか、先進地事例

等も調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 先進地事例の件に関しては、また私のほうで後ほど示しますが、今申し上げたように、庁舎内のデジタル化が進んでいく。そしてそれだけではなくて、地域コミュニティ協議会を通じてのデジタル化、あるいは公民館、こういったデジタル化が市内全域に広がっていったとすると、どうしてもそういった環境を支えるデジタル人材が必要になってくるわけですね。国においても、さらにデジタル推進委員の取組の充実等も図っていく計画ですけれども、この件は後の質問にも関連するのですが、このデジタル推進委員といったものをはじめとして、講習会等への参加の広く呼びかけるなど、身近にいるデジタル機器・サービスに不慣れな方に対して周知を行う「デジタル推進よびかけ員」という制度があるのですが、こういったデジタル推進委員とデジタル推進よびかけ員に対する本市の認識についてお聞かせください。

○市長（下平晴行君） デジタル推進委員につきましては、デジタル機器やサービスに不慣れな方に対して、きめ細やかなサポートを行うことを目的としており、本市のデジタル化の推進にも有効な制度であるというふうに認識をしております。またデジタル推進委員及びデジタル推進よびかけ員につきましても、身近にいるデジタル機器やサービスに不慣れな方に対して、講習への参加を広く呼びかけなどを行っていただくことで、本市のデジタル化の推進に有効な制度であるというふうに認識しているところであります。デジタル庁デジタル推進委員サポートセンターに確認したところ、県内には232人の方が推進委員としてデジタル庁から任命されているとのことでありましたので、本市を活動エリアとしている組織等があれば、サポートの依頼を検討したいというふうに考えております。なお、推進委員への応募を促すことにつきましても、併せて周知したいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） ぜひとも国において設けておりますこういう制度を有効活用して、デジタル化の推進を図っていただきたいと思っております。

あともう一点、確認をしたいのですが、先ほども少し聞きましたけど、本市ではDX推進プロジェクトの取組をより良いものとするために、情報リテラシーの向上及びデジタル人材の育成を目的として、DXにおいて豊富なノウハウを持つ日鉄ソリューションズ株式会社と連携協定を締結しておりますけれども、このDX推進プロジェクトチームの活動内容については、先ほど人材育成のところでお聞きしましたので、この連携協定の成果のほうはどうなっているのかお示ください。

○市長（下平晴行君） 成果につきましては、研修を通して、顧客視点に立って課題の特定、研修を行うデザイン思考やそれを実現するためのテクノロジーを併せて考えるマネジメント手法、多様なニーズに対応するために多角的視点を持ったチームで解決するためのチームビルディング手法を学び、第4次志布志市情報化計画の推進体制の一部として設置しましたDX推進プロジェクトチームの取組に、今、そのノウハウを反映しているところであります。

○17番（小野広嗣君） 連携協定の締結によって、少しずつでしょうけど効果が表れている。そうすれば、随時で結構ですので、そういった取組ということも、もう少し市民に分かるように公

開もして行ってほしいと思いますので、この点は要請をしておきたいというふうに思います。

この項の最後になるかと思いますが、このデジタル田園都市国家構想総合戦略を見ていきますと、地域におけるWell-Being（ウェルビーイング）指標というのがあるって、その活用促進を強化することもうたわれております。このWell-Being指標というのは、地域幸福度指標といひまして、客観指標と主観指標のデータをバランスよく活用して、市民の暮らしやすさと幸福感を指標で数値化・可視化したもので、市民一人ひとりが、デジタル化・スマート化は自分にとってどういう意味があるかを理解するためにも、デジタル化・スマート化に伴う心豊かな暮らしの変化をいわゆる可視化することを目指しています。これは既に、志布志市の指標も出ているんですね。私のほうでも既に目を通しておりますけれども、この点についての市長の御認識と、今後の本市におけるWell-Being指標の活用促進の所管課となるコミュニティ推進課では、このことをどのように捉えて考えているのかをお示しください。

○市長（下平晴行君） 国のデジタル田園都市国家構想においては、Well-Being指標の活用が示されており、各種データを指標化した客観指標と、市民アンケート調査結果を指標化した主観指標を用いたものでありますが、詳細な内容の把握に至っておりませんでしたので、しっかり内容の確認を行ってまいりたいと思います。また、この指標を活用することで、これまでそれぞれの事業で認定されていた指標が、Well-Being指標の向上という市民の幸福度、暮らしやすさにつながるもので、重要な手段と考えておりますので、指標の成熟度が上がるように、活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

○コミュニティ推進課長（五代千加子さん） 私も今回の一般質問において、このWell-Being指標というものがどういうものを勉強させていただいたところです。「こちらの数値を使って、地域の中で語る共通言語として使ってほしい」というのが、デジタル庁の統括官の言葉でもありました。こういったデータを基に地域の方々と話し合いをして、また社会教育施設とかを拠点として、学び合いができるような方向にしていければと考えております。

○17番（小野広嗣君） こういった指標も参考にしながら、志布志市の施策をしっかりと練っていただきたいなと思って、お示しをしたところでございます。

次に、デジタルデバイドの解消策についてであります。市民の皆さんとDXやICT化の推進について話をしておりますと、高齢者の場合は、やはり難しいと感じる方が多いですし、利便性よりも煩わしさを感じる方のほうが今のところ多いように思います。しかし、今後国も、市においても、デジタル化の恩恵を享受する社会を目指していく中では、誰一人取り残されない取組として、年齢等によるデジタルデバイド、いわゆる情報格差を解消し、一緒に進んでいくことが大事だと思っております。本市でも総務省の利用者向けデジタル活用支援推進事業の取組として、スマホ講座をこれまでも度々開催されてきており、先ほどの生涯学習講座もそうですね。この12月にも開催されるようですが、これまでの取組がデジタルデバイドの解消につながってきているのか。また、アンケートなども用意して、活用されているのか。その中身といいますか、結果について、お聞かせをください。

○情報管理課長（宮内真吾君） 議員の質問にお答えします。

令和4年度のスマホ講座は、合計31回開催しており、延べ136人に参加していただきました。その際のアンケート結果を分析しますと、受講後の理解度では86.8%の方が「理解できた」、「やや理解できた」と回答され、講習後にスマホでやってみたいことには、SNS、地図アプリ、カメラが上位に入っておりました。講座内容に対する満足度も86.1%の方が「満足」、「やや満足」と回答されており、講座の内容は満足していただいていると考えております。ただし、スマホの使い方で困ったときの相談相手の有無については、61.9%の方が「いない」と回答されており、継続した取組が必要であると考えております。実際に、複数年度受講されている方もいらっしゃいます。

○17番（小野広嗣君） 今、課長の答弁で理解をいたしたところですが、おおむね好評だったと、市民には喜ばれていると、あくまでも参加された方においてはですね。であれば、今後もこれまでと同様、もしくはこれまで以上に回数を増やすとか、あるいは市役所にできればそういう声があるのであれば、常駐で担当できるような人、相談に見えたときにすぐ対応できる、そういった部署を設けている自治体もありますので、そういった取組の検討方も要請をしておきたいと思えます。この利用者向けデジタル活用支援推進事業の今後の展開、2点目についてお答えをいただきたいと思えます。

○情報管理課長（宮内真吾君） 今年度同様に、総務省のデジタル活用支援推進事業を活用したスマホ講座や生涯学習講座において、スマホ講座を来年度も開催する計画です。また、本市と包括連携協定を締結している鹿児島大学に協力を依頼し、大学生が講師となるスマホ講座の開催や市単独事業でのスマホ講座の開催も検討しております。また、若年層の講師ではなく、65歳以上の方に講師になっていただき、講義形式ではなく、質問しやすいような環境での講座の開催についても検討したいと考えております。なお、令和5年度からデジタルデバインド解消と、デジタル化を通じた地域住民の生活の質向上を支援することを目的に設立された「一般社団法人まるとごとデジタル」に参画し、自治体ごとに適した課題解決策の議論や事業全体の実行支援を受けながら、デジタルデバインド解消に取り組んでおります。

○17番（小野広嗣君） 今、答弁をいただきまして、今後の方向性について十分理解をしたところですが、別の視点から見ると、スマホ講座のような講習会に参加している人は、デジタルの活用に積極的な一部の人に限定されているなというふうに、僕は思っているんですよ。やはり広範な解決には至っていないなと思うものですから、今後は単なる使い方に限らず、内容とか、テーマとか、そういったものをどんどん変えていって、広げていって、参加者の層を拡大する必要があります。その拡大については、どのような視点を持っていらっしゃいますか。

○情報管理課長（宮内真吾君） そのことにつきましては、まず高齢者のデジタルデバインドがスマホを拒絶する理由は、大きく分けて3点あると考えております。1点目は、「使い方が分からない」、2点目は、「必要性を感じない」、3点目は、「スマホ自体に抵抗がある」です。まずは、高齢者が何を求めているかを理解することが大切であると考えております。そして、高齢者

の方と直接話をして、なぜスマホを拒絶するのかを理解し、高齢者をスマホを活用することで、どのようなメリットがあるかを具体的に説明することも重要であると考えております。今後は、高齢者がスマホを活用するメリットを市報への掲載やパンフレットの配布により、周知したいと考えております。

○17番（小野広嗣君） ぜひ、そういった方向で、スマホ活用への推進も図っていただきたいと思いますが、今の件と少しずれますけれども、本市では出前講座、いわゆる「デジタル化って何だろう」という講座を開催していきまして、デジタル化の必要性や本市の取組について、説明を行っておりますね。これまでに7団体が出前講座を受講されておりますが、この講座はスマホに特化した講座ではないので、反響は多岐にわたっていると、ホームページを見ても多少は紹介されております。当局は、その場で参加された様々な声をどのように受け止めていらっしゃるのか、まずはその点だけ、お聞かせください。

○情報管理課長（宮内真吾君） 本市では、令和4年度よりデジタル化の必要性や本市の取組について出前講座を開始しまして、これまで7団体、計142名に御参加いただいているところでございます。参加の方からは、市公式LINEの活用方法やコンビニ交付サービス、オンライン申請の利用方法など、デジタル化に積極的な意見もいただくなど、「受講して良かった」との感想を非常に多くいただいているところでございます。一方でデジタル機器やアプリの操作、セキュリティ面での不安などの意見もいただいているところでございます。そのようなことから、誰もが、いつでも、どこでも、デジタル化の恩恵を享受できるためには、デジタルデバイドの解消のための取組が重要であることを、より認識したところでございます。

○17番（小野広嗣君） 今、市の認識について、課長が答弁していただきましたけれども、市長も同じ認識であろうというふうに、答弁でするので理解をしますけれども、例えば2025年に入りますと、団塊の世代は75歳以上に入ってきます。2040年代には、高齢者人口がピークに達すると予測をされておりますね。本市の高齢化率も年々上昇をしてきているわけですがけれども、2020年度に内閣府が実施した情報通信機器の利活用に関する世論調査、これの年齢別のスマートフォン、タブレットの利用状況調査によりますと、「スマートフォン、タブレットを利用していない」と回答した人の割合は、60歳から69歳が25.7%、70歳以上で57.8%となっており、他の年代と比較して非常に高くなっております。多くの高齢者の皆さんは、スマートフォンやパソコンなどのデジタル機器を使いこなせていないのが現状なんですね。今後は、高齢者をデジタルの方向へ導くための取組やサポート体制の構築、環境の整備など、具体的な施策や取組によって、今、議論しておりますデジタル格差を解消していくことが求められていると思うのですが、本市では、この全ての市民がデジタル社会の恩恵を受けるためには、先ほどの認識の上でどのような方策を検討されているのか、お示しをください。

○市長（下平晴行君） 高齢者を中心にインターネットを利用できていないという状況は、本市において重要な課題であるというふうに認識しているところであります。今後の方策につきましては、令和5年度から参画している「一般社団法人まるごとデジタル」において、自治体ごとに

適した課題解決策の議論や事業全体の実行支援を受けながら、デジタルデバイド解消に向けて取組をしてみたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 本市にとっても、デジタルデバイドの解消というのは重要課題であると思いますね。自治体DXを今後、市長もどんどん進めていくという方針であるわけですので、様々な検討をされていくんだらうと思いますが、そういった中で、高齢者のデジタルデバイドの問題解決に向けた自治体の取組事例というのは、いっぱいあるわけですよ。ヒアリングのときにも市長、当局にお示しもしましたけれども、多分知っているかもしれませんが、北海道更別村の「コミュニティナース」という制度、富山県朝日町の「デジタルコーディネーター」という制度、石川県加賀市の「シニアスマホアンバサダー」など、様々な自治体が取り組んでいます。だから、本市において取り入れられるような先進事例は、どんどん取り入れて市民に還元していくと、こういう姿勢が大事かと思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるとおり、高齢者の方が、そのデジタルデバイド解消に向けた取組ができるような体制づくりをしっかりとしてみたいと考えております。

○17番（小野広嗣君） 市長はそういう方針ですので、十分理解をいたしますけれども、もう一点、先ほどと少し関連するのですが、スマートフォンとか、パソコン、タブレット、こういったデジタル機器を使いこなしている高齢者もいらっしゃいますね。そうでない高齢者もいらっしゃる。また、それ以前にそういった機器を持ち合わせていない、興味がない高齢者もいらっしゃる。しかしそうであっても、行政が進めるデジタル施策の利用者の一員になることは、もう間違いないわけですよ。そうすると、何度も言うのですが、デジタル社会に向けて誰一人取り残すことがないようにするためにはどうすればいいか。そうするためには、先ほど課長が少し答弁していただきましたけれども、高齢者の意見や要望、こういったものを収集して施策に反映させること、これが大事なんですね。ですから、先ほど、「スマホ講座でアンケートを取りましたか」とかいろいろと聞きました。当局は講座で「どうですか」と声を聞いて、アンケート結果をデータ的にしっかりまとめ上げて、市としての方向性はこうですよというものを示していかなければならないと思いますが、こういった高齢者あるいは高齢者等という「等」でくられる方々に対しての意見収集については、どのようにお考えなのかお示しをください。

○情報管理課長（宮内真吾君） 意見収集につきましては、令和4年度に第4次情報化計画を策定した際に、市民アンケートを実施しておりますが、高齢者に限定したものではないため、高齢者からの意見収集が必要であると考えております。今後は、市報やアンケート項目も含めて、鹿児島県のDX推進相談窓口の支援をいただきながら、対応したいと考えております。

○17番（小野広嗣君） ぜひともそういった方向で、対応をお願いしておきたいと思います。先ほどからお話ししておりますけど、現在行っているスマホ講座にしても、既にスマートフォンを持っている、あるいは持っているけど使い方が分からないと、そういった方々を対象としてのアプローチがこれまではほとんどであると、さっき申し上げましたね。だけど、その一歩手前の段階、そもそも興味がないという方、そういった方にも興味を示してもらわないといけないのが、

市としての施策であろうというふうに思っているんですね。そういった方へのアプローチも必要だと思うんです。これまでも何回も言ってきましたけど、例えば災害が起きたときでも、情報収集、連絡用手段として、スマートフォンは欠かせないものになっております。災害時にスマートフォンの充電に困らないように、充電池を作っている会社であるとか、モバイルバッテリーを製造している会社と協定を結びながら、災害時においてもスマホの充電ができるように、先進的な取組を行っている自治体も数多くあるわけです。いざ災害が起きたときに、スマートフォンを使いこなせる人と使いこなせない人との差というのは、決定的なものになる可能性があるわけですので、スマートフォンを持っていない方に対して積極的な使用、これは強引にという意味ではないですよ。そういった活用を促していく取組は大事だと思っております。自治体によっては、このスマートフォンの無料の貸出しを行って、興味がない方に一定期間お貸しして使っていただくことで興味を持っていただく、あるいはスマートフォンの購入に対して、自治体によって金額はばらばらでありますけれども、それなりの補助をしている自治体もございます。様々に工夫をすることで関心を持っていただく取組も、本当にできるんだと思っておりますけれども、この点市長、お答えをお願いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 先進事例や「一般社団法人まるごとデジタル」のプラットフォームを活用して、情報収集してまいりたいと考えております。なお、スマホ対応事業につきましては、並行して操作研修の実施やネット詐欺への対策等を行うことが必要であり、これらの問題点を解決しながら、検討する必要があるというふうに考えておりますので、しっかりそこ辺を見極めた対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 分かりました。ぜひそういう方向で、内部で検討・研究を重ねていただきたいというふうに思っております。実は、2021年より社会全体でデジタルについて定期的に振り返り、体験し、見直す機会として、「デジタルの日」が創設をされております。官民で連携をし、デジタル関連の技術サービスを利用した様々な取組を実施して、社会のデジタル化に向けた機運の向上に取り組むことになっておりますが、その認識について、お聞きをしておきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 本市におきましても、この「デジタルの日」に合わせて、スマホ講座を開設して機運の向上を図っているところでありますが、今後より一層の機運の向上を図る取組を検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

○17番（小野広嗣君） 今回、いろいろと申し上げましたけれども、このデジタル化の推進、活用によって、地域コミュニティ協議会の活動や公民館等の社会教育施設が、地域における学びのDXを果たして、地域の拠点として、また市のサービスの拠点としても発展していったほしい。また一方で、本市のデジタルデバイドは解消されて、全ての市民が公平にデジタル社会の恩恵を享受できる環境を、しっかりと整えていっていただけるよう要請をしておきたいと思っておりますので、次の質問に移りたいと思っております。

教育長にお聞きをしたいと思っております。市長にも少しだけありますけれども、まず国においても、

教員不足は深刻だと言われて久しい中で、教員免許の更新制度の改革や超過勤務、多忙解消など、様々な議論がなされているところでありますけれども、本市においても、私の知り合いの先生方と話をしても、なかなか余裕やゆとりがないように感じるときもありました。子供たちと向き合う時間の確保もままならないのではないかと、そういった心配もするわけですが、まず本市の教員の勤務実態と、それを受けての教育長の思いをお聞かせください。

○教育長（福田裕生君） まず初めに、勤務実態について、課長が答弁いたします。

○学校教育課長（上木勝憲君） それでは、本市の教員の勤務実態についてお答えいたします。

令和元年度から令和4年度につきまして、超過勤務時間が45時間を超えている職員の割合は、約20%であります。今年度の10月までの超過勤務時間が45時間を超えている職員の割合は、25.8%であります。学期初めや運動会、体育大会等の学校行事のある月に勤務超過がみられます。また、超過勤務時間が80時間を超えている管理職もいると認識しております。保護者との教育相談または部活動指導等で、勤務時間が長くなる職員あるいは管理職がいることも認識しております。今後も業務の効率化を図り、部活動休養日、平日1日、週休日1日の目安に基づく指導、また職員の定時退勤日を設定するなどして、適正な勤務時間の管理に努めるよう指導してまいります。

○教育長（福田裕生君） 具体的な内容は、今課長が答弁したとおりでございます。こういったなかなか改善しきれない実態がございます。冒頭の答弁の中でも申し上げたとおり、子供を取り巻く環境が非常に多様化・複雑化する中にありまして、改善を図るための施策を講じた一方において、子供たちへしっかりと向き合っていないといけない。そのために時間を要するといったことも出てきております。ですので、今後も様々なツール等も活用しながら、また国が示しております、いわゆる各都道府県で実施されている良い事例ですね、そういったものをピックアップしながら、本市にとってできるものからこまめに取り入れながら、この問題の解決に向けた取組を進めていきたいと思っております。

○17番（小野広嗣君） 分かりました。全体的な答弁としては理解をいたしましたので、ちょっと具体的にお聞きをしたいと思います。本市には現在、何名の教職員が働いておられるのか。また休職中の方がいらっしゃればそれも含め、例えば本年度に離職された方がいらっしゃれば、それも含めてお示しをください。

○学校教育課長（上木勝憲君） 教職員の休職者等についてお答えいたします。

今年度の体調不良等で病休を取得した職員はおりますが、病休等による休職者はおりません。また、本年度一身上の都合で離職した職員は2名おります。

○17番（小野広嗣君） 今、示していただいた数字的には書き留めておきましたし、理解しますけれども、例えば教育長、長時間労働を減らすには、業務量を減らすということも大事ですが、その業務を処理するためのサポート体制を充実させていくということが、近道なのかなというような気がするんですね。そうした場合、それが業務上の軽減にもつながるといことになるのですが、本市においても教員をサポートされる人材体制については、様々な職種の人がサ

ポートをされておりますけれども、その現状についてお示しをください。

○教育長（福田裕生君） 本市における学校の支援等を行っている職員数は、現時点におきまして46人でございます。具体的な内訳で申し上げますと、特別支援教育支援員が25人、市内の21校全ての学校に配置をしております。それからスクールソーシャルワーカーが6人、各中学校区に配置しております、全ての学校に対応するような体制を取っております。それから、部活動指導員が現在のところ6人、英語教育支援講師が1人、外国語指導助手いわゆるALTが3人、適用指導教室「松風」の指導員と相談員が合わせて2人、それからICT支援員が2人、理科観察実験のアシスタントが1人、それから昨年度から各学校の諸問題等への対応や相談業務、それから指導補助業務などにあたるために学校教育課に学校教育専門員を1人配置して、機動性のある動きで対応しているところでございます。

○17番（小野広嗣君） それぞれに今聞くと、かなりの職種の方々に支えていただいていると、それをまた機能的に利活用されているのだらうと思いますが、学校によっては、先生方がいっぱいいいっぱいのところもありますよね、全てとは言いませんけどありますね。そうした場合に、僕は思うんですよ、せっかく志布志市に来て働いてくださっているのに、そこで体と壊したりとか、悩まれたりとかしているというのは、本当に残念なことだなと思いますので、やはり市長も含めて、教育長も含めて、志布志市で働いている先生方をしっかりと守っていくんだという、そういった視点も大事なかなと思っております。そのために人的措置をする、サポート体制を充実させる、そして市内に埋もれている人材を発掘して、それを充てる。こういった視点も大事なかなと思うのですが、この点だけは市長にもお聞きしたいし、教育長にもお聞きしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 全国的に教員不足の状況であり、志布志市においても同様の状況であることは認識をしているところであります。また、いじめや不登校、問題行動等、支援を要する児童・生徒が増加していることなども、長時間労働につながっていると考えております。本市では、特別支援教育支援員や学校教育専門員、ICT支援員など様々なサポートを行っておりますが、学校の状況等に応じて任用の増加等が必要となれば、そのことについては、しっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

教育委員会といたしましては、本市で子供たちと向き合っていただいている教職員に対して、教育委員会と学校との関係性をより緊密なもの、親密なものにしていくということ、ここ2年半ほど力を入れております。と言いますのも、例えば悩み事、相談事等があった際に、「教育委員会に相談しづらい」とか、「この程度だと、もう学校で大丈夫ではないか」といったようなことでとどめ置かれるようなことが、過去を振り返ってみたときにこれまでもございましたので、そういう状況があってはならないと思ひまして、まずは開かれた教育委員会でありたいということで、学校から寄せられた情報または寄せられていない情報であっても、こちらから定期的に出向くなどして、お尋ねし、そして把握した上で一緒になって取り組むといったようなことに、今、力を入れております。それから一方で、学校では不登校やいじめ、また複雑多様化する諸問題等

が発生しておりまして、緊急対応しなければならないこと、それから継続的に地道に対応し続けなければならないこと、学校であるとか、教育委員会だけでは十分に対応しきれないような事案、例えば警察、児童相談所、それから弁護士の支援もいただきながら対応したほうがいいといったような事案等も、大変多くなっている状況であります。したがって、支援する児童・生徒へ対応する特別支援教育支援員の増員であるとか、学校職員または管理職へのアドバイスをしていくような学校教育専門員の増員につきましては、市長部局と十分に協議をしながら、配置に向けて協議を重ねているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 市長も教育長も同じような情報を共有しながら、前向きに取り組んでいくという姿勢が答弁でうかがえましたので、ぜひそういった方向を進めていってほしいと思います。

あと、GIGAスクール構想の下で、学校における最新のデジタル技術を活用することによって、教員の負担軽減の現状がどう図られているのか、お示してください。

○教育長（福田裕生君） 学校におきましては、教員の働き方改革という視点で申し上げますと、総合型校務支援ソフトを導入しております。出退勤の目安時間を設けて、適正な勤務時間の管理に努めているところです。また、今年10月からシステム名で言いますとSee-Smile（シースマイル）というシステムがございまして、それを全て21校に配置しております。それによりまして学校内外の様々な情報を共有し、校務をより効率的に進めることができるようになってまいりました。それから授業支援システム、授業をする際のシステムといたしましても、例えばロイロノートであるとか、AIドリルなどを十分に活用して、子供たちが課題を解く際に一斉送信をしたり、それを集約して大画面に映し出したりしながら、児童・生徒同士での意見や考えの交流がしやすくなるような学習活動も展開をしているところでございます。そういった活動が本市において、程度として十分であるのかどうかというところを検証するために、これは文科省が後援している日本教育工学協会というところが、整備と利活用の度合いを指標化しているところがあるのですが、本市の21校につきましては、導入当時は優良校という状況でしたが、現在においては、学校情報化推進校という認定を受けております。ですので、着実にそれぞれの学校において、先生方一人ひとりの活用の状況のスキルも上がってきているのではなかろうかと思えますし、一方で、子供たち自身の活用能力、リテラシーも向上しているというふうな把握をしております。しかしながら一方で、データの管理、セキュリティの問題等も課題として散見されますので、そういったことについては、今後も市長部局とも十分協議をしながら、丁寧に推進してまいりたいと考えております。

○17番（小野広嗣君） 今、教育長の答弁をお聞きしまして、GIGAスクール構想が始まって、その構想が少しずつ浸透してきているんだなというのはよく理解できたところでございます。もう一点、子供の視点、教員の働き方改革にもつながるのですが、本市の事業では、先ほどの答弁にもありましたように、いろいろされているのは知っています。この子供たちの意見を瞬時に集約して、共有できる授業支援システム、そういったもののような子供たちの学習状況をはじめ

として、基礎データを一元管理する取組はできていないのか、お示しをください。

○学校教育課長（上木勝憲君） お答えします。

市内全部の学校が一元化しているということは、本市にはございません。各学校ごとに集約をしていますので、その学校ごとのサーバーを経由して、意見交換をしたりデータを共有できるようになっております。

○17番（小野広嗣君） 今後そういった方向も、しっかり学んでいただければというふうに思っています。自治体によっては、一部の会議をビデオ会議システムで実施することによって、出張の回数を減らすなどして、このデジタル技術の活用によって業務の効率化の解消を図る、こういった取組もされていますが、本市の状況はどうでしょうか。

○教育長（福田裕生君） いわゆるオンライン会議につきましては、県、それから地区の教育事務所レベルにおいては、本市もその会議システムを導入して、参加を呼びかけて実施しているところでございます。なお、今後におきましては、市単独の会議等や研修会におきましても、その内容等を十分見た上で、こういった形がより効果的であるか、そういった観点で選択をしていきたいと考えております。

○17番（小野広嗣君） よく分かりました。これは私自身が学ばせていただいて、興味を持ったものですから、少し提案ですが、試験やテストの答案用紙をスキャニングして、その画像データをパソコン上で採点する、デジタル採点システムを整備しているところが増えてきているんですね。デジタル採点システムを利用することで、採点、集計業務にかかる時間と労力を軽減し、より精度の高い採点が可能になるというメリットがあります。採点結果はデータとして残っているため、成績管理などの事務作業も効率的に行うことができます。利用している教員からは、「テストの採点にかかる時間を減らすことができ、子供と落ち着いて接することができるようになった」という声も上がっております。このデジタル採点システムについては、今後、導入は考えられないのかお聞かせください。

○教育長（福田裕生君） 今、御提案のあったデジタル採点システムでございますけれども、本市におきましては、まだ導入はしておりません。その内容が、教員の作業としてどういった手続きが必要であり、どういう作業が求められるのか。そして経費としてどれぐらい必要なのか。今後そういった観点から十分検討しながら、その導入または使い方等については、検討を重ねてまいりたいと思っております。

○17番（小野広嗣君） これは事例として十分勉強していただいて、検討方を求めておきたいと思います。

あと、本年3月定例会で部活動の地域移行の今後の方向性について、質問しております。その際、教育長が「本年度に地域部活推進協議会を設置して、学校教育課を事務局として生涯学習課と連携し、推進協議会で熟議を重ねて生徒、保護者、地域、学校の理解を得ながら、地域連携から地域移行へと丁寧に進める」と答弁されております。このことが進めば、業務負担が減ることで、教員が生徒の学力向上に集中でき、時間外労働も緩和されるものと私は考えているんですけ

れども、現在までの検討状況と今後の展開について、お聞かせください。

○教育長（福田裕生君） まずは、現在までの状況についてお答えいたします。

本市におきましては、部活動の地域移行に向けて、先ほど議員のほうからもありました部活動地域移行推進協議会を、今年度から年間5回開催するようしております。中学校やスポーツ少年団、スポーツ協会、文化協会、PTA連絡協議会などの代表が協議を重ねているところがございます。今後に向けましては、「地域スポーツ少年型」が本市の部活動の地域移行はやりやすいのではなかろうかといった内容の提言等について、協議中ですので、そこらあたりは丁寧なまとめをしていかなければなりません。市が事務局となってスポーツ少年団や小学校の現在のスポーツ少年団、それからスポーツクラブ、文化協会などの関係団体とより丁寧に緊密に連携を図りながら、小・中学校が一体となった地域スポーツ・文化少年団型の部活動への移行ができないものかということで、協議を進めていきたいと思っております。現在のところ、いつまでにどのようなゴールは定めておりません。

○17番（小野広嗣君） 簡単にゴールは見えないのでしょうか、例えば、中学校区ごととか、地域ごととか、あるいは来年度から年度ごとに進めるとか、あるいは種目別にちゃんとした先生たちが揃うということを進めていくとか、そういう具体的などころまでは、まだ踏み込んで議論はされていないのでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 現在までの議論の中では、種目ごとであるとか、地域ごとで整理する、まとめるといったような話し合いにはまだなっていないところです。現在有している部活動の指導員を、地域からどういった形でお願いするかというような話し合いが中心でございまして、現在、人材バンクをこの協議会でつくっていかうという話し合いがなされまして、現在のところ、新たに人材バンク等に8名ほど登録の応募がなされているところでございます。これは現在も募集中でありまして、これが多くなることを私たちは期待をしておりますし、その方々がどの学校のどの部活動を受け持っていただけるのか、そしてその際の諸条件等がどう合致するのか。今後は、そういったところが中心になってくるかと思えます。

○17番（小野広嗣君） 分かりました。

あと一点、ChatGPTに関連して質問をさせていただきます。文部科学省は本年7月、ChatGPTをはじめとした生成AIの利用について、メリットやデメリットが幅広く議論されていることもあって、「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」を公表いたしました。学校現場にも既にお知らせされているかと思いますが、今回はこの件については質問の趣旨から外れますので、深掘りはしませんけれども、現在本市において、このChatGPT等の生成AI技術を教員の業務改善に活かしていくような計画があるのか、その点だけお聞かせください。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

AIシステムやChatGPTなどの教育利用にあたっては、教師、児童・生徒に一定のAIリテラシーが必要であるのではないかと捉えております。手軽に回答が得られるデジタル時代であ

るからこそ、学ぶことの意義についての理解を深めることの指導が重要であるということも考えております。したがって、教育活動におけるデジタルといわれるリアルとのバランスや調和に、一層留意していく必要があるという認識でおります。ですので、今後はこのAIシステム、ChatGPTを教員の働き方改革に使うとすれば、どういう光の部分があって、どういう陰の部分があるのか、ここらあたりをしっかりと見ていきながら、できるところは少しずつ手がけてみる、試してみるというようなことを考えているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 今、過渡期ですので、なかなか前向きにはならないと思うのですが、教育活動におけるこの生成AIを適正に使う力を教員が身に付ける、知見も得ていく、指導力も得ていくと、働き方改革につながりますね。そうすることによって、生徒に寄り添うことの時間も得られますので、こういったことも含めて、今後検討を進めていただければと思っております。

答弁は結構でございます。終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

次に、11番、持留忠義君の一般質問を許可します。

○11番（持留忠義君） 皆様、改めましてこんにちは。真政志の会、持留忠義でございます。私は一年ぶりに一般質問をします。

今年一年を振り返ってみますと、今年の夏は全国各地で猛暑日、35度以上の気温で例年より暑い日が続きました。9月半ばになりますと、日中は残暑が残るものの、朝晩は少しひんやりした空気が流れ、鈴虫の鳴き声とともに秋の訪れを感じることができました。しかし、秋が訪れたと思えば、すぐ寒い日がやって来ました。体調管理が難しく、皆さん御苦労されたと思います。さて、言うまでもありませんが、議会は市民の代表機関であり、市長の市政運営が適切に行われているかのチェックを行い、市政の重要な方針を決定するとともに、市民の意思が市政に的確に反映されるように市長に政策を提案する場があります。一般質問をとおしまして、市民の意見が反映され、より良いまちづくりにつながればよいと考えております。さて皆さん、御承知のとおり、志布志市は農業のまちでございます。全国的にも、お茶、畜産、園芸など、そのほかにもたくさん誇れるものがあり、私も一農家として日々農作業に励んでいるところでございます。今回質問させていただく内容は、全て農業に関する問題です。市民の方からのお話や自分自身で感じることをお伺いしたいと思っております。

それでは通告に基づきまして、一問一答方式で進めてまいります。過去の質問と重複するところがあるかもしれませんが、それだけ重要ということで、誠意をもって答えていただければと思っております。まず、1番目に畜産振興について、2番目に畜産振興について、3番目に茶業振興についてお伺いします。

現在、我が国が進めている遊休農地解消緊急対策事業とは、農地バンクが遊休農地を積極的に借り受け、簡易な整備を行った上で、担い手に農地集積・集約化をする取組を支援する事業でございます。今後、本市で活用する考えはないかお伺いします。

○市長（下平晴行君） 持留議員の御質問にお答えいたします。

農用地域内の農地のうち、簡易な整備で解消可能な遊休農地については、担い手の集積・集約化を促進するため、農地バンクが遊休農地を借り受け・解消するために必要となる経費を支援する遊休農地解消緊急対策事業があります。事業実施にあたっては条件等がありますので、個別の相談に応じて対応していきたいと考えております。

○11番（持留忠義君） 今、市長が申されましたけど、条件ということなのですが、その条件ということについては、どのような条件があるのかお示してください。

○市長（下平晴行君） 条件につきましては、幾つかございますが、主な条件として、農地バンクは遊休農地を中間管理権10年以上の設定で借り受け、解消した年度から翌年度までに当該農地を使用賃貸で貸し付けることや、整備費用の助成交付単価は最大10 a 当たり 4万3,000円となっているところであります。ただし、前提として、農地法第2条の2に規定される、所有者自らが保全管理の責務を負っていない場合のみ対象となります。

○11番（持留忠義君） 今申されましたけど、ここにも書いてあるとおり、10年以上の農地中間管理権の設定が必要ということなのですが、市としては今後、この事業について取り組むが考えがありますか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） お答えします。

先ほど市長が答弁いたしましたとおり、条件等がございますので、個別の相談がございましたら、対応してまいりたいというふうに考えております。

○11番（持留忠義君） 市内の農業従事者の数字を調べてみますと、これは大概、J A、農協の組合員だと思います。この問題につきましては、この前のモニター会議でも、J Aの役員並びに会員の方からすごく要請が強かったものですから、今、農協では年間の会員数が10年前は3,000人ぐらいいたんですよ。現在は、もう2分の1である1,500人を切っております。ただ、大規模農家が増えてきていますので、そういう人たちを含めればできるのではないかと思いますので、ぜひこの事業につきましては、やる気のある方がいらっしゃいますので、そういうことの希望に応えられるように、市でも今後この事業についても取り組んでもらいまして、これができるような体制づくりをしていただきたいというように思います。市長、その考えをもう一回お願いします。

○市長（下平晴行君） 先ほどありましたように、やはり条件等があるということで、個別の相談に応じて対応してまいりたいということでもあります。

○11番（持留忠義君） 今、J Aの組合員の平均年齢は非常に高齢化が進んで、70歳前後なんですけど、その人たちがやらないと農家は減っていきます。土地改良区でも平均年齢が非常に高齢化しており、私も代表をしていますけど、70歳前後です。10年後には、さらに減っていきます。そうするとこういう事業についても、今が一番大事な時期ではないかと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

本市でも取り組んでいるよみがえる農地復元対策事業は、農業者の高齢化や減少に伴う耕作放

棄地の拡大に歯止めをかけるとともに、認定農業者及び担い手農家の育成のため、農地を確保することを目的とする事業でございます。そこで、本市における現在における取組状況についてお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） よみがえる農地復元対策事業につきましては、農業振興地域の農用地域内農地、いわゆる農用地を事業対象に、当時の農政課が所管した国の耕作放棄地再生利用交付金を活用した事業の実施に合わせ、国の事業の対象にならない農用地域外農地の耕作放棄地対象事業として農業委員会事務局が所管し、平成21年度から令和元年度まで実施しました市単独事業であります。10年を超える期間での実施であり、当時におきましては、一定の効果があつたというふうに認識をしているところであります。

○農業委員会事務局長（中水 忍君） 会長より委任されておりますので、私のほうで答弁させていただきます。

よみがえる農地復元対策事業につきましては、市長が答弁されましたとおり、平成21年度から令和元年度までの11年間、国の事業の対象とならない農地を対象に、農業委員事務局が所管し実施しました市単独の耕作放棄地対策事業でございます。最終年度となりました令和元年度の申請実績は1件となっており、一定の効果が創出されたとの判断により、事業が終了したと思われるところでございます。現時点におきまして、同様の事業の実施等につきましては、検討されていないところでございます。

○11番（持留忠義君） これは平成21年から令和元年まで事業をされたのですが、実際の件数については令和元年が1件ということで、非常にさびしいことなのですが、ただですね、今は農用地外となっていますけど、今から「またやるんだ」という人も増えてきています。ですので、組合員の中でもそういう人がおりますので、ぜひ、このよみがえる農地復元対策事業というのをもう一回取り組むことはできないのか、それをお聞きしたいと思います。

○農業委員会事務局長（中水 忍君） お答えします。

先に実施されました農地復元対策事業につきましては、11年間で46筆、6万6,266㎡の事業を実施したところでございます。この事業が、国の事業を補完する意味合いで実施された経緯等を踏まえまして、先ほど市長のほうから答弁がございましたとおり、農地バンクが担う遊休農地対策事業の実施の推移を見ながら、検討していくことになろうかと考えます。

○11番（持留忠義君） 確かに農用地外ということであり、農業者の高齢化も非常に進み、申請件数も少ないのですが、ただ、土地改良区なんかでも、農地を遊休農地や耕作放棄地にしないためにも、農業をする人が出てきておりますので、今後は様子を見て、いろんな相談に対応してもらって、それがどのくらいの件数になるか分かりませんが、ぜひこの事業について、もう一回検討していただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、畜産振興についてお伺いいたします。

鹿児島県の黒毛和牛は、従来から状態が良く、枝肉がたくさん取れ、併せて肉質も良い系統を選択して、改良が進んでいることが高く評価される要因となっています。本市では肉用牛をはじ

め、養豚、酪農、ブロイラーなど、いろいろな形態の畜産が営まれておりますが、昨今の畜産をめぐる環境は、配合飼料などをはじめとする生産資材の高騰や高齢化などにより、規模が縮小している状況にあります。国による和子牛生産者臨時経営支援事業は、肉用子牛価格の急激な下落により厳しい経営状況にある生産農家の支援を行い、生産基盤の維持を図ることを目的としています。しかし、現場の生産者の弊害は長期にわたっていることから、さらなる支援の拡充や見直しに向けて、本市として声を上げることはできないかお伺いします。

○市長（下平晴行君） 畜産情勢につきましては、国内の冷凍保管されている牛肉の在庫量がいまだに多く、また消費者の節約志向の影響により、食肉業者の買い控えのため、枝肉価格は低迷しております。また、肥育牛の出荷に関しては、計画以上の出荷ができない状況にあることに加え、配合飼料や生産資材等の高止まりにより、肥育農家が導入頭数や価格を抑える傾向にあることから、子牛相場低迷の要因であるというふうに認識をしております。市といたしましては、これらを踏まえ、9月定例会において肉用牛の繁殖農家に対して、4月から6月出荷分の子牛を対象に、国の和子牛生産者臨時経営支援事業の差額分を支援し、生産基盤の維持を図ったところがあります。また、今定例会にも補正予算として、7月から9月分の出荷分の子牛を対象に、同事業の差額分の支援をお願いをしているところであります。今後においては、子牛価格等の動向や社会情勢等を注視しながら、本市の畜産振興を図ってまいりたいというふうに考えております。

○11番（持留忠義君） この前の9月定例会のときは、4月から6月分の支援をするということだったですね。そして今回、新たに7月から9月分について、差額の分を支給するということがあったのですが、ただ、この前のヒアリングでも、農政畜産課の方と話し合いをしたのですが、残念ながら、4月から6月までと今度の7月から9月までの期間、一度も出荷していない人もあるんですね。「その分はどうなるのか」といういろんな御意見がございました。ただ、市としてはそういう支援しかないということなのですが、それと死産をした牛、そういうのもあるわけですね。そういう人に対しては、全然そういう助成はないのか、それを聞きたいと思います。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 先ほど市長が答弁をいたしましたけれども、昨年支援をさせていただきました内容につきましては、昨年度は配合飼料が高騰しているということで、全畜種に対しましてそれぞれ支援を行ったところでございます。今回につきましては、配合飼料等の価格の高騰も高止まりをしているところでございますけれども、子牛の出荷牛もしくは自家保留、いわゆる親牛にした子牛に対しての支援を行うということでしております。その根拠といたしましては、議員もおっしゃいました、国の和子牛生産者臨時経営支援事業が差額分の4分の3を支援しますので、今回の補正予算でお願いしておりますのは、拡充分も含めて市のほうが1頭当たり1万5,000円を支援するというので、昨年度は配合飼料に対する支援、今回については子牛の出荷牛等に対する支援ということで、すみわけを行いまして支援をさせていただくということでお願いをしているところでございます。死産等もあるとは認識しておりますけれども、今回7月から9月、今後は10月から12月までの価格の動向等も見ながら、必要な支援等を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○11番（持留忠義君） ただいま言われたように、10月から12月は、和子牛生産者臨時経営支援事業から差額分の4分の3は支給されると思うのですけれども、ただ、これは国の事業なんですよ。それで私が言いたいのはですね、結局、国がそれだけしか支援しないというのであれば、先ほど言ったように、令和5年の分だと思えるのですけど、不幸にして生産ができなかったり、死亡をした分に対しても何か市の独自の助成はないのか。それをお聞きしたいと思います。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 現在のところ、死産等、途中で牛が死亡したとか、そういったところについては、市からの支援というのはないところでございます。それも共済組合とか、そちらのほうでの補償の対象になっているというふうに認識をしているところでございます。今回、国の和子牛生産者臨時経営支援事業と市のほうで1万5,000円を支援をさせていただきます。二つを合わせますと、国のほうが拡充分を含めて1頭当たり8万2,000円、そして市のほうが1万5,000円の支援をしますので、合計で1頭当たり9万7,000円が、農家さんの支援金となるところでございます。

○11番（持留忠義君） 今の課長が申されたように、国が8万2,000円、市が1万5,000円ということですが、国はそういう決まった金額しか支援しません。7月から9月、それと10月から12月までの分について、私もまだ出荷はできていません。私から言うとおかしいですけど、そういう人は、ほかにもいらっしゃいます。ですので、年内の12月までに出荷されなかった分については、市の独自支援である1万5,000円だけでも支給を検討していただきたい。また、次の補正予算でも、ぜひその予算を組んでいただけたらありがたいと思っておりますので、強く要望しておきます。

次に、令和4年第4回定例会において、配合飼料価格の高騰が続いていることに対する対応策を質問しましたが、現状についてお伺いします。

○市長（下平晴行君） 市におきましては、これまで畜産配合飼料高騰対策として、令和4年9月補正で国の交付金を活用して、畜産配合飼料高騰緊急支援事業で、令和4年7月から12月出荷分を対象に畜種別に支援を行い、また令和5年度には、同じく国の交付金を活用し、畜産配合飼料高騰緊急支援事業で酪農家へ、令和5年4月から9月の生乳出荷分に対して支援を行っております。配合飼料価格につきましては、昨年度より安くなってきているものの、依然として高止まりをしていることは認識しておりますが、現在、国の和子牛生産者臨時経営支援事業の差額分を支援する取組を行っておりますので、飼料価格においては、今後の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

○11番（持留忠義君） 今言われたように、12月までは、差額分の4分の3を支援するということなのですが、子牛の1頭当たりの価格は、6年前は平均が80万円ぐらいしていたんですよ。それから6年後の令和5年10月では40万円台になったということで、これではもう経営ができませんので、普通の小規模農家の中には、「この値段ではもうやめる」という人が結構出てきているんですね。また、農協、共済組合についても、非常に経営が悪くなっています。大体の経費を申しますと、親牛1頭が20万円、子牛が15万円、そのほかの経費が5万円、計40万円ぐらいか

かります。子牛の平均価格が大体42、3万円ですので、日当を差し引くと、実際には採算割れとなっています。そういうことですので、今後飼料についても、ぜひ少しでも、これはいろいろ基金等もあるかと思いますが、令和5年度について、補正予算にて飼料の助成ができたらいいなというふうに強く要望しておきます。市長、その考えはどうか、飼料に対しての支援ですね。子牛に対しての支援は、確かに4分の3ということで出ますけど、飼料については、「まだ今のところは支援は行っていない」課長はそう申されましたよね。ですので、令和5年度についても、飼料の価格について何か少し助成はないのかなと、市長の考えはどうか。そういう考えはないですか。

○市長（下平晴行君） 若干、子牛の価格も少しずつ上がってきているようでありますので、繁殖農家への支援については、国の和子牛生産者臨時経営支援事業の差額への支援で対応したいというふうに考えておりますので、動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

○11番（持留忠義君） やはり今は非常に農家も大変です。大規模農家はいいのですが、小規模農家についてはやめる人がこの前のJAの総会でもかなりいらっしゃいました。あおぞら農協だけでも昔は500戸あったんですよね、常任委員は。今はもう200戸を切っています。ですので、今後牛の生産を維持するためにも、これは食料自給率にも影響してくると思います。国の自給率はもう40%を切っていますよね。それで衆議院議員の森山先生が言われたように、「どうしても生産を維持するには、いろんな食料が大事だ」と、これは牛だけではないです。そういうことですので、今後市のほうもそういうことを踏まえて、少しでも支援ができるように強く要望したいと思います。よろしくをお願いします。

それでは次に、最後ですけど茶業振興についてお伺いします。皆様御承知のとおり、志布志市は全国的にもお茶の主要産地として、旧町時代から長い歴史を重ね続けています。面積については減少することなく、増加を続けています。しかし、全国的にはここ数年、価格は低迷を続け、お茶農家が苦しんでいる状況です。そこで、令和4年第4回定例会において、「お茶の年間平均価格が低迷している中で、価格補填に取り組む考えはないか」と質問しましたが、進捗状況についてお伺いします。

○市長（下平晴行君） 現在も続く市場における茶価の低迷により、茶業を取り巻く状況は大変厳しいものになっていると思っております。このような状況を鑑み、令和4年12月定例会同様、「農産物に対する価格補填を検討できないか」との質問でございましたが、前回も申し上げましたとおり、WTOにおける農業に関する協定により、公的機関が直接的に価格を補填することは、貿易に悪影響があるとの理由から、できないこととなっております。このことから、本市としましては、経営安定のための農業経営収入保険の加入への助成を行い、支援をしているところであります。

○11番（持留忠義君） この前もヒアリングでも申しましたけど、確かにこの問題については、収入保険制度があるんですよね。これは共済組合がやっています。私もこれについて何年か前にも申し上げたのですが、ただ、これはやはり組合員の方も幾らか掛け金をかけないといけないと

いうことで、非常に経費もかかるわけですね。その点、市としては、共済組合なんかが入る収入保険と過去いろんな種目を取り扱っていますけど、そういう収入保険を市としても何かやるということなのですか。

[何言か呼ぶ者あり]

○11番（持留忠義君）　そういうことですので、やはり負担になると思うんですよね、共済組合の保険を掛けることが、私も掛けていますけど。そういうことで非常に経費がかかるということですので、やはりもう少し別の方法はないのかなというように思うのですが、市長、そういう別な対策はないですか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君）　農業経営収入保険につきましては、共済組合がしている保険でございまして、市といたしましては、その加入の掛け金に対して、一部助成を行っているということでございます。そちらのほうで支援をしてまいりたいということでございます。

○11番（持留忠義君）　私は野菜の保険に加入していますが、保険料は一反当たり幾らというのがあるのですが、市はどのくらいの助成をされるのですか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君）　農業経営収入保険の加入についての条件等をちょっと申し上げたいと思いますが、青色申告を行っている個人、法人、農業者であれば加入できまして、農業者が自ら生産した農産物の販売収入が基準収入の9割を下回った場合、過去5年間の平均収入になりますけれども、下回った額の9割を上限に補填する制度となっております。市では経営主の平均収入に応じて割合を設けて、3年間補助を行うということにしているところでございまして、その保険の掛け金によって、支援する金額が変わるということでございます。

○11番（持留忠義君）　確かに加入条件として青色申告を行うことが必要です、私もやっていますけど。共済組合の保険は収入の9割ということだったんですよね。その中で3年間ということだったのですが、ただ、これはそういう掛け金が多いということで、加入しない人もいますよね。加入しない人になぜ加入しないのかということも聞けないのですが、認定農業者とか、そういうのも関係があるのですか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君）　加入の条件といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、青色申告を行っている個人、法人、農業者であれば、加入ができるということでございます。

○11番（持留忠義君）　であれば、確かに青色申告をしている人、白色申告をしている人もいますよね。その場合に、こういう青色申告をしている人はいいのですが、白色申告の場合はどうなるのですか。普通の白色申告については、分からないですか。分かればお願いします。

○農政畜産課長（萩迫和彦君）　これは市の保険ではございませんので、農業経営収入保険の制度ということで、条件としては青色申告を行っていることが条件で、白色申告の方は加入できないということになっております。

○11番（持留忠義君）　青色申告はしなくて、白色申告の方もいらっしゃいますけど、そういう方は加入できないという国の保険であるわけですね。であれば、やはりそういう人もいらっしゃいますので、市としての何かそういう対策というのは考えられないのですか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 現状では、申し上げているとおり、農業経営収入保険の加入の支援を行っているところでございます。その白色申告の方々に対しての支援ということについては、現在検討しておりませんので、また内部で協議をさせていただければと思います。

○11番（持留忠義君） 私は農協で青色申告をしていますけど、しない人もいるんですね。今後そういう人に対しても、内部で検討していただいて、ぜひ白色申告の方に対しても支援をしていただければありがたいと思っております。そういうことですので、今後ともよろしく願います。

次に肥料価格、これも1番目と関連があるのですが、肥料価格の高騰が生産農家の経営を圧迫しているが、本市としての見解と今後の具体的な対応策をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 新型コロナウイルス感染症の蔓延やウクライナ情勢から始まった農業資材や燃油、そして肥料価格の高騰は、現在も高止まりの状況であり、茶農家も含め、農業者の経営は厳しい状況にあると認識しております。そのような状況を踏まえ、本市においても個々の生産農家の施肥設計を推進し、過剰施肥を防ぐことで、肥料経費を抑えるための土壌分析事業への補助を令和4年度から実施しているところであります。また、国の事業となる化学肥料低減定着事業を活用し、肥料販売店の協力をいただきながら、対象となる肥料販売額の一部支援も行っているところであります。今後も活用可能な国・県の事業に注視しつつ、茶業をはじめ、市内農業を支援していきたいというふうに考えているところであります。

○11番（持留忠義君） お茶農家としても6年前からすると経営は苦しい、先ほどの繁殖農家もでしたけれど。お茶農家には、JAの茶業振興会とか、いろんな大規模農家の方もいらっしゃいますが、その方々の大体10a当たりの平均収入が12万円ぐらいあるそうです。それと経費の支出が大体10万円、日当を計算すれば採算割れをしているということですので、今後は先ほど言われたように、引き続き土壌分析の支援とか、肥料の助成をしていただきたい。やはり志布志市のお茶は、県内でも有数な主幹作物ですので、ぜひお茶農家が少しでも減少しないような対策を取っていただくようお願いしたいと思います。

ということでございますので、いろいろと3点ほど申し上げましたけれども、最後に市長が常々「市民目線」、「現場主義」と言われているので、現場に向いて基幹産業であるお茶農家の方々と話をされると思いますが、それを踏まえて今後さらに茶業振興にどのように取り組むか、また現場に行っているいろいろ話をさせていただきまして、いろんな農家の方の話を聞いて、今後の市の経営にぜひ反映していただければありがたいと思います。最後に、全体を通して市民にとっての少しでも助力となりますよう、執行部の協力をよろしく願います。それと最後に、この3点について、市長の思いをひとつよろしく願います。

○市長（下平晴行君） 我々は食で生かしていただいておりますので、農業者の皆様には、畜産、茶業も、あらゆる生産者に対しての御努力に感謝を申し上げながら、そして一旦やめてしまうと二度と帰農することはないわけでありますので、そこはしっかりと支援をしながら、対応してまいりたいというふうに考えております。

○11番（持留忠義君） 今、市長が熱い思いを申されましたので、私も市民とまた時間がありましたら、いろいろと聞かれると思いますので、その旨を伝えたいと思います。

今日は本当にありがとうございました。以上をもちまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（平野栄作君） 以上で、持留忠義君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

—————○—————
午後3時00分 休憩

午後3時10分 再開
—————○—————

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次に、5番、南利尋君の一般質問を許可します。

○5番（南 利尋君） こんにちは。会派、志民の声、南利尋でございます。

各種学校の設立についてお伺いします。志布志港の整備やインフラ整備が進む一方で、人口減少が進み、労働力不足が深刻な状況になっております。日本語学校などの設立を検討すべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 南議員の御質問にお答えいたします。

志布志市でも生産年齢人口減少等に伴い、人手不足が顕在化しており、外国人材を地域経済を支える貴重な人材として、また地域社会の重要な構成員として考えています。そのような中、新たな公立の日本人学校の設立について本市で検討するとなれば、文化や価値観の風習など慎重にならざるを得ない部分も多いと考えます。また、国は技能実習制度の廃止、新制度創設に向けて議論を進めており、少なからず志布志市にも影響が出ると考えておりますので、引き続き国・県の動向を注視してまいります。

○5番（南 利尋君） 私は、令和元年6月定例会でも、インバウンド対策や日本語学校の設立に対して質問をさせていただきました。その後、新型コロナウイルス感染症が発生しまして、今年5月には感染症分類が5類相当に移行し、国内外の人の動きが活発になり、本市を訪れる方も多くなりました。コロナ禍以前の日常に戻りつつあるのではないかと感じております。全国の自治体が国内に向けた移住・定住対策に取り組んでおりますが、多くの自治体は大変苦慮しているのが現状だと思います。これからは、インバウンド対策への取組がまちの活性化に必要不可欠だと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 農業分野における担い手不足とか、福祉分野における人手不足は、ますます深刻化するものと考えられ、それらを補うという意味も含めた学校という提案であるというふうに理解をしているところであります。また、日本語学校については、グローバル化が進む中、国籍にかかわらず、人として共に生きることが当然である未来を描いていくことは必要だと認識しているところでありますが、これらの手段が、本市の地方創生の実現に向けた取組として効果

的であるのか、見極めていく必要があると考えております。

○5番(南 利尋君) 先ほどの答弁でも、「国や県の動向を見極めながら」ということの答弁がありましたよね。以前の質問でも、インバウンド対策として学校の設立を提案したときに、「先進事例の情報を収集し、今後のまちづくりの参考にしたい」という答弁があったわけですね。今の答弁も「県や国の動向を見極めながら、いろいろ研究したい」ということですが、今回は以前も事例に出しましたが、北海道にある日本唯一の公立の日本語学校である東川町立東川日本語学校を事例として、質問させていただきます。最初に東川町の紹介をさせていただきます。本当に職員の方々も、取組も全て、たまたま行ったときはすごく寒かったのですが、その職員の気合と町の雰囲気がとても熱い町だったということを実感しました。東川町は、人口約8,600人の町です。ここ30年で、人口が2割増えたとのことであります。以前、旭川市との合併の話がありましたが、職員の熱い思いで合併せず、廃業した民間施設や民間の事業を職員のアイデアや団結力により、直営で再建させてきたとのことであります。基幹産業は、本市と同じ農業であります。それと観光です。北海道のブランド米「ゆめぴりか」で日本穀物検定協会が実施する「米の食味ランキング」で金賞を受賞し、東川米としてブランド化しております。今年度から隣の大崎町と連携し、東川米と大崎町のウナギをセットにして、ふるさと納税の返礼品として活用するようになっております。東川町という町は本当にマスメディアにどんどん取り上げられている町なものですから、大崎町はアンテナを張ってすぐに連携しているわけですね。今回、会派、志民の声3名で視察に行きました。当初、午前9時から2時間ほどの視察をお願いしていたのですが、9時から12時まで議長、副議長、日本語学校長、日本語学校事務局長、経済振興室長、議会事務局長などが最後まで同席していただいて、この日本語学校の設立までの経緯や現在の状況などを、詳しく説明していただきました。その後、学校長自ら日本語学校の全教室の授業風景や学校内の施設を案内していただき、もうそれで午前中で終わろうと思ったのですが、午後からは議会事務局長が、直営になった施設などを夕方4時まで町の中を案内してくださいました。私たちは、東川町職員の事業に対する熱い思いと心からのもてなしに、深く感銘を受けたところでありました。とりあえず、それが東川町のすごい対応だなということを、本当に感動した場面として報告させていただきます。日本語学校の設立目的は、日本語、日本語文化を世界に広め、日本語教育を通して国際貢献を行う。東川町を世界に向けてPRし、世界に開かれたまちづくりを推進する。交流人口を増やし、地域及び地域経済の活性化を図る。概要は、学校名が東川町東川日本語学校、設置代表者、東川町長、開設年月日、2015年10月1日、設置コース、1年コース募集定員100名、学費、1年コース80万円、奨学金制度ありとのこと。現在では、観光ビザや短期滞在ビザで東川町に滞在しながら、日本語や日本文化について学習される方もいるそうです。今年度は1年コースに、4月に75名、10月に42名が入学し、観光ビザの短期生70名が学んでいるとのことでありました。国別に見ると、タイ、中国、台湾、インドネシア、ベトナム、ウズベキスタン、ミャンマー、韓国、フィリピン、グアテマラ、アメリカ、フランスと12か国から来ています。留学生の最終学歴は、高等学校11名、専門学校3名、短期大学8名、大学在学・休学中7名、大

学80名、大学院5名であります。男女比は、男34名、女80名です。日本語学校設立の告示基準は、校舎がまずあるということですね。東川町では廃校を活用し、防災対策、過疎対策事業などの国の交付金で改装工事を行ったということでもあります。資格を持った教員が、学生20名に対して1人の教員が基準であります。東川町では、全国から募集して、地域おこし協力隊として採用しているとのことでもあります。スムーズな運営を行うために、学生を送り出す機関、海外事務所が必要なわけですが、これは地域おこし協力隊などを派遣しているとのことでもあります。今では、その卒業生が、自分の国でその事務所を担っていただいているということです。生活を支える学生寮、東川町では学生観光ビザで滞在する方、東川町への移住体験などを希望される方用に、252室、430名収容できる宿泊施設があります。人口8,600人の町で、60人以上の地域おこし協力隊がいるそうでもあります。ALT（外国語指導助手）やSEA（スポーツ国際交流員）、CIR（国際交流員）などは卒業生が担っています。現在は、近隣自治体と連携して、福祉専門学校も開設しております。東川町は日本語学校を設立したことにより、交流人口が増え、地域及び地域経済の活性化が図られているとのことでもあります。長々と説明しましたが、このようなすばらしい成功している事例があるわけですね。先ほど小野議員の質問の中にもありましたが、市長自らも職員の方々でもぜひ視察に行ってください、検討すべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 東川町におきましては、外国人留学生を交流人口、関係人口と捉え、世界標準でのまちづくりを推進しているようであります。学校を調査してみますと、この学校の設立のきっかけは、2009年にもともと私立の専門学校があり、在籍していた韓国人の1人が発起人となって、韓国には、日本語を学びたいという韓国人が多くいるということで、短期の日本語学校を始めたところ、留学生に人気となり長期コースを設置したようであります。卒業後は100名中、東川町に就職する人は若干名、1桁だということで、卒業後は進学3割、就職3割、帰国3割の割合であるとのことでもあります。人材確保や労働力確保が目的ではなく、あくまでも国際交流が目的であるとのことであるというふうに調査をした結果、そのようなことであったというふうに思っているところであります。

○5番（南利尋君） 今、答弁があったことは、私が東川町に対して説明する場面で、それを全て説明しようと思ったのですが、長々となるような気がして、省いた部分を市長から答弁していただきました。今、私が質問したのは、市長自らが現場に行って、一回この取り組んでいる状況を視察するなり、職員の方が視察していただければ、本で読んだり、ネットで見ることとは違うわけですね。韓国人の方が最初来られて、国際交流をされていたわけですが、東川町に徐々に来たときに東川町が大分静かな町になっているなということで、お願いして東川町の職員が韓国に出向いていったら、想像していた以上の需要があつて、それから始めてきたということなんですね。先ほど説明しましたが、いろんな事業が破綻するときも民間に頼ることはなく、町長と職員がしっかり一つの方向を向いて、東川町立日本語学校を設立したということをいろいろ説明していただいたわけですね。この前、潤ヶ野小学校の150周年記念式典で講演がありましたね。鹿

児島大学の助教であり、潤ヶ野小学校の卒業生である新地浩之さんという方に講演していただきました。子供たちにすごく訴えていたのが、「現地に行きなさい」と言っていましたね。ネットで見たら、「百聞は一見に如かず」と昔から言いますが、現地に行ってその空気を感じるのが、本当にこれが本市にとって必要かどうかというのがはっきり分かるということなんですね。今、市長がおっしゃった、「こういう流れがあるんだな」、「ああいう流れがあるんだな」、ここはそういう人材不足とか、何不足で、そういうのではないよねということになるわけですね。しかし、この関係人口、交流人口が、国際的にとてつもなく広がっているわけですね。そういうことが現場に行くと、すごい感動するぐらい分かってくるところなんですね。私もいろんなところで視察をさせていただいておりますが、現場に行って感動したことはいっぱいありますが、究極これだと思う事業が行われているというのは、この公立で行われているという東川町ではないかなと。それ以外の事業でも、本当にすごい取組が行われていることが「現場に行けば分かる」という、その新地浩之さんの思いが、私は潤ヶ野小学校OBとして後輩に教えられたということだったんです。市長も潤ヶ野小学校OBなわけですね。ぜひ後輩が、今、鹿児島大学でウイルスの研究をされている、すごい世界的に活躍している人なんですね。そういう思いを伝えているわけですが、市長も行っていただけませんか。

○市長（下平晴行君） 私もかねがね現場主義と言っております。現場に行って実態を確認すると、これは本当に一番大切なことだというふうに思っております。ただ、私がさっき言ったのは、参考資料という形で、これを述べさせてもらったわけでありまして、実際、現地に行ってそのことがどうなのかというのは、本当に現場に行かなければ、今話があったとおりでというふうに思いますので、そこ辺はもうちょっと知り得る範囲内では、資料等を収集しながら、機会を見て現地の確認もしていければというふうに思うところであります。

○5番（南 利尋君） その留学してきた学生に、東川町を選んだ理由を聞くと、一番多いのは奨学金が手厚く、学費が公立ですから安いわけですね。この運営費自体が5億円ぐらいかかるのですが、このうちの4億4,000万円が奨学金が占めているわけですね。この奨学金は、約8割が特別交付税で賄われているわけですね。だから本当に東川町は、いろんなことを駆使しながら、ほかのところはやったことのない事業に対して取り組んでいるということなんですね。2番目は、四季があり、景色がきれい。本当に志布志市もいろんなところの景色がきれいですよね。3番目は、都会ではなくちょうどいい田舎ということなんです。志布志市はぴったりなんですよ。「先生や町の人が優しい」というふうに答えるそうですね。学生が町民として過ごし、生活者として町の経済効果を上げているわけです。地域の祭りや運動会などにも、積極的に参加しているそうです。日本語学校設立は、本市の目指す地域活性化、経済対策にも、大きく貢献できると考えるわけですね。どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） それが事実だとすると、大変すばらしい学校だなというふうには思ったところでありますので、そこ辺を今すぐ対応するということはできないかというふうに思いますが、先ほど言いましたとおり、いろんな情報を収集しながら、もしそういう機会があれば、現場

を確認したいというふうに思います。

○5番(南 利尋君) そういうことで、私でもすごく感動したのですが、東川町には、この公立の日本語学校をつくりたいという自治体から多くの視察があるそうです。市長、町長、議会、職員、会派とか、本当にいろんな視察があるそうで、私はもうこういう人間ですから、日本語学校の学校長に、「日本語学校の設立に取り組んでよかったですか」ということを、最後に質問させていただいたんです。そしたら校長は、怒るのかなと思ったのですが、にこにこしながらですね、「自信を持って、良かったと言えます」と言われているんですね。視察に来られる方々から、「なぜ、2番目の公立の日本語学校はできないのですか」という質問が結構あるそうです。「私は、熱い思いを持ってやれば、必ずできますと答えています。設立に取り組むのであれば、協力させていただきます」と言われました。市長、すぐには行けないということでしたが、ぜひ前向きに、いろんな情報を収集して検討していくべきではないでしょうか。もう一度、見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) そうですね、いろんな情報を収集しながら、前向きに取り組めればというふうに考えております。

○5番(南 利尋君) ぜひですね、この熱い思いを持った日本語学校は、本当にすごい結果を出しているというのを実感しました。ほかの取組もすごい事業があり、子育て支援として、二百七、八十mある平屋の学校とか、よくテレビに出てくるんですよ。ああいうところも、東川町なんですよ。8,600人の人口でスキー場も直営、ボルベリアダグリみたいなものも、スキー場も、温泉施設も民間がやっていたところを、町が直営化しながら成功させているという事例を持っているわけです。子育て支援のことも移住・定住も、その住宅地が確保できないということで、今はお断りしている状況らしいですね。それぐらいの町ですので、ぜひ職員の方々もそういう視察をしていただいて、現地をいろいろ調査・研究していただきたいと思います。

まちの活性化を図るためにも、グローバルな交流人口、関係人口の増加につながる施策を検討すべきではないか考えますが、見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) 志布志市は平成20年から、フィジーやバヌアツ、ミクロネシアなどの国々と廃棄物管理技術支援を通じた交流を行ってまいったところであります。また令和3年1月には、新型コロナウイルス感染症の影響で、4年ぶりとなるトング大学の合宿も再開され、少しずつではありますが、かつてのにぎわいのある志布志市に戻りつつあります。議員の提案されるグローバルな交流人口、関係人口の増加については、世界中でグローバル化が進んでいる中、世界に開かれたまちであることは、今後ますます求められていくものと考えますが、国内における新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、観光分野の回復や働き方の多様化などにより、宿泊業と旅行業はコロナ禍前を上回る水準まで回復しているとの発表もあるなど、まずは国内の関係人口や交流人口の増加に向けて、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○5番(南 利尋君) 今おっしゃったように、コロナ収束後、日本を訪れる方が激増しているわけですね。幾つかの情報によると、世界の中で日本が一番注目されているということが書かれ

ていました。グローバルデータによると、日本を訪れたい人が激増しているとのこと。今こそ、インバウンド対策に取り組み、情報発信を行うべきだと考えます。人口約8,600人の東川町では、韓国、カナダ、ラトビア、サハリン州にある四つの都市と、国際的な姉妹都市連携を行っています。文化交流を行いながら、東川町をPRしているとのことでもあります。現在では、観光ビザで東川町に滞在し、周辺の観光をしたり、茶道、華道、書道、日本舞踊など日本文化に触れて、日本語学校で日本語を学んだりしている方も多くいらっしゃるそうです。本市でも、海外に友好都市や姉妹都市をつくり、グローバルな交流人口、関係人口を増やしていくべきだと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 私もそのことについては、今、内々では考えているところでございます。そういう外国とのいわゆる姉妹都市協定みたいなものを結んで、そして農作物も含めて、いろんな形での取組が可能になるのではないかと考えておりますので、そういう方向に向けてしっかりと取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） 本当にこれからインバウンド対策が重要課題だと思います。例えば調べてみますと、皆さんよく御存じだと思うのですが、都城市は、モンゴルのウランバートルと友好都市提携を結んでいるわけですね。霧島市は、アメリカのソノラ、鹿児島市はイタリアのナポリ、オーストラリアのパース、アメリカのマイアミ、指宿市は、オーストラリアのロックハンプトンと姉妹都市盟約を結んでおります。ほかにもいろんな鹿児島県のそういう市町村が、いろんな海外に向けての情報発信をされているわけですね。多くの自治体に取り組んでいますので、例えば、今市長がおっしゃった場面もそうなのですが、本市に今でも関係のある都市というのはいっぱいあるわけですね。例えば、技能実習生が結構多くいらしていますが、ある国のある都市から、結構来られている方がいらっしゃるわけですね。そういうところも一つのチャンスだと思いますし、例えば、これから志布志港から海外に向けての定期航路が、今検討されているわけですね。その港となり得る都市が何か所かあるわけですね。そういうところをもう先見の明で、そういうところに訪問した上で、いろいろ交流を持っていく。例えば、昔、志布志モデルでごみ処理対策をされている都市もありますよね。そういうところとは前から関係があるわけですから、本当に今でも志布志市と関係のあるようなところも、まず訪問して、市長が言われました現場主義で、先手管理で、先に行って「こんにちは」の世界です、友好関係をということで取り組んでいくべきではないかと考えるのですが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） おかげさまで、志布志港は5月に産直港湾に認定されましたので、私もある国とは、やはり港のつながりが持てたらいいのかなと考えておりますので、そちらの方向からできるとすれば、そういう取組ができればというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、インバウンド事業の拡大を本市の成長戦略の一つの柱として取り組んでいただくことを、強く期待しております。

スポーツ振興について伺います。トップアスリートを目指す子供たちに対して、本市独自の支援事業に取り組むべきだと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 本市では、特定の選手への支援は実施していませんが、各種全国・九州大会等に出場される選手に対しては、志布志市スポーツ協会から支給基準に定められた激励金を支給しているところでもあります。また、市報に結果等を掲載するだけでなく、全国大会優勝の際には、懸垂幕を作成し、志布志市役所庁舎に掲げ、市民の皆様と喜びを共有できるよう努めているところでもあります。今後も関係団体等々と情報共有をしたり、意見交換したりしながら、選手の支えをしっかりと続けていきたいというふうに考えております。

○教育長（福田裕生君） 現在、市外の中学校へ通学している生徒は40名程度おります。その理由はスポーツ分野だけでなく、芸術分野を含め、より良い学習環境を求めるなど、それぞれの考えがあつてのことだと捉えております。その進路を選択するということは、相応の経済的負担が伴い、このことはやむを得ないと考えます。市内で真剣に競技や各種活動に取り組む生徒が多数いることも事実です。全国レベルの成績を上げた全ての生徒に対し、平等に機会が与えられているのが、現在の激励費等の取組と考えております。また今年度、体育館のリニューアルオープンイベントといたしまして実施した、ボールゲームフェスタでは、4競技の元日本代表や現役のプロ選手の指導を受けることができ、多くの小学生が刺激を受けたところでもあります。また、プロの音楽家を呼んだ演奏会なども実施しており、こういった取組も子供たちがトップを目指そうとする意欲づくりの支援になると考えております。

○5番（南 利尋君） スポーツ業界ではなくて文化部門もいらっしゃるということですね。例えばもちろん文化もスポーツも大事で、なかなか最近部活でも、何でもそうなのですが、昔の時代とは違いまして、クラブ活動がなくなったりとかですね、それを市外に求めているような生徒もいるわけですね。昨今、スポーツ界においては、10代の活躍が話題になることが多くなっているわけですね。先日、卓球の張本美和選手が全国大会で優勝したり、競泳では高校生が1位になったり、先週のプロゴルフ日本シリーズでは、蟬川プロが大会最年少記録を更新するなど、以前よりはるかに活躍する年齢が、大分低くなっている状況にあるわけですね。私たちの時代は、高校生から本格的な指導を受ければ、それなりの成果が出せた時代だったような気がしております。今は情報化社会ですから、いろんなものを見て、この選手がどうやって育ってきたか、この学校からどういう選手が出ているとか、いろんな情報があるわけですよ。例えば、私も昔、インターハイが鹿児島県であるからということで、鹿児島商業高校というところに行かせてもらったのですが、そのときは情報が何も無いわけです。バレーボールが強いのはここかなということで、「そこに行ってしまった」と言う学校に失礼なので、行ったわけですね。例えば、そこでほかの学校をいろんな大会で見ると、「僕はこっちのほうが合っていたかな」とか、いろいろあるわけですね。そのときから、本当に今考えればすごかったんですね。例えば、仕送りが1か月8万円とかですね、それをよく親が合宿所とか、遠征とか、授業料とか、あそこは公立高校なんです。だから私立だと特待生制度があったりするわけです。だけど、中学生というのは、例えば私立の学校でも、「授業料は免除しますから、来てください」の世界なんですよ。高校生になると、特待生の扱いになって、免除されて学んでいけるという状況があるわけです。今、教育長

の答弁にもありましたが、もちろん市内でも、一生懸命プロを目指してやっぺらっしやる、野球でも、サッカーでも、何でもそうだと思うんですね。ただ、選択の自由は、子供にあるわけじゃないですか。市内で頑張りますよという子供もいる、友達と一緒に頑張ろうとしている人もいるわけですよ。だけど、市外の中学校のこのコースに行つて、この選手を目指そうなんていう人もいるわけですね。今でも実際なでしこジュニアとか、そういうところまでいっている選手もいるわけですよ。国体にも出たりする人もいるわけですね。さっきもおっしゃいましたが、いろんな選択肢があるわけなんですけど、文化部門に対してもそうですけど、家庭の事情のため、夢を断念しなければいけない生徒も、結構いらっしやるという話を聞くんですね。あの子が行っているから、私も同じ夢を追いかけたいということで追いかけようとしても、家庭の事情で「うちは無理だ」ということになるわけです。そういう方々が今40名いらっしやって、諦めた方まで入れると結構な数がいらっしやるわけですね。その方々といろんな話をすると、今、市が設立している奨学金制度というのは、高校生からが対象になるわけですね。例えば、国の教育ローンとかでも高校生からが対象だということなんです。スポーツメーカーによっては、10歳からの奨学金制度を設けているところもあるんですよ。だけど、競技が限定されるわけですね。例えばテニスのラケットが専門のメーカーだったら、テニスと何とかとかですね、そういうジャンルがあるわけです。全体的なものに対してはなかなかない。例えば、「授業料とかを支払うと、活動費とかそういうものがどうしても足りないんだよね」ということで、親が本当に子供がその夢をかなえるために、もう全力で、子供も全力で頑張っています。でも大事なことは、市内で頑張っている選手も全力で一生懸命、親と一緒に頑張っているわけです。それはもちろん事実なんです。環境が全て違うわけですよ。余裕があるという言い方は失礼かもしれませんが、そういう高校で市外に行つていらっしやる方、大変だけど子供の夢をかなえさせてあげようということで行つていらっしやる方、諦めた方、市内で私は私なりに頑張ろうという方、いろんな選択肢があるわけですから、その市外に選択肢を求めたその中学生たちにも、そういう「あと1か月3万円の活動費があれば、兄弟もいるから、そっちに対して回したりとかできるような状況がどこかであればな」なんて言う人もいらっしやるわけですね。そういう方々に対して、中学生から対応できる、本当にその子供たちが、志布志の名を売つていつてくれているわけですよ。志布志町出身の、有明町出身のとかいう、分かりやすく言うと、スポーツ選手で相撲で活躍している人は、伊崎田地区を有名にしていますよね。そういうことがやはりいっぱいあるわけですよ。そういう頑張っている子供たちに、そういう新たな志、志布志市のそういう基金で対応するべきではないか考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） スポーツでトップアスリートを目指す子供については、市内の中学校に進学する子供と比較しますと、学費や様々な費用が必要であることは理解しております。また、スポーツ等ではなく、より良い学習環境を求めて市外の中学校に進学する子供もおられます。それらを比較したときに、スポーツ分野だから支援をし、芸術分野や学業だから支援をしないということとはできないというふうに考えております。御存じのとおり、奨学金は多様であり、借入金

であります。高校から大学までの奨学金の貸与を受けた場合、最大294万円、高校が54万円、大学が240万円の借入れとなり、高額の返還を負うことになります。これ以上の借入金は非常に厳しいと思いますので、現段階では義務教育期間中の奨学金の対応は考えていないところでございます。

○5番（南 利尋君） トータルして大学まで行くと、それだけの金額がかかるということなのですが、例えば、高校や大学の入試では、推薦入試とかそういうのがありますよね。そこで学費等が免除される可能性もあるわけですよ。だからそのデータは一概に、「全てがそうですよ」ということではないと私は思うんですね。だから、例えばトータルで1か月10万円かかるから、10万円の奨学金とか、そういう大きいことではなくて、枠を限定したそういう奨学金の在り方、文化部門でもいろんなジャンルで活躍する子供たちに対してのジャンルを超えた、そういう全ての教育にかかる経費ではなくて、リサーチをしていただいて、最低でもこれぐらいの奨学金で大学まで行ったときには、これぐらいの状況で無理のない金額は、これぐらいの奨学金であればあり得る場面なのかなというぐらいの検討はしていただくべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 検討まではいかないというふうに思います。先ほど言いましたように、基本的に義務教育期間中の奨学金の対応は、考えていないところであります。

○5番（南 利尋君） であれば、奨学金は考えられないということになるわけですね。

○市長（下平晴行君） はい、今のところは考えていないところであります。

○5番（南 利尋君） では、そのように伝えておきます。結構集まりがありましてですね、やはりそういうふうに苦慮されている方は1人、2人ではないんですよ。そこを何とか、やはり行政のほうでも奨学金ではなくて、違う形でもいろいろサポートしていただければ、喜ばれるのではないかなと思いますので、どういう方面からそういう方々に対しての支援ができるかというのも、ひとつ検討していただくことを要望しておきます。

余談ではないのですが、先日まで行われていた大相撲秋場所がありましたよね。そこで、霧島市は懸賞金を出したんですね、大関霧島関に対して。一日1本7万円のを15日間送り続けたわけですね。大相撲の中継を見ると映るんですね、あの懸賞幕の霧島市というのが出ているわけですね。あれが土俵上をぐるぐる回っていたという場面があったのですが、そういうふうにならぬで出したかという、やはり霧島市をPRしてもらえる、霧島市の名をどんどん出してもらいたいということですね。その後、霧島関が霧島市役所を訪問して、いろいろと交流されていました。そういう場面もあるわけです。名前を売るということは、文化部門でも、スポーツ部門でも、志布志市の名を知らしめてくれるわけですよ。それだけ志布志市に貢献してくれているということなわけですね。先ほど市長から答弁がありましたが、九州大会、全国大会などに出場すると、報奨金が支給されるわけですよ。しかし、選手から出場した証明になるものを提出して、申請しなければ、現状でいけば報奨金はもらえないわけですよ。報奨金という意味合いはですね、「労を称え、さらなる努力を奨励する意味合いで送られるものである」ということなんですね。

申請しなければ支給しないではなくて、所管課がしっかりと全国大会に出る人というのは誰か分かるわけじゃないですか。「この人とこの人がこの大会で優勝しました」、中学生が、高校生が、というのはある程度分かるわけですよね。その何校も高校があつて、把握できないわけでもないですから。だからそういう情報を所管課でしっかり把握して、今のパターンとは逆にその選手に連絡して、「御出場おめでとうございます、御苦労さまでした。報奨金を送らせていただきますので、市長室までお越しください」というような心のこもった対応をすべきではないでしょうか。今は単純に言えば「申請したらあげますよ」という対応じゃないですか。でも、志布志市の名を売ってくれているわけですから、「おめでとう、報奨金があるから市長室に来てくださいよ。そこで一緒に記念写真を撮って、広報紙も載せて、本当に市民全体でああなたのその活躍を祝いましょう」的な、今の段階でいけば、本当に言葉は悪いかもしれませんが、上から目線だと思ふんですよ。今までもそうです。報奨金を受け取る資格があつても、申請されていない人もいらっしゃいますよ。それは何かと言ったら、申請しなければその報奨金は頂けないということ、その流れでもみんな分かっているわけですよ。だからそういう意味でも、今言ったようにこちらから連絡をして、市長室に来ていただいて、報奨金を渡して「おめでとうございます」とか、労を労うようなそういう報奨金の在り方も検討していくべきではないかと思いますが、見解をお伺いします。

○教育長（福田裕生君） 確かにですね、市のほうで全てを把握できればいいのですけれども、各種大会のその種類は、年々様々な形で増えているんですね。スポーツにしる、文科芸術の分野にしる、もっと言いますといわゆる私たちがよく知っているメジャーな大会であつたり、そうでない比較的小さい大会であっても、全国レベルのものであつたりいたします。ですので、基本的には、出場されて成績を上げられた方からの申請制ということを取らせていただいております。また、こちらのほうから担当が気付いた場合は、「こういう制度がありますよ、お使いになりませんか」といったようなことで、連絡をするようなことも確かにございます。金額が多ければ、いろんな意味で当事者は助かると思いますが、一方でこれは、市民の方々に御負担いただいているお金でもございますので、今後、それぞれの立場でどういった形での激励金という方法があるのか、それぞれの団体も含めて検討をお願いしたり、またはこちらも検討させていただくことも考えとしては持っているところでございます。

○生涯学習課長（江川一正君） 今の教育長の答弁につきまして、補足して説明させていただきます。

令和4年度の全国大会激励金の件数は17件ございました。全国大会は9件、九州大会が6件、その他の大会が2件ございまして、計17件です。対象者の人数でございますが、38名の方がいらっしゃいます。令和5年度でございますが、現在まで13件です。全国大会が9件、九州大会が4件、対象者は40名となっております。

あと、先ほどの広報紙に係る部分でございますが、広報紙につきましては、本年度4月以降の掲載の実績でございますが、スポーツ関係の記事が35回掲載されております。内容といたしましては、様々な年代、様々なスポーツ、あと障害者スポーツとか、いろいろな形で御紹介させ

ていただいて、市民の皆様に知っていただいたというような状況でございます。

○5番(南 利尋君) 今の流れは、教育長、担当課と説明をしていただきました。私が言いたいのは、教育長、10万人、20万人のまちではないんですよ。子供も、選手も何人しかいないわけじゃないですか。そこをどれが把握できないと。では、「鹿児島市はどうなるんですか」という話ですよ。東京都もそれなりの対応をやっていますよ。例えば、かごしま国体の出場選手に、報奨金の連絡とか、支給をされましたか。

○生涯学習課長(江川一正君) かごしま国体の選手につきましては、国体の実行委員会のほうから、県の代表としての対応となっていると認識しているところでございます。

○5番(南 利尋君) 県の対応かもしれませんが、志布志市から出たということは、それなりのお祝いというか、言葉でもかけてあげればいいじゃないですか。例えば、鹿屋市では、国体出場が決まった大隅地域の全出場選手に対して、「激励会を開催しますので、出席していただければ少しばかりの報奨金を送らせていただきます」と、連絡を行ったそうです。10万人以上の鹿屋市がですよ、大隅地域のそういう選手を集めて激励会をしているわけですよ。志布志市は「県の対応でやっていますので、志布志市は関係ありません」的な答弁が出てくるわけじゃないですか。それぐらいの扱いで、本当にアスリートにとって、その志布志市を「本当に志布志市で良かった」と言えるような、「志布志生まれの志布志で頑張って、志布志の名を売りたい」というような、そういう心が芽生えるのかどうかというのは私は危惧するのですが、市長の見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) それはおっしゃるとおりだというふうに理解をしております。私も先ほど教育長のほうで答弁がありましたとおり、気付かない分については、そのような申請を上げていただくと、私も「先手管理」と言っていますので、申請が基本じゃないと。いわゆる気付いたときには、自らがちゃんと対応していこうというのが、市民目線での対応の仕方だろうというふうに思っておりますので、そういう全国大会出場に対する対応の仕方というの、これも教育委員会共々、今後どういう形でのそういう激励的なものがあるのか、そういう志布志市をPRしていただいた方々へどういう形での対応の仕方というの、再度内部で協議を十分させていただきたいというふうに思います。

○5番(南 利尋君) ぜひですね、せっかく頑張って志布志の名を世間に知らしめてくれているそういう選手たちに、心から喜ばれるようなそういう報奨金の在り方、またそういう市長室に来ていただいて、市長の「おめでとう」という言葉をいただける、そういう在り方をしっかりと一回検討していただくことを要請しておきます。先ほど教育長の答弁にもありました、報奨金の金額の見直しも必要ではないかということなのですが、例えば市民のお金ですからということで、そういう旨の答弁がありましたが、ただ、今は1万円ですよ。1万円の報奨金を、例えば10万円にしてくださいといたらそれは怒るかもしれませんよ。だけど、1万円の報奨金じゃなく、そのスポーツに係る、文化に係る、そういう競技に係る道具でいつも使うような用具でも買えるぐらいの、今は物価高騰とか、支援しているわけではないですか、だからそういうものを買って、「志布志市から頂いた報奨金で買って、これで頑張ろう」と思えるような、そういう報奨

金の金額の在り方も検討していただくべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○教育長（福田裕生君） ただいま市長からも答弁がございましたとおり、こういった形での対応がよりいいものかということにつきましては、その激励金の金額等も含めて、今後内部で検討してまいりたいと思います。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、みんな市内でも、市外でも本当に頑張っているわけですよ。必ず新聞の紙面では、志布志市と出るわけですよ。やはりそこに対して、日頃からの並々ならぬ努力の結果を、本当に市民全員で祝ってあげられるような、そういう取組を検討していただくことを期待しております。

観光振興について伺います。過去の一般質問において、「道の駅整備は必要だ」という旨の答弁がありました。取組状況をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 道の駅を整備する必要性については、以前の一般質問において、「必要である」との答弁をいたしました。その整備の在り方については、「財源の確保や行政コストの削減、近隣で営業される既存飲食店や商業店舗の皆様の御理解、さらには関係団体等と連携し、相乗効果を見いだすことができるかなど、様々な観点から協議・検討していかなければいけない」というふうに答弁をしております。その後、本市としましては本年5月と11月に、大隅河川国道事務所道路管理課と道の駅設置要件等につきまして、情報交換会を実施しているところであります。道の駅整備につきましては、今後も情報収集や調査・研究を行いながら、検討を継続してまいりたいというふうに考えているところであります。

○5番（南 利尋君） いろいろ検討はしていただいているということなんですね。私も、志布志インター周辺をいろいろ調査してみましたが、市長の答弁どおり、なかなかそういうスペースというのはないんですね。道の駅を整備を広く取ってできる土地は、多分現状ではないですね。それで私は先日、東九州自動車道の加治木インターから大分市まで東九州自動車道沿線にある道の駅はどのような状況なんだろうということで、いろいろ調査してみました。大分市まで走りまして8か所ほどいろいろ立ち寄ってみたのですが、インター付近にある道の駅というのは2か所だけしかないんですね。あとはインターから3分から5、6分、10分以内の離れた場所であって、にぎわいを創出しているわけですね。それがなぜかといいますと、東九州自動車道というのは、道の駅の看板が結構あるんですね。道の駅の10km手前から、例えば何とか道の駅、また5kmのところには何とか道の駅、2km先で出口に道の駅という看板があって、高速道路を利用する方というのは、必ずそこで下りられるということなんですよ。九州自動車道とかにはパーキングエリアしか書いていないですよ。だけど、東九州自動車道というのはありがたいことで、それを例えば都城志布志道路にも、そういう看板を設置できる可能性はあるわけですよ。それでいけば、志布志インターから離れた場所でも、3分、5分、例えばそう考えますと、ゴルフの練習場がありますよね、あの周辺とか、横尾下地区辺りでも全然問題ないということになるわけなんですね。だから、そういう意味でも、志布志インターのすぐそばというイメージを今まで提案させていただきましたが、これから調査・研究していただくには、そういう看板を設置して、5分以内で行

けるとかですね。そういうものも幅広く視野を広げて、調査・研究していただくべきではないかなと思うんですね。一番すごいのが、大崎町野方にある「道の駅野方あらさの」がありますよね。44km手前から「道の駅野方あらさの」という看板が出ているわけですね。気合が入りまくっているといいですか、何といいですか、にぎわいを創出されているという状況なんですね。だからそういう意味でも市長、志布志インター近くだけではなくて立地条件のいい、そういうゴルフ練習場とか、横尾下地区とか、その辺に視野を広げて、調査・研究していただけないでしょうか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 私は、いわゆる道の駅の必要性というのは、今、災害等々も含めて幅広く駐車場等も必要だというふうに考えております。要は、そういう地域の農産物の搬入できる近くにあるところと、それから消費ができるやはり街中に近いような場所が、望ましいのではないかなというふうには考えているところであります。先ほど言いましたように、それに関わるいろんな業種もおられるわけでありますので、将来を見据えたときに、やはり農家の方々もそこに出店できるような、そこは本当に必要なことではないのかなと。それと併せて、先ほど言いました消費の在り方を含めてですね、十分検討していかなくてはいけないというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、そういういろんな条件があると思うのですが、立ち寄ってみると、利用客の多い道の駅と少ない道の駅というのは、はっきりしているんですね。今、市長がおっしゃったとおりなんですよ。本当に地場産の農畜産物、食品、土産物、あとその地場産のオリジナルの食事のできる道の駅というのは、本当ににぎわいを創出しているわけですね。でもですね、中には、「これって、大阪の土産じゃないんですか」みたいな感じとか、四国の何とかとかですね、そういうものを結構置いている道の駅もあるんです。そういうところは、もう目に見えて利用者が結構少なかったですね。だから、結局、道の駅の条件というのは、今度は新たに宮崎県日南市に「道の駅きたごう」ができましたよね。すごいにぎわっているみたいです。駐車場が広くて、子供たちが遊べる遊具などがあり、家族でゆっくりできるスペースがあればですね、にぎわいを創出するわけですね。志布志市は、グルメのまちとしてPRしています。農畜産物、土産物はたくさんあります。にぎわいを創出する条件は全て揃っているわけですね。あとは、どこの場所にどういう、市長が言われるいろんな事業をされている方々と、あと農業をされている方々が、どういう場所がベストかということ調査・研究していただいて、みんなが望んでいることですから、できるだけ早くそういう整備事業の策定をお願いしたいのですが、もう一回見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、どういう形でどこの場所にとということも含めて、相手がいることでありますので、このことについては、十分内部で協議してまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、スピード感のある検討をよろしく申し上げます。

ダグリ岬ベイサイド構想について伺います。進捗状況をお示してください。

○市長（下平晴行君） ダグリ岬ベイサイドパーク構想につきましては、その中心的な拠点とな

る三角地を整備することにより、周辺の海水浴場やダグリ岬展望台を含む国民宿舎ボルベリアダグリ、国際の森等が波及的に相乗効果を生み出せるよう取り組むものであります。本案件につきましては、港湾商工課において開発に係る問題点を整理し、令和5年10月30日に実施した政策調整会議において、関係課間で問題点を共有し、課題解決に向けた調整を重ねているところであります。また三角地に隣接する国道用地の取扱い等につきましても、関係機関と情報を共有し、民間が参入しやすい環境づくりを行っており、それぞれの問題点の解決に向け調整を行うとともに、開発業者をプロポーザル方式にて選定するための準備を進めているところであります。

○5番(南 利尋君) ということは、2回ほど前の答弁で、「今、興味を持っていろいろ話をしているそういう民間企業もありますよ」ということで、今実際、三角地とかそういうところに興味を持って、いろいろ協議を行っていらっしゃる企業はありますか。

○港湾商工課長(大迫秀治君) 実際にその企業とも、情報交換をしているところでございます。

○5番(南 利尋君) 「今はまだ表には出せない」ということで、何回か答弁があったと思うのですが、その可能性があるというか、その後の経過としてもっと歩み寄った話とか、そういう現実性のある話になっている状況なわけですか。

○港湾商工課長(大迫秀治君) 先ほど市長が答弁しましたとおり、この三角地を含めてダグリ岬一帯の課題、問題点等を今抽出して、その中でその課題の解決に向けて取組をしているところでございます。その中で特に国道に面した、国道用地が一部残っております。そういったところが当然、そこで実際に事業をするにあたっては、表になるような部分でございますので、その調整等がある程度進みましたら、その事業者とも情報共有をしながら、しっかりとプロポーザル方式で選定するために、公募を進めているところでございます。

○5番(南 利尋君) 1年経って、まだなかなか土地の問題とか、そういう企業とのまだいろんな協議の中で、方向性はまだ見えないということですよ。

○港湾商工課長(大迫秀治君) 課題を抽出して方向性が見えたので、今そういった調整を進めているところでございます。

○5番(南 利尋君) であれば、市民の方は期待される状況が出てきたということで、大変ありがたいことだと思います。そういう民間に対しては、三角地と海水浴場を提案しているわけですよ。ベイサイドパーク構想は国際の森付近から、その国道沿いも含まれているわけですよ。その計画の進捗状況はどうなっていますか。

○港湾商工課長(大迫秀治君) 国際の森については、また後々の活用ということになるかと思いますが、現在では、三角地を含む奥のほうの展望所、そういったところも全体的なところの中で、民間事業者の活用の部分であったりとか、場合によっては国・県等の補助事業等も活用したいというようなことで、総合的に調整を進めているところでございます。

○5番(南 利尋君) なかなか進んでいないということですよ。以前ですよ、平成28年3月に、ダグリ岬ビーチプレミアムリゾート整備事業計画がありましたよね。平成28年ですから、市長が就任される2年ぐらい前にできたわけですよ。市長が就任されて1年目に、「進捗状況は

どうですか」と、私は質問しました。記録に残っているんですけど、「あれは、やらなくてもやってもいいんです」というぐらいの答弁されているわけです。もしかしたらそのときも、具体的基本計画というのができていたんですよ。ありますよね、課長が持っていらっしゃる、この図面がすごいのができているんですよ。これは具体的計画ということでできているわけです。これも「やってもやらなくてもいいです」ということを、4年後にはそうなったんです。今1年経ちましたよね。民間が来てまだやっていますよ、これからどんどんそれもやる。国際の森付近は、県か、国かどこかが民間に話をとかいうレベルの話なわけですよ。そういう状況であれば、そういうネガティブな話ではないんです。ずっと夏井地区に対して、僕は熱い思いでいろいろ事業提案をさせていただいておりますので、そういう現状がなかなか進まない、三角地と海水浴場は進んでいるけど、現状は、国際の森近辺から下のほうはなかなか見えてこないということですよ、そういうことじゃないんですか。

○市長（下平晴行君） 先ほど課長が申しましたとおり、ダグリ岬ベイサイドパーク構想においては、三角地を含む遊園地、ボルベリアダグリ、それから展望台、海水浴場も含めて、全体を含めて民間の活力を導入して整備をしていくと。そして国・県の補助事業等があるとすれば、そのことも導入しながら、整備を進めているということで、遅れているということではなくて、先ほど課長が答弁しましたように、今、その方向性が見えたということで動いているという状況であります。

○5番（南 利尋君） 分かります。それを理解した上で、「国際の森付近から国道沿いまでは、まだ計画は進んでおりません」という答弁があったわけじゃないですか。それに対して今、「まだ計画は進んでいないわけですよ」ということの質問をさせていただきました。全体的にランドデザインを考える場面で、例えば東九州自動車道が通るわけですよ。図面を見せてもらったら、あの廃墟の裏のほうを東九州自動車道のトンネルが通る、そういうこともできてくるわけですから、この具体的で全体的な事業計画を策定するためにも、適切なコンサルティングを導入することが重要ではないかと考えるんですね。具体的なそういうイメージがしっかりと出来上がるには、プロのそういうコンサル会社を入れて、事業を進めていくことが重要だと考えますが、見解をお伺いします。

○港湾商工課長（大迫秀治君） おっしゃるとおり、そこについては専門的な見地、またそういった全体的な今のそこの需要というところもございますので、ある程度そういった方針の中で見えましたら、議員おっしゃるとおり、この全体的なイメージ図も含めて、コンサルを入れてどこかの時点でお示しできればと考えているところでございます。

○5番（南 利尋君） でないと、まだこっちはなかなか進まない、こっちは民間を活用した何とかという、最後出来上がったときに、「こっちとこっちの全体的なバランスって違うよね」という話になるんですよ。やはりコンサルティングを導入すると、結局、全体的な構想が見えてくるわけです。そういうイメージをしっかり持てるようなものを、例えば歴まち事業に対しては、空き家対策のプロを入れましたよね。空き家を活用するために、民間企業を活用しながら空

き家対策をやっ払いこうという事業に取り組んでいるわけじゃないですか。東部地区を三つに分けて、民間会社と連携協定を締結して、それで事業を進めていこうということになっていますよね。そういうダグリ岬ベイサイドパーク構想が具体的に見えてくるには、やはりそういうプロを入れた事業の取組が本当に必要だと思います。ぜひ、本当に全市民が夏井地区のリゾート化にすごく関心を持って期待しておりますので、その辺も含めてしっかりと対応していただきたいと思っています。

魅力あるダグリ岬ベイサイド構想を実現させるためにも、国道沿いにある廃墟の購入・解体を検討すべきだと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 国道沿いにある廃墟につきましては、「第2次志布志市観光振興計画」に基づく、ダグリ岬ベイサイドパーク構想を本市が推し進めるにあたり、夏井地区周辺の魅力ある観光地のエリア内にある施設として、現状ふさわしくない状態にあることは認識をしているところであります。しかしながら、本市としましては、基本的に自分の土地、建物については自己管理しなければならないという考え方を基に、今後、ダグリ岬ベイサイドパーク構想を順次進めていく中において、現在の所有者と景観改善に向けて御協力いただけるように、粘り強くお願いをし、働きかけているところであります。

○5番（南 利尋君） これは多くの市民の方から、「廃墟をどうかしてくれ」と言われるんですね。本当にみんなそうなんですよ。この議場にいらっしゃる方も、みんなそう思っていられっしゃると思います。近隣自治体の方々もですね、「あの廃墟の前を通るたびに、何で放置しているんだろうと思うんですよね」なんていう人もいらっしゃるわけなんですよね。今も「所有者と協議を行いながら、進めていく」ということを答弁していただきましたが、私はこの問題に対しては、5年前から質問させていただいているわけなんです。 「所有者と協議を行っていきます」という答弁は、常にあるわけ。今、どういう協議を行っていられっしゃるのかお伺いします。

○港湾商工課長（大迫秀治君） この協議といいますか、今の景観に関して実際この所有者につきましては、あそこの建物、土地自体を利用する目的で購入をされたということをお伺いしているところでございますが、ここ近年のコロナ禍だったりとか、そういったところの中で、事業が進まないというようなこともお伺いしているところでございます。また、そういった状況の中で、しっかり事業継続のお願いと景観の維持のお願いについては、今、引き続きしているところでございます。

○5番（南 利尋君） 今の所有者が、何か事業をしたいと思われているということをおっしゃっているということですか。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 事業をする前提で購入したということで、お聞きしているところでございます。

○5番（南 利尋君） 「話し合いで誰か利用する人がいれば、譲ってもいいですよ」という答弁も以前、ありましたよね。それはあったということですよ。それで、私が最近いろいろお聞きした話によると、その金額が折り合わなかったりとか、そういうものがあって、その持ち主の

方が、「誰かが使用したり何かする場面があれば、譲ってもいいということになっているんだ」という答弁もあったと思います。僕はいつの答弁だったか分かりませんが、「事業をされる方がいれば、提供します」ということも、市長が答弁されています。現状で、まだはっきりした話し合いは進んでいないということですよ。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 話し合いはしておりませんが、先ほど答弁しましたとおり、お願いということで、所有者の方には話をしているところでございます。

○5番（南 利尋君） 今までも何回かの私の廃墟を撤去ということで質問させていただいて、常に、「協議を行っています」とか、「協議をしてみたい」と、もう5年経ったんですよ。何も行われていませんという話は、今までの答弁が全く違うのではないですか。今まで「話し合いをしています」とか、そういうことがありましたよ。記録を見れば分かると思いますよ。現状では、なかなか話し合いができていないという旨の答弁がありました。話し合いはできるんですか。

○市長（下平晴行君） 話し合いというより、撤去のお願いをしているところです。先ほど課長が答弁したように、あの場所を購入をした方は、何らかの活用する目的で購入させているというふうに思うわけでありますので、そのことをやはりしっかりと「原点に戻って、対応してください」というお願いをずっとしてきているということであります。

○5番（南 利尋君） お願いをしていて、記録を見ればはっきり分かるのですが、「誰か民間で利用する方がいらっしゃれば、使ってもらっても結構です」というような、そういうことは言われております」ということも市長がおっしゃったんですよ。これは発言訂正とか、云々ではないです。記録を見ていただければ、僕も遡って調べてみますけど。ただ、そのときに韓国の方が来られているとか、何とかということ、市長がおっしゃいましたよね。そのときは、「持ち主は使っていますよということをおっしゃっていますよ」という答弁をされていますよ。

○市長（下平晴行君） 私は、「持ち主は使っている」とは言っていません。「韓国の方が、購入したいという情報が入った」ということは答弁しております。ですから、私が直接その持ち主と話をしたわけでもないし、ただ、先ほどありましたように、そういう購入したい人もいるという情報が入ったことから、そのような答弁をしたということであります。

○5番（南 利尋君） 詳しく調べて、3月定例会にてに質問します。

この場面で、もう直接所有者と接触されている方が民間でいらっしゃるわけですね。折り合いがつかなかったとかいろいろあるみたいですが、そういう意味でも、例えば私が提案するのは、本当に市民がいろいろ要望しているということなんですね。以前は「アスベストが含まれているかもしれないので、3億円ぐらいの解体費用がかかるのではないか」ということで答弁がありました。でも「アスベストが含まれていない」ということでの答弁があったわけですね。であれば、解体費用も、3億円よりすごく安価になるわけですね。質問ですけど、先日、国道を保全管理をされている事業者の方と現地で話す場面があったのですが、担当の所管課も御存じだと思いますが、今年トラック10台分の不法投棄を運び出したそうです。「不法投棄の温床になってい

るので、市のほうで対応していただければ助かるんですけど」ということを言われておりました。ほとんどの市民が撤去してほしいと思い、市長の周りでも、「市長、あれは残したほうがいいよ」と言う人はいませんよね、はっきり言って。みんな「あれをどうにかしてくれませんかね、市長」ということをおっしゃると思うんですね、市民の方々は。だから、そういう市の財源で購入・解体に取り組んでも、私は誰も反対する人はいないと思うんですね。現状のままでは、いつ事件や事故が起きてもおかしくない状況なんです。だから、現地を訪れる市民や観光客の安心・安全を確保することが重要だと考えます。購入・解体を検討していくべきではないでしょうか。もう一回、お伺いします。

○市長（下平晴行君） このことについては、私もいろんな事業者に、あそこを活用してもらえませんかというお願いはしております。先ほど言いましたように、自分の土地、施設については、管理をしっかりしていくというのが基本でありますので、まして1億円のお金を投入するには、やはり市としては根拠が必要であります。景観についてはそのとおりですね、確かに私もあそこはないほうが、それは誰が見てもそのように思うわけであります。ただ、市の投資をしてそこをどこまでやるのかということの以前に、やはり自己管理というのが基本であるということをお願いをしながら、それと併せて先ほど言いましたように、いろんな方々にまたお願いをして、あそこを購入していただいて、活用していただけるようなこともできないのかなということも含めて、取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、民間で購入したいという方もいらっしゃるような話もお聞きしたこともありますので、例えばそういういろんな話し合いですよ。そこを民間に譲渡するんだったら、どれくらいの金額で譲渡ができますかとか、そういうものも市のほうで調査していただいて、民間に情報提供するようなことも、そのの現地の解決策にはなると思います。例えば購入して、解体して、きれいな公衆トイレでも造れば、そこがもう景観のいいさっぱりした駐車場になって、それだけでもダグリ岬周辺を訪れる方々は増えると思うんですよ。本当に所有者の方と、どういう条件だったらそういう譲渡できたりとか、どういう取組をしていくかということも具体的な協議を行っていただくことをお願いしておきますので、よろしくお伺いします。

ダグリ岬周辺の国道沿いの景観保全について伺います。現在、年一回の保全作業が行われています。作業は9月から10月にかけて行われますので、海水浴シーズンが一番雑草が伸びた状況になるわけです。ダグリ岬周辺を観光の重要拠点と位置づけるのであれば、何らかの対策を講ずるべきだと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 国道220号線沿いの景観保全につきましては、現状、宮崎県境までの道路部分を国土交通省大隅河川国道事務所が路側帯の一部を鹿児島県大隅地域振興局が管理をしているところであります。国道220号線は、宮崎県から本市へ入る玄関口であり、ダグリ岬周辺の景観や志布志湾を眺望できる日南海岸国定公園に指定された風光明媚な名所でもあります。そのようなことから、本市といたしましても、引き続き道路を所管・管理する国と県に対して、観光地としての景観保全の重要性について御理解いただきながら、引き続き、適正な管理を要望して

まいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） なかなか要望しても、予算が付かないというのが現状なわけですね。市長は、9月議会終了後、国道沿いの除草作業をされましたよね。どういうふうに思われましたか。

○市長（下平晴行君） かねての管理が行き届いていないなというふうに思って、うちの課長等も含めてそういう作業をしたところではありますが、やはり管理をしているところはしっかり対応していかなければいけない。これは市道も農道も全ての道路についてもそうではありますが、基本的に今よく言われております、メンテナンスフリー等の対応をしていくべきではないかというふうにも考えているところでございます。

○5番（南 利尋君） すごく一生懸命頑張っていただいて作業をしていただいていますね、市長が作業されたところは、一番雑草が伸びていなかったところなんですね。私が質問した場所は、あのカーブを過ぎた東屋のところだったんですね。雑草が伸びると、不法投棄しても目立たないものですから、すごく多くなるわけですね。私が作業した東屋周辺は、2リットルのペットボトルや弁当箱、空き缶などが多く出てきてびっくりしたわけですね。委託業者の方の話によると、「国に対して2回分の予算をお願いしているが、1回分しか予算が付かない。少なくとも2回は除草作業を行わなければ、景観は保てない」ということを、そこの現場監督みたいな人に話していただきました。私たちから見れば国道沿いですよね、行政から見れば。だけど、志布志市を訪れる方々は、志布志市にある道なんですよ。国道だろうが市道だろうが、それは訪れる方には関係ないわけですよ。だから、国が対応しないのであれば、魅力的なベイサイドパーク構想実現のためにも、夏井駅から県境辺りまでの区間に対して、年一回分の予算を計上して対応していくことも検討するべきだと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） それも一つの対策でしょうけども、しかし管理はしっかりと管理者がすべきだというふうに思っておりますので、例えば市道でも、道路の管理というより道路の形状、これをやはり変えていくべきではないのかなど。先ほど言いました、いわゆるメンテナンスフリーの考え方ですね。道路の形状自体を草刈りをしないような、そういう形状にしていく。市としても年間相当なお金を、市道に対していわゆる経費を投入しているわけでありまして、そういうことも国・県にもお願いをしながら、現状の道路の在り方についても、しっかりとお願いをしながら、対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、年間を通して景観保全の行き届いたダグリ岬ベイサイドパーク構想が実現することを強く要望しておきますので、よろしく申し上げます。終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、南利尋君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後 4 時39分 延会

令和5年第4回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：令和5年12月7日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

青 山 浩 二

栢 山 晋 司

丸 山 一

市ヶ谷 孝

鶴 迫 京 子

小 園 義 行

福 重 彰 史

出席議員氏名（16名）

2番 栢山晋司	3番 稲付洋平
5番 南利尋	7番 青山浩二
8番 野村広志	9番 八代誠
10番 小辻一海	11番 持留忠義
12番 平野栄作	13番 西江園明
15番 玉垣大二郎	16番 鶴迫京子
17番 小野広嗣	18番 東宏二
19番 小園義行	20番 福重彰史

欠席議員氏名（4名）

1番 永田梓	4番 隈元香穂子
6番 市ヶ谷孝	14番 丸山一

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市長 下平晴行	副市長 溝口猛
教育長 福田裕生	総務課長 小山錠二
財務課長補佐 黒川晃	総合政策課長 川上桂一郎
コミュニティ推進課長 五代千加子	情報管理課長 宮内真吾
港湾商工課長 大迫秀治	税務課長 濱田茂
市民環境課長 留中政文	福祉課長 若松利広
保健課長 西洋一	農政畜産課長 萩迫和彦
耕地林務水産課長 折田孝幸	建設課長 富岡裕
松山支所長 上原健太郎	有明支所長 北野保
水道課長 新崎昭彦	会計管理者 和佐浩教
農業委員会事務局長 中水忍	教育総務課長 岡崎康治
学校教育課長 上木勝憲	生涯学習課長 江川一正
危機管理監 萩原政彦	

議会事務局職員出席者

事務局長 藤後広幸	グループリーダー 末原和幸
調査管理担当サブリーダー 大田和隆	議事担当サブリーダー 前田範雄

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、東宏二君と小園義行君を指名いたします。

○
日程第2 一般質問

○議長（平野栄作君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、7番、青山浩二君の一般質問を許可します。

○7番（青山浩二君） 改めまして、こんにちは。会派、真政志の会、青山でございます。今回は、安全・安心なまちづくり、それから組織機構再編計画、また土地購入事業のその後について質問してまいりたいと思います。それでは、早速通告に従いまして質問していきます。

まず、安全・安心なまちづくりについて質問していきます。安全・安心なまちづくりといっても様々なジャンルがあると思います。その中でも、今回は自動体外式除細動器、いわゆるAEDの設置について質問していきたいと思います。今では誰もが知っているAEDでございますが、そのAEDを公共施設や職場、学校等に設置することで、職員や従業員、利用者、児童・生徒に突然の心肺停止が起きた場合、AEDを使用した一時救命措置により、命を救える確率が高まるということは言うまでもありません。もうこれについては、万人の共通理解であると思っております。AEDは職場や施設の職員、従業員はもちろんのこと、近隣の住民の利用も十分想定される、半ば社会的なインフラと呼んでも過言ではありません。そういう意味では、AEDの設置は本人はもとより、その家族や地域住民へも安心感を与えられる、そういう利点があると思っております。そういった中、AED設置事業については、本市においても、過去に多くの同僚議員の皆さんが一般質問をして、そして当局の皆さんの御理解の下、様々な取組をされているということは、十分に理解はしているところではございますが、今回、そこからもう一步踏み出した新たな事業展開をしていけば、より一層、市民の安全・安心につながるのではないかというふうに思いまして、今回の質問に至ったところでございます。

そこで、まず市長にお聞きいたします。現在、公共施設において市内全域全部で何台設置されているのか。また、教育長におかれましては、教育委員会が管理している施設で何台設置されているのか。それから、それぞれにおいて、直近3年程度で構いませんので、具体的な使用例があったのかお尋ねいたします。

○市長（下平晴行君） 青山議員の御質問にお答えいたします。

AEDにつきましては、心肺停止など不慮の事態に救急車が到着するまでの一時的な救命措置の備えとして配備されているもので、市長部局におきましては、施設に固定されたものが15台、

消防車両に搭載しているものが20台など、合わせて35台配備をしているところでもあります。なお市長部局では、過去3年間に使用された記録はないところでもあります。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

教育委員会が所管する教育施設のAEDの設置台数につきましては、小・中学校に21台、条例公民館に8台、志布志市文化会館、やっちくふれあいセンター、志布志市立図書館、埋蔵文化財センター、有明体育施設にそれぞれ1台、志布志運動公園に3台、城山運動公園に2台の計39台設置しております。また、AEDの使用に至ったケースは、令和元年度におきまして、志布志運動公園内にあります武道館において、利用者がスポーツ活動中に心肺停止状態に陥り、備え付けのAED使用により、一命を取りとめた事例がありました。

○7番（青山浩二君） 数字、それから使用例については、確認のみですので理解いたしました。また、教育委員会関係におきまして、AEDを設置していたということで、大事には至らなかったという事例も、今の答弁を聞いて安心をしたところでございます。それから、これも確認になりますけれども、市長部局、それから教育委員会、どちらにおいても、全ての公共施設に設置されているという理解でよろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） 新橋地区公民館については、隣接する老人福祉センター設置のAEDを併用して運用することとなっております。

○教育長（福田裕生君） 教育委員会が所管する施設においては、設置がなされております。

○7番（青山浩二君） ほぼ設置されているという理解をいたします。公共施設については理解をいたしました。それでは、次に民間施設についてお聞きいたします。民間施設といっても、こども園、高齢者施設、放課後デイサービス、一般的な会社、それから任意の団体など、いろんな様々ありますが、この民間施設の設置状況について把握はされているのか、お伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 本市の救命救急を担っている大隅曾於地区消防組合により、消防施設調査時などに確認をされている調査結果によりますと、73の民間事業所で設置されているということでございます。

○7番（青山浩二君） 73の民間施設に設置されているということでしょうけれども、これはおそらく、全ての民間施設を把握しているということではないというふうに思いますが、そういった理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） 民間施設に配しているAEDについては、民間施設内における安全配慮の観点から、自主的に備えていただいているものと考えております。大隅曾於地区消防組合の調査に協力いただいた民間施設について把握をしており、情報を提供しているところでもあります。

○7番（青山浩二君） 消防署が調査をいたしまして、その調査に協力したところが、この73か所ということですね。おそらく全ての施設ではないというふうに思いますが、ここは、民間施設だとしても官民連携の強化をいたしまして、できれば全てを把握していただきたいというふうに思っております。そして、そのことをしっかりと市民に情報提供していったら、そうすることが市民の安心にもつながっていくと、私はそう思いますけれども、全ての施設を把握するとい

うことについては、市長はどうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 民間事業者の確保しているAEDを調査するとなりますと、どういう形で調査をしていけばいいかということになりますので、基本的にはホームページ等で、市内のAEDの設置場所については、マップとして見られるようになっていくということだと思います。

○7番（青山浩二君） 一応提案なんですけれども、設置している民間事業者の把握ですね、そういった方法もいろいろあると思います。市も様々な情報発信ツールを持っております。AEDを設置している事業所の皆さん、あるいは団体の皆さん、市に設置事業所、設置団体として登録してみませんかというような形で投げかけてみるのが、一番やりやすいのかなというふうに私は思っております。そしてまた、その上がってきた事業所を登録する、そういった登録制度をつくってみてはいかがかなと感じております。ただ、これで全ての民間設置を拾い上げることは難しいかもしれません。しかしながら、相当数上がってくるのではないかなというふうに私は思っております。そうすることで、官民連携した設置箇所が一覧表を確認することで、一目で分かるという取組をしてみてもどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほどもちょっと申しましたけれども、消防組合が把握していると思うんですね。そこ辺の了解を得て、そういうことができるとなれば、対応してまいりたいというふうに考えております。

○7番（青山浩二君） 分かりました。またそこは、消防組合としっかりと連携を取っていただきながら、いろんな情報発信をよろしくお願ひしたいと思います。ここでちょっと確認になるのですけれども、現在、市にはAED設置マップというものはあるのでしょうか。

○危機管理監（萩原政彦君） 現在、市のホームページ、公開型GIS上のマップデータにおいて、公共施設に限ってはいるんですが、AEDの設置が分かるマップ表示がなされているところです。残りの把握できている部分については、まだ大隅曾於地区消防組合で調査していただいたものを使っている部分もありますが、やはりそこは、「志布志市のホームページにも載せてよろしいでしょうか」という、確認は必要かなと思っているところです。

○7番（青山浩二君） ホームページに公共施設のみのマップはあるということですね。理解いたしました。ただ、私もこの質問をするということで、いろいろ調べてみたのですけれども、確認は取れました。ただ、そのマップが市のホームページにあるということを知っている市民の方々が、どれくらいいるのかなというふうに心配をしているところでもあります。実際私も恥ずかしながら、この質問をするまで市にマップがあるというのは知りませんでした。ですので、そこについては、少しアナウンスが足りないのかなというふうに感じております。市報、それからホームページ、またSNSですね、これらを使って、もっと積極的に発信していただきたいというふうに思っております。市にもこういうすばらしいマップがありますよということで、どんどん情報発信して行ってほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） それはおっしゃるとおり、市民の皆さん方に、やはりそのものが分かるという部分では、情報提供をしっかりとしていかなければいけないというふうに思っております。

○7番（青山浩二君） その点については、ぜひ積極的によろしくお願ひしたいと思ひます。また、確認になりますけれども、そのマップについては、WEB上でしか見られないのでしょうか。

○危機管理監（萩原政彦君） 現在のところ、そのようになっております。

○7番（青山浩二君） それについても、少し不便さを感じるのかなというふうに思っております。スマホをお持ちでない方、それから自宅にネット環境がない方、またそういう機械の操作が苦手な方については、確認のしようがないというふうに感じております。そこには、改善の余地があるのかなというふうに思っております。先ほどの話に戻るのですけれども、事業所、団体から得た情報を基に、次は、市民への還元をしてほしいというふうに思っております。一覧表とともに、AED設置マップを作って全戸に配布する。もちろん出先でも確認できるように、先ほど答弁にありました、現在ホームページ上にある設置マップを更新する。これで全市民の方が、自分の家から、あるいは今いるところから、一番近い設置場所を確認することができるんじゃないかなというふうに考えております。万が一のことを考えれば、こういう情報提供の在り方は、市民にとって非常にありがたいのかなというふうに考えますが、これについては、そう難しいことではないというふうに思ひますが、いかがですか。

○危機管理監（萩原政彦君） 議員御質問の紙ベースでの戸別配布ということでございますが、紙による全戸配布になりますと、各公共施設は変更はないと思ひますが、新たに事業所が設置され、そこにAEDが置かれたと、そういった追加の場合や、AEDがいわゆる無くなった、撤去された場合に対して、少し情報の修正が遅れることが考えられるのではないかなと。現在のところはホームページ上で、最新の情報を発信していきたいというふうに考えているところです。

○7番（青山浩二君） 撤去したり、追加が年度途中であつたら、ちょっと確認がしづらいよということですよ。マップを作るのも結構労力があるというふうに思ひますが、せめて年に一回、一覧表を作って全戸配布できればなというふうに、今答弁を聞いて思つたところですが、そこについてはいかがですか。

○市長（下平晴行君） そのことについては、ちょっと内部でどういう形での情報提供がいいのか、そこはちょっと協議させていただきたいと思ひます。

○7番（青山浩二君） ぜひですね、年に一回で構いませんので、こういった事業所それから公共施設に設置がされていますよというような情報提供を、できれば紙ベースでしていただければというふうに思ひますので、そこについてはよろしくお願ひしておきたいと思ひます。まずは、第一段階として、今のできること、そういった取組を進めていっていただきたいというふうに思っております。

それから次にですが、このAEDを設置していただく民間の事業所を増やす取組をしてもらいたいなというふうに思っております。とはいえ、AEDの導入には初期費用だけではなく、パッドやバッテリー、消耗品のランニングコストがかかることが一般的でありますので、費用を理由に導入に踏み切れないというケースも少なくないというふうに思っております。AEDを導入したくても、コストが課題となって導入できないという事業所がほとんどではないかなというふう

に、私なりに分析しているところがございます。また、現時点においては、国によるAEDの補助事業はありません。ただ、独自に補助金制度、助成金制度を設けている自治体はあるというふうに聞いております。そこで、ちょっとお尋ねいたしますが、鹿児島県において、この制度を設けている自治体はあるのかどうかお聞きいたします。

○危機管理監（萩原政彦君） 私のほうで確認いたしましたところ、県内の自治体においては、そのような実施をされているような自治体はないというふうに確認しているところです。

○7番（青山浩二君） そうなんですよ。私も本当いろいろと、今回の質問にあたって調べさせていただきました。どこもまだやっていないということなんです。どうでしょうか市長、どこよりも先に先進的な補助金制度、助成金制度を創設して、志布志市はこんな取組をしていますよというようなPRもしていけば、志布志市も安心・安全が広がっていくというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） AEDは心肺停止など不慮事態が身近に発生し、AEDが身近にあり、この使用操作ができる人が身近にいて、初めて救命措置としての効果が発揮されるものと思っております。また、AEDを取り扱っている医療従事者はもちろんですが、AEDを使用した救命講習等を受講された方がいて、初めて救命に結び付くというふうに考えております。まずは大隅曾於地区消防組合と連携を図りながら、実際にAEDを使用できる方を増やすAED講習会の開催に関しての周知を図るとともに、市内のAEDのある場所の事前把握のための情報を、先ほど言いましたホームページ上に掲載するなど、現在あるAEDが有効的に活用されるように、引き続き啓発を図ってまいりたいというふうに考えております。また本市では、総務課でAEDの貸出しも行っております。必ず救命につながることを念頭に、事前の審査がありますが、貸出しを無償で行っておりますので、活用していただければというふうに思っております。

○7番（青山浩二君） ちょっと答弁がどうかと思ったんですけども、私が今、市長にお尋ねしたところはですね、「市独自の補助金制度を志布志市でも創設していただけますか」という問いになるんですけども、そこについて、どうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、心肺停止などの不慮の事態が身近に発生して、このAEDが身近にあった場合に、これを使用操作ができる人がいて、初めて救命措置が対応できると。先ほどの命が助かったという事例も、そこにはやはり医療従事者と医療に関わる方がいらっしゃって、一命を取りとめたということでもありますので、そういうことを鑑みて、補助の制度の在り方がどうなのかということも含めて、内部で協議してまいりたいというふうに思います。

○7番（青山浩二君） 内部で協議ということですので、これについては、人の命に関わることですから、ぜひですね、前向きに検討してもらいたいなというふうに思っております。この補助の在り方についても、先進地も様々なようがございます。補助金、助成金は、導入に係る費用全額を負担するのではなくて、購入費用の何割か、もしくは上限金額が定められているものがほとんどでございます。例えばなんですけれども、佐賀県嬉野市は購入費用の2分の1以内、また東京都の大田区は消費税の確定申告義務がある団体とそうでない団体で、補助額が異なっているよ

うでございます。そういうふうには、各自治体工夫しながら補助している状況がありますので、本市においてもできないことはないのかなというふうに感じております。工夫次第だというふうに思っております。どうでしょうか市長、昨日も同僚議員の方からいろいろ提案がありましたけれども、そういう先進地に職員を派遣して、しっかりと勉強してきてもらって、そしてそのことが事業実施という形で市民に還元できるとするならば、素晴らしいことなのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど危機管理監のほうでも説明がありましたように、いわゆるこのAEDの活用の仕方なんですね、補助が先なのかじゃなくて、私はこれを使える市民、いろんな方々を増やすという、先ほど言いましたけど講習会等をしっかりとやって、そして、その対応をしていくというのが先じゃないのかなというふうに思っておりますが、その補助の在り方についても十分協議をさせていただきたいと思えます。

○7番（青山浩二君） ぜひですね、このことについても前向きに検討していただきたいというふうに思えます。先ほど市長の答弁にありましたように、これを使える方を増やしていこうという取組も非常に大事な部分であると思えますので、それはまた後ほど触れますので、そこについては同じ考えなのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。そうすることで、補助事業を実施していただければ、AEDを設置してくださる事業所が10か所でも20か所でも増えれば、市民にとってはありがたいなというふうに思っております。市民の安心・安全がそれだけ増えるということにもつながっていきますので、重ねてになりますが、御検討方よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは次に、今の私の提案が実現するとするならば、補助対象団体に自治会も入れていただきたいなというふうに思っております。新型コロナウイルスも完全にはなくなりませんが、本年5月に、2類相当から5類相当に移行となりました。そして、自治会の皆さんが集まる機会が格段に増えて、以前のような活気あふれる活動が各地で見受けられるようになりました。若い方から高齢者の方まで一堂に集まる、そういった場面にも必要なのかなというふうに思っております。補助事業が実現するかは分かりませんが、市長、一般論として各自治会の公民館、集会所ですね、ここにもAEDは必要であるというふうに私は考えますが、市長の考えをお伺ひします。

○市長（下平晴行君） 先ほどから言いますように、今のところ、AEDの貸出し制度を設けておりますので、そして今まで1件はそういう事例があったということでもありますので、そこはもう本当に命を助けるという部分では、そういう場面になったときには、本当に必要だというふうに思っております。まずはその貸出し制度等を活用していただいて、そしてその中で講習等も含めて、その充実をしっかりと対応していきたい。そして先ほど言いましたように、その補助の在り方についても、先進地事例も含めて、十分協議をさせてもらいたいと思えます。

○7番（青山浩二君） 分かりました。先ほどから市長も言われますように、使える方を増やしていこうというような答弁もありましたので、仮にこれが実現するとすれば、そういう取組も必要になってくるというふうに思えます。申請をして採択になったとしても、ただ設置しているだ

けというケースがないようにですね、しっかりと条件を付けて、市民の安心・安全に寄与してくださいねというようなことも大事な部分ではあるというふうに思います。例えばですけれども、今回の提案が実現するとすれば、しっかりと条件を付けて、関係者全員に設置場所を周知して、「設置されていることが分かるようにポスター、看板等で表示を行ってくださいね」とか、それから使用方法の講習会ですね、先ほどから市長も答弁されておりますが、「積極的に参加してしっかりとマスターしてくださいね」というようなこと、それから「市のホームページ、広報、マップなどに所在を公表することに同意してくださいね」というようなことですね。設置することで、市民の安心・安全が担保できるような体制を構築することが大事であるというふうに思っております。これについては、先ほどから答弁がありますので、同じ考えなのかなというふうに思いますが、こういった取組についてはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） やはり市民に、しっかりとAEDがある場所、設置してある場所、これは情報提供をしっかりしていかなければいけないというふうに思います。ですから、先ほどから言いますように、いわゆる使用できる方、そういうAED講習会ですね、まずはそこをしっかりとやって、次に補助まで必要かどうかですね、そこ辺も見極めながら対応してまいりたいというふうに思います。

○7番（青山浩二君） そういう取組もしっかりとさせていただいて、市民の安心・安全につなげていっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、市のイベント時における設置状況についてお聞きいたします。先月はやっちく松山藩秋の陣まつり、夏は志布志みなとまつり、春にはお釈迦まつりと、市も様々なイベントが開催されております。不特定多数の来場者がいますので、こういった場面でも要所要所に臨時的ではありますが、必要であるというふうに思っております。ちょっと確認ですが、こういったお祭り、イベントでの設置状況についてお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 今、話がありました、市内のイベント等については、主催団体からの申請に伴いAEDの無料貸出しを行っているところでありますので、やはりそういう不特定多数の参加者が来場するイベントについては、そういうものを活用していただきたいというふうに考えております。

○7番（青山浩二君） そのお祭りとか、イベント自体に、臨時的に設置されているというような理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） 無料貸出しがありますので、主催団体がそれを借りて対応してほしいということでもあります。

○7番（青山浩二君） 理解いたしました。今後においても、そういった取組をしっかりと継続していただひいて、楽しいお祭りやイベントで不幸な出来事がないような、そういう最善の努力をしてほしいなというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

それでは、この質問の最後になります。今、市長も少し答弁で触れられましたが、民間団体が主催するイベントですね、それからスポーツ大会、特にスポーツ少年団とかの活動、それ

からグラウンド・ゴルフ、ゲートボール、こういった屋外競技において、希望する団体に無料で貸し出す取組も大事であると思います。今、市長の答弁でありましたように、「そういう制度はあるよ」ということでございますが、これについても、アナウンスがちょっと足りないのかなというふうに思っております。「こういうイベントがあれば、無料で貸しますよ」というようなそういうアナウンスですね、市報とか、SNS、ホームページでしっかりとPRしていただければ、より多くの団体が借りられる環境が整うのかなというふうに思いますが、これについても、もうちょっとアナウンスをしっかりとさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） あらゆる団体に、いわゆる主催者に対してのAEDの無料貸出しがありますよということは、しっかりといろんな会議等の中でも伝えてまいりたいというふうに考えております。

○7番（青山浩二君） ぜひですね、市長が今おっしゃったように、会議の中、あるいはいろんな情報発信ツールを使いまして、貸し出す制度がありますよというようなことを周知していただきたいというふうに思います。AEDを設置しておくことで、従業員、施設の利用者、近隣の住民、そういった方々の命が突然死から守られる可能性が高まってくるということは、もう皆さん御承知のとおりであると思います。突然の心肺停止から命を救うためには、AEDの適正配置と迅速な一時救命措置が必要であります。より多くのAEDが設置されていれば、より多くの命を救える可能性が高まります。市民の安全・安心を担保するための一つの手段として、ぜひ、今回の提案を前向きに検討してもらいたいなというふうに思います。最後になりますが、全体を通してですね、このAED、それから補助事業、それから啓発、そういったものの市長のお考えをお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 今、議員がおっしゃったことについては、おっしゃるとおりの内容で理解をしているところあります。今回いただいた提案については、しっかりと調査・研究して、どういう形で取り組めるのか協議をして、調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

○7番（青山浩二君） ぜひですね、前向きに協議・検討していただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしく願いしておきたいと思っております。

それでは次に移ります。組織機構再編計画について質問していききたいと思います。まず、今回の提案されている課設置条例の一部改正について、一通り拝見させていただきました。令和6年度、来年度ですね、それから令和7年度以降については先般の全協資料に掲載されておりましたので、それを基に質問していきます。議案書を見た第一印象としては、これまでにない、大幅で、かつ大胆な見直しがなされているというふうに感じました。私自身、組織については、このままでいいのか、それとも今回提案されている内容がいいのか、判断が今はついておりません。ですので、今回の質問については、その賛否の判断基準とさせていただきたいと思っております。私も本音で質問していきますので、市長も市長が考えていることを本音で答弁していただきたいというふうに思います。これについては、私の理解度を深めるための質問であります。私の頭の中

のクエスチョンマークの部分埋めるための質問でありますので、少しでもその部分が埋まるような答弁を期待いたします。

そこで、まずお聞きいたします。今回の一部改正について、令和6年4月の再編計画にたどりつくまでの背景であったり、市長の考えであったり、そして思いであったり、そういうものはどういったものがあったのか。それから将来に向けて、組織とはどのような姿が市長の中では理想形だと思っているのか、お示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 市役所の組織につきましては、市民にとって分かりやすい、簡素で効率的な組織であることや多様化する市民ニーズに柔軟に対応できる機能的な体制が必要であるというふうに考えております。今回提案させていただいている組織機構の見直しでは、業務のつながりや連携を踏まえた効果的な組織運営を行うために、どのような組織が必要か議論し、再編案を作成したものであります。また、再編と併せてグループ制を導入することにより、組織内の横断的な連携強化を図りながら、市民ニーズに迅速に対応できる機動的な体制を構築するものであります。また、長期的には、本年度より新庁舎の建設や現庁舎の大規模改修等を目的にした基金の積立てを行っておりますが、中期的な取組としまして、厳しい財政運営や限られた職員数で、きめ細やかな行政サービスを維持していくためには、早い段階で本庁機能の集約を行うことが必要であるという考えで、取組をしているところであります。

○7番（青山浩二君） 分かりました。それではですね、細かいところを順次お聞きいたします。まず、現在の組織体制において、どんな課題があって、それを今回の計画によってどのように改善していくお考えなのか、課題と組織再編の目的ですね。今もちょっと触れられましたけれども、そこを具体的にお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 組織機構再編につきましては、大きく分けると三つの見直しを行うもので、一つ目に組織の新設と統廃合、二つ目に教育委員会業務の市長部局への移管、三つ目にグループ制の導入であります。一つ目の組織につきましては、職務のつながりや連携を考慮した上で、課の編成を行っております。二つ目の教育委員会業務につきましては、生涯学習課の業務の一部を職務権限の特例により、市長部局で行うものであります。三つ目のグループ制につきましては、現状の係の枠を取り払い、課全体の事務分掌とすることにより、職員の協業体制の構築や連携強化を図るとともに、柔軟な人事配置による業務の平準化につなげるものでございます。グループ制については、昨日、考え方を述べさせていただいたところであります。

○7番（青山浩二君） 分かりました。それでは次に、現状の把握というものをさせていただきたいと思います。現在、課、それから局も含めてですけれども、これの数をお示しいただきたい。それから正規の職員数が一番多い課、それから一番少ない課、そして平均人数をお示しいただけますか。

○総務課長（小山錠二君） 課の全体の数でございしますが、現在28課でございしますが、28課が25課になるところでございします。その中で、現在一番多い課としましては、保健課の28人、少ない課につきましては、会計課の4人となっております。現在この28課を職員で割りますと、1課当

たり11.2人となるところでございます。

○7番（青山浩二君） 現状の把握ということですので、理解いたしました。28課とは、これは局も含めてということよろしいですか。

○総務課長（小山錠二君） 失礼いたしました。局も含めてということでございます。

○7番（青山浩二君） それで、今度の計画で25課になるということですね。理解いたしました。それでは、先ほど答弁がありました、一番正規の職員数が多い保健課の28名に、会計年度任用職員の方々を足したら何名になるのか。また、一番少なかったのが会計課ですね。この4名に、会計年度任用職員の方々を足したら何名になるのか、お示してください。

○総務課長（小山錠二君） 1番目の多い課でございますが、保健課の職員28人に、会計年度任用職員23人を合わせると51人となるところであります。会計課におきましては、現在の職員4人に、会計年度任用職員2人を合わせると6人となるところでございます。

○7番（青山浩二君） 51人と6人ということですね。これも現状確認ということですので、理解いたしました。次にですね、今回の再編計画において一定の基準、ルール、これだけはちゃんと守って、この計画を進めていきたいと思いますというふうな、そういった基準ですね。こういうものは設けていたのかお尋ねいたします。併せて、職員数の極端な偏りの解消や負担軽減のための事務量の平準化等は、しっかりと考慮されての計画だったのか、そこもお尋ねいたします。

○総務課長（小山錠二君） 現状におきましても、業務内容により職員数の違いがありますが、再編にあたりましては、基準は設けておりません。再編を検討をする際には、業務のつながり、または連携を強化の上で、計画を作成したものでございます。

○7番（青山浩二君） 先ほどの質問なのですけれども、事務量の平準化等の考慮ですね、ここについてはあったのでしょうか。

○総務課長（小山錠二君） 併せて、業務の平準化ということでございますが、そのことも併せまして、今回グループ制を導入するということにより、そのグループの中で業務を分けて取り組んでいくということで進めたところでございます。

○7番（青山浩二君） 今、答弁にありましたように、基準というものは設けなかったよということですね。では、当局が想定する標準的な課ですね、この職員数の想定というものはあるのでしょうか。

○総務課長（小山錠二君） それぞれの部署で業務の関連性や事務量が異なるということが現状であります。その時々、社会経済情勢によって、新たに対策室等を設けて対応していかなければならない、現状もそうしているわけでございますが、本市におきまして、課の標準的な職員数は先ほどもありましたように、特に定めていないところでございます。

○7番（青山浩二君） 想定はしていないということですが、今回の提案されている課設置条例については、基本事項にありますように、市民サービスの維持・向上を目的に挙げられております。それについては、私も同意見であります。サービスは向上していただきたいというふうに思っております。それに向けて、大いに頑張ってもらいたいというふうにも思っております。ただ、

そのことを達成するために、極端な話ですけれども、100名近い職員数の課が出来上がったとしても、今のところ問題ないというような理解でよろしいのでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、全く問題ないというふうに思います。個々の職員については、何ら業務については従来と変わらないわけですね。そしてグループ制を導入しますので、今までは単独補佐もいた、あるいは単独係長もいたのが、全く解消されてですね、昨日も言いましたけれども、そういうふうに職員自体の業務については、全く問題ない。また、課長についても、グループ制のグループリーダーがいて、調整役としていつでも対応できるんですね。何の対応が難しいのかなと、そこは私はちょっと何なのかなということも、すごく疑問というか、あるんですね。要は、先ほどから言いますように、市民サービスが基本ですから、その中でグループ制をすることによって、働き方改革も、いつでも休めるとか、連携が取れるとか、横断的な組織となるということでのメリット、これがありますので、そういうプロジェクトチームでは、やはり課長の役割というのが、今おっしゃったように、組織自体が大きくなるからというようなことでの考え方であるわけです。これも実際やってみないと、検証しながらですね、そのことに課題があればそれを変えていこうという考え方を持っておりますので、柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。

○7番（青山浩二君） 市長の思いというのが、よく分かったところでございます。それでは、一部においてちょっと例を挙げてみます。今、市長も「こういう100名近い職員の方の課が出来上がっても、特に問題ない」というような答弁でしたけれども、例えば今回の福祉保健課、それから農林畜産課ですね。もともと所帯が大きいところの統合が予定となっているところでございます。この庁舎全体を見たときに、課のバランスについては考えなかったのか、考慮されなかったのかお伺いします。

○市長（下平晴行君） 課のバランスではなくて、「どのような組織が、市民サービスにつながるのか」ですね、先ほども言いましたが、まだ業務間の連携や効率化のためには、どのような組織が効果的なのかという観点から見直しを進めているわけでありまして、そこは御理解いただきたいというふうに思います。

○7番（青山浩二君） 分かりました。それでは、少しここで資料の提供を求めておきたいと思えます。他市の状況ですね、ちょっと把握したいなというふうに思っております。県内19市あります。他市においては、今ちょっと例を挙げました保健福祉部門、何課あるのかというもの。私は、曾於市役所に知り合いがいますので、ちょっと聞いてみたら、曾於市役所においては3課のようでした。それから農畜産部門、今でいう農政畜産、耕地林務の部門なんですけれども、ここについて何課あるのか。それぞれ一覧にさせていただいて資料を頂きたいなというふうに思っております。これは、「今、下さい」ということではございません。今から作成しても時間がかかると思いますので、特別委員会に間に合えば結構です。資料の提供をいただけますか。

○総務課長（小山錠二君） 他市の状況につきまして、整理して資料を提出したいと考えております。

○7番（青山浩二君） よろしく願いしておきたいと思います。先ほど曾於市の例も挙げましたけれども、福祉保健課を例にとってみますけれども、他の自治体においては、子供政策、健康増進、福祉保健の課を、より細分化している自治体もあるようでございます。これを本市においては、統合するという結論に至った理由ですね、ここについてお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 福祉保健課分野につきましては、子供から高齢者の皆様まで共通する課題に対し、より効果的に対応する必要があることから、一つの課として連携して取り組むこととしたところであります。具体的には、福祉保健施策の企画や総合調整を行う総合政策グループを設置し、出産・育児・保育など子育て支援業務の連携、高齢者や介護政策の連携、保健・介護・医療での連携、福祉保健分野での保健師の連携や重層的支援など、今後の社会福祉分野における課題に対応するために、課の壁を取り払い、政策や職員間の連携を深めながら、取組を推進するものであります。また、なぜ私がここを強調したかと申しますと、例えば、今回子育て支援にしても曾於市は課がそれぞれあることで、それは曾於市は曾於市の考え方でいいと思います。私はやはり志布志市としては、課が分散していることで、施策がばらばらで見えないんですね。私は、外から見ても志布志市は、他市町からすると子育て支援はすごくしていると思っているんです。それをしているながら、外からは見えていない。いわゆる移住・定住にもつながってこない。であれば、壁を取り払って、一緒なることでの情報提供をしたほうがいいのではないかという、特に福祉保健課は私は思っています。この福祉保健課の統合は絶対していくべきだなというふうに思っていて、取組をしたところであります。

○7番（青山浩二君） 分かりました。市長の思いというものを、今、聞けたところでございます。そもそもなのですけれども、私が次投げかける質問は、今の答弁の中にも含まれていると思いますけれども、そこをもう一度、お聞かせいただければと思います。課の統廃合について、最終的な結論は市長がされたというふうに思います。この考えに至るきっかけは何だったのか、お示しいただきたいなというふうに思います。現場からの提案だったのか、市民の声を反映しての提案だったのか、あるいは市長の答弁にありましたように、強い思いを持って市長自らの提案だったのか、そこら辺のきっかけの部分ですね、始まりの部分をお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 私の提案の下、検討を進めたものであります。再編にあたっては、庁内で部門ごとの分科会等を開催して、組織のあるべき姿を議論しながら再編案を固めたということでございます。

○7番（青山浩二君） 分かりました。これは私の考えですので、組織再編を実施するということで、私の感覚では、現場を取り仕切る課長さん、それから職員の皆さんの負担が増えるのではないかなというふうに私は思っております。そこが違うなら違うというふうに、しっかりと答弁していただければ結構なんですけれども、私の考えでは負担が増えるのかなというふうに思いますが、市長の考えをお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、今回、組織再編と併せてグループ制の導入を行う計画であります。課長とグループリーダー、またグループ内職員が連携することで、スムー

ズな組織運営や職員の負担軽減につながるものというふうに考えております。また、職員の配置につきましては、基本的には現人員数を維持しながら対応したいというふうに考えておりますが、プロジェクトチーム会議等の意見を踏まえ、管理職の負担軽減を図るための課長級となる監の配置や事務決裁規程の見直しによる負担軽減に向けた調整を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○7番（青山浩二君） 負担増じゃなくて、負担を軽減するような取組もやっていくよというよ
うな理解でよろしいでしょうか。

[何言か呼ぶ者あり]

○7番（青山浩二君） はい。そうですね、私の考えを、今、持論をずっと言っていますので、
次も同じ考えで述べさせていただきたいと思います。例えば、何々課、何々課という同じ課であ
りながら、先ほど答弁もありました職員数が10名に満たないところ、それから今回再編計画が実
施されるとすれば、100名に近い課が誕生することになります。私は、そこを取り仕切る現場の
課長さん、そういった課長職というものに、大きな格差が生じるのかなというふうに考えており
ます。それは、職員を含めて、仕事に対するモチベーションに大きな影響を与えるのかなとい
うふうに思っております。これについて、これまでどんな議論があったのか、あったならばお示し
いただけますか。

○市長（下平晴行君） 今回提案している令和6年度からの再編につきましては、現状の課の配
置を動かさずに対応する計画であります。市庁舎のスペースについては問題ないというふうに思
います。内部でどのような議論があったかということについては、主に、「管理職の負担につ
いて対応が可能なのか、不安である」との意見があったところでありますが、管理業務の分散のた
めに、「課長級となる監の設置」や、先ほど言いましたように「事務決裁規程の見直しが必要で
ある」という声があったということでもあります。そのことについては、しっかりと課題、問題点
が出た場合には、対応していくという考え方でありますので、これを何もこの組織そのものを否
定して、職員や課長から、「こんなに、こうだ」と言われて、「いや、駄目だ」ということはな
いのです。しっかりと考え方、業務のしやすい体制づくりはしっかりとやっていきたいというふう
に考えております。

○7番（青山浩二君） もう一回、ちょっとお聞きしますね。私がお聞きしたいところは、この
100名に近い課が誕生したとするならば、課長さんはじめ職員の皆さんの仕事に対するモチベ
ーションに、大きな影響を与えるのかなというふうに私は思っております。違うなら違うとい
うふうに答弁をしてください、私は思っています。それについて、これまでのそういうプロ
ジェクトチームであったり、いろんな会議であったり、そういう中での協議・議論はあったので
しょうかということをお聞きしているところです。

○市長（下平晴行君） これは先ほどから言いますように、組織の運営としては、私はグル
ープ制を導入することで何ら問題はないと。ただ、先ほどありましたように、そういうプロ
ジェクトチームの会議の中ではいろんな意見が出て、これは当然のことでもありますので、
そういういろん

な意見が出ました。

○7番（青山浩二君） いろんな意見というところの答弁はできますでしょうか。どんな意見が出たのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言ったような、いわゆる対応が可能なかどうかというようなことですね。ですからこれも、実際、人数だけの問題だけではないわけでありますので、そのような話はしたところであります。

○7番（青山浩二君） 分かりました。先ほど答弁がありましたように、少しはそういう不安があるよというような、そういう議論はあったということの理解でよろしいですか。

[何言か呼ぶ者あり]

○7番（青山浩二君） はい、分かりました。議論はあったということですね、分かりました。ではですね、今回提案されている計画について、私自身の考えを述べさせていただきます。庁舎全体のバランスを考えると、いささかアンバランスなのかなというふうに感じます。このように偏った課で再編されてしまえば、組織再編の本来の目的である業務の効率化、市民サービスの向上に結び付くのかなというふうに、少し心配もしているところでございます。本来、課として果たさなければならない市民サービスや使命感が、逆に薄れてしまうのではないかなというふうに、心配もしているところでございます。これについて、市長はいかがお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは全く逆ですね、いわゆるグループ制を導入することによって、部門の取りまとめを行う、その中ではグループリーダーが課長補佐の役割と一緒にですね、配置して、管理職とリーダーの連携によって、政策や予算の取りまとめを行うというふうにご考えております。また、グループリーダーが事務分掌の取りまとめを行うことにより、課長の負担軽減が図られるものというふうにご考えております。併せて、職員の服務管理等につきましては、課長級となる監の配置や、事務決裁規程の見直しによる負担軽減に向けた調整を今進めているということでもあります。

○7番（青山浩二君） 持論ということで、お聞きいただければと思います。私は、逆に組織を細分化すればよかったのになというふうにご思ったところでした。例えば国においては、本年4月に子供を取り巻く様々な社会問題に対して、本質的な対策を進めて解決するために、子ども・子育て世代に特化した組織ですね、こども家庭庁が設置されております。これは、内閣府の子ども・子育て本部、それから厚生労働省の子ども家庭局、これらについては、このこども家庭庁に移管されているようでございます。そういう国の先進事例に倣って細分化したほうが、市民にとって非常に分かりやすいのかなというふうにご考えております。市長、これについてどんなお考えをお持ちですか。

○市長（下平晴行君） 先ほどもいわゆる集約の趣旨目的は何かということは、やはり縦割りをなくして、市民の皆さんがしっかりと分かるようにすることが、私どもは仕事がどうかということではなくて、市民のニーズにどう対応できるかという、ここが一番大事だというふうにご考えておりますので、そこについては、私が先ほど言いましたように、福祉課と保健課のことでおつ

しゃるということであれば、そういう市民にしっかりと情報提供が伝わるようなやり方をする。そしてそのことで、市民の皆さんも恩恵があるんだというような、そこが連携したものを我々行政はしっかりと伝えていかなければいけない。一方では、そういう意味でも、もちろん職員の働き方改革も含めて考えていかなければいけないというふうに思っています。実際、グループ制を導入することで、現に今建設課、総務課、議会事務局等々でグループ制を試行しておりますが、聞いている中では全く問題ではなくて、働き方改革までできるということもお聞きをしておりますので、ほかのまちが、国がどうこうというのも一つの事例として、これはおっしゃるとおりかもしれません。先ほど言いますように、私は逆に集合することで、統合することでの市民サービスの向上を図る必要があるというふうに思って、取組をしたところであります。

○7番（青山浩二君） 市長の考えというものは、よく分かったところでございます。逆に、統合という方法を、多分私が言っても、統合だよということになるんでしょうけれども、統合という方法じゃなくて、細分化ということはどうですかということをお聞きしたかったのですが、ないよということだったので、この細分化について、これまでの会議の中で議論とか、意見とかそういうものはなかったですか。

○市長（下平晴行君） 平成28年度から平成30年度にかけて、福祉保健課分野の細分化の議論を行っているところでありますが、その際には、保健師を分散することで横断的な連携ができなくなるなどから、協議がまとまらなかったということをお聞きをしているところでありますので、その辺については、何らなかったということでございます。

○7番（青山浩二君） そういう議論はなかったということで、理解をいたします。これも私の考えですので、間違っていたら「間違っているよ」というふうに言っていただければ結構です。市長、ここは一回立ち止まって、もう一回お考えいただきたいなというふうに思いました。統合も一理あると思います。私は、市民サービスのことを考えて細分化できるところは、細分化すべきではないかなというふうに考えております。ここについて、もう一回答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） それは青山議員が細分化したほうが良いというのは、おそらく組織が大きくなるからじゃないかなというふうに思いますね。どこからそういう話が出るのか、ちょっと分かりませんが。そうじゃなくて、私はやはり基本は何かというと、市民サービスにどうつながるかというのが大きな趣旨目的でありますので、そのことは理解していただきたいというふうに思います。

○7番（青山浩二君） 分かりました。

それでは、次に例を挙げたいと思います。教育委員会にお尋ねします。有明庁舎と松山庁舎にそれぞれ現在分室があるわけですが、これが有明庁舎においては、地域振興課の地域振興グループで窓口のみの業務、それから松山庁舎においては、総務市民課の地域振興グループで窓口のみの業務を行うこととされております。ちょっと基本的なことをお聞きいたしますが、現在の分室の業務それから4月からの窓口業務、これは一体、何が変わってくるのかお尋ねいたします。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

現在、教育分室で行っている主な業務といたしましては、条例公民館や文化施設、体育施設、有明地域の7青少年館などの管理・運営業務、それから高齢者学級の運営業務が主な業務となっております。4月以降のことでございますけれども、児童・生徒の転出入や奨学金の申請などの受付業務は、引き続き支所で行うことになります。各学校の光熱水道料金等の支払いにつきましては、内部業務で担っております、本庁の教育総務課で一括して行うことにしております。また、体育・文化施設の管理につきましては、市長部局に移管され、本庁に集約されるということを見込んでおります。

○7番（青山浩二君） 高齢者学級については、どうなりますか。

○教育長（福田裕生君） 高齢者学級につきましては、本庁の教育振興課の社会教育グループが担当するような形を取ろうと、今考えているところでございます。

○7番（青山浩二君） 例えばなんですけれども、これまで分室で行っていた業務が、ワンストップで終わっていたパターンが多々あると思います。これが一旦窓口で受け付けて後日回答とか、あるいは「ここじゃできませんので、本庁に行ってくださいね」ということになるのかなというふうな、ちょっと心配もするところでございますが、こういうことにはなりませんか。

○教育長（福田裕生君） 現状におきましては、分室で行う業務は限られており、市民の皆様に影響はないものと考えておりますが、現在、各庁舎の市民窓口を設置されている遠隔窓口、いわゆるDXを活用した遠隔窓口を有効に活用するなど、その利便性の向上に向けて、今後努めてまいりたいというふうに思っております。

○7番（青山浩二君） 遠隔で相談業務もできるよということですね。ただですね、相談の案件では、そういう今まで来庁が1回で終わっていたのが、もしかすると2回になってしまうということがあり得るのかなというふうに、心配をしているところでございます。今、教育長の答弁がありましたように、そういう対応をするから、市民のサービスの低下は招かないということにつながるのかなというふうに思いますが、そこについては、市民サービスの低下は招かないということで、約束していただけますか。

○教育長（福田裕生君） 現在の形から、また新しい形に変えていくことを検討しているわけですので、ここで市民サービスが低下するようなことがあってはならないと思っております。例えば、先ほど言われました1回の来庁で済んだのが2回、複数回来ないとできないとかですね、そういったことは決してないように、システム構築も含めてやってまいりたいと思います。

○7番（青山浩二君） そこについては、本当によろしくお願ひしたいと思います。今の教育長の答弁で分かりましたので、そこを信じておきたいと思ひます。

それでは次に、令和7年度以降の組織再編についてお尋ねします。これは、先般の全協資料を基に質問していきますので、お願ひします。令和7年になると、本庁への機能集約がますます加速する案になっております。有明庁舎、松山庁舎においては、空きスペースがいずれも庁舎の半分以上を占める状況になっていきます。そこで、再編計画を進めるにあたって、各庁舎の将来的な在り方というものをどう考えているのか、お示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 限られた職員数で行政を推進していくためには、組織の再編と併せて、分散している業務を集約することによる体制強化を図ることが必要であり、人口や来客の多い志布志庁舎へ集約を行うことが効果的で、効率的であるというふうに考えております。また、本庁機能を集約することにより、組織間の連携を強化し、より迅速な意思決定や状況改善につながるということが可能となるというふうに思っております。このようなことから、庁舎等の在り方検討委員会からの中期的な視点での提言を踏まえながら、本庁機能の志布志庁舎への集約を進めることとしているところであります。また、農業分野につきましては、有明庁舎へ集約し、産業構造に応じた分庁方式を目指してまいりたいというふうに考えております。

○7番（青山浩二君） ではですね、令和7年以降、その集約後において、有明庁舎、松山庁舎の具体的な空いたスペースの活用策というものは、協議・検討されているのでしょうか。そしてそれは、いつ頃しっかりとした方向性をお示しするのかお伺いしたいと思います。これは、本当にスペースがもったいないというふうに思っております。いろんな活用策があると思いますが、その空きスペースの活用の協議の状況、それから方向性、これについてお答えいただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 本庁舎機能の集約に伴い、有明庁舎や松山庁舎のスペースが空くこととなりますが、今後、庁舎等利活用検討委員会や市民の皆様のお意見も拝聴しながら、新たな利活用等について検討してまいります。令和7年以降の組織再編につきましては、今後、具体的な再編内容や庁舎スペース、時期等を協議しておりますが、併せまして、庁舎の利活用を検討したいというふうに考えております。協議状況等につきましては、実施に向けた方向性が固まった段階で、報告させていただきたいと思っております。特に有明庁舎については、駐車場の問題、それから体育施設の関係、活用できる施設、場所も含めてですね、いろんな事業に活用できるということで、私からはここではどことは言えませんが、いろんな事業者も含めて話をしているところでございます。

○7番（青山浩二君） 現在においては、その令和7年度以降の有明庁舎、松山庁舎の空きスペースについての利活用は、まだ協議はされていないと、これから協議するよという理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） どういう施設というのは少なくとも何か所かは分かっているのですが、内部で十分検討し、また相手側も考えをもっておられるわけでありますので、ここでどこということは申し上げられませんが、そういう協議については話をしているところであります。

○7番（青山浩二君） 分かりました。協議はしているけど、まだちょっと話せる段階じゃないよという理解でよろしいですかね。では、この方向性が決まって、こういう方向で今後空いたスペースを使っていくとお示しができる時期については、市長の今任期中のこの2年間のうちにはお示しできるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 極力と申しますか、精いっぱい努めてまいりたいというふうに考えております。

○7番（青山浩二君） 空きスペースの利活用についてもですね、できれば再編計画とワンセットで進めてもらいたかったなというふうに思っております。そのほうが親切丁寧な進め方だったのかなというふうに、私は感じております。そうすることによって、「空いたスペースも、市長はこんなことを考えてくれていたんだな」というふうに、捉えることもできたというふうに感じております。これについて、市長いかがですか。先ほどちょっと触れましたけれども、これについてお考えをお示してください。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃったとおりであります。「あんなことを考えていたのかな」というようなことのお考えもありますので、しっかりとそこは、今おっしゃったようなことでの対応をしてみたいというふうに考えております。

○7番（青山浩二君） 分かりました。ぜひですね、もう市民が喜ぶ施設、市民の皆さんが集える施設について、しっかりと考えていただければというふうに思います。ではですね、本庁に機能が集約される令和7年以降について、職員が大幅にこの志布志庁舎に集まることとなります。この志布志庁舎内において、全てを集約完了するというお考えなのか、お伺いしたいと思います。私は、ちょっとスペース的に無理なのかなというふうに思っておりますが、そこについてお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） このことについては、組織内での対応、いわゆるペーパーレス化やグループアドレス等の取組による庁舎内のスリム化を検討して、そしてスペースを確保しながら集約してみたいというふうに考えております。併せまして、水道課の移転やデジタル化の取組によりまして、スペースが確保できるということでの考え方も持っているところでございます。

○7番（青山浩二君） この庁舎内に、令和7年以降は全て収まり切りますよと、そういう理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） 今、言いましたように、いわゆるグループアドレス等の取組をしていきますと、例えば、今の机なんかを見ますと袖があって、1人分というのは相当なスペースを取っているわけですね。それを一つの机、企業なんかはよく実際やっているのですが、その中で一つの大きな台の中で業務をしていくと、そしてパソコンだけを持って移動ができるというようなこともやっているわけですね。先ほども言いましたように、そういうペーパーレス化も含めて、今のキャビネットも、私は必要ではなくなるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういうものを整理しますと、十分空スペースが出てくるというふうに考えております。そしてやはり窓口のスペースが、税務、市民、福祉というのは一連であったほうが市民にもよく分かりますし、ワンストップ窓口等も含めて、対応してみたいというふうに考えております。

○7番（青山浩二君） できるというような答弁というふうに理解をいたします。であれば、これについても、配置図というものを添付していただきたかったなというふうに思います。1階、2階、3階、4階、5階ありますので、2階のフロアはこうなります、3階はこうなりますというような配置図が、本当に必要なのかなというふうに思います。ここまでが示していただきたかった資料になるんですけれども、それはお示しできますか。

○市長（下平晴行君） 配置図については、どういう形で取組をしていくというのは、まだ協議をしていない状況でありますので、その配置図を出すというのは、今のところはできないところであります。

○7番（青山浩二君） 令和7年度以降のことですので、来年4月じゃなくて、その次の年ですので、その次の年の提案をするときは、この配置図もしっかりと添付していただいて、努力していただきたいと思います。これは短期計画のときには、配置図があったんですよ。しっかりとした配置図がありましたのでよく比較できましたので、そのときについては頭の中にすっと入ってきたんですけども。また令和7年度以降ですね、大幅な変更となりますので、しっかりと配置図も示していただいて、この庁舎内でしっかりと収まるよというような、そういう自信を持った提案をしていただければというふうに思っております。そこについてはよろしくお願ひします。もう一回答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） それはもうおっしゃるとおり、しっかりと配置図を提示してまいりたいと思います。

○7番（青山浩二君） よろしくお願ひしたいと思います。では確認です。今、ここで全て収まるよということでしたので、確認だけ一点させてください。先の6月定例会で購入が決定した民間ビルについて、事業の目的が「これからの志布志市のまちづくりやまちおこし、商店街・飲食店の利用、商店街活性化を目的としたイベント、歴史遺産の活用や駐車場等に十分な活用が見込めるために購入します」ということで、事業内容がこういうふうになんか変わってしまって、可決したところがございます。「庁舎の一部としての考えは、白紙撤回する」というふうに当局は答弁されました。確認です。その考えは変わってはいないですね。

○市長（下平晴行君） あのときに「白紙撤回」というのは、課長のほうで答えたということですが、庁舎としての活用については、今のところ考えていないということでもあります。

○7番（青山浩二君） 分かりました。今のその市長の考え方が知りたかったわけですので、変わっていないということで、安心をしたところがございます。ここについては確認のみでしたので、これで終わりたいと思います。

それでは最後に、土地購入事業についてお尋ねをいたします。これについては、現在の進捗状況についての確認になります。まず、購入が決定した6月から、建物の調査を既に開始していると思います。いつ調査が始まって、いつ終わる予定となっているのかというのが一点ですね。それから、何の調査をしているのか2点目、それについてお答えください。

○市長（下平晴行君） 6月議会定例会におきまして、土地購入の予算を可決いただいた後に、ひばりビル調査設計業務委託を令和5年7月31日に締結したところであります。契約期間は、令和5年8月3日から11月30日までで、調査内容については、図面復元・劣化度調査、改修方法の提案等を行ったところであります。

○7番（青山浩二君） 分かりました。その今行っている調査についてですけども、活用方法についての調査ではなくて、純粋に今市長の答弁にありましたように、建物の劣化度調査、おそ

らく耐震性も調査されていると思います。どの階層がどれくらいスペースがあって、このスペースなら使えそうというような、そういった調査であるというふうに理解しておりますが、それで間違いないでしょうか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○7番（青山浩二君） 分かりました。活用方法についての調査じゃなくて、純粹に建物の調査であるというふうに理解いたしました。それでは、今後の活用の在り方について、6月の予算委員会において「議会とも協議しながら、地域住民、観光関係、商店街等々、広く意見を求めながら活用策を検討する」というふうに、当時当局が答弁されております。そういった意見を求められたのかどうなのか、そこについてお示してください。

○総合政策課長（川上桂一郎君） お答えいたします。

利活用につきましては、6月定例会の後、7月に政策調整会議を開きまして、利活用の検討の進め方について全庁を挙げて関係課との調整を行ったところです。その後、庁内の全課、全職員に対して利活用策についてのアンケートを実施し、様々な意見が寄せられたところです。8月には庁内検討委員会を立ち上げて、全課長・局長による第1回目の協議を行いました。その結果、本市の人口減少や少子化などの課題に対しての子育て支援での利活用をとすることを柱に、様々な複合的な施設の活用が見込めないかということで協議を重ねておりまして、その後、またそのような方針があって、活用案というのがある程度決まりましたら、また関係する商店街とか、そういったところにも、御意見を伺いたいというふうに考えております。

○7番（青山浩二君） 内部では協議はしているけれども、まだ先ほど言った地域住民の方とか、商店街の方々に意見を求めて検討するということは、これからだよということの理解でいいですか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 今後、市の施策として子育てなり、様々な取組等も勘案した形で、その利活用というのを市のほうである程度決めまして、それに基づく活用についての意見を、まちづくり委員会とか、そういった場で求めるということと、またアンケートについて、子育て支援での利活用を想定し、利用者層へのニーズ調査が予定されておりますので、そういった場でも、また意見を集約できるような取組を行っていきたいと考えております。

○7番（青山浩二君） ぜひですね、あのビルについては市民の意見をしっかりと聞いていただきたいと、市民の皆さんが憩える場所が変わっていくなら、本当にあの場所は私は賛成しますので、市民の皆さんの意見をしっかりと聞いていただいて集える場所を、児童館でもいいです。もうそういったものが今志布志市にはありませんので、いろんな方の意見を聞いてですね、市民の皆さんが気軽に集える場所が変わっていただきたいというふうに思います。これについてもですね、活用方法が「こんなふうに活用しますよ」という、そういう時期もできれば市長の今任期中に、市長の任期中に購入したものですから、任期中にこういうふうに活用するというふうにしていただきたいと思いますと思いますが、まだ2年、もう2年、どちらなのか分かりませんが、市長の任期中に答えというものは出るのでしょうか。

○市長（下平晴行君） さっきの件なのですが、やはり市としての一定の考え方を利活用の方向性はしっかりと検討ではなくて、市で決めて、そして市民の意見を聞くというのではなくて、まちづくり委員会から意見を求めるという考え方がありますので、市民に幅広く聞くということは考えておりません。それから、私の任期中に、このことはしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○7番（青山浩二君） しっかりとそういう委員会があるのであれば、それも市民の方が含まれていますので意見を聞いていただいて、良い形で生まれ変わればいいのかなというふうに思いますので、よろしく申し上げます。示せる時期が来ましたら、まだ2年ありますので、しっかりと議会のほうにも、それから市民の皆さんにも説明をして、理解を求める努力をしていただきたいというふうに思っております。市民にとって真に必要な施設としての活用方法を今後見いだしていただいて、本市の活性化に導いてもらいたいなというふうに思っております。最後に市長、全体を通して一言いただけますか。

○市長（下平晴行君） 貴重な財源というか、投資をして、土地の買収をしたわけでありまして、これはおっしゃるように、しっかりと市民の皆さんに対して、どういう活用方法をしていくのかという情報提供をしっかりとしないと、活用もできないわけでありまして、そこをお示ししながら、この施設の在り方、そして行政のいわゆる市民サービスも含めて、提供してまいりたいというふうに考えております。

○7番（青山浩二君） 終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、青山浩二君の一般質問を終わります。

次に、2番、栢山晋司君の一般質問を許可します。

○2番（栢山晋司君） 改めまして、皆様こんにちは。会派、志みらいの栢山晋司でございます。早速ですが、通告書に基づきまして、三つの項目について質問させていただきます。

まず一番目の質問となります。志布志運動公園体育館の利用促進を図るとともに、熱中症予防、災害時への備えとして、体育館へエアコンを設置する考えがないかを市長、教育長ともにお伺いしてまいりたいと思います。併せて、日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針」によりますと、暑さ指数（WBGT）という温度基準域があるとされております。この温度基準というのは、文部科学省の「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」にも紹介されているものでございます。まず、体育館に設置する考えがあるかをお伺いしたいと同時に、これまで温度計などで計測し、記録を残すなどを行っているか。また、客観的に温度変化を把握する手段があるのかお伺いさせていただきます。

○市長（下平晴行君） 栢山議員の御質問にお答えいたします。

志布志運動公園体育館におきましては、昭和60年の竣工から37年が経過し、老朽化による不具合が出ていたため、令和4年9月から本年度の9月にかけて、改修工事を実施したところであります。改修工事を実施するにあたり、空調設備の設置も検討したところでありますが、競技団体の意向、設置後の維持管理費の費用対効果、先行して設置した市町現状調査を踏まえた上で、設

置には取り組まなかったところでもあります。

調査については、教育長が答弁します。

○教育長（福田裕生君） 設置を見送った経緯につきましては、今、市長から答弁があったとおりでございます。熱中症予防に関しましては、現在体育館事務所で、熱中症予防指標を測定する温度計の貸出しを行い、利用者の皆様に活用していただけるようにしているところです。体育館は御承知のとおり、大変規模が大きくて面積も広い場所でもありますので、競技によってまた扱う場所によっても、幾分状況が異なっているところがございます。近年の温暖化により、熱中症のリスクは高まっておりますので、環境省の発表する熱中症警戒アラートや熱中症指標を目安に、例えば、こまめに水分補給や休憩を心がけていただくなど、利用者によって無理のない範囲で、運動を実施するという判断をしていただくような措置を講じているところがございます。

○2番（栢山晋司君） 今、市長、教育長ともに詳しく経緯も含めて御説明いただきました。熱中症警戒アラートの名前が出ましたけれども、環境省熱中症予防情報サイトで、熱中症警戒アラートというのがいつ発令されたのか、一覧表で見ることができます。これは鹿児島県、離島を含まない本土のみでございますが、2021年は26回、2022年は48回、2023年は現在で41回とのことです。この熱中症警戒アラートでございますけれども、7月、8月に集中しています。7月、8月に、やはり夏場ですので、集中して熱中症警戒アラートが発令されているわけですが、この時期は夏休みでございます。子供たちの利用、学生の利用もあるのではないかと思います。体育館を使用されている市民の方は、この熱中症警戒アラートが発令されている間というのは、先ほど水を飲んだりとか、注意書きがしてあったりとか、そういった温度計の貸出し等もあるということですが、こういう状況は今後もどんどん継続して、やはり熱中症警戒アラートが出るようなこの気象状況が、長く続いていくんじゃないかなというふうに推測されるわけでありまして。その中で、関係団体と協議をして、要望がなかったという話になるのか。もう一度改めて確認をさせていただきます。

○生涯学習課長（江川一正君） ただいまお尋ねの件ですが、私どもは、普段から体育館をよく利用されているスポーツ協会の理事の皆様方がお集まりの際に、「通常の利用時に空調が必要ですか」と、私どものほうで体育館を計画する段階において「必要ですか。経費はかなりかかりますけれども、いかがですか」というようなお話をさせていただきました。その際には、「それだけかかるのであれば、今後、我々が使う段階では、あまり使うことはないかもしれないので、通常の利用には空調は必要ないので、他の部分の整備をしっかりとやってほしい」というような御意見をいただいたところがございます。今回の整備におきましては、競技に関する部分で、照明のLED化、床の張替え、シャワー室のリニューアル等を行わせていただいたところございました。

○2番（栢山晋司君） 関係団体との話の経緯も分かりやすく説明していただきました。それでは次に、公共施設アセットマネジメントの観点から少しお伺いさせていただきたいのですが、本定例会において組織再編の提案もなされておりますけれども、まだ可決された内容ではもちろん

ありませんが、体育館の所管は、今後どちらに変更されますか。

○教育長（福田裕生君） 私どもが現在において考えているのは、シティセールス課の所管になると考えております。

○2番（栢山晋司君） シティセールス課に移管される予定ということであれば、シティセールスの部門ですので、多分観光資源とか、場合によってはスポーツ合宿とか、そういった県外の方を含む利用者の促進につながっていくのではないかなというふうに推測をしております。県外の方にいつ使用してもらおう取組になるのかというのを、ちょっと疑問に感じるところなんですけれども、例えば夏休みの間は、大学生の合宿が志布志市にもテニスを含めて来られたりしておりますけれども、体育館を利用することは、きっと想定していなかったんだろうなというふうに感じてしまうんですね。暑い中で、九州以外の方が九州に来られて、体育館を利用するというのは、なかなか非常に厳しい中での練習ということで、そういった方々は、利用されないんじゃないかなというふうに思っています。先日、5日でございました、鹿児島県議会において、都城志布志道路の未開通2区間が来年度に開通予定だというお話が、塩田知事の答弁であったところがございます。交通の利便性の向上という喜ばしい状況と同時に、選ばれる地域づくりを行わないと、これは本市住民の皆様も市外へ、市外の方はより環境の良い市外へ出向いてしまうのではないかと考えておくことは、これまでの道路整備事業の中でも明確になっていることだと思います。必ずしも、市民は自分の住むまちの公共施設を利用するわけではなく、自らの取組に適した場所を使用するという考え方は、どの方もこの部分に関してはお気持ちは分かることだと思います。公共施設アセットマネジメント、こちらの観点で考えたとき、ハード面の既存ストックの利用活用だけじゃなくて、ソフト面、市民ニーズに基づいた社会的観点からも選ばれる施設として、その条件として、エアコンの設置というのは必要ではないのかなというふうに思っております。その上で今回質問させていただきました。選ばれる施設づくりとして利用者の取組の後押しを行うことで、施設利用として施設そのもの自体は使っても使わなくても経年劣化をしていき、補修・改修をしていく部分というのはたくさんあると思います。今回、志布志運動公園体育館というのは、大型改修をされました。ということは、利用率を高めていかなければ、やはりその部分に対しての、先ほど費用対効果につながるようなお話もありましたけれども、現状で、今のままの利用率で本当にいいのか。改修した分の費用を本当に利用料で回収できるのかというのは、なかなか難しいのではないかなというふうに思います。であるならば、より活用性が見込まれる取組をしていくのも、一つの手段ではないかなと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど説明しましたとおり、なぜ設置しなかったかということでの考え方、維持管理費も含めて、そして使いやすい整備を図ったということも含めてであります。やはり、この活用の仕方ということにつきましては、例えばこの体育館は二次避難所としての活用を考えているわけですね。そのときの活用の仕方が本当に二次避難所になった場合に、どういう状況で活用できるのかということも含めて、現時点では先ほど説明しましたとおり、設置に至らなかったということでもあります。

○2番（栢山晋司君） 今の二次指定避難所のお話が出ましたけども、災害というのは港や海が近い地域でございますので、津波のことがありますけれども、大雨による土砂災害も十分に考えられる被害でございますし、避難所として使うのであれば、避難所としてどうあるべきかという考え方も、まさしく文部科学省の今年度の概算要求の中でも、既に示されている部分にあったかなというふうに、一応私のほうは見ていますけれども。二次指定避難所であるのであれば、場合によっては、そこで寝泊まりをされることも考えられるのではないかなと、ないほうがもちろんいいのでございますが。そういった場合に、快適に暮らすというわけではないですけども、少しでも環境の良い状況をつくるというのは、国の示す緊急防災対策等でも示されているものだと思いますが、そこに関しては、もう一度市長、いかがお考えでしょうか。災害に対しては、非常に有効な手段ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、二次避難所としての活用については、災害の種類によって開設できない場合も考えられるということから、設置に至らなかったということがあります。

○教育長（福田裕生君） 今、市長が述べたとおりでございますが、運動公園の体育館は海に近いということもありまして、災害のリスクからすると土砂災害というよりも、あるとすれば津波等の災害等の危険性をはらむのではないかというような内部協議等を重ね、また他市等の同規模の体育館の状況等も十分に調査させていただきながら、このような形での整備に至ったところでございます。先ほど申し上げました、例えば照明のLED化であるとか、床材をオリンピック等でも使われているような、運動する方々の膝とか、足腰に負担の少ない最新型のものを備えており、それからシャワー室のリニューアル、会議室等の準備等々、そういったところで選ばれる施設としてリニューアルしたという状況でございます。

○2番（栢山晋司君） 災害等につきましては、理解をするところでもあります。先ほど経費の部分のお話がありましたが、県内にある体育館の中で、エアコンを導入しているところがあり、ほぼ志布志市と同じサイズの体育館で、設置するんだったらこのような形になるんだろうなというような体育館が、2か所の自治体でございました。私、直接行ってまいりました。そちらの地域の利用料の金額も見てまいりましたが、2体育館はばらつきがございました。ばらつきの理由は、利用者の利用の仕方によって金額を変えるという内容でございました。しかしながら、かかる経費に関しては、同じサイズなのでほぼ同じだそうです。その金額等も自治体通信という冊子がございまして、その中にある程度金額の目安も載っておりましたので、確認をしたんですけども、利用者負担と本来の電気代というのは、やはり差があったところを確認したところでありましたので、先ほどの答弁に対して、「ちょっと不思議だな」と思う部分が、自分の中にはまだ残っているところであります。先ほどもちょっとありました要望の部分なんですけど、関係団体とお話をされたというところで、私も今回この提案をさせていただくにあたりまして、市民の方からのお話があって、提案をさせていただいております。その方は「お話をしたんだけどな」と、「したことあるんだけどな」というお話をされておりました。市が要望と捉える状況について、

お伺いしたいと思います。どのような場であれば、正式な要望であるというふうにとり取っていただけるのか。例えば、日常生活の中で、市の職員さんにお会いして、「こういう問題があるんだけど、対応してもらえないかな」と、これは要望に値するのか。もしくは、正しく手順を踏んだ書類を提出しなければ要望にならないのか。ここをお伺いしたいところであります。なぜかと申しますと、僕の中では、先ほどの答弁では要望がなかったというように感じるんですね。様々な状況を説明した上で、「それだったらほかのほうに使ってください」と。エアコンに対する要望があったかなかったかでいえば、なかったのかなというふうになんとか疑問に思うところなのですが、どのような形であれば正式な要望と取り取っていただけるのか、そこをお聞かせください。

○教育長（福田裕生君） エアコンの設置についての市民の声というのは、いただいております。個人的なレベルでとかなですね、私もですし、担当もおそらく耳にはしていると思います。そういったような声もあったことも受けて、中身をどういう形にするかということについては、しかるべき検討委員会のような会議で、スポーツ関係団体者の方々の御意見を伺ったり、限られた財源の中での建設ということになっていきますので、どちらを優先的に行ったほうが、より出来上がってすぐの状況で市民の方々が使い勝手がいいのかとかですね、選ばれる施設として多くの方々に使っていただけるのか、そういったところの判断で、今回はこのような整備をさせていただいたところでございます。

○2番（栞山晋司君） 理解いたしました。しっかりと考えを持って取り組まれたということで、私が調査したところによりますと、鹿児島県での体育館、市営体育館などを含め、体育館でのエアコン設置は、今後日本で一番多い状況になる見込みであるという情報を得ることができました。今後、近隣の自治体でも導入をしていくだろうというお話も伺っておりますので、そのときにまた新たに、その利用の実態と利用者の声というのが上がってくるのではないかなというふうに思いますので、そういった声もしっかりと上がってきて要望が高まれば、ぜひ取組をしていただきたいというふうに思います。

では、2項目に移らせていただきたいと思います。2項目は、オーガニックビレッジ宣言についてお伺いさせていただきます。「農林水産省では、みどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業に地域ぐるみで取り組む産地（オーガニックビレッジ）の創出に取り組む市町村の支援を行っているが、オーガニックビレッジ宣言を行う考えはないかを問う」というところで、9月議会の答弁を受けて、違った視点から質問させていただきたいというふうに思います。前回9月定例会では、「市独自の取組」と答弁がありましたが、オーガニックビレッジ宣言で、市独自の取組をさらに加速させることができるのではないかと考えております。また、規模にかかわらず、農業の取り組む方々にとっても、有意義な取組ができるのではないかと考えておりますが、改めて市長の考えをお伺いさせていただきます。

○市長（下平晴行君） 有機農業の生産から消費までを一貫し、農業者だけではなく、事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進める産地としてのオーガニックビレッジ宣言を行うためには、有機農業実施計画を策定し、生産・流通・加工・消費までの一連の流れを確立

させることが必要とされております。本市においては、本年3月、みどりの食料システム戦略も考慮の上、策定した「志布志市農業振興計画」があることから、まずはその計画に沿った有機農業の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。先日、志布志市有機部会の代表者等との協議の場を

設けたところであります。今後、有機農業の取組を周知しながら、様々な課題をクリアし、実際に有機農業に取り組みたい方や、有機農産物を購入したい方々を増やす取組を行ってまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（平野栄作君） ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。午後は1時に再開いたします。

—————○—————

午前11時59分 休憩

午後0時59分 再開

—————○—————

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

○2番（栢山晋司君） 午後からもよろしく願いいたします。

先ほど、市長のほうから、「市独自の取組のほうを、まずは進めていく」というお話がありました。オーガニックビレッジ宣言について、少しだけ説明します。オーガニックビレッジ宣言自体は、農水省のみどりの食料システム戦略の中の取組であり、2025年までに100市町村、2030年には200市町村の宣言を目指すというふうに記載されております。本年までに、なんと91自治体が既に宣言を行っているという現状もございます。大変、注目すべき取組ではないのかなというふうに考えております。本市独自の取組に加えることで、新たに農業に興味を持ち、取り組む方もいらっしゃるのではないかなというふうにも思うところであります。鹿児島市で、毎年オーガニックフェスタというイベントがありますけれども、もう16年ぐらい取組をされていらっしゃいます。毎年3万人の方が来場されるということで、代表の方からもお話を伺ったことがあります。消費者の方も、そういう商品を求めている方が多数いらっしゃるんだというのも、率直な感想であります。本市の港でございますけれども、海外輸出の取組に力を入れていると思われませんが、農業生産品の海外への輸出、この基準というものに、有機やオーガニックの分野でないと輸出の基準を満たさないものも多いのではないかなという認識を私は持っております。またさらに、海外の輸出基準に対して、有機JASの中でも使える自然由来の農薬というのは、国によって違いがあるというふうにもお伺いしております。また、農産品を作るときに農薬を使う際、飛散（ドリフト）の問題と言われる散布によって、風によって流れ込んでしまう、本来の対象作物以外に飛散してしまうドリフトと呼ばれる問題も、お話を伺うことがあります。そういったことも考えますと、有機の取組、オーガニック商品の取組というのは、本市にとっては有効な手段ではないかなと。ただ、ここは生産者の方の御意見、お気持ち、取組というのが大変重要になってきますし、もちろんその方々が主人公でございますので、その方々がよしとするのであれば、ぜひ取組

を進めていただきたいなと思うところでもあります。また、志布志港の産直港湾、この産直港湾を改めて調べてみました。特定農林水産物・食品輸出促進港湾とは、「食品の輸出産地と海外を直航サービスでつなぐ港のことをいう」というふうに書いてありました。だからこそ、本市での取組というのが、改めて重要な意味を持つのではないかなというふうに考えております。市長が、市独自の取組をまずは進めていくと、計画も進めていくということで、これはオーガニックビレッジ宣言を目指しての取組なのか、また違う意味での取組なのか、そこをもう一度お聞かせ願いますでしょうか。

○市長（下平晴行君） 志布志市には、有機部会というのが一つだけしかありません。これは私が議員時代に一般質問をして、設置ができたということでもあります。栢山議員も有機農業を経験をして、一緒に対応したところではありますが、有機農業については、十分理解をしておられるというふうに思っておりますが、このオーガニックビレッジ宣言をするためには、先ほど言いましたように地域ぐるみでの対応、いわゆる生産・流通・加工・消費ということでの有機農業実施計画、そういうものがあって、初めて宣言ができるということになっておりますので、これは本当は宣言をしたいんです。しかし、そういう組織、地域ぐるみということから考えると、今のところはちょっと無理だなと。ですから、有機農業者は今7名でありますので、この有機農業者も増やしてですね、独自のというのはそういうことです。増やして、そして今このオーガニックビレッジ宣言ができるような体制づくりをしていこうと、いかなければいけないというふうに思っているところであります。

○2番（栢山晋司君） 非常に具体的に分かりやすく、御説明いただきました。なるほどと納得をする内容でございました。そこで日本政府観光局の情報によりますと、2023年7月の訪日外国人旅行者数、ここは推計値となっているようですけれども、232万600人となったそうでございます。2019年のコロナ禍前の水準の8割まで回復をしたということだそうです。2023年1月からの累計では、1,303万2,900人だそうです。多い順で、韓国、台湾、中国、香港、そして5番目が米国というふうになっているそうです。すみません、これは僕がちょっと桁を間違えたかもしれないので、1,303万人の部分をちょっと訂正いたします。アジア4か国の合計に関しては157万8,800人と、米国は19万8,800人という数字だそうです。日本に旅行に来られるということは、ほとんどの方が日本という国に興味を持たれ、日本が好きなのではないかなというふうに推測します。そして、日本に来れば、食事も取られることだと思います。我々も海外のパンですとか、パスタですとか、ほかにも海外由来の食品を食べるわけでありましてけれども、日本の食材を輸出するという取組というのを、まさに志布志市からどんどん進めていくということで、地域の事業者もしくは日本の経済そのものにも寄与していくというのが、まさに産直港湾志布志市の存在意義であるというふうに認識しておりますので、今は難しい状況であるかもしれないですが、市長の熱い思いとともにぜひ前向きに進んでいくことがあるのであれば、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。では、二つ目の質問はこれで終わらせていただきます。

では三つ目、最後の質問となります。本市独自の就業支援制度についてお伺いをしてまいりま

す。近年、大きな課題となっている働き手の人材不足問題や人口流出の対策として、また移住・定住促進へとつながる可能性を考え、市内事業所へ新規就業した方に向けて、本市独自の就業支援制度を設ける考えはないかをお伺いしてまいります。人口減少の問題として、働く方が少ないことにより、事業規模や経営上に問題のない事業者の会社経営も難しくなるというお話も伺っております。働き手不足または「働き手クライシス」と呼ばれている問題、これは地方だけでなく、都市部でも大きな問題となっているというふうにも情報がございます。本市においても経営者の方々とお話をする中で、「働き手が見つからない」というお声を耳にする機会も増えてまいりました。そのような状況の中で、日本国内トップクラスの人口増加数と人口増加率に加え、働き手を確保する取組を行う非常に有名なまちが、千葉県流山市であるというふうに思っております。千葉県流山市では、平成22年度より「母になるなら流山市」のキャッチコピーで、子育て世代に大変共感を得て有名になり、人口増加が見込まれる際には、若い世代の方が流入してきても対応できるように、保育士を確保する施策として保育士に住宅補助や市独自の手当を実施することで、待機児童がないように保育士を確保したという実績があり、それは、今も施策として続く地域でございます。私自身、3月に流山市にお伺いして、2人の市議会議員の方にまちを案内してもらいながら、お話を伺ってまいりました。流山市のように就業支援制度を持つ地域は、ほかに千葉県市川市や北海道北斗市などもあります。そこで、人口増加とI・J・Uターンの可能性も視野に、本市独自の就業支援制度を設けてはいかがかと御提案をさせていただきますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 全国的に働き手不足が深刻化している状況ではありますが、本市においても例外ではなく、各企業や事業所からヒアリングする中で、働き手不足の状況が見られるところでもあります。本市としましても、事業所の雇用確保の観点から、企業説明会等の雇用推進事業を行っているところでもあります。今後におきましても、働き手不足の解消及び移住・定住につながるように、先進事例等を参考にしながら、公平性を担保した独自の就業支援制度を検討してまいりたいというふうに考えております。

○2番（栞山晋司君） 「就業支援制度を考えていきたい」という市長の答弁でありましたので、ぜひ、今ありました公平性を担保した制度の実施を検討していただきたいというふうに思います。流山市のホームページを拝見しますと、更新日が令和5年4月28日となっているのですが、10年間で人口が約4.2万人増えております。合計特殊出生率は、全国平均よりも高い1.56人となっているようです。大変すごい人口増でございますけれども、その部分に関しては都心に近いというところもあるので、こういったこともあるのかなという部分ではあるのですが、「志布志市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」という冊子がございます。こちらの12ページと14ページ、この部分を毎回見るたびに、「あっ、なるほど」というふうに納得する部分なんですけれども、私個人的に、この人口動態などのグラフを読むのが大変好きでございまして、こういう資料があると、本当にありがたいなというふうに思います。そのグラフを見ていると、何が足りないのか、何が必要なのかを読み解くきっかけにつながってまいりますので、このグラフというのは本当に

ありがたいと思います。12ページに書かれているのが、合計特殊出生率の推移でございます。ここに志布志市は、平成29年、2017年になるのですが、1.93という非常に高い数字になっております。全国平均が1.30です。先ほどの流山市の本年4月28日は1.56であります。この1.93というのがいかに高い数字なのかは、数字を見れば明確かと思えます。さらに、このグラフの次の次のページなんですけれども、14ページと15ページに年齢階級別人口移動というものがございまして、度々私、この部分に関しては質問している部分でございますけれども、19歳までが、転入数よりも転出数が多い数字となっておりますが、今度は20歳から70歳ぐらいまでは、ほぼ転入数が転出数を上回っている。つまり人口が増えていると見えるのではないかなというふうに感じております。若い世代で外に出ていった方が戻って来ていただけるだけで、人口減少はかなり緩やかになるのではないかという可能性が、このグラフから見えるというふうに考えております。だからこそ、県外で知識や技術、情報、人とのつながり、様々な力を手に入れて頑張っている志布志市出身の方に、共にまちを盛り上げていただくためにも、志布志市で仕事をしていただき、その能力を発揮していただくためにも、市として就業支援の施策をつくり、市に帰ってきやすい環境づくりの取組をぜひ御検討いただきたいというふうに思っております。先ほど市長からありました、「検討していく」ということですので、その検討が前向きに、そして市外で頑張っている方、また戻ってこようと思う志布志市の方になるであろう未来の方々に、有効な手立てとなることを非常に強く願っております。市長からは、非常に前向きな答弁をいただきましたので、自分のほうとしてはここで質問を終わらせていただきたいと思えます。最後にもう一度、市長に熱い思いをいただければありがたいと思います。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、やはり働き手不足が深刻化している状況であり、これをしっかりと行政、市としての対応をするためにも、この支援制度を導入して対応してまいりたいというふうに考えております。

○2番（栢山晋司君） しっかりと市長のお気持ちを伺いました。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平野栄作君） 以上で、栢山晋司君の一般質問を終わります。

丸山一君から、本日都合により、一般質問の発言順序の変更請求がありましたので、議長において調整の上、福重彰史君の次に順序を変更いたしました。御了解願います。

次に、市ヶ谷孝君から、昨日一般質問の取下げ請求がありましたので許可しました。

次に、16番、鶴迫京子さんの一般質問を許可します。

○16番（鶴迫京子さん） 改めまして、皆さんこんにちは。鶴迫京子です。早速、通告順に質問をいたします。

まず、1項目目、子育て応援施策について3点ほどお伺いいたします。1点目は、総務常任委員会の所管事務調査で視察した兵庫県相生市の子育て応援施策事業「11の鍵」では、支援の内容が一目瞭然で、非常に分かりやすいパンフレットが作成され、市内外に向けた周知・広報に大いに寄与しています。本市でも、充実した子育て支援施策が展開されていますが、このことが市民

にも市外の方にも見えていないのではないのでしょうか。見えていないということは遅れているとさえ思われ、しばしば市民の方から問い合わせがあります。他市に比べ、歯がゆい思いをすることが多々あります。そこで、本市も同様の取組ができないか、このことを市長にお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

志布志市では、「第2次志布志市総合振興計画後期基本計画」の中で、「安心して子供を産み育てることができるまち」を個別目標に掲げております。また、多様化するライフスタイルにより、子育て支援へのニーズが増加していることから、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行うべく子育て支援事業に取り組み、子育てに関する相談や助言、情報提供を実施しております。しかしながら、これらの行政サービスを利用していただかなければ、十分な効果を得られないと考えておりますので、福祉課における児童福祉と保健課における母子保健が一体となった情報発信も含めて、子育て支援策に取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

○16番（鶴迫京子さん） ここにパンフレットがあるのですが、「11の鍵」ということで、相生市でここに「A I O I（あいおい）」で「101」があつて、「11の鍵」ということでこういうパンフレットを作成されております。そして施策の1番、2番、3番ということで、11の施策が並べられておりますが、これは子育て支援ということで、子育て元気課だけでなく、定住促進室、教育委員会管理課、生涯学習課、そして学校教育課、市民課ということで、いろいろな課が網羅されておまして、担当課を総合してこういう「11の鍵」ということで施策を並べられております。大変市民にとってもこの1枚をもらったら、すごく分かりやすく、相生市ではどういう施策で応援しているんだなということが、はっきり分かるんですね。市内の方もですが、県外から来られた方にも市外から来られた方にも、即分かるパンフレットが作成されております。こういうパンフレットは、本市はまだ作成されていないと思うのですが、こういうことに似通ったパンフレットというのは、市としましてはどのような形で作成されているのでしょうか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 本市の市内向けのそういった子育て支援の情報というのは、先ほど市長が申しあげました福祉課、保健課、教育委員会とそれぞれの所管課で情報発信しておりますが、移住・定住者向けの情報発信については、志布志市ではこういう結婚支援をしているとか、子育て支援をしているという市外向けの情報について、こういったパンフレットを作成しまして、情報の周知というのをしております。

○16番（鶴迫京子さん） 先ほども質問したのですが、やはりそういう市外向けと移住・定住の相談に来られた方には、そういうパンフレットがあるということではありますが、市民の方々も、本市はそういうしっかりした子育て支援を一生懸命やっていて、相生市に研修に行きましたが、そこよりも本市のほうが優れた支援策をやっているというのが多々ありました。そういうことにも関わらず、やはり市民にはそういうことが周知されていないと私は思っています。それで一番本市が足りないというのは、やはり見せ方ではないかなと思うんですね。いろんなことを職員の方も担当課も、一生懸命頑張ってやっていたらっしゃいますが、そのことの見せ方や手法が足り

ないのではないかなと思います。まずそういうPRというか、そういう施策とか、そういう周知・広報の在り方について、現状に満足していらっしゃるのですか。課題があるとしたら、何が課題なのか教えていただきたいです。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるとおり、外から見る子育て支援の在り方、そして住んでいる市民の皆さんにもそういう情報の周知について、改善すべきだというふうに思います。そういう面でも、今回福祉課と保健課が統合するのも一つの考え方でありまして、そのことについては、情報提供をしっかりとしていかなければいけないというふうに思っております。

○16番（鶴迫京子さん） 志布志市の宣伝になるような自慢できる重要な施策については、やはり市民の方も知らないことにはサービスを受けられないわけですね。市長が先ほども述べられておりましたが、「市民には情報をしっかりと周知していく、市民のニーズに応えるために本市の組織機構を集約して統合して、市民サービスの向上を図りたい」と答弁されました。その市長の市民サービスにどうつなげるのかという思いですね、その手法としては、やはり足りないと思いますね。市長の思いに比べたら、そのことがしっかり職員並びに手法に反映されていないとすごく思うのです。これは、今に始まったことではなくて、議員になったときから、旧志布志町時代の町議のときから、「やはり志布志市は見せ方が下手だ」、「PRが下手だ」ということをもう何十年も言っていますね、20年になりますと言っていると思うんです。だけど、本当にそのことを真剣に考えないと、もったいないと思うんですね。だから、例えばこの相生市では子育て支援を見える化して、担当課以外の情報を幾重にも掲載してあります。そして本市にはないということでもありますので、移住・定住の窓口にはありますということですが、それはほんの一部の人にしか目にとまらないわけですね。市民の方はそこに行ったこともない方ばかりだと思いますよ。そういう移住・定住の窓口があるということさえ知らない方がいらっしゃいます。ですので、そこも全て網羅した、周知・広報の在り方をどうするかということが志布志市の命題と、課題であるのではないですか。まず、そのことをしっかりとやるのが、市民サービスの向上につながるということで、本当にこのことは覚悟を持って、ちゃんと進めていかなければいけないことではないかなと思います。いろいろなことを点としていっぱいやられています。すばらしいことが本市はあります。だから、その点から線へ、そして面にした広報の在り方、周知の在り方ということを経重にもしないと、ホームページでとか、告知端末放送でとか、紙媒体でとか、そういうことがよく答弁でもらえるんですね。ですけど、それだけでは足りません。もう幾重にも幾重にもしないと伝わらないですね。だから今、伝わっていない現状があるわけです。ですので、市長は「市民サービスの向上が図られ、市民に満足度を与える、このことが市役所の仕事である」と常々述べられております。私の私的な意見ですが、その市民満足度の先があると考えています。市内外の方々の満足度の次は、市民に感動を与えることだと思います。満足を与えることだけで満足していただけないと思います。満足の次には感動だと思います。だから市民にも、市内外の方にも、感動を与えるような仕事、サービスをしなければいけないとすごく痛感しております。市長の見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） このことについては、コロナ禍の影響で、他の自治体の状況等を本当にそれぞれの事業について確認するようになったということでは、今おっしゃったとおりだというふうに思っております。そういうことから含めて、先ほど言いましたように、市内外を問わず、しっかり分かるようなやはりそういう資料とか、チラシと申しますか、そういうものを作って対応してまいりたいというふうに考えております。

○16番（鶴迫京子さん） 先ほど市長に、全然提案ではないんですが、私の気持ちを紙にして、「志布志」ということで、こういうチラシを自分で作ってみました。そういう意味合いで議会中継で見せることができませんが、ただ、一例であります。そういう思いを込めて、しっかりと作っていただきたいという思いで、市長に渡してあります。目指すことは、難しい理想像ではないかと思うのですが、感動を与えるということ、まずは満足が先だと思いますが、やはり満足の先を目指さないとそこには到達できません。満足の先の感動を目指せば、満身に到達するのではないかという思いがありまして、今質問をしております。それでは、次に移ります。

それでは2点目は、相生市では、市民が地域全体で子育てを支えるまちを目指して、12年前の平成23年に「相生市子育て応援都市宣言」を行っております。子供は、次代を担うかけがえのない存在であることを共通の認識として踏まえ、本市でも、下平市長の下平カラーをしっかりと出すためにも、このような宣言ができないかお伺いいたします。前市長は「日本一のまち」ということで、「日本一」という標語を掲げられまして、目指されました。市長は、何を掲げられて旗を振っていらっしゃるのでしょうか。少し見えていないような気がするの、私だけでしょうか。見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 私は見えた形での取組をしてまいりたいという考え方で、今、いい加減なことは言っていないつもりでございます。残念ながら、「子育て応援都市宣言」については考えていないところであります。というのも、私は「安心して子育てのできるまち」を第2期のマニフェストの中で掲げ、結婚・妊娠・出産・子育て・教育など、ライフステージに沿った行政サービスに取り組んでいるところであります。地域と行政が一体となり、増加する子育て支援へのニーズにどれだけきめ細やかに対応できるかが人口減少問題への鍵となりますので、情報発信を含め、関連する事業の効果を高めていきたいというふうに考えているところであります。

○16番（鶴迫京子さん） 下平市長は、見えた形で取り組んでいるということでありました。それで宣言はしないよということでありました。よく理解いたしました。

それでは、3点目に移ります。3点目は、「11の鍵」の一つに、子育て応援チケットの交付事業があります。これは、子供の誕生から3歳になるまで利用できる子育て応援券2万円分をプレゼントするものであります。延長保育や予防接種などに活用できるものであります。転入の場合は金額が異なります。このような子育て応援券が、本市でも考えられないかお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 本市の出産・子育て応援政策としましては、相生市と同様、出産・子育て応援金事業として、妊娠届出時に5万円、出産後に5万円の支給を実施しているところであります。本市では、子育て応援チケット同様の事業として、子供の健やかな成長を願い、出産した

母親に対する出産祝金支給事業を実施しております。第1子、第2子には5万円、第3子につきましては10万円を支給するなど、相生市を上回る支援を行っているところであります。このようなことからお尋ねの子育て応援チケットと同様の事業の実施については、現在のところ考えていないところであります。

○16番（鶴迫京子さん） そこも調べまして、本市のほうが手厚い支援がされているということを知りました。それで、先ほど市長が述べられたように、出産して0歳から3歳までということで、子育て支援が本市は充実しているのですが、子育て保育・育児というのは、0歳から3歳で終わらないわけですね。ですので、3歳から小学校に入るまで利用できる子育て応援券はどうでしょうかとということで、妊娠から出産、育児とそれから小学校に入るまでの7年間ぐらい、母親は、体力と気力と忍耐力と切れ目のない愛情と時間を注ぐのであります。そのような母親や育児を担っている保育者の方々に、これは父親も入ります、おじいちゃん、おばあちゃんも入ります。その方々に、「その小学校に入るまで、よく頑張りましたね」、頑張っていますねという優しい思いやりの気持ちも込めて、子供は宝、少子化対策、そういういろいろな思いを込めて、その保育者への贈り物ということで、子供が3歳の誕生日でもいいです、もしくは子供が小学校に入る前に、地域で利用できる商品券などの形でその思いを形にして、その育児者、保育者に表したらどうかということ、先ほどの「もう駄目ですよ」と言われましたが、市長の見解をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、市としては支援はしっかりと対応しているということであります。また、保育料の無償化についても、今回考えているところでありますので、切れ目のない支援をしていくということでの子育て支援応援という形で、対応してまいりたいというふうに考えております。

○16番（鶴迫京子さん） 市長の言われることは、よく分かります。理解できますが、先ほど私のほうでも言いましたが、この保育にかかる、育児にかかる、出産、そして妊娠とそういうもろもろ7年間ぐらいですね、そういうところからしまして、参考までにお聞きしますが、市職員の育休取得率は何%でしょうか。しっかりした数字でなくてもいいです。大まかでもよろしいです、どういう状況か。

○総務課長（小山錠二君） 女性の方については、9割をもちろん超えておりますが、男性につきましては、対象者の10%弱というぐらいだということです。

○16番（鶴迫京子さん） 課長、10%もあるんですか。

○総務課長（小山錠二君） 仮に対象者が10人いたとすれば、1人程度ということでございますので、確かな数字は持っていません。令和5年度については、5人ほどいたと思っております。令和4年度については、10人いて1人だったのかなと、ちょっと記憶がないのですが、令和5年度については、5人に対して1人いたとすれば、それは20%になるのですが、平均で10%程度ということでございます。

○16番（鶴迫京子さん） 今の答弁は、全国的にも、この本市だけが抱えている育休取得率の間

題ではないと思います。おしなべて全国的に言えることだと思います。それはなぜかといいますと、やはり子育ては女性、仕事は男性という昔ながらの役割分担意識、固定観念が根っこにあるものだと思っております。その固定観念からの脱却は、なかなか難しく、もう何十年と経ちますが変わっていないような気がいたします。それで、そういうことも併せまして、やはりそういう保育、育児、いろいろなことを担っているのは、母親ということになるのではないかと思います。それで、やはり本当に今、共稼ぎということで、昔みたいに子育ては女性ということで、家事のみをしている主婦ということではありません。仕事を持っていながらも、家に帰ればそういう育児をしなければいけないという現状があるわけでありまして。そういういろいろなことを考えたときにも、やはりこれは根本的にすごく根っこのあるもので難しい課題だと思っておりますが、今日は、そういう応援券の件で質問しておりますので、それは後々また質問したいと思っておりますので、分かりました。市長、最後ですが、もう子育て支援はしっかりやっているから、違う給食費とか、いろんな保育料とか、そちらのほうできめ細やかな支援を重層的にやっていくよということの答弁で、理解していいんですね。

○市長（下平晴行君） あらゆる子育て支援策を対応して、本当に住みやすい、私が言っている「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」を目指して、しっかりと取組をしてみたいと考えております。

○16番（鶴迫京子さん） それでは次に、2項目目に移ります。年間行事の時期の見直しについてであります。市や学校、団体等の年間行事が2学期に集中し、行事が重なっていると感じます。今年度は国民体育大会がありまして、特にこのようなことを感じました。行事の内容や開催時期を精査し、見直す考えはないかお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 志布志市内の小・中学校の行事は、比較的2学期に実施される割合が高いと認識しているところではありますが、その背景は様々な行事には、少なくとも準備や練習、周知等が必要であることから、子供が新生活に慣れていない1学期ではなく、ある程度学校生活に慣れた2学期に実施されるというところにあると思います。しかしながら、近年の気候変動や鹿児島県単位での行事など、一部の学校では地域との協議の上、開催時期を決めている学校もあります。このように学校行事については、あくまでも学校単位でその在り方を総合的に判断していただき、開催方法も含め、実施していただきたいというふうに考えているところでもあります。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

学校におきましては、今年度からコロナ禍以前の学校行事等が再開されるようになっております。また、今年度は夏から秋にかけて、全国レベルの大会が目白押しでございました。全国高等学校総合文化祭、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会などが開催されたため、その影響もあり、2学期が過密スケジュールになったようです。学校行事につきましては、毎年、次年度の教育課程を編成する際に、教育上真に必要とされるものに精選・重点化を図ったり、実施時期、開催内容を検討したり、学校行事の準備の簡素化、効率化等を進めたりするなど、学校や地域の実態や特色を活かした計画となるように、管理職研修会や教務主任研修会などで確認をしている

ところですが。市教育委員会といたしましても、市教委に関する行事につきましては、今年度の行事等に関する意見や反省を集約し、次年度の開催時期や内容等を検討・改善していくつもりで、現在進めているところでございます。

○16番（鶴迫京子さん） 2011年、今から12年前ですが、私が6月議会で次のように一般質問をいたしました。「9月の運動会の練習時期は、残暑が厳しく熱中症の危険がある。モデル的に運動会を初夏の5月にできないか」と質問いたしました。その当時の教育長が、このように答弁されております。「本市の場合、小学校16校中9校が校区と合同運動会形式であるため、校区やPTAとの協議が必要である。各学校の実情に応じ、モデル的にどこかできないか打診したいと考える」、そのように答弁されました。あれから12年経ちました。現在、本市で運動会を初夏の5月に唯一実施しているところが、生徒数42名の原田小学校であるとのことで、原田小学校の校長先生にお聞きいたしました。コロナ禍以前より実施されており、もう7年前かその大分前からということでありましたが、コロナ禍は中止、去年は、保護者での人数制限をし実施しました。今年も、新型コロナが5月に2類から5類に引き下げられたのを受けまして、5月に運動会を実施いたしました。種目内容は地域と半々で、午前中に実施されたとのことでありました。9月から10月、11月にかけて、フェスタや陸上大会、音楽発表会、先ほど教育長のほうでもありました、いろいろな全国大会などがありまして、地域の行事、宿泊学習、社会科見学など多くの行事により、子供たちも教員も過密なスケジュールになっております。5月に運動会を実施するにあたり、熱中症対策にもなり、一つでも行事が減ることになり、みんなの負担の軽減にもなっているとのことでありました。「5月にして何か課題はありますか」とお聞きしましたところ、「感じている課題は何もありません」ということで、それ以上に感謝をされておりました。5月に運動会をするということで、地域の実情が様々であります、そのことによりまして、「地域コミュニティ協議会の方々が、全面的に協力をしてくださいます、大変助かっております」ということでありました。「あっ、地域コミュニティ協議会ということで、そういうことがこういうところで登場するのだな」という思いがありまして、とても嬉しく思いました。本市では、現在、原田小学校の1校のみが運動会を5月に実施していますが、このことを踏まえ、1校でも地域の実情に合わせ、新年度の5月に実施してみようかというところも出てくるのではないのでしょうか。見解をお伺いいたします。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

ただいま鶴迫議員のほうからありましたことは、私も承知をしております。本市におきましては、現在のところ、原田小学校のみでございますけれども、今後につきましては、春先に実施する学校があってもよいと思っておりますし、例えば、秋の少し秋口、夏の終わりぐらいに実施する学校等も県内では出てきております。現在の気候状況等を見ますと、年々この春の終わりから夏の終わり、秋口にかけては、かなりの暑さがやはり続いている状況にあります。子供たちの安全、それから健康上の問題、それから参加される保護者、地域の方々の状況等に勘案いたしましても、現在の時期では、なかなか開催については難しいのではないかと問題提起も、先般の管理職

研修会でもしたところでございます。ただし、この件につきましては、教育委員会が一様に「この時期にやるべきである」といったような通知等を出す内容のものではございませんので、今、私が申し上げたようなことも踏まえて、それぞれの校区、PTA、学校運営協議会であるコミュニティ・スクール、それから地域コミュニティ協議会としっかりと熟議をしていただいた上で、より良い結論を出して、来年の開催に向けていただきたいと思います。そうする場合に、市が開催する陸上記録会であるとか、秋口にこれまで実施している行事等の関わりも多分に出てまいりますので、それについては、市のほうで行事調整はしていきたいというその思いも、先般の校長会でも伝えたところでございます。現在それぞれの学校において、今、私が申し上げたこと等を踏まえて、協議等がなされているものと思っておりますので、また議員の皆様方もそれぞれの地域においては、議論の中にとときには入っていただくなりして御意見をいただければ、学校としてのいい結論を導き出せるのではなかろうかと、私はそう考えております。

○16番（鶴迫京子さん） 今、教育長のほうで答弁がありました。よく理解いたしました。すぐさま来年度からとか、すぐ全校一緒にとということではありません。学校は校長を主にいたしまして、その地域実情を鑑みまして、いろいろな事情があるわけでありますので、しっかりとその運営協議会なり、そして地域の方々、地域コミュニティ協議会の方々なり熟議をして、そしていい方向性に導いて、1校でもそういうような運動会を5月にしようとか、そういう方向になればいいなと思っております。そして、原田小学校の校長先生もおっしゃっていましたが、9月はまだ暑くて10月にする。10月も今年度なんかはそうですよね、10月も相当残暑が厳しかったです。そうなりますと、本当に1か月延ばしただけではどうかなというようなこともありますし、そして市との行事の調整、そういうこともいろいろありまして、大変難しい課題を抱えていて、そこを一つ一つクリアしていかなければいけない問題かなと思っておりますので、一生懸命しっかりまずその協議をする中では、大人だけではなくて、必ず子供目線、子供を中心に考えて、そして協議していただきたいと思えます。

○教育長（福田裕生君） もう一つ添えておきます。子供のことで申しますと、春先に運動会、体育祭を実施するとなれば、それまでの間に年度初めに行う健康診断、特に新生児においては心臓検査もすることになっておりますので、そういった諸検査が終わった後に実施する方向というのが、一番よかろうと思っております。ただし、その健康診断に関しましては、診断をしていただくその医師の方々との調整業務等が入ってまいりますので、そこらあたりの調整がうまくできるかどうかといったところの課題といえば、課題めいたものがあるということも御理解いただけるとありがたいです。

○16番（鶴迫京子さん） いろいろまたそういうドクターとの調整ということも出てきましたが、いろいろあると思えますので、そこは教育長、しっかりと調整をいたしまして、配慮をしていただきたいと要請します。

それで次に、ここに南日本新聞の記事があるのですが、私、今回こういうような質問をしようと思いついたのは、この新聞を読んだからでした。11月19日の新聞の「ひろば」の欄にこういう

投稿記事がありました。少し読ませてください。「不登校対策は友だちづくりから、元教員、迫武仁。教職員異動で約30年前、奄美大島から鹿児島市内へ転居した。それに伴い、中学生の娘も転校した。だが、友だちがいない環境になじめず、不登校状態が続いた。不登校の児童生徒は年々増加し、2022年度は29万9,000人に達したと文部科学省が公表した。未然防止と初期対応を重視し、魅力ある学校づくりを目指すことが欠かせない。しかし、学校現場で具体的な取組がなされているだろうか。未然に防ぐには、学校に自分のことを理解してくれる友だちと、信頼できる教師がいることが大切だ。それによって、子供たちは安心して登校できる。そこで提案したい。新年度の始まりに、友だちづくりや担任教師との信頼関係づくりの場を設けたらどうだろう。2日間程度は授業を行わず、融和の期間とすればいいのではないか。不登校を減らす効果があると思う。そんな取組があれば、娘も学校生活を楽しめたかもしれない。」とありました。この投稿者の迫さんは、元教員であるということ。先生であった迫さんの提案は、大変重たいものであると感じました。投稿記事の中の「学校現場で具体的な取組がなされているだろうか」という、切実な当事者の投げかけであります。親として、また昔、学校現場で教員をしていた、教壇に立っていた者として投げかけていらっしゃる。そして、後ろの3行に胸が痛くなりました。「そんな取組があれば、娘も学校生活を楽しめたかもしれない」と締めくくられています。市長、この新聞記事ですが、感想をまずお聞かせください。

○市長（下平晴行君） いわゆる子供との連携をしっかりと先生が取ることが大事だというふうに思ったところであります。そういうことでは、その前に家庭教育、やはりその原点は、私は家庭教育だろうというふうに思っております。今、投稿された方も先生だということであれば、よりどこが大事なのかというのは、分かって投稿されたというふうに思っておりますので、そういう学校の授業の在り方等々も含めて、再認識をしたところであります。

○教育長（福田裕生君） 今、御紹介いただいた内容は、私も読ませていただいております。そしてその後の校長研修会、先ほど校長研修会の話をしてしまいましたが、その中で次年度の計画をする際に、年度初めの子供とのいわゆる絆づくりの時間をどういう形でつくれば、子供たちが年度のスタートを気持ちよく、そして心穏やかにスタートできるか、そこを十分配慮した、特に4月初めの日程を組んでほしいと、計画してほしいという話をしたところでございました。投書しておられる方のお気持ちも十分私も分かりましたし、自分も以前教員をしていた頃は、そういうことを感じるものがございましたので、先般の校長会では早速伝えさせていただいたところです。今後この件は、大事にしていかなければならないと思っております。要するに子供同士、子供と担任の先生、担任の先生と保護者・地域の方との絆づくりです。

○16番（鶴迫京子さん） 市長と教育長のほうから答弁がありました。よく理解していただいておりますので、本当に思いを共有できた、共感したということで大変感謝申し上げます。それで、先ほどの原田小学校の校長先生ですが、私がこの新聞記事のことをお話したところ、「迫武仁先生の新聞ですね、僕も見ましたよ」ということで、御存じでした。本当にまた話がつながりまして、すごく共感できまして、とてもいい時間を校長先生と話すことができました。そして、そう

ということがありまして、この新聞を見て、「あっ、私もそういえば、熱中症対策だけで一般質問をしたな」という思いがあって、今回また質問してみようという、こういう思いでしております。当事者意識の共有は、大変重要であり、想像力を働かせて我が事として共感し、捉えたとき、そこに一つの光が見えてくるのではないのでしょうか。熱中症対策という一方向からの視点ではなく、不登校、いじめ対策など、子供たちと教員との関係づくりにも、大いに寄与する取組となると考えます。前向きに検討していただきたいと思います。もう一度、見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 要は、子育ての仕方だろうというふうに思います。家庭教育もあり、学校教育も含めて、子育てというか子供をどう自分事として見守っていくのか。それが原点だというふうに思いますので、先ほどありましたように、学校は学校長が管理をしているところでありますので、先ほど教育長のほうからも答弁がありました。いろんなそういう組織もあるわけでありますので、そのところと連携をしながら、子供たちの安全・安心を守っていくための取組をしていただければというふうに思っております。

○教育長（福田裕生君） 子供を取り巻く環境というのは、以前に比べて非常に複雑化・多様化しているというふうに捉えております。ですので、数年前の子供の様子と今を比べても、おおよそ違ってきているはずだと私は捉えておりまして、そのことをまずは、学校の教員一人ひとりがしっかりと受け止めた上で、実際自分の学校にいる子供たちに温かいまなざしと温かい心を持って接しながら、捉えながら、向き合っていくと、そういうことを大事にしなければならぬと思いますし、そういうことを支援する教育委員会の在り方についても、十分反省もしながら、そして新たな道筋をつくりながら、向き合っていきたいと考えております。

○16番（鶴迫京子さん） 先日の小野議員の一般質問に、教員の働き方改革についての教育長答弁の中にもありました。「全国的に教員不足で長時間労働が続いている。その理由として学校行事、運動会などで勤務時間が超過している。また不登校や問題行動による生徒への対応に時間を要している」。今、答弁していただきましたが、「子供を取り巻く状況は、複雑化・多様化して改善しきれないような状況、実態がある。本市でできるものから取り入れていく」という答弁をされました。本市でできるものの一つとして、しっかりと取り組んでいくということの答弁であったと理解してよろしいでしょうか。

○教育長（福田裕生君） はい、そういうことです。

○16番（鶴迫京子さん） 「教員と教育委員会の間が密に連携が取れていない」と、自ら教育長が答弁されました。「開かれた教育委員会でありたい。不登校やいじめ等に対しては、緊急対応や地道にやっつけていかなければならない事案など多岐にわたる。学校教育専門員と相談し、市長部局とも連携を取っていく」との答弁でした。私もまさしくそのとおりで考えます。「開かれた教育委員会でありたい」、教育長が学校教育のトップリーダーとしてそのように考え、行動してこそ、教員、先生方も開かれている学校だと感じますし、子供たちにとって閉ざされた学校ではなくて、学校は開かれた学校であってほしいと願います。そしてまた地域に、もっともっと学校を開いてほしいと考えております。これは私の私見であります、その方法、手法はいろいろあ

ると思います。学校、家庭、地域をよく三者連携とうたわれますが、三者連携とは、志布志市、市民全体・全員で未来ある宝でもある子供たちに寄り添い、見守って、いろいろな問題行動、不登校、いじめ、いろいろな課題があります。ヤングケアラーの問題、貧困格差、貧困家庭の問題、子供を取り巻く環境は大変悲しい状況にもあろうかと思えます。それで、開かれた学校という環境をつくっていく、そのことに現在早急な取組が必要であると考えます。いつでも、どこでも、どこにでも、私たち大人がいるよ、あなたたちのそばに私たちがいるよというような思いを込めて、そういう志布志市にしてほしいと願います。そこで市長と教育長にお聞きしますが、学校は開かれていますか。

[何言か呼ぶ者あり]

○16番（鶴迫京子さん） それではもう思いだけでいきますが、最後になりますが、この取組は市長はじめ、教育長のトップリーダーの強固なリーダーシップなくてはなしえませんが、先ほど運動会のことを考えてほしいということをはじめ、その取組に対しまして、最後になりますが、市長、教育長の答弁を求めます。

○市長（下平晴行君） 子供は宝でありますので、しっかりと見守ってまいりたいというふうに考えております。

○教育長（福田裕生君） 年間の行事等の見直しにつきましては、先ほどから申し上げたとおりです。大切なのはまず子供の命です、そして心です。そういう思いで、これからも力強く取り組んでまいりたいと思えます。

○16番（鶴迫京子さん） 終わります。

○総務課長（小山錠二君） 大変失礼いたしました。先ほどの育児休業のことですが、女性については100%というところでございます。令和3年度におきましては、10人中1人ということで10%、令和4年度におきましては、11人に対して2人、18.2%です。現在、令和5年度におきましては、対象者が3人に対して2人ということで、66.6%となっている状況でございます。申し訳ございませんでした。

○議長（平野栄作君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

○

午後2時07分 休憩

午後2時21分 再開

○

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次に、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） 日本共産党の小園義行でございます。今、全国の自治体でいろいろな首長さんの問題や議員の問題、そしていいニュースじゃなくて、何のためのその立場に立ったのかと、そういうこと等を踏まえて、今の社会をよく認識されていないパワハラの問題や、そういっ

たものがあります。幸いにも我がまちではそういうことはないわけですが、ぜひとも住民の皆さんの立場に立って、それぞれが住民の皆さんに寄り添いながら行政を執行していく、私たち執行権のない立場の議員としては、真摯にいろいろなものを提案して、届けて、それを実現していく。そういった立場で、あくまでも住民の皆さんが主人公という立場でありますので、今回もそれぞれの議員の方が、住民の声をしっかりと届けておられるというふうに思います。そういった立場で、当局としても透明性のあるしっかりした答弁をしていただきたいと、そういうふうに思うところであります。岸田さんも、国会でなかなか苦勞されています。私たちが選んだ、国民が選んだ、そして国会の中で代表になられたその方が大変苦勞している。それは、ひいては自分の責任というわけでもない部分もありますけど、お互いにしっかりと国民に寄り添いながら政治をしていく、それが必要だろうというふうに思います。その立場から通告をしていました点について、順次質問をさせていただきます。

まず、組織機構再編計画についてということで、先ほども青山議員のほうから質問があつて、やり取りを聞かせていただいた上での質問ということでございます。重なる部分もありますけど、最初に組織の再編を進めて、職員間の連携強化を図るとともに、グループ制を導入することになった、この目的と経緯、これについては、今年5月にもいろいろ出されております、いろいろなものを見ておりますけれども、再度、市長のお考えをお聞きしたいと思えます。

○市長（下平晴行君） 小園議員の御質問にお答えいたします。

社会情勢の変化や多様なニーズにより、新たな行政課題が年々増加している状況におきまして、限られた職員数で市民サービスの維持向上を図るためには、関係分野の連携や機能集約による効率化が不可欠であります。また地域活性化や少子高齢化対策、デジタル化など新たな取組を進めるためには、現状の業務の枠にとらわれない組織内の横断的な連携強化が必要であります。このようなことから、グループ制を導入し、市民ニーズに迅速に対応できる機動的な体制の構築並びに政策及び職員間の連携を中心とした横断的な組織への見直しを行うものであります。組織機構再編につきましては、昨年5月に組織機構再編プロジェクトチームを立ち上げ、分野ごとの分科会を行いながら議論を進め、意見を取りまとめた上で、組織再編案を作成したところであります。

○19番（小園義行君） それぞれありました。議案として提案されていますので、ここについて市長部局そして教育委員会の二つに分けて、少しだけお聞かせをいただいて、その後全体の問題というふうにさせていただきます。今、市長のほうからありました、これまでの在り方でどういった問題、いわゆるその連携強化が必要だとか、機能的でなかったとか、市長の思いとしていろんなことがあるんでしょう。どういった問題、課題があったのかということについて、先ほどもちょっとありましたけどお願いします。

○市長（下平晴行君） 課題と申しますか、先ほど言いましたように、いわゆる規模が大きくなって、課長の役割が大きくなるんじゃないとか、あとはそんな大きな課題というようなことはなかったんですけども、おそらくグループ制にしても中身が多分分かっていない流れの中で、グループ制の不安とか、新しいことをするといろいろな面では不安が付きまとうし、それをしっかり

と中身を習得しないと、いろんな疑問、不安等々が出てくるというふうに思って、その分は理解しているわけですが、私はそれと同時に、なぜグループ制を導入したのかということをやはり理解していただくと、ここも大事な私の責任でもあるかというふうに思っております。

○19番（小園義行君） グループ制導入で、今、市長がおっしゃったそういったものが、どのように改善されるというふうにお考えですか。

○市長（下平晴行君） 基本的には、私が令和5年に係制をグループ制にしたという要因は、例えば係員がA、B、Cといたとします。それぞれ事業を今まで持っているわけですね。これをグループ制にすることによって、Aの事業をA、B、Cの人が対応、Bの事業をするにも3人が対応、Cの事業をするにも3人が対応と、グループ制はそういうそれぞれの事業にみんな関わりを持つという考え方で対応で、令和5年4月からはそういう考えで取組をしたと。今回はそれを枠を超えて、今までは係制のグループ制、今回は課のグループ制として、課長が人事もできるし、そして異動配置もできるという、人事等含めて一緒なのですが、例えば、そういう中身の政策的なものも一緒になって考えることができるという、今までは、私が係長以上に辞令を出して異動をしていた。これが無くなるわけであります。先ほど言いましたそういう横断的な連携、あるいは職員間との連携、そういうものがスムーズにできるということであります。これをもう一回繰り返しますと、いわゆる担当職員が不在でも市民への回答ができる。それから市民サービスに向けた体制を構築することやイベント等、担当業務の増大時に、職員間の業務量の平準化が図られるということです。また先ほど言いましたように、係の事務分掌が課の事務分掌になりますので、課長の権限、判断により、業務やグループ員の配置変更などを行うことができる。それから、柔軟に職員配置を行うことによって、市民ニーズに対応、効率的な行政運営ができ、また働き方改革の面からも休暇を取得しやすい体制とするものであります。

○19番（小園義行君） グループ制という観点でいくと、実際はそれぞれ担当はあるけれども、現在も職員はグループ制で仕事をされているんですね、と私は認識しております。なぜなら、法令に基づいてちゃんとやらないといけないという立場からすると、グループ制にすると、課長がいて、係長がいて、5年目の人も、1年目の人もそれぞれおられる、その課に来てという意味ですよ。そうしたときに、私もNTTにいたのですが、私は故障を直したり、線路を作ったり、荷重積算して業者に発注する仕事をしていました。そうしたときに、ときどき電話料金とか、私たちの業務に関係のないところから、NTTですからお客さんの電話が来ます。「分かりました」と言って、私自身が足りないところがあるとまずいと思って、「後ほどお電話を差し上げますので、お電話番号を教えてくださいませんか」と言って、営業課のほうにぱっと走って行って、「こういうことだけどうですか」と、「こうこうこうこうです」と、「じゃあ私が説明してお客さんがそのことを分からなかったときは、あなたのAさんの名前を出していいですね」ということで出して、私がお客様にお電話をして、そして「私の説明で足りなければ、営業課のAというのが担当ですので、お電話をしていただけますか」ということで、自己完結型の仕事をする。私自身はNTTというもうけを追求するところにいましたので、それでやって来ました。自己完

結型の仕事をするとしたら、今の機構の中でも私はこのグループ制が発揮されていると思っていますので、それで十分だと思うんですね。職員の人は一生涯懸命ですよ。「担当者がいないから、また明日来っくいやんな」て、四浦地区の90歳のおばあちゃんにそんなことを言う職員がいたら、とんでもない。昨日の小野議員とのやり取りでも、小野議員がおっしゃるとおり、全体の奉仕者として職員は一生涯懸命やっているといます。そういった意味で、グループ制というのについては、ちょっと市長と受け止め方が違うところであります。そうすると職員のハードルが、求められるものが高くなるという、そういう思いがありますね。グループ制に関して、少し言わせてもらいました。そこで、今議案として提案されていますので、まず、福祉課と保健課を一緒にするというものであります。私はそれぞれの事業数等を見たときですね、びっくりしました。それぞれ福祉課と保健課、事業数がどれだけあって、予算額がどれぐらいになるかお尋ねをします。

○福祉課長（若松利広君） 令和5年度の当初予算ベースにおける事務事業マネジメントシート及び法定事務の事業数でお答えしますが、福祉課分といたしましては、事業数が84件、予算額は51億9,986万6,000円となっております。

○保健課長（西 洋一君） 同じく保健課分でございますが、一般会計分で事業数が35件、予算額は18億7,328万2,000円になります。それから特別会計分につきましては、国民健康保険特別会計が予算額44億1,613万4,000円、後期高齢者医療特別会計が1億8,338万4,000円、介護保険特別会計が40億2,080万9,000円で、特別会計分の合計は86億2,032万7,000円で、一般会計分を含めました保健課分の予算額の合計は104億9,360万9,000円でございます。

○19番（小園義行君） 今、それぞれ課長から答弁がありましたように、保健課に至っては104億円ですね。福祉課も大変事業数が多くて51億円。合わせると120からの事業数で、156億9,000万円、いわゆる約160億円、合併したときの予算規模ですよ。これを見て一つにそれをして、先ほど市長がおっしゃったグループ制をやると、そこについては、どういうふうに受け止めますか。

○市長（下平晴行君） 私は額がどうこうではなくて、やはり事業の中身だというふうに、この事業を市民のためにどう活用ができるのか。そういうこと等を含めて、先ほどから言いますように、この社会情勢の変化の中で、ニーズへしっかり対応するために、市民サービスにつながっていくという、このことを踏まえて今回一緒にしたということでもあります。まして、先ほども一般質問の中でもありますように、この見える化にするためには、やはり統合して、市民の皆さんに分かりやすい業務体制をしていきたいという思いからであります。

○19番（小園義行君） 160億円からの規模のものをグループ制にして、配置された1年目の人、30年目の人、課長もいるでしょう。それぞれいないときに、その人に全てを市民の方に返していくというそれを求めるというのは、とても私は職員の働き方、そういったのを考えたときに、大変不安になる。そういう思いがあって仕方がありません。この議会がどうするか分かりませんが、仮にこれが議決されたら、福祉保健課となりますね。1人の課長で、160億円から予算規模そして120からの事業がある、そういった課長の辞令を頂きたいという方、おられますかね。名

前を言って一人ひとり聞いてみたいなと思うのですが、それについてはやりません。でも市長、グループ制でやるというのは、今、私が言ったようなことをきちんとそれぞれが求められるということですよ。これは本当に心配で、職員の人は一生涯懸命やっているけど、これだけのものを1人の課長でやると思ったら、僕は「明日仕事に行きたくないね」という、そういう職員もいっぱい出てくるのではないかとこのように心配をします。本当に職員の働き方、そういったものを考えるのであれば、きちんと積み上げていったもので出てきたらいいなと思う。これだけのものを、辞令を渡す市長は簡単かもしれませんね。受け取る側の負荷というのを考えられて、これだけの事業数を議会で答弁しないとイケないんですよ、議場で。そういうものも考えられての市長の思いでされているということでしたけど、いかがですか。

○市長（下平晴行君） このことについては、やはり事務量の問題、課題というか、そこを言われているというふうに思いますけれども、今までは係制で係が四つあれば、係長の事務分掌で動いていた。これを課の全体でいくということですので、いわゆるグループリーダー、いわゆる課長補佐がそういう役割を担い、福祉保健課には五つのグループがあるわけですね。それぞれで対応するわけでありますので、その辺については、おっしゃるようなそんなに課題、問題があるのかなと。私は動き出してですね、何か課題があればそこはしっかりと対応していくと。まず動く前からどうだこうだと言っても、これは前に進む改革は何もできません。ですから、まずは始める、そして課題があったらその課題にしっかりと対応していく、そういう考え方であります。

○19番（小園義行君） そこについては、市長と私とは少し見解が違っていると、それはお互いそれぞれですのでね、分かりました。

次に、教育長はこの提案をよしとされているわけですが、何をもってそういうふうにしたのですか。

○教育長（福田裕生君） 教育委員会の組織機構につきましては、生涯学習課で行っている公民館や生涯学習業務をコミュニティ推進課へ移管し、文化、スポーツに関する業務につきましては、観光と文化財が一体的な取組が行えるように、新設予定のシティセールス課で業務を行うこととしております。教育委員会におきましては、学校教育や社会教育を中心とした組織体制になると考えているところであります。現在、生涯学習課では、主に社会教育、生涯学習、生涯スポーツ、図書館、文化財管理の業務を行っております。そのうち青少年育成、家庭教育学級、PTA関連などの社会教育と図書館につきましては、引き続き教育委員会で業務を行ってまいります。今回の機構改革により、教育委員会では、学校教育と社会教育が一つの課として教育振興課に再編されることにより、連携がより強固なものになると考えております。それによって、子供たちの健全育成に向け、よりきめ細やかな事業展開につながると考えております。一方で、スポーツ、文化、文化財につきましては、市長部局であるシティセールス課へ移管することによって、全庁的視野に立って競技スポーツ、それからスポーツ文化、芸術文化、文化財を志布志市の魅力の一つとしてより成長させ、観光、にぎわいを創出し、魅力あふれるまちづくりへつながるというふうを考えてのことでございます。

○19番（小園義行君） 今、そういう答弁ですけど、教育委員会の中での議論はどういうことだったんですか。何回このことによって開かれて、いつ議決されたのですか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

この件につきましては、昨年9月から総合教育会議で3回、定例教育委員会で3回協議を重ね、教育委員会として条例案に同意をしていただいたところであります。議決をいただきましたのは、令和5年10月23日、第10回定例教育委員会でございます。

○19番（小園義行君） 異論は全くなかったですか。

○教育長（福田裕生君） 令和4年9月29日の第2回総合教育会議で、機構改革についての説明が担当課からございましたので、そのときからいたしますと、最初は、具体的にいろいろな細かい質問等ございました。そして担当課と委員との間のやり取りもございました。状況が徐々に見えてくる中にありまして、委員のほうからは「組織の見直しをすることはよいことである。職員の資質向上を図るための具体的な取組を盛り込んでいくと、市民がより分かりやすいのではないか」といったような御意見、それから「生涯学習課を中心に、業務が市長部局へ移管されることで、これは大きな変革である。その成果が発揮されるようなつくりになっていけばよいことだ」といったような意見や感想等が寄せられたところでございます。

○19番（小園義行君） そういう議論があったということです。ではそこで、この社会教育法が求めています第1条、第2条、第3条。この視点から、きちんとした議論がされたというふうに、私たちは理解していいですか。

○教育長（福田裕生君） 社会教育法につきましても、関係する法令等をひも解きまして、その条文に見合った解釈をしながら、この作業を進めてきたところでございます。

○19番（小園義行君） 社会教育法第3条第3項、「国及び地方公共団体は、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする」とうなっていますね。これで教育委員会から生涯教育というのが今ありますけど、そこがほとんどのところで離れていくということになったときに、この社会教育法の第3条第3項が求めているそのことについては、きちんと担保できるというふうに理解していいですか。

○教育長（福田裕生君） 社会教育法第3条第3項が求めている内容につきましては、今回の機構改革において、現在の生涯学習課にある社会教育系の業務を、そのまま教育委員会の教育振興課のほうに移管する計画にしております。ですので、学校教育とこの条文にうたわれている社会教育である家庭教育、それからPTAも含めた地域との関係性、ここはしっかりと教育委員会の中で業務を遂行していくというふうなつくりにしております。

○19番（小園義行君） では今回、社会教育法第5条第3項から見て、今回の提案がどのように議論されたんですか。

○教育長（福田裕生君） 社会教育法につきましては、第5条第1項で「市町村の教育委員会は、

公民館や社会教育施設の設置及び管理等の事務を行うこと」とされております。しかし、同条第3項に、「条例の定めによりその長」、つまり首長が「事務を管理、執行する場合には、公民館や社会教育施設に係る特例事務については、その長である首長が行うものとされている」というふうになされておりますので、これに沿った形で整理をしているところでございます。

○19番（小園義行君） それでは、もう一回聞きますね。社会教育法第5条の第3項には何とありますか。

○教育長（福田裕生君） 第3項の条文でございますか。

[19番（小園義行君） 「はい、第3項です」と呼ぶ]

○教育長（福田裕生君） 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律を管理し、及び執行することとされた地方公共団体である市町村にあつては、第1項の規定にかかわらず、同項第3号及び第4号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする」となっております。

○19番（小園義行君） そこで、これよく読まれましたね。じゃあ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条、ここの関連で、提案されているこの条例、全く正しいというふうに理解していいですか。

○教育長（福田裕生君） 職務権限の特例等が付された第23条でございます。この件につきましても、この条文に沿った形で準備を進めているという状況でございます。

○19番（小園義行君） 問題ないという見解ですね。じゃあいいですか。社会教育法の第5条の第3項、ここをよく見てください。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の条例の定めるところにより、その長が同項第1号に掲げる事務」、これは図書館や博物館、公民館、その他社会教育施設、こういうことですよ、いいですね。「管理し、及び執行することとされた地方公共団体」、これは条例をつくったまちという意味ですね。「にあつては、第1項の規定にかかわらず」、第1項というのは、第23条のこれで条例をつくっていいよという意味ですよ。「にかかわらず、同項第3号及び第4号」、第3号は文化に関すること、第4号は文化財の保護に関すること。「の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする」。この社会教育法のここが求めているものからしたときに、第2号は入っていますか。

○教育長（福田裕生君） スポーツに関することにつきましては、その中でも学校教育の体育につきましてはですね。

[19番（小園義行君） 「いやいや、この法律をちゃんと担保できているのかと聞いているんですよ」と呼ぶ]

○議長（平野栄作君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

○

午後2時50分 休憩

午後2時53分 再開

○

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

○教育長（福田裕生君） 第3項の中は、「第1項の規定にかかわらず、同項第3号及び第4号の事務のうち特定事務に関するものはその長が行うものとする」でございます。

○19番（小園義行君） 今、読まれたそのことによって、今回この新しく条例をつくりますね。「その条例は問題ないですか」と僕は聞いているんです。

○教育長（福田裕生君） 問題ないというふうに捉えております。

○19番（小園義行君） ここの第3項をよく、確認されたんでしょからあれですけど、いいですか。ここに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の条例の定めるところにより」、これは条例を定めたまちがいいですよと、その「第1号に掲げる事務」というのは、いわゆるあなたたちがいいとこ取りしていますよ。これは博物館とかいろいろあるでしょう。の中で、公民館、そこから取っていますよね、これを特例だと言って。そして提案されているものの中に、公民館はもういいでしょう。ここでいいですか、第3号と第4号は何かと言ったら、そこにこれは何と書いてあるんですか。第3号と第4号はこうですって書いてあるでしょう、そこに。そして第2号は、書いていないでしょう。それを勝手にこういう条例としてつくっていいんですか。

○市長（下平晴行君） 総務課長のほうで答弁させます。

○総務課長（小山錠二君） 今回、職務権限の特例に関する条例の新たに制定される条文の中の第2条第2項「スポーツに関すること」についても、今回提案するということで対応できるということでございます。

○19番（小園義行君） 憲法第94条に「地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定することができる」と、条例の制定権をうたっています。今回、私たちに提案された条例案については、四つありますね。第1号は、今あなたたちがここに言っている公民館、そこからいいとこ取りですよ。そしてその第2号はスポーツに関すること。第3号が文化に関すること、そして第4号が文化財の保護に関すること。でも、社会教育法の第5条第3項は、「第1項の規定にかかわらず、同項第3号及び第4号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする」、第1号もよしとしていますよ。第2号はこの法律上書いていないわけ。あなたたちがわざわざこの地方教育行政法の第23条第1号から、第2号は「スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く）」、第3号「文化に関すること」、第4号が「文化財の保護に関すること」。社会教育法では、第2号のことは触れていないわけ。それでもこういうふうに社会教育法の第1号、第3号、第4号ですよ、地方教育行政法に関する法律の中の第2号については、わざわざここで、社会教育法で指定しているんですよ。それについていいとこ取りして、そのまま乗っけたんじゃないですか。よく吟味されていたら、ここの「スポーツに関すること」というのは、多分除かれたはずだと僕は思うんだけど、わざわざこの図書館、博物館を除いていますよ、これ。今回この提案するここの法律の説明資料の中でも除いているでしょう。だから、おそらくそのまま乗っけたんじゃないかなと僕は思って、担保されていますかと。「法律の範囲内で条例を定めることができる」となっているんですよ。そこについて、もう一回お願いします。

○議長（平野栄作君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

○
午後 3 時 00 分 休憩

午後 3 時 05 分 再開
○

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

○総務課長（小山錠二君） 本当に大変申し訳ございませんでした。ただいま議員がおっしゃっておられます、同項第 1 号というものにつきましては、法制上のルールでちょっと私も認識がなくて申し訳ございませんが、第 23 条の直前の条項を受ける場合において、同条同項ということで引用しておりますので、その条文が引き続き「そのことを管理し、及び執行することとされた地方公共団体というところの市町村にあっては」というところで、一旦同項が切れています。その次の第 1 項については、この第 5 条の第 1 項にあたるということになりますので、このことこの第 23 条第 2 号の「スポーツに関すること」については、同じく入るということで問題はなく、今回新たな条例の制定について上げられるということでございます。申し訳ございませんでした。

[何言か呼ぶ者あり]

○総務課長（小山錠二君） 社会教育法の第 5 条ということですので、第 5 条につきましては「市町村の教育委員会の事務」ということの第 1 項でございます。

○19番（小園義行君） だから、第 5 条というのは市町村教育委員会の事務という意味ですときて、第 1 号から第 19 号まであって、第 2 項が「市町村の教育委員会は」と、こうね。第 3 項が「地方教育行政法の」、今私が言っているこれを、地方教育行政法、わざわざこれを社会教育法が指して、第 1 号、第 3 号、第 4 号は長のそれでいいよって、そこを言っているわけです。それに対して、本市の条例を新しくつくるというので、「スポーツに関すること」の第 2 号もそれをしてるから、時間がもったいないですよ、こんなの。第 5 条第 3 項からしたら、おかしくありませんかと僕は言っているわけですよ。第 2 号は求めているですよ。

○総務課長（小山錠二君） 先ほど申しましたように、この第 3 項の「同項」というのが、直前の条項の第 23 条を指しておりますので、その後の「第 1 項の規定にかかわらず」ということについては、こちらのほうに入っておりますので、新たな条例改正の中に含まれるということに対応できるということでございます。

○19番（小園義行君） 教育委員会は、このことについてどういった議論があったんですか。

○教育長（福田裕生君） スポーツ、文化、文化財の移管につきましては、特段異論はなく、推移しております。このことについては同意をいただいていたところでございます。

○19番（小園義行君） ここでは時間がもったいないですので、また委員会でちゃんとやります。今のところの答弁は、両方、担保できているというふうな答弁でしたので、よく分かりました。また特別委員会でやりたいと思います。

次にいきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律で第 1 条の 3 で大綱を定めて、大綱

を変更するときには総合教育会議で協議する。これは先ほどもちょっとありましたけど、全体としていつしたのか。このことに関して、大綱を変更しなくても何ら問題ないということでの理解でいいですか。

○教育長（福田裕生君） はい、そうでございます。

○19番（小園義行君） 生涯学習課をなくしていくというわけですよ。社会教育に関してのそういったものについては、どうなのかということを実際に議論されたというふうには、今の答弁だと僕はあまり思わない。どういう理解で、今私が言ったこのことを真剣に議論されましたか。

○教育長（福田裕生君） 生涯学習の内容の社会教育の部門については、教育委員会に残すという議論をしておりますので、生涯学習の公民館、学習業務についてはコミュニティ推進課、社会教育関連については教育委員会に残すという議論で推移しております。

○19番（小園義行君） これもまた、委員会でやりましょう。社会教育法が求めているもの、そこから上位法でしょう。そしてほかにくるじゃないですか。だからそのことを考えたときにどうなのか。今、教育長はそういう答弁ですので、その答弁で僕は委員会に臨みますので、いいですね、分かりました。

では次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3、その第4項は、「長に対して、この第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない」ということを書いているんですけど、第21条は、私がここで読むと時間ももったいないから読みませんが、教育委員会がする事務ですよ。このことについて、どういうふうに思いますか。

○教育長（福田裕生君） 地方公共団体の長の職務権限の中の教育委員会の職務権限第21条につきましては、これが教育委員会が所管していく内容と捉えておりますし、機構改革がなされた後も、教育委員会のほうでその全てとは言いませんけれども、所管していく内容になります。

○19番（小園義行君） 教育長、よくこれを吟味されましたか。第21条ですよ。ここにね、「スポーツに関する事」と書いてあるんですよ。ここで第1条の3の第4項、第1項の規定はこういうふうにして、大綱を定めていいですよとなっていますね。ここで第1項の規定は、「地方公共団体の長に対して、この第21条に規定する事務」第21条にありますね、第1号から第19号まであるでしょ、この中に「スポーツに関する事」というのがあるんですよ。それで、「第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない」と、うたっているんですよ。

○教育長（福田裕生君） そのうちに第23条で、権限の特例がございますので、権限の特例のところ、で、「スポーツに関する事」についても、長に執行することができるという解釈をしております。

○19番（小園義行君） 全体的に法律というのは見ないといけないんじゃないですか。ここがこう求めている、第23条で特例があるからそれでいいんだと、特例の中でも上位法の社会教育法は、第2号「スポーツに関する事」は求めているんですよ。それもそれでいいという今の答弁ですので、そのまま委員会に臨みますので、このことについては今の答弁でいいでしょう。

最後ですけど、今回このグループ制をはじめとして、課の設置条例、福祉保健課と生涯学習課です。やはりこれは先ほど青山議員の質問の中で、「この提案に至った経緯はどうですか」としたときに、市長が「私の思いから提案をした」というふうに答弁がありました。行政は、市長が私物化できるものではありません。私たちは、法令遵守、先ほども言いましたが、いわゆる日本国憲法第94条で「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し」とそういう中で、「法律の範囲内で条例を制定することができる」というふうなうたっています。そして、そのもとにある法律に基づいて条例を定めるといえるときに、言葉が悪いんですけど、私は今回のこれが提案されたことによって、職員の方々は一生懸命働いておられますよ。そしてその働き方が市民の要求や要望に沿うものになって、そのことで市民により良いものが還元されていく。そういうものであれば大いに歓迎ですよ。でも、市長の思いで提案されたらと答弁されましたので、私も32年ほど議員をさせていただいていますけど、歴代の首長がこうした大きな再編、条例を変えてまで提案をされたことはないというふうに私は記憶をしております。市長は現在2期目の折り返しですよ。6年間、この間、志布志市の行政を執行されてきたわけですけど、その思いがあればその6年間の中で、「これはちょっと問題だね」というのであれば、職員の皆さんと知恵を出し合っ、お互いに研究し、研修して、市長が求める姿にこれまでの6年間の中で変えられたはずなんです。これまでの歴代首長に私は5人ほど向き合っていますけど、実際その人たちも自分がやっている中でこういったことをやると、「なんでそんな時間があったとにせんがったとな」と言われそうで、自己否定になるといけないという思いがあって、多分されなかったのではないかとこのように私は思います。職員の皆さんは、昨日も小野議員との間で、地方公務員法に基づいてということ、一生懸命されているわけですよ。市長の思いで組織が大きく変わるということになると、法律の範囲内で仮にやったとしても、市長は任期が残り2年ですよ。そして、次の選挙が来ます。仮に議会がどうされるか、これは可決されたとしても新しい選挙で、「こういうやり方は駄目だ」と言う首長が誕生したとしたときに、元に返すというそういうことが起こりうるわけですね。市長は、今後2年後の首長選挙に立候補して、当選をしてさらにこのグループ制をどんどん進めていく、そういった覚悟が今おありなんですか。

○市長（下平晴行君） 私の思いではありますけれども、しっかりとプロジェクトチーム、そして組織機構推進本部、そこを経て、この組織機構再編を進めているわけですから、「私が勝手にやった」ということでは、ちょっと勘違いされているなというふうに思います。ただですね、昨日も話をしましたが、市議をしているときからこのグループ制の導入については、すごく思いを持っていたわけです。この立場になって、今までずっと行政をしながら、やはり市民サービスのためにはグループ制は必要だと、そして組織機構再編をしなければ市民サービスに、いわゆる社会激変の中でそのニーズをどう対応するかということでの市民サービス等を含めてですね、今まで考えていたことを今回実現できるということでもあります。そして今、人口減少そして少子高齢化社会の中で、やはり集約して、しっかりと市民の目線に、市民の立場に立ってやるということ、それからやはり行政の究極の目的は、市民の満足度向上だというふうに思っております。

ので、そのことを遂行するためにも、今回組織機構再編を取り組む考え方であります。

○19番（小園義行君） 市長は青山議員とのやり取りの中でも、「今回、提案に至ったそれは何ですか。市民からの要求ですか、何ですか」とありましたね。「私の思いでこれに至った、提案した」と、それをあなたがおっしゃったんですよ、市長が。だから、私は先ほど言いましたが、2年後の選挙ですよ。「そんなやり方は駄目だ」と言う人が現れて、新しい首長が誕生してまた元に返ったりすると、それこそ職員の皆さんも住民も迷惑なもんですよ。やはりそこは、本当にそのことが住民にとっていいものになるという思いはあるかもしれないけど、一つ一つを本当にそれが時間をかけてやらなければいけないというふうに私は思います。そこで、この提案に至るまでの間にプロジェクトチーム、そして行政改革推進会議、いろいろありましたね。教育委員会は教育委員会で議論したと言いましたね。それで、この提案に至るまでの再編プロジェクトチームの議論、そして教育委員会の議論、それぞれ議事録が当然作ってあるわけですよ。それについては、特別委員会の審議を深めるために提出を求めます。いかがですか。

○市長（下平晴行君） 私は、これは必要でないというふうに思います。議事録はありません。ただ、何月何日に何をしたということはありませんけれども、私がこの組織機構再編を取り組む考え方は、小園議員は「私が勝手にやった」みたいな、これは全く違って、そんな言い方に取られましたけど。そうじゃなくて、今まで言いましたように、分科会等いろんな段階を踏まえて、今回の提案に至ったということは理解していただきたいというふうに思います。ですから、やはり誰かが方向性を決めないと、方向性を改革していかないと、これは絶対進まないと思います。議会に私が何も提案しなかったら、今おっしゃるような質問もなかったわけです。僕はそれで5年、10年、20年をこのままでいいかという、そんな思いで今回組織機構再編を提案しているわけです。

○19番（小園義行君） 「勝手にやったんじゃないですよ」って、市長がそうおっしゃったから、そういうふうに私は聞いているんですよ。だからぜひね、ここに至るには、職員は首長が「やる」って言ったなら、なかなか意見なんて言えないでしょう。そういう組織であるとは思わないけれども。でも実際は、どういった議論がそれぞれの中でされて、教育委員会の委員会の中で議論されてここに至ったか。「議事録は公開する」というふうになっていますよね、ここでね。ぜひこれは、プロジェクトチームの中で、八つに分かれていろんなことをされたんでしょう。そういったものも含めて、私たち議会が判断する材料として、職員の総意もあって合意ができて、ここに至ったんだねという、それをちゃんと担保するためには、そういうものがないと分からないじゃないですか。だからぜひそれは提出をして、私たちの審議の中に出してほしい。そういうものについては、市長は今のところ「出さない」と言うけれど、どうですか。

○教育長（福田裕生君） 定例教育委員会の議事録、それから総合教育会議の議事録につきましても、現在もう既に公開されておりますので、資料として提出できます。

○19番（小園義行君） ぜひ、教育委員会においては、この部分に関してだけでも結構ですので、出してください。市長、やはりこれはみんなが本当にそうだと望んで、ここに至ったという思い

があった、そういった議事録も出して、堂々と見てくださいよと。それで私はありだなと思うんですけど、そこについてはやはり出さないというお考えですか。

○市長（下平晴行君） 基本的に議事録はありません。それを見て、どうなさるおつもりですか。そこが不思議でならないんですよ。結局、いわゆる組織機構推進会議を本部会議を経て、オッケーだということで今回お願いしているわけですから。もちろん議事録はないですよ。そういうのを出せということ自体が、私はおかしいと思いますよ。

○19番（小園義行君） こんな大事な議案を提案するに至った組織内での議論がどうだったのか。それが何にも分からないままでしたら、それこそ「市長の勝手な思いでやったんだね」という判断になってしまうのではないですか。だから、職員はいろんな意見をいろんな立場で出して、「それでそこに至ったんだね、合意ができたんだね」という、そういうものを担保するためには、当局の人たちで「どうぞ」と言って、出すのが普通ですよ。そこについての考え方を、もう一回最後に聞きます。あと、こういう大事な議案について労働組合との間ではどういった議論がされて、組織再編といったら大きな議案ですよ、労働組合とはどういう議論がされたんですか。合意がされているんですか。

○総務課長（小山錠二君） これまで労働組合とは団体交渉等ございましたが、具体的にこの組織再編に対する申入れ等はないところであります。ただ、グループ制等につきましては、今後、職の在り方、ポストの在り方ということを不安視する質問はあったところです。そこについてはこの前お伝えしましたように、現状の補佐、係長という数は、大きく変わらないという方向で進めていくということで、組合のほうには回答しているところでございます。組織については、これまでプロジェクト会議、行革本部会議における課長会を通じて、職員のほうにはこういう形で組織の再編を行うということで、組合のほうにも、そのことについては説明をしてきたところでございます。

○19番（小園義行君） 今後、これが仮に通ったら、市長が辞令を出さなくても課長が出したり、いろんなことができるようになっていくわけですよ。そういったことも含めて、やはり労働組合としては、今、建設課が先にグループ制を行っていますね。これもある日突然という言葉が悪いんだけど、グループ制になったというのは7月以降ですよ、大体そんな時期だと思うんですけど、4月からではないですよ。だからそういったものも、いきなりそういう形で内規で変えられるものかもしれませんが、基本的には労働組合等々含めて、働く人の負担、非常にハードルが高くなると私は思います。そういったものは、今後特別委員会の中でも、やはりやっていけないといけないと思います。ぜひ、こういった機構改革とかいうのは、本当に住民の生活していく、そういったものにとって行政がどう関わって、いいものになっていくんだというものができていくというのが前提ですから、市長も一緒ですよ、それはね。そういった意味でぜひね、これは市長は「出さない」とおっしゃるから、こっちは勝手に「じゃあ、そういうふうになっていったんだね」というのを推測するしかないわけですよ、それはそれでいいでしょう。後は委員会でやります。この件については、やはりこれだけ大きな問題を透明性をもってちゃんとやるというの

は、僕は大事なことだと思ふし、市長の思いだけで、それがやられるようなものではないと思うけど、「そういう思いじゃない」とおっしゃるかもしれない。答弁としては、「私の思いで提案した」というそこに至ったということでしたので、行政は1人のものではなくて全て住民のものだという、そういう理解で臨んでほしいものだと思います。

次にいきます。教育行政についてということで、4点ほどしております。教育大綱が策定されて、令和5年度の重点施策が示されておりますが、その中で、豊かな心の育成として6点述べておられます。市長、この方針をどのように進めて、教育委員会と連携しながらでしょうけど、考え方をお聞かせください。あなたが策定されています。それと併せて、教育長にも答弁を求めます。

○市長（下平晴行君） 本市教育委員会は、「夢や希望を実現し未来を担う心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちづくり」を基本目標に、郷土の持つすばらしい伝統や人情味あふれる教育的風土を活かし、心の豊かさと学ぶ意欲にあふれる市民づくりを目指すとともに、生涯学習の活力ある教育・文化の振興を図っております。特に豊かな心の育成は、子供たちに豊かな人間性と社会性を育むために、大変重要な取組の一つであるというふうに考えております。本市教育委員会では、いじめ問題や不登校に関する未然防止等の対策を推進し、生徒指導の充実を図ることで魅力ある学校づくりを進めております。具体的な推進にあたっては、学校・家庭・地域がそれぞれの教育力を高め、相互に補完し合いながら、相乗的に効果を上げることができるよう、教育委員会と学校の連携と協働の強化を図っているところであります。今後も、学校と家庭、地域、学校と教育委員会が一体となって、豊かな心の育成に取り組んでいきたいというふうに考えております。学校と教育委員会、学校と家庭の連携の在り方等について、詳しくは教育長がお答えします。

○教育長（福田裕生君） 本市教育委員会は、豊かな心の育成としての6点の基本方針を定めております。学校と緊密な情報共有のできる関係を築き、必要な支援や指導を行いながら、学校の自主的かつ積極的な学校運営を支えていくことが、教育委員会として非常に重要であると考えております。特に、いじめや不登校児童生徒等に関することにつきましては、毎月の定期的な報告に併せて随時のこまめな報告による実態把握、それから指導主事や学校教育専門員、教育相談員等の学校への派遣、適応指導教室「松風」などの関係機関との連携した相談体制づくり、そして定期的な学校訪問、学校教職員や希望する職員との私と直接1対1でのフリートークというもの、昨年度から始めております。さらには、管理職研修会や各種研修会を通じた学校現場の意見集約など様々な機会を捉えて、学校のより良い関係づくりと連携した取組を進めているところでございます。一方で、学校から重大事案に発展する可能性のある事案だとか、緊急事態を含め、小さな事案や困り事等など、気になることや共有したほうがよいと思われるもの等につきましては、全て教育委員会にまずは一報連絡をしていただくことで、見逃すことなく1件でも多く事前に発見し、深刻化することがないような早期対応ということに、この2年半一生懸命努めているところでございます。学校においては、管理職や生徒指導主任、養護教諭など、1人の教諭だけが取

り組むのではなく、連携した協力をしながら、全職員で向き合っていくことを大事にしております。一方で、これまでだとどちらかと言うと「させる指導」ということが重点化されてきたきらいがありますけれども、「支える指導」子供たちの状況をしっかりと見取って、それをいかに支えながら改善を図っていくかと、そういう指導の転換も現在図っているところであります。教育委員会といたしましては、今後も各学校の自主的で積極的な学校運営をいかに支援するかということを念頭に置きながら、各学校間、それから学校と地域の連携、橋渡し役、そういうことを重点化しながら、開かれた教育委員会としての在り方も模索してまいりたいと思っております。

○19番（小園義行君） ちょっと視点を変えてですね、今は企業をはじめとして、いろんなところの組織がありますね。そうした組織でトップが部下に指示をしたけれども、なかなか指示どおりやらないとか、報告を求めたけど報告がされない。こういったことをトップの人が、テレビとかいろんなところでも語っている。そういった組織のことを市長、教育長どんなふうに思われますか。

○市長（下平晴行君） これは組織として考えれば、やはりトップとしての事業を遂行するためには、これは言い方でしょうけども、基本的にはやはり動いてもらうような体制づくりをしていかなければいけないというふうに、押し付けるのではなくてですね、そういう組織の在り方が望ましいというふうに思います。

○教育長（福田裕生君） 私は、これまでのこの仕事をさせていただく中で、いろいろと反省も含めて考えておりますのは、学校現場からの報告が上がってこなかったというような実態等が過去においてありましたけれども、そういうことは、なぜそうなったか、それは日頃の教育委員会と学校との関係性の中であって、そういう事態が発生したのではないかというふうな捉え方をすることが大事だというふうに考えておまして、先ほど申し上げましたように、学校と教育委員会がいかに風通しよく、気兼ねなく気さくにどういったことでも話し合いができるような状況をつくるということを大事にしていくべきだと思っております。

○19番（小園義行君） これはぜひですね、実際にそういうことが仮に起きていても、公のところで発言するときは、その部下の思いをちゃんと考えて発言をする。そして水面下できちんとやるとかね、そういったものが必要だと思うんです。テレビなんかでよくありますね、トップが堂々と「うちの部下が何もやらないんだ」ってね。そんなのおかしいでしょう。今私が言ったことは、令和4年の議会で教育長、あなた自身、そして市長も述べられたことを僕がちょっと言っただけなんです。ここに議事録をちゃんと起こしていますけど。これね、やはりそれをしたときに、部下の人たちはどんな思いがするんですかね。やはりそこはトップとしてあるべき姿をきちんと持った上で、公のところでの発言というのは考えていただきたい。もちろんうそをつけということではないからね。そういったものに対して、配慮の在り方が必要だと思うんです。ぜひね、教育長としても、市長としても、それぞれの組織のトップですので、ぜひそういったものについてはお願いをしたい。

そこでちょっとお願いします。さっきから連携ね、学校、家庭、地域との連携を緊密にやると

いうことです。ところで学校で起きた事案に対してはどのように対応するのか。基本的な考え方、そういった基本になるようなものがありますか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

学校からまず一報入りましたときには、まずその事の詳細を、できたらその日のうちに分かるところまででいいので、きちんと把握してほしいということが、まず一つ。そして、その日のうちに当事者である子供、保護者、特に保護者ですね、保護者にその日のうちに分かったことだけでもきちんと伝えるということが次。そして、翌日以降、事の詳細を詳しく聞き取りをする。聞き取りの際の聞き取りの在り方についても、これはいろいろ課題が見えてまいりましたので、昨年度からその聞き取りの在り方、実態把握の在り方については、細かな研修をしていただいて、正確でより精密な実態把握ができるような取組をしております。その内容によっては、学校と教育委員会と当事者である子供、保護者が三者一体となって、事の解決にあたることもありますし、内容によりましてはスクールソーシャルワーカーであるとか、大学で専門にその分野を研究されておられる、実践されている方のサポートをいただいて、解決の道筋をつけるといったようなことが基本的なベースであります。

○19番（小園義行君） 起きたことはこうだよというのはあるということですね。ちょっと具体的にどこの学校とか、それは申しませんが、階段から転げ落ちて、真ん中の踊り場でちょっと意識を失った。皆がわあってして、先生が来て、そして教室に入った。その後は意識があって、そのまま帰ったわけですね。次の日、その子供は休みました。なぜかといったら、昨日あったことを、子供が父親や母親に話すわけですね。そして、学校から何も連絡が来ないから父親が学校に電話をして、初めて学校から説明があったと、そういった事例。ある子供が休み時間に猫じゃらし、そういったものを持って教室に入った。ちょっとアレルギーがある子供がいるから先生が取って投げた。そのことで、その子供が過呼吸になって、救急車で運ばれた。そしてその後、きちんとクールダウンされて、自宅に帰る。先生とお父さん、お母さんと話があって、そうした中で、お母さんのおっしゃったことですよ。「子供の気持ちを考えられましたか」と、「子供の気持ちは分かりません」と、そういうことで推移しているわけです。もう一つの例は、それぞれ集団というと2、3人ですかね、そういう中でいじめがあって、学校に行けなくなって、不登校になる。そういった事例がすべからく、ちゃんと今教育長がおっしゃったような形で、教育委員会に届いていますか。

○教育長（福田裕生君） 今お話いただいたことは届いております。事後報告であったものも、中にはございます。

○19番（小園義行君） そのときに家庭と学校、教育委員会は緊密に、家庭に連絡がいくって、それがいいわけです。そんなのはやはり教育長、きちんと教育長がおっしゃったような立場になっていないわけです。そういう組織になっている。それは問題だねというのが、いろんなことで全部が全部報告する必要もないと思うけど、きちんとしたそういったものはちゃんとやらないと、お父さん、お母さん、学校に対する信頼が大変薄らいでいくわけです。そこについては

しっかり対応していただきたいと、そういうように思います。この今言いました教育委員会と学校の関係、そこの連携がしっかりしてないと、家庭から、地域から信頼される学校というふうにはならないですよ。そういったことについて、どういうふうを受け止めて、今後やっていくという考えですか。

○教育長（福田裕生君） 私がかねがね思っているのは、様々な事案が発生することというのは予測できるわけですので、先ほどから申し上げているように、学校が子供の立場に立って、保護者の立場に立って、その痛みを分かる先生、また管理職であってほしいと。その中にあるのは、そういう気持ちがあれば、その日のうちにきちんと連絡をすとかですね、緊急の対応をすることとも生まれてくると思っておりまして、日々そういったことの指導といいますか、指示は出しているところですが。しかし一方で、なかなか全てにそこがまだ十分行き渡っていないという実態もございますので、今後も丁寧にそこはいい事例を各学校にシェアしながら、こういった事案が起こったときには、こういう対応が望ましい対応になるということ等の研修も含めて続けてまいりたいと思っております。一番は、子供の気持ちだと思っております。

○19番（小園義行君） そういうことだということでもあります。そこで、令和4年の議会で、西江園議員と教育長とのやり取り、そこの学校については、現在どういった状況になっているのでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 現在は、学校長を中心に職員間の連携がしっかりと進んでおりまして、保護者、それから地域の方々との情報共有や協力体制も整っております。完全にいい状態にまでになったということを言い切ることはできない状況ではありますが、以前からすると、随分改善をして落ち着いた状況で、学校運営がなされているというふうに捉えております。しかしながら、細かいことで言うと、月に1、2回状況が上がってきたりとか、こちらのほうから出向いて行って状況を見せていただいたりとか、学校長に直接私どものほうで電話をして現状を聞いたり、そして指導・助言をしたりということはずっと繰り返しているところでございます。

○19番（小園義行君） 市内の学校でいろんな問題が起きるわけですけど、この現状を、教育委員会としてはどんなふうに認識されているのですか。

○教育長（福田裕生君） 教育委員会としましては、子供の状況というのが以前よりも増して非常に多様な状況であります。一方で、保護者の価値観も多様化する中であって、一定の状況があったときに、この方法で関わればそれで十分いくということが、なかなかうまく適用しないということが増えているなということを感じております。だからこそ私たちは、様々な状況に向き合っておられるそれぞれの学校の先生方には、ではどういう対応がいいのか、先ほど言いましたけれども「させる指導」から「支える指導」、その支えるというのが、どういう観点で、どういう手法で行っていけばそこにつながるのかということ、研修の機会を設けたり、関連する資料を配布したりしながら、学校長のほうからお願いをしているところであります。また一方で、私どもが行っている研修会の中身についても、また時期についても、どの時期にその研修をやったほうが子供たちとの向き合い方について効果があるのかということも、次年度に向けて今検討を重

ねながら、具体的な作業に入っているところでもあります。

○19番（小園義行君） そういう捉え方ですね。私は市内の保育所、幼稚園がたくさんありますね。それで、いろんなところから幼児期を過ごした子供たちが小学校に入ってくる。そこの連携がとても大事じゃないかという思いがあって、この保育所、幼稚園、そこで保育所運営連絡協議会とかありますね。そこで、しっかりとした志布志市の保育の在り方、そういったものを踏まえて、お互いの法人と共通の共有したものを持って取り組んでいくということが、小学校入学後のいろんなものもいいものになっていくような気がするんですよ。だからそういった意味で、保育方針をきちんとお互いに、市が中心になって何回ぐらいされているのかよく分からないけれども、そこでの市の方針の共有化、そういうものがとても何か大事なような気がするんですよ。それぞれの法人がやっていく、それは特色があってそれぞれいいわけですけど、志布志市の方針としてはこうだと、そういったものについての考え方はいかがですか。

○教育長（福田裕生君） 小園議員と全く同じ考えであります。コロナ禍で、なかなか幼・保・小の連携の会がもてない時期が続いておりました。昨年度の後半から、この幼・保・小の先生方の研修会をもつことができるようになってまいりました。その中において、私が市としての考えをお示ししたのが昨年、そして本年度は、市内全ての幼・保の代表の方がお集まりいただきましたので、小学校、中学校の管理職も含めてですね、かなり大人数で現在の子供たちの様子、実態を共有したり、その中であって、幼・保の段階でどういう保育活動が大事であるかといったようなこと等の協議も、グループ協議等を重ねる中でしていただいたところです。併せて、そこに県の総合教育センターから講師を招聘いたしまして、より重要なことはこういうことだということの具体的な御指導もいただきながら、おおよそ志布志市の幼・保・小の連携として、どういうことが大事であるかという大きな道筋はつくられたのではないかなと思っております。その後の感想等を読ませていただきましたけれども、非常に好意的でこの会が有効であったと、「持ち帰って自分の園でも実践してみたい」とか、また小学校のほうからは「保育園は民間ではあるけれども、いろんな方針がある中において、やはり一緒になって関わっていきたいという思いが強いということをお互い共有できた」というような前向きな感想が寄せられたので、今後についてもこの流れはしっかりと太くしながら、幼・保・小、中学校も含めてですけれども、連携といいますか、しっかりとつないだ取組を展開してまいりたいと思っております。

○19番（小園義行君） ぜひ、この豊かな心の育成と、これは小学校から始まるのではなくて、もうそういうところから始まっていくわけで、ぜひそういったものについても、しっかりと対応してやっていただきたいなと思います。そういう立場だということでしたので、分かりました。

次にいきます。特別支援教育ということで、今市内全てではないですけど、あと一つか二つですかね、全ての学校で特別支援学級ができていくわけですが、入級している児童・生徒を、同学年としてカウントしていないこの現状をどんなふうに教育長としてお考えですか。

○教育長（福田裕生君） 私はこの件につきましては、学級編制基準に沿っての編制とはなっているんですけども、近年、支援学級に在籍する児童・生徒数が増えてくる一方で、いわゆる交

流学級での学びも大事にしたほうが良いといったようなことがある中において、このカウント、編制の在り方については、やはり課題もあるなというふうに感じておまして、様々な会合の中では、私なりの思いも伝えているところがございます。一方で、交流学級に支援学級の子供が入ったとき、例えば教室が少し狭い感じがしたりとか、1人の担任の先生では十分指導が行き届かないこと等もあるということも想定しておりますので、そこには特別支援教育支援員も一緒に入らせて、2人、3人体制で、より多い人数の学びの場を充実するような形を取らせているところがございます。

○19番（小園義行君） 教育長は、経歴を見ると大学で学ばれて、特別支援教育のコースで卒業されていますね。私が教育長に何か申すのも大変申し訳ないですけど、実際この現状ですよ、今教育長からいろいろあるというふうに、児童・生徒や普通の通常学級の子供たち、この状況をどんなふうに捉えているというふうに考えているのか。把握されていなければいいですよ、そんなことを調査されたことはありますか。通常学級の子供たちが、特別支援学級に行っている子供たちをどんなふうに見ているのか、そういったものを調査とかされたことがありますか。

○教育長（福田裕生君） いや、そういった類の調査は経験しておりません。

○19番（小園義行君） 子供は同じ3年生なのに、3年1組にいないわけでもんね。もちろん、その特別支援学級に入って、教育をすることが駄目と言っているわけではないですよ。同じ3年生なのにちょっと児童数が違うというね、そこにカウントされないというの、何か不思議でならないというふうに多分思うと思うんですよ。僕の息子が学校に行く頃は、3年1組に入って40人のうちの1人。入級式があって、そこで交流が始まるというそういうシステムでしたので、今カウントしないということ自体が「何か問題だね」というふうには思います。教育長も、いろいろそれは何か考えがあるでしょうね。分かりました。そこで、この特別支援教育、カウントしないことってどんなことなんだろうと、これは特別支援教育の在り方が問われているというふうに思うんですよ。学習指導要領の総則第1章第4の2の（1）のアでは、「障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする」ということで、学習指導要領に書かれていますね。そうすることは、特別支援教育が特別支援学級だけじゃなくて、ちょっと先ほど答弁がありましたけど、「通常学級も含めた全ての学級で行われる」と、インクルーシブ教育というやつですけど、それでないと、これはちょっと違うと思いますが、それはいかがですか。

○教育長（福田裕生君） 特別支援学級に在籍している子供たちの学びというのは、支援学級のよりその子のニーズに合った集中的な学びというものも非常に重要だと思いますし、一方で、今よく交流学級という呼び方をしておりますけれども、その子がより大勢の学級の中に所属をし、例えば朝の会、給食とか、一緒に学んだほうがその子の学びにとって価値があるといったような内容については、やはり多く的人数の中で学ばせることが、私は重要であるというふうに思っております。それは、やはりその子のニーズ、それから障害種に応じた適切な時間割編成と時間の

バランスというものが大事であると思っております。そういう意味においては、この学級編制基準の考え方等については、やはり今後見直しも含めた検討というのはあっていいのではないかなという思いがありますので、いろんな場で状況説明をしたりとか、よりいい基準に作り変えることができないかといったようなことの思いは伝えているところでございます。

○19番（小園義行君） そうした中で、やはり私は学校の運営というのは、校長先生に委ねられていますよね。そうしたときに、やはり特別支援教育をきちんと推進していくためには、校長先生が学校経営方針に関する対応をしっかりと、基本的なそういったものの考えを全部の先生たちに示して、リーダーシップを発揮することが必要だと、大事なことだと思うんです。文部科学省が通知しています、あの分厚いやつね、去年ちょっとやり取りしましたけど。あの中で「特別支援学校及び特別支援学級の担任をして、校長先生になったのはどれぐらいですか」と、文部省が調査していました。2割ですよ。そういった中では、なかなかこの視点というのが難しいのではないかと。だからぜひ本市においては、教育長自身がそういう立場に携わっておられた人ですので、こういった校長先生の力を発揮するという、そういったものについてはいかがですか。

○教育長（福田裕生君） それも非常に重要なことで、今も鋭意取り組んでいるところでございます。特別支援教育の理論的な部分も含めてですね、実践的な指導の在り方だとか、そのことを全ての職員に理解をさせて、資質を高めていくことは非常に重要なことですので、学校は学校の中で、校内研修という中で特別支援教育に関する研修もしてもらっておりますし、本市独自の研修会の中でも、このことに関する研修はほぼ毎年、そして管理職研修会においては、校長・教頭の研修会の中で必ず入れるようにしております。そうすることによって、校長がリーダーシップを発揮し、より実効性の高い特別支援教育が進められるように、今後も取り組んでいきたいと思っております。

○19番（小園義行君） 校内委員会を設置したり、特別支援教育コーディネーターを任命したり、そういうことだけで終わっているとは思いませんけど、きちんとしたそういったものが発揮されるように、今教育長の答弁があったように、校長先生に本当にリーダーシップを発揮してもらって、いいものになっていくようにやっていただきたい。志布志市議会は、こういったカウントされないこととかを含めて、陳情を採択しております。ぜひこういった点では、国に対して意見書を上げていますけど、市長もこういった問題については、カウントしないというのは少し私から見ると問題だという、そういう思いがあって、ぜひ教育長もね、国や県にも声を上げていただきたいと思う。両方に答弁を求めます。

○市長（下平晴行君） 先ほどから教育長の答弁にありますように、特別支援学級に在籍している子供の特性に最も適した学びの場を提供できるように、多様で柔軟な仕組みが必要であるというふうに考えておりますので、国・県に対してもしっかりと要望等をして、取組をしていかなければいけないというふうに思っております。

○教育長（福田裕生君） 本市におきましては、昨年度から鹿児島大学の特別支援教育専門の教授を志布志市特別支援教育推進アドバイザーということでお願いをしております。その専門の教

授の指導もいただきながら、この件はしっかりと進めてまいりたいと思いますし、学級編制基準につきましても、先ほどから申し上げていますように、県の担当者、それから場合によっては国の担当者等にも、本市の状況を含め、様々な市町村も同じであろうと思いますので、きちんと伝えてまいりたいと思います。

○19番（小園義行君） ぜひですね、これを努力していただきたいものだと思います。

次に、特別支援学校の設置ということで、これまで全協とかいろんなところで説明があるわけです。特別支援学校の設置に向けての県、そして関係市町との協議、方向性をちょっと教えていただけますか。

○市長（下平晴行君） 令和5年2月、鹿児島県特別支援学校等の教育環境の改善についての提言において、分置を検討する優先順位として曾於地区が筆頭に上げられたところであります。それを受けまして、志布志市においては分置場所の検討を行い、併せて曾於地区においても、分置場所についての協議を行ってきたところであります。今後も県教育委員会及び本市各課との連携を密にして、丁寧に対応していく必要があるというふうに考えております。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

令和5年2月に、鹿児島県特別支援学校等の教育環境の改善についての提言を受けまして、令和5年4月に鹿児島県特別支援学校等教育環境改善推進協議会が開催され、具体的な分置場所の検討についてスケジュールが示されたところでございました。その後、本市におきましては、県が想定している規模などに合致しそうな場所について、市内学校長を中心に、情報収集を行いながら、本庁舎内に設置いたしました志布志市特別支援学校分置推進協議会において協議を行い、志布志市における特別支援学校分置候補地を選定いたしました。さらにその後、曾於地区特別支援学校分置推進協議会を設置し、志布志市、曾於市、大崎町での協議を行い、曾於地区における分置候補地を決定いたしました。決定した候補地につきましては、優先順位を付けずに県のほうに報告をしております。令和5年10月には、県教育委員会と曾於地区、つまり志布志市、曾於市、大崎町による特別支援学校分置に係る協議を行っております。県は令和5年11月24日に、第3回鹿児島県特別支援学校等教育環境改善推進協議会を行っております。その中において、分置場所についての協議が行われたというふうに聞いております。このままスケジュールどおりまいりますと、令和6年3月頃には、県より整備計画の発表があると聞いておりますが、本市から上げた候補地云々につきましては、まだ全く具体的なことでの報告は受けていないところでございます。

○19番（小園義行君） 今はそういうことで、来年3月に方向性も分かるということでした。私は伊佐地区のほうが早いのかなと思っていましたが、こっちに来てよかったですね、そういった意味ではね。そこで、言葉は悪いんですけど、企業誘致ではないからですよ、大崎町、志布志市、曾於市、その曾於地域の子供たちの適正就学を実現するという、その視点が必要だろうと。もちろん我がまちに設置されれば一番いいけれども、「どこに置いたら大崎町から来ても、曾於市から来てもいいんだろうね」というそういう視点が必要だと思うんですよ。ぜひそこについては、あまり「我がまちに」という、そういうこだわりをもってしまうと、県が駄目と判断する可能性

もあるわけで、そこについては今私が言いました曾於地域の子供たちの適正就学を実現をすると、そういう視点でこの問題にはぜひ取り組んでいただきたいと、もちろん実際に我がまちにあったほうが良いとは思いますが、でも大崎町の人は大崎町にあったほうが良いと思うし、曾於市の人も曾於市が良いですね。ぜひそういう曾於地域の子供たちの適正就学という視点で取り組んでほしいと思いますが、いかがですか。

○教育長（福田裕生君） これまでも2市1町で協議をずっと重ねております。全くおっしゃるとおりで、曾於地区における学びの場の拡充という観点を大事にしながら、県との協議は進めておりますし、県へのお願いもしているところでございます。最終的には、約10項目ほどの示された基準等もございましたので、そういったものを県が総合的に判断し、具体的なところが決まっていくものというふうに予測しております。

○19番（小園義行君） ぜひ、そういう努力をしていただきたい。

この教育関係については、給食費の無償化ということでちょっとお願いします。市長が最初1期目のときに、選挙の公約に掲げられて当選されて、現在半額補助ということで、大変喜ばれているわけですね。子育て支援というその立場から、完全無償化へ向けて、あと残り任期2年というところに来ていますけど、どういった議論がされているのでしょうか。今、本当にこの物価高騰いろんなところで、子育て世帯については大変な思いをされていると思うんですけど、そういうのを踏まえてどんな議論がされているのかお願いします。

○市長（下平晴行君） 給食につきましては、議員もおっしゃるように、公約に給食費無償化を上げていたところでありますが、令和3年度から給食費の半額助成を実施しております。新型コロナウイルス感染症による社会経済情勢の変化に伴い、原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰など、市民生活に大きく影響していることから、その方面への対応を優先したということで、現時点では実現に至っておりません。しかしながら、令和4年度、令和5年度については、半額助成に加え、物価高騰による給食費改定に伴う子育て世帯の負担増加分についても支援し、保護者負担を増やすことなく、給食の円滑な実施を努めているところであります。給食の完全無償化は、子育て世帯が必要とする効果的な施策の一つで、「安心して子育てができるまち」を実現するためにも、令和6年度実施に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 教育長は、この給食の無償化というのは、教育の視点からどうだと思いですか。

○教育長（福田裕生君） 給食費を無償化することにつきましては、教育費の負担が大きい子育て世代の方にとっては、その負担が軽減されて子育て支援の充実につながっていくものと考えております。また実際子供たちも、これまで以上に様々な関係者への感謝の気持ちをもって、給食を食べることができるというふうに思っております。教育的効果も生み出せるのではないかなというふうに捉えております。

○19番（小園義行君） 市長、教育長はぜひやっていただきたいという、それが必要だという、そういう答弁ですね。先ほど市長、令和6年度から何ておっしゃったんですかね、ちょっと聞

こえなかった。ごめんなさい、もう一回お願いします。

○市長（下平晴行君） 令和6年度から、実施に向けて取り組んでまいりたいというふうに答弁したところであります。

○19番（小園義行君） 最近耳が遠くてですね、市長に大変無駄な時間を使わせてしまいました。令和6年度から実施するという、そういう答弁ですね。これは本当に今、この議会中継を見ておられる人たちは、さすが我がまちの市長だという、そういう思いがあると思います。教育委員会の資料では、あと6年もしたら、子供が本当に少なくなりますね。ぜひ子供が産み育てられる環境をね、もちろん産まないという選択もあっていいわけで、ぜひね、志布志市の未来を支えていくという意味では、今、市長がおっしゃった、「来年度からやる」ということでありましたので、大いにこれは評価をしたいと思います。ぜひ、子育て世帯の支援という意味で、揺るがずにやっていただきたいというふうに思います。分かりました。

最後に、福祉行政ということで、障害者差別解消法について、ちょっとお願いをしたいと思います。障害者差別解消法が、2024年4月から民間事業者にも対応を求められるというふうになっています。公は、もうそういうふうになっているわけです。来年度から求められるそういう民間の法人、事業者の方々に対して、本市として、公として、まずどうしてきたのか。あと3か月、4か月ですけど、その民間の人たちにどういった取組をされてきたのか、民間事業者への啓発なども含めてちょっと教えてください。

○市長（下平晴行君） 平成25年6月に制定された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法については、障害者基本法第4条の差別の禁止の規定を具体化するものとして位置づけられており、「全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること」を目的としているところであります。また、行政機関に対しては、「障害者に対する合理的配慮を的確に行うため、関係職員に対する研修、その他の必要な環境の整備に努めなければならない」とされております。令和3年の障害者差別解消法の改正を受け、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が、令和6年4月1日より義務化されたことにより、本市においても合理的配慮の提供の理解を深めるため、現在、広報紙などにより周知を図っているところであります。今後も鹿児島県が配置しております「障害者くらし安心相談員」を活用しながら、事業者の皆様にも制度を理解していただけるよう、広報・周知に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○19番（小園義行君） 教育委員会としては、これまでこういったような先生たちに研修とか、この法律に基づいて、「障壁を取り除く合理的な配慮を」というのがありますよね。そういったものについては、教育委員会としてはどうだったのですか。

○教育長（福田裕生君） 教育委員会といたしましては、学校におきまして障害を理由とする不当な差別の取扱いが禁止されていることであるとか、合理的配慮の提供が義務付けられたということ等を各学校で校長から指導し、また校内研修等においても、コーディネーターを中心に研鑽を積み上げているところであります。そして、学校におきましては、例えば授業の中においては、

子供が誰一人学び残しがないように、その困難さに応じた学びができるような様々な手法を工夫することもしておりますし、一方で、肢体的な不自由を強いられた子供に対しては、段差の解消だとか、エレベーターの設置などを年次的計画的に進めているところであります。今後もこの合理的配慮、障害者差別解消法の問題につきましても、非常に重要な、そして人権にも関係する重要な課題でもありますので、私どもは、この意味と価値について、今後も指導を続けていきたいと思っておりますし、一方で保護者や一般市民の方々にも、広くこのことを理解していただくようなまちづくりを進めていくことが大事であろうと思っております。

○19番（小園義行君）　そういう状況の中で、来年4月からの民間事業者の方にも始まるわけですね。また法律の中身も非常に難しいですよ。合理的配慮といってもね、いろんなものがそれやらなければいけないのかなとか、よく分からない部分もあったりして、そういう行政の窓口として来年4月から始まるんですけど、年明けからでもきちんとどこかで、「私たちどうしたらいいの」というのを、国も窓口を設けているんですけど、実際志布志市も法人の方々も、法律上これは駄目なのかとかいろんなことがありますね。そういったものに対して、きちんとこの障害者差別解消法が民間事業者に求められたときにスムーズに行くように、そういった相談窓口を設けるなど、その向き合い方はいかがですか。

○福祉課長（若松利広君）　本市におきましては、福祉課の障害福祉係のほうが窓口になるかと思っております。また一方では、事業者としましては、商工会や港湾振興協議会の会員さん方も、当然そういった配慮をしないといけないという事業者になりますので、港湾商工課と連携を取りながら、港湾商工課にもこの合理的配慮の必要性も十分研修していただきまして、一つの窓口となっていたきたいというふうに考えているところでございます。

○19番（小園義行君）　そういう形で、法律が始まると、今はインターネットの時代ですので、何かいろんなことで「あそこはこうだよ」となると、すぐ炎上したりですよ、いろんなことになっていると困るなという思いがあります。この障害者差別解消法、この法律を見ると非常に難しく、一つ一つが判断に惑うといいますか、本当にそういった意味では、今課長がおっしゃったようなそういう対応をぜひしていただきたい。今度は一方、障害を抱えている本人、その人たちからしたときに、「どこに行っているのかね」とか、いろんな形があるわけですね。国会でも衆議院も参議院も附帯決議をしています。その中で、障害者差別解消支援地域協議会、こういったものを組織してやってくださいと、医療とかいろんなところを含めて、そういったものがあるわけですよ。それを含めて、障害を抱えている人もきちんと、「どこに行っているのか分からない」とかそういうことがないように。たまたま私は知的障害者相談員というのを市長から委嘱を受けて、活動させていただいていますが、その障害を抱えている人たちは、役所から送られる文書そのものの理解が難しいわけですね。そういうとき、たまたま私とつながっている人はいいいけども、そうでない人は「どこに行ったらいいの」という、そういうのがあって、「国会の議員の方々もすごいな」と思ったんですけど、「障害者差別解消支援地域協議会を積極的に設置すべき」ということでの附帯決議も付いています。そういったものも言って考えて、即やれとかいうこと

ではなくて、それぞれの事業者の立場に立つ、そしてまた障害を抱えている人の立場に立った上で、こういったものは考えられませんかということなんですけど、市長いかがですか。

○市長（下平晴行君） 例えば周知方法として、ホームページやリーフレットを用いた周知を行うとか、先ほど課長のほうで商工会等々、そういういろんな組織の事業者等も含めて、やはり情報提供をしっかりとやっていかなければいけないと思いますので、内部でどういう形で情報提供ができるのかを十分協議して、対応してまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） よく分かりました。ぜひ努力をしていただきたい。あと、この関係でいうと、特別支援学級のさっきいろいろやり取りをしましたね。この同じ学年の児童として数えないというのは、この障害者差別解消法の社会的障壁の除去としたときに、どうなんだろうと。そういう視点から、教育長どうお考えですか。

○教育長（福田裕生君） その件につきましては、完全にカウントしないということではなくて、括弧書きでこう書いて、そして学級編制のときにその数を入れないで編制をしていくということです。先ほども申し上げましたように、この障害者差別解消法の観点からいったらどうなのかということ等は、しっかりとやはり見ていって、話ができる場所においては、問題提起もしていくことが必要かなと思っております。

○19番（小園義行君） ぜひ社会的障壁の除去、これに合理的な配慮をしてくださいよということを求められています。私も46年間、自分の息子が障害があったことで、学びをいっぱいさせてもらいました。そのことによって、他の人に対しての私自身の向き合い方が、確かに変わったというふうに思います。そういった意味では、ぜひそういう障害を抱えている人たちに対する差別・偏見、そういったものを、その人たちに感じさせないような社会にしてくださいよというのが、この法律の大きな目的ですので、ぜひ教育長、この子供たちが「なぜ、僕は3年生じゃないの」とか、言葉は悪いけど、同じクラスにカウントされないわけで、そういったものについては、ぜひ考えていただきたいなと思うところです。国の方針でそうなっているんだろうけど、ぜひこの法律を実際に運用していくときに、きちんとそういうものがあって、差別を受けていないというものを感ぜられるような社会にしないといけないというふうに思います。そういった意味で、この問題は、教育長自身が「はい、分かりました」と言って、解決できる問題でもないと思いますが、先ほども答弁がありましたが、ぜひ県の教育委員会そして国に対しても、そういう要請をしていただきたい、そう思いますけど、いかがですか。

○教育長（福田裕生君） いろんな機会を通じて、思いを伝えていきたいと思っております。

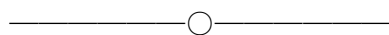
○19番（小園義行君） 最後です。この前、開かれた学校ということで、志布志小学校にちょうど学校訪問の時期に行きました。そうしたときに、弱視ということで、視力の弱い子供さんがいるということで、先生からお聞きをしました。そうしたときに、教室がそれぞれありますね、2階に上がったり、そういうときに野神小学校にはエレベーターが付いているんですよ。別に、「すぐ付けなさい」とかいうことではないんですよ。そういったものに対して、この障害者差別解消法というここからしたときに、そういった環境を整備していくというのは当局に求められる

ものだと思うんです。ぜひそういったものに関しては、野神小学校にも本当に車椅子の子供が安心して就学できるようになって、志布志小学校にもそういう子供さんがおられるということで、進級すると校舎が遠くなりますが、学校の対応によって解消されますね。そうすると、もっとそれぞれの学校にそういう子供たちが、ここで学びたいということが起こるかもしれません。そういった環境を整備していくのは、この障害者差別解消法の本質からしたときに、当然のことだというふうに思いますので、そのことについては市長、頭にちゃんと入れておいていただきたいと思いますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） これはもう本当に自分事としてですね、そういう立場になったことを考えながら、全体的にですね、学校だけじゃなくてやはり障害のある人も健常者と同じ生きる権利があるわけでありますので、しっかりそこもう一回言いますが、自分事として対応してまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 今回は、それぞれいろいろやり取りをさせていただきました。ときには熱くなったりします。市長の思いと私の思いとまた違う部分もあったり、また教育長の思いと私の思いと違う部分もある。それが議会というところだと理解しております。ぜひですね、これからも熱くなって議論をしたいと思います。市長ともそうです。ぜひですね、ここの場を離れたら別に熱くなる必要もないと思いますので、平静に議論したいなとお話をさせていただきたい。ぜひ、ここにおられる方々全てが一緒になって、この障害者差別解消法が求めているものを実現していくことを含めて、あと、今度の議会は大事な議会だと思います。組織再編という市長が提案されましたそのことについて、これから議論ですので、私たち議会が十分に議論できるようなそういったものを準備していただいて、議会にはいろいろ提供していただきたいということをお願いをして、一般質問を終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。



○議長（平野栄作君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後4時26分 延会

令和5年第4回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：令和5年12月8日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

福 重 彰 史

丸 山 一

出席議員氏名（18名）

2番 栞山晋司	3番 稲付洋平
4番 隈元香穂子	5番 南利尋
7番 青山浩二	8番 野村広志
9番 八代誠	10番 小辻一海
11番 持留忠義	12番 平野栄作
13番 西江園明	14番 丸山一
15番 玉垣大二郎	16番 鶴迫京子
17番 小野広嗣	18番 東宏二
19番 小園義行	20番 福重彰史

欠席議員氏名（2名）

1番 永田梓	6番 市ヶ谷孝
--------	---------

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市長 下平晴行	副市長 溝口猛
教育長 福田裕生	総務課長 小山錠二
財務課長 鮎川勝彦	総合政策課長 川上桂一郎
コミュニティ推進課長 五代千加子	情報管理課長 宮内真吾
港湾商工課長 大迫秀治	税務課長 濱田茂
市民環境課長 留中政文	福祉課長 若松利広
保健課長 西洋一	農政畜産課長 萩迫和彦
耕地林務水産課長 折田孝幸	建設課長 富岡裕
松山支所長 上原健太郎	有明支所長 北野保
水道課長 新崎昭彦	会計管理者 和佐浩教
農業委員会事務局長 中水忍	教育総務課長 岡崎康治
学校教育課長 上木勝憲	生涯学習課長 江川一正
危機管理監 萩原政彦	松山支所産業建設課長 重山浩

議会事務局職員出席者

事務局長 藤後広幸	グループリーダー 末原和幸
調査管理担当サブリーダー 大田和隆	議事担当サブリーダー 前田範雄

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、東宏二君と小園義行君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（平野栄作君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、20番、福重彰史君の一般質問を許可します。

○20番（福重彰史君） 質問に入ります前に、耳の調子が悪いですので、できるだけマイクに近づいての答弁をよろしくお願い申し上げます。それでは、早速ですけれども、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

まず1番目の道路行政についてでございますけれども、県道柿ノ木志布志線弓場ケ尾地区の改良につきましては、これまでも何回となくただしておりますが、残り2工区700mにつきましては、何の計画もなく、まためどもなく現在に至っている状況でございます。この路線につきましては、質問のたびに本田前市長、そしてまた現下平市長も重要路線あるいは重点路線であると言われておりますが、まず、この重要路線であると言われる根拠は何かお尋ねをいたします。

○市長（下平晴行君） 福重議員の御質問にお答えいたします。

まず、重要路線とは何かということでのお尋ねであります。私は、やはり松山地域と志布志地域を結ぶ重要な路線と、いわゆる志布志市街地に出入りをさせていただく松山地域の市民の皆様への利便性を図るということで、重要だというふうに考えております。県道柿ノ木志布志線は、志布志港から志布志市街地を経て、松山地域の中心地へ通じる一般県道で、松山地域と志布志地域を結ぶ重要な路線の一つとして認識をしているところであります。既に1期工事は完成しておりますが、残す2期工事約700mの区間におきましては、事業採択になっておらず、見通しはついていない状況であります。引き続き粘り強く、鹿児島県へ強く要望してまいります。

○20番（福重彰史君） まず、その重要路線であるという根拠はということでございますけれども、松山地域と志布志市街地を結ぶというようなこと等々ありましたけれども、具体的に申せば、そういう志布志地域と松山地域を結ぶ路線ということであれば、この路線以外にもあるわけなんです。なぜこの路線が、そういうふうにして重要路線であるか、重点路線であるかということについては、ほかの路線とは違う何かがあるから、この路線については重要路線であるというふうに言われているんじゃないかなというふうに思うわけです。これ以外の路線もあるわけですよ、志布志地域と松山地域を結ぶ路線はですね。その点については、いかがですか。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるとおり、志布志市街地に一番近い、そして新橋、泰野、

尾野見、この線形では、一番利活用しやすい道路だというふうに認識しているところであります。

○20番（福重彰史君） 私から、もうちょっと具体的に申せば、この路線の通行量ですよ。どういう通行があるのかということ考えたときに、通勤・通学はもとよりでございます。そして、農家の農産物の搬入・搬出を行う、そういう物流、そして病院や施設、松山地域には1件しか病院もありませんから、そういう通院されたり、あるいは介護サービスを受ける介護施設に入所されていたりとかですね、それと併せて、買い物も志布志地域が商業圏なんですよ。そういうことで、志布志地域に買い物に行く。そういうことから、この路線を使う車、人というのは、ほかの路線とはちょっと違うわけなんですよ。私がずっとこのことをやっているのは、そういうことがあるから、そのためにこの路線の整備を早くすべきではないかということをお願いしているわけなんですよ。そういうような認識というのは、市長どうなんですか、あるわけでしょう。

○市長（下平晴行君） 当然、その考え方は持っていて、先ほど言いましたように、いわゆる県を含めて、曾於地域土木事業連絡会や曾於地区土木協会等々に要望しているところであります。

○20番（福重彰史君） それでは、この路線が重要路線であるということで、その重要路線に対する考え方をちょっと示されましたけれども、そういう路線であるにかかわらず、今の道路の現状はどのようになっているわけですか。

○市長（下平晴行君） 現状は、今、未改良というのは約700mであるわけでありましたが、住宅が建っているため、バイパス案も検討したところであるわけです。そのことについて、昨年度県道拡幅か、それとも市で検討したバイパス案がよいか、地元の意向を確認したところでありまして。その結果、県道拡幅でまとまったということで、令和4年12月に要望書と同意書が提出されて、県道拡幅要望を鹿児島県へ進達したところであります。

○20番（福重彰史君） どうも私の質問と市長の答弁がちょっとかみ合わないようですけれども、あそこの道路の現状がどのような現状であるのかということですよ。それは非常に狭隘で、大型車の離合もできないような、そういう危険な状況にあると、そのような状況の道路であるというふうに私は思うんですけれども、市長はどう思われますか。

○市長（下平晴行君） 十分そのことは認識しております。

○20番（福重彰史君） 現状は見通せないというようなことでございましたけれども、市長、行政の最大の使命と目的は何ですか。

○市長（下平晴行君） 昨日も言いましたけれども、やはり行政の究極の目的は、市民の満足度向上だというふうに考えております。

○20番（福重彰史君） 私は、行政の最大の使命、目的は、市民の命と財産を守ることであるというふうに、私は捉えているわけなんですけれども。もう一度お聞きしますけれども、行政の最大の使命と目的は何ですか。

○市長（下平晴行君） これは生命・財産を守ると、基本的にはそうだというふうに思いますが、ただ私は行政としての考え方というのを職員の皆さんと一緒に、市役所としての取組ということで話をしたところであります。

○20番（福重彰史君） 行政としての役割というのは、もう多々いろいろあると思うんですよ。やはり基本は、市民の生命と財産を守るというのが、これが変わらざる基本だというふうに、私は思っているところでございます。そういうことで、私から見たときに、非常に危険度の高いそういう路線にもかかわらず、なかなか改良の見通しが立たないということ。そうであれば、いつまで危険にさらされておればいいのかということ。道路は、24時間待ったなしです。24時間、毎日、一年365日危険にさらされている状況があるということ、それは、認識できますよね。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、狭隘の区間だということは、しっかり認識をしているところであります。

○20番（福重彰史君） 前回、あるいは前々回の質問に対する市長の答弁から、何か前進があったのかということでございますけれども、先ほど若干触れられましたけれども、前々回は、市単独でもバイパスを考えているというようなことも示されたところでもございましたけれども、そのことにつきましてどのようになっているのか、再度、具体的にお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、昨年度県道拡幅か、市で検討したバイパス案がよいのかということで、地元の意向を確認したところであります。その答えとしましては、現道拡幅がよいということで、そのことをもって令和4年12月に要望書と同意書が提出されて、県道拡幅要望を県のほうに進達したということでございます。

○20番（福重彰史君） 市単独のバイパスというものについては、地元の意向とすれば、非常に厳しいということではなかったというふうに思いますけれども、やはりこういう事業を成就するためには、地元の協力、同意というものが必要であります。やはりそれがいいことには前に進めないし、ましてや、反対というようなことがあれば、なおさらであります。県とすれば、「県の要望事項の中で一番多いのは何か」と聞くと、「道路だ」というふうに言われているわけです。そういうことで、地元が全員同じ気持ちになって、この道路の改良に向けて進むというような考え方、そういうものがないことには、なかなか進まないわけでもございまして、地元とすれば、県道の拡幅、県道を整備してほしいというような要望であるわけでもございまして、今、市長の答弁の中から聞いてみますと、それであれば、やはりそれを中心にしながら、今後の要望活動ということになってくるということではないかなと思うところでございます。そして、これはもう前々回の話でもございまして、前回は、なかなか前に進まないということで、「この路線に絞った形で、県に直接出向いて要望していく」と、そしてまた「この道路に特化した要望を行ってまいる」というふうに、言われたところでございます。先ほど見通しはないということでもございましたけれども、そういうふうにして、「ここに絞った形で直接出向く」、そして「この路線に特化した要望をしてまいる」ということでもございましたけれども、実際、そういう形で要望活動がなされたものか伺いたい。

○市長（下平晴行君） 私も直接担当課の職員と一緒に、道路部長にお願いしたところでもあります。

○20番（福重彰史君） 市長も直接土木部のほうに行かれて、部長のほうに要望を行ったという

ことをございましたけれども、それは前回私が質問してから、何回されているのですか。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

県道の要望活動につきましては、先ほど市長が申されたとおり、曾於地区土木協会、それと曾於地域土木事業連絡会、その二つの会で市の県道の要望を行っているところでございます。特に曾於地域土木事業連絡会におきましては、年度当初に幹事会を開きます。その幹事会につきましては、担当課長が参加するという形で、曾於地域でございますので、志布志市、曾於市、大崎町それと県が事務局になりますので、県の担当課長と協議を行って、曾於地区土木協会におきましては、連絡会の中で直接市長に、県から市の状況の説明、そして市から県に対する要望を行うということがございます。その中で、市長が今回の県道柿ノ木志布志線について特段要望を行ったところでございます。時期は9月に行っております。

○20番（福重彰史君） ということは、要望活動とすれば、通常の要望活動ですよ。志布志市もここだけ1本だけの話じゃないですよ。曾於地区土木協会において、ほかの路線も含めて要望活動をされたと、課長、そういうことですよ。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

そのとおりでございます。曾於地域土木事業連絡会、それと先ほど申しました曾於地区土木協会でも、要望を重ねて行っているところでございます。曾於地区土木協会におきましては、大隅地域振興局、それと県庁に要望を行っております。

○20番（福重彰史君） 私からすればですね、前回の市長の答弁ですよ、「この路線に絞った形で、県に直接出向いて要望をしていく」、「この道路に特化した要望を行ってまいる」、そのことからしたときに、今ありましたですね、こういう前回の答弁の市長の決意と今の要望活動は、相当開きがあるんじゃないですか。私はこれを聞いたときに、この路線1本に絞ってですね、「市長自ら県のほうに出向いて要望していくんだよ」というふうに、この答弁から私は受け取ったところです。そういう答弁じゃないですか。「重要路線に絞った形で、県に直接出向いて要望する」でしょう。そして、これは「特化」というのは分かりますか。「特化」という意味は、ちょっと辞典で調べてみたのですが、もう分かっているんですけども、再確認という意味でちょっと辞典を見てみたんです。「他と異なる特別なものをする事」、こうなっているんですよ。通常の要望活動とは違うんですよ、違わなければいけないわけなんですよ。毎回言うじゃないですか。そういうようなこの路線に対する本当の本気度ですよ、「どげんかせんないかん」という本気度というものが、なかなか伝わってこないんですよ。言葉だけの問題ではないんですよ。実際に言葉と行動が一致しないといけないわけです。どうですか。

○市長（下平晴行君） 「特化」というのはそういうことで、私も全体的な県道としてのお願いもしながら、特に今、話がありましたとおり、この県道柿ノ木志布志線につきましては、道路部長に今おっしゃったようなことも含めて、お願いをしたということでもあります。

○20番（福重彰史君） 今、市長はそういう答弁をされますけれども、実際の行動というのは違うような気がするんですよ。実際、市長が前回言われたようなそういう考え方であれば、本当に

市長が先頭に立って、当然所管課もそうですけれども、自らがやはり何回も足を運ぶような、仕事が激務だということは分かっています。ただ、そういうような姿勢、そして行動がないことには、もう13年間動いていないんですよ。再確認いたします。前回、市長は「重要路線に絞った形で、県に直接出向いて要望をしていく」、「この道路に特化した要望を行っていく」、そのことに変わりはありませんか。

○市長（下平晴行君） この道路の重要性については、前建設課長等とも現地を見たり、そしてバイパスとしてはどういう場所がいいのか、そういうことも詰めながら理解してきておりますので、議員がおっしゃるような、いい加減な考え方で取組ではないというふうに理解していただきたいと思います。

○20番（福重彰史君） 今の答弁で決意は分かりました。市長は、市長という立場でいろんなところに出かけるというふうに思うのですけれども、例えば、松山庁舎に用があって行く場合は、どの道路を通られますか。

○市長（下平晴行君） これは、都城志布志道路を通ったり、それから有明北インターから下りて、一般道を通ったり、それから尾野見地区を歩いていたり、同じ道路、同じところだけ通ってはおりません。

○20番（福重彰史君） 今ありましたように、高規格道路、あるいはそれに並行的に走っている道路、そして今私が取り上げているその道路、それぞれ通っているということでありましたけれども、時間があるときは、「時間がある」というとおかしいですけれども、松山地域にそういう公用あるいは私用等々があるとき、あの道路をしょっちゅう通っていただきたいと思うんです。私も、こういう議会があるたびに、その道路を通ってくるわけですが、今日はあそこを通過するときは、9時35分ぐらいだったと思うんですけれども、あそこの危険な箇所を通り過ぎるのに、約45秒ぐらいかかりました、1分はかからなかったですけども。その間に対向車線、私の進行車線、車線は分かりませんが、対向車が11台ありました。1分もかからない中で11台です。しかも時間的には、一番多いラッシュ時間帯ではないです。そういう状況があるわけです。相当数の交通量があるわけです。やはりそういうものも市長、あの道路をしょっちゅう通ることによって、実態がさらによく分かって、そしてその改良に向けて、本当に本腰を上げないといけないなという気持ちが出てくると思うんです。だから、あそこを通っている方々は、毎日そういうような状況の中で通っているわけですから、そういうことも加味しながら、あそこの路線については、しっかりとした対応をしていただきたいものだなというふうに思います。そしてまた、この13年間も動かない状況の扉を開けるということは、本当に相当な要望活動、強力な要望活動をしていかないことには、なかなか開かないんじゃないかなというふうに思うところがございます。そこで、事業についても、何もその地方特定道路整備事業にこだわる必要もないと思うんですよ。県単でもいいですから、5mでも、10mでもいいんですよ。県単であれば、そういう余計な予算も付きませんから。「県単でもいいですから、どうかしてくれ」というようなことも、その中では言っていくべきだと思うんですよ。そして、道路の整備については、それはしっかりとした

歩道もあるような道路であれば、それに越したことはないんですけども、今の道路の状況から見たときに、センターラインが引けるような、そういうような道路でもいいんじゃないかなと思うんです。それであっても、今よりは安全性は高まるわけですから、そういうことも頭に入れながら、お願いするときはお願いするというやり方というものもあると思うんです。少しでも動けば、次までずっとつながっていくんです。一つも動かなければ、これは15年経っても、20年経っても動きません。そういう経験というのは、我々はしていますから。だから、そういうようなことも考えながら、県にしっかりと要望するというような、そういう考え方というものは、持ち合わせておりますか。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃるように、私も100mでも、200mでもいいから、何とか改良できないかという願いはしているところでありますので、どういう事業でできるのか、そこも含めて本当に一生懸命対応してまいりたいというふうに考えております。

○20番（福重彰史君） 市内では、いろんな路線の中で、この路線よりは交通量が少ないような路線であっても、県単で整備が進んでいるわけです。そういうことで、そういう事業もこだわらずに、とにかく扉を開けるんだというような気持ちで、今後もしっかりと要望をしていただきまして、県から何らかの回答を得られるように、市長、自ら先頭に立って、この路線の改良に向けて取り組んでいただきますことを再度要請しまして、次に入りたいというふうに思います。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、その道路の重要性というのはしっかりと認識しておりますので、それに向かって取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○20番（福重彰史君） それでは、次に入りたいと思います。有害鳥獣被害対策についてということでございます。被害状況並びに捕獲状況をということでございますけれども、今、農畜産業を取り巻く状況は、子牛価格の大幅な下落、あるいはサツマイモの基腐病の発生などなど、またこれに加えまして、飼料や肥料、資機材等の大幅な値上げ等々によりまして、大変厳しい状況下にあることは御承知のとおりであろうかと思えます。そこにさらには有害鳥獣による被害も拡大しつつあり、追い打ちをかけているような状況も受けるところでございます。そこで、特にこの有害鳥獣のイノシシによる被害状況並びに捕獲状況について、お示しをいただきたいというふうに思います。

○市長（下平晴行君） 令和5年10月末現在、市へ寄せられた有害鳥獣捕獲依頼は33件であったところであります。農作物の被害状況としては、イノシシによる水稻、カンショ、飼料、作物等の掘り起こしや食害が主な報告であり、被害に遭ったほ場の面積は6haとなっているところであります。また、主な被害の原因であるイノシシの捕獲状況については、今年度新たに実施した9月の一斉集中捕獲での179頭も合わせ、10月末現在で577頭の捕獲実績があるところであります。

○20番（福重彰史君） 今、答弁がありましたけれども、この被害状況については、市役所のほうにそういう駆除要請、あるいはその連絡や報告があったという分なのか。あるいは、市内全域的に調査をされた上でのものなのか、どちらですか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） この被害状況の把握につきましては、市民の方々から被害があ

ったということで市のほうに報告があって、職員が現地を確認している数字でございます。

○20番（福重彰史君） この被害状況については、全体と申しますか、全域的な調査をしないと、本当の被害の実態状況というのは分からないんじゃないかなというように思うんですよね。ほとんどの方が、市役所のほうには連絡しないですよ。相当なそういう被害状況が出ているんですけども、そういうことで全体的な調査をすることによって、さらにどのような対策をすべきかということにつながってくるのではないかなというふうに思いますけれども、そのような全体的な調査をするという考え方はございませんか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 先ほど申しましたとおり、市内全体の農作物被害等についてはなかなか把握が難しく、これまで市民の方々から支援相談や駆除依頼等があった場合のみ、その作物や面積に応じて、被害額を本人からの申告や概算で、積算をしているところでございます。しかしながら、市役所へ相談・報告されない場合の方が数多くいらっしゃると思われることから、今後につきましては、初めに市民の方から相談を受ける全猟友会員の方からの聞き取りによる被害状況の把握を含め、効果的な被害状況把握について猟友会長とも協議しまして、今後の有害鳥獣捕獲対策に活かせればと考えているところでございます。

○20番（福重彰史君） 課長のほうからもありましたけれども、やはり、この全体を把握するのは非常に難しいことであって、ただ、言葉の上ではそう言いますが、全体といたら山から何から全部ということになってきますからね。できる限りの調査というものをやはりすることによって、被害の全体的な実態というのが分かってくるわけですし、そしてそれに対する対策というのも出てくるわけですので、ぜひ、どういう形でもいいですから、一回全体的な調査を行うと。そのことが次への対策につながってまいりますので、どうか全体的な調査をしていただきたいというふうに思いますし、また、そのような意向でありますので、それを期待をしていきたいというふうに思います。そして、捕獲状況でございますけれども、集中月間を今期は行ったわけですが、集中月間で179頭、全体では10月末現在で577頭ということだったですね。この集中捕獲については、その捕獲期間は大体どれくらいで行ったものですか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 今年度におきましては、農作物の肥大期、収穫期にあたる前の9月に一斉集中捕獲ということで、ひと月間実施をしたところでございます。

○20番（福重彰史君） 約1か月間の間で179頭、これは大変な実績ではないかなというふうに思うわけですが、この捕獲集中期間の179頭、この数を市長はどのように捉えておられますか。

○市長（下平晴行君） これは一斉集中で捕獲したということで、このような179頭の捕獲ができたということでもありますので、やはり猟友会が一緒になってやるということでの成果だというふうに、理解しているところであります。

○20番（福重彰史君） こういうように集中捕獲をすると短期間の中でこれぐらいの実績を上げることができるという、いわゆる個体をとにかく減らさないことには被害は減少しないわけですから、やはりその捕獲しないといけないということですから、そういうことを考えた場合、この1

か月で179頭の実績も上げるような集中捕獲ですね、これは毎年実施して継続してこそ、その実効性というものが高まるというものではないかなというふうに思うわけですが。今後の捕獲の対策の継続も含めて、並びに新たな対策、これまでも例えば免許登録に対する補助ができないとか、報奨金をもうちょっと上げることはできないとか、あるいは同僚議員のほうからも、いろんなこのことに対する提言があったわけですが、そういうものを含めて、新たな対策というものについて何かあったら、お示しをいただきたいというふうに思います。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、今後も一斉集中捕獲の取組を継続しながら、そして年間を通じた捕獲報奨金を出しているところでもありますので、これは継続して取組をしてみたいというふうに考えております。

○20番（福重彰史君） この集中捕獲、そして報奨金については、年間を通して出していくというようなことをございました。そういう答弁が今市長からありましたけど、こういうことを継続することによって成果というのは上がってくるわけですが、「一回やったから、もう来年はやめておこうか」とか、「様子を見ていこう」とか、そういうことであれば、なかなか個体数は減らすことはできませんので、継続するということをございましたので、ここで一つ確認をしたいのは、今回、補正予算の中で県より豚熱蔓延防止のためにイノシシ146頭分の報奨金の追加と、市単独分の報奨金146頭分が計上されておりますけれども、もしこの猟期中に県の分を使い果たしたと、無くなったという場合でも、猟期中であれば市単独分については支給していきんだと、その前に今、一年を通して支給するということがありましたけども、今回県からこういう追加分がありました。併せて、市も同様に計上しているものですから、これが県の分が枯渇しても、市単独分については支給するということをございますか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 本年6月定例会におきまして承認いただきました、猟期中の5,000円報奨金支出につきましては、今定例会におきまして計上している補正予算とは別になることをございますので、国庫上乗せ分の7,000円につきましても、継続して支出させていただくことをございます。

○20番（福重彰史君） 大変申し訳ないんですけど、もう一回確認させていただきますけれども、集中月間を来年以降もやるということ、そして報奨金についても、猟期中支給するということは来年度以降もやるということによろしいですか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○20番（福重彰史君） そのことの確認ができましたので、そういうことの中で、猟友会の方々に頑張ってもらわなければならないわけですので。ただ、これを言う前提としてイノシシの生態というのが分かっていないとですね、なかなか難しいと思うんです。イノシシの生態というのは、生後1年半で成熟に達するということが言われているわけですね。そして年に一回の出産ですが、2月から3月が発情期なんです。そして5月から6月にかけて分娩のピークを迎えるということで、大体平均して4、5頭を出産するということですが、今回一番心配したのは、この2月から3月が発情期ですので、この期間にやはり捕獲ができれば、相当数のこれから先の

個体の減少にもつながっていくわけですので、そういうことで今回県が146頭追加対策、これは目的そのものは豚熱の関係でありますけれども、そこに今回の予算の中での話ですが146頭の予算を追加したと、そして市も同様に計上されているから、県の分が枯渇したときは市の分はどう考えているのかなという心配があったわけですが、継続するというごさいますので、この2月、3月の発情期、ここでも一生懸命猟友会の方々、狩猟者の方々には、頑張ってくださいなというふうに思うところでございます。

そこで、この猟友会や狩猟者に対する支援の拡充の考えはないかということで質問しておりますけれども、このいろんな支援の方法があるかというふうに思いますけれども、現在、捕獲証明の写真には、「捕獲者が入った写真が必要である」というふうに言われて、この人が入った写真を撮るには、自撮りであればできるんじゃないかなというふうに思うかもしれませんが、全体が入らないということがありますから、自撮りじゃできないんですね。そういうことで、その写真を撮るには人に頼まないといけないという手間が、あるいは頼むだけではなくて、お礼もしないといけないということであつたりもするということですが、この写真に人を入れなくてもできるのではないかなというふうに思うわけですが、そのことについて伺いたいと思います。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 今回、議員からの御質問を受けまして、近隣市へ電話で確認をさせていただきました。これまで本市が捕獲確認の際に適用してきました、国の鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領とは別に示してあります、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲確認マニュアルの中において、一人で捕獲した際には本人が写真に写る代わりに、捕獲従事者証等を写真内に写せば、居所書類となるとの話を聞いたところでございます。現在、その話を受けまして、国に確認を取っているところですが、確認が取れた際には、できるだけ早く猟友会のほうにお伝えをいたしまして、次回の国庫補助対象分となる捕獲時の写真の撮り方について、周知をしてみたいと考えております。

○20番（福重彰史君） これは、自治体によっては、実際そういうふうに行っているところがあるわけなんです。他自治体ができ、本市ができないということはないと思うんです。今ありますように、これはできると思うんです。だから、今、確認作業を取っているということですが、これは間違いなくできますので、そういうことを考えたときに、国やら県の要領や要綱とか、いろんなものがございまして、あるいは通達事項とか、そういうものがですね。そういうものはどんどん変わったりしますから、しっかりと目を通しながら遺漏のあるようなことがないようにしていかないと、実際、そういう点で不利益を被るのは市民になってくるわけですので。ぜひこの確認作業ということですが、それをしっかりと確認されたら実施するということですが、確認ができれば、できるだけもうすぐにでもやっていかないと、本当にただでさえ、この狩猟者の方々は大変な思いをされているわけですので、そういう中で、写真までこういうような状況があるということでございまして、このことについては、市の予算とか、そういうのも全く関係ないわけですので、早急に実施に向けて確認作業を終わらせて、取り組んでいた

だきたいというふうに思います。

このことについては、そういう方向で対応するというふうに受け取ってよろしいですか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） このマニュアルの中におきまして、効果的・効率的に捕獲をしていくということが示されておりまして、私どもの確認不足で大変狩猟者の方々に御負担をおかけしております。確認が取れ次第、早急に見直しをしていきますので、そういうことでよろしく願いいたします。

○20番（福重彰史君） そういうことで、支援の中にはいろんな支援方法があるわけなんですよね。そういうことで、今申し上げましたとおり、何も予算に関係するような支援だけじゃなくて、予算に関係しないような支援というのもあると。そのことをすることによって、猟友会あるいは狩猟者の負担軽減につながっていくわけです。そしてまたそのことが、この方々の士気の向上にもつながってくるということになります。士気が高まれば、当然個体数も減ってくるわけですので、そういう好循環になっていきますから、今までもいろんな同僚議員も含めまして、いろんな負担軽減に向けて提言をされておりますので、そういうことも含めながら、今後も状況を見守りながら、さらにそういう手厚い支援というものに向けても取り組んでいただきたいというふうに思います。そのことにつきまして、ちょっと見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） いわゆる狩猟者の負担軽減というのはありますが、あるまちでは、それが不正に行われた等々もありまして、その負担軽減の確認の仕方ですね、これもしっかりとどういう形で取組をしたほうが負担軽減につながるのか。そしてはっきりこの現状がやはり分からないと、もし過去に不正があった場合に、その証明の再確認というようなことがないように、その負担軽減の在り方も十分検討させていただいて、いわゆる捕獲のしやすい体制づくりをつくってまいりたいというふうに考えております。

○20番（福重彰史君） それでは、そのことについては、よろしく願いを申し上げておきたいと思います。

3番目でございますけれども、将来を見据えた猟友会の一本化に向けた取組は考えていないかということでございますけれども、本市には、3地域ごとに猟友会があるところでございます。各猟友会とも高齢化が進んでおりまして、会員数も大変減少してきております。今後の組織の維持運営が大変厳しくなるのではないかなというふうに思われるわけでございますけれども、まず、現在の各猟友会の会員数と総数はどういうふうになっているのか、伺いたいというふうに思います。

○市長（下平晴行君） 本市の有害鳥獣捕獲に関しましては、現在、志布志市有害鳥獣捕獲対策協議会を組織しております。3地域の猟友会をはじめ、JAや森林組合、警察署等にも参加していただきながら、一つの組織として活動をしているところであります。御質問の件につきましては、実際に狩猟者となる3地域、いわゆる猟友会の一本化についてであるというふうに思っておりますが、過去においても各猟友会の現状把握の聞き取りや、猟友会等での議題に上げられ検討するなど、取組をしてきたところであります。そういうことから、以前からある慣習や組織体制、

考え方の違いから、現在まで一本化できなかったということでもあります。今後は、やはり組織間の連携を深めて、会員同士の交流を深める場を提供するなど、より良い組織の在り方について協議をしてみたいというふうに考えているところでもあります。会員数につきましては、令和5年4月1日現在で99人です。内訳は、松山地域が28人、志布志地域が35人、有明地域が36人となっております。

○20番（福重彰史君） この一本化に向けては、今から10年前に、当時の耕地林務水産課長が私の同級生だったですから、その後に退職されましたが、そのときにこのことを取り上げた経緯がありまして、当時は非常にいい返事もらったということでもございました。すぐにできるんじゃないかなというような答弁であったかというふうに思うところでもございますけれど、実際、あたってみたところ、なかなか厳しいものがあつたということで、「一年待ってくれ」ということでしたけれども、その後もなかなか前に進んでいないという状況があつたというふうに、認識をしているところでございます。あくまでも今の状況を見たときに、この会員の高齢化、そしてまた減少というのを見たときに、やはりこのままでいいのかというところで、質問をしているところでもございますけれども、いろいろな例えばこういう集中捕獲作戦とか、そういうこと等々も含めながら、できるだけ猟友会がお互いに連携を取りやすいようなこと等々をやりながら、少しずつ垣根を低くしていくということが、この一本化に向けての道筋になっていくのではないかなというふうに思うわけですが、それに向けて市が、そういうような仲介・サポートということに取り組むというような考え方はございませんか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、一斉集中捕獲期間を設けて捕獲することによって、いわゆる連携が取れるということも含めて、それから、わなの仕掛け等々の研修等も含めて、会員間の交流を深めることでの連携、そういうことを取り組みながら、3地域が一緒になれるような取組というか、そういうことを実施していきたいというふうに考えております。

○20番（福重彰史君） これが一本化することができれば、少なくともこの捕獲の領域が解消されますね。今ですね、やはりそれぞれの猟友会の中で、一つの領域というのが、暗黙の領域と申したらいいのか分かりませんが、そういう領域というのがあってですね、なかなかそこに踏み込めないという状況があるわけなんですよね。だから、一本化できれば、そのような捕獲の領域の解消が図られます。そしてまた組織の連携・強化も当然図られる。さらには、この意思の疎通の迅速化あるいは情報の共有化、また共通認識が図られることで、市からの支援もより効率的になっていくと、そしてそのことが、捕獲体制の強化や狩猟技術の向上にもつながってくるというふうに思うわけですが、そういうような一本化することによって、「いろんな意味で利益につながっていくんだよ」、「市民のためになっていくんですよ」という、私は一本化することによって、そういうことがあるというふうに理解しているわけですが、市長は今、私がこういうことを申しましたけれども、そのことについてどのような考え方をお持ちですか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、組織間の連携を深めるということが一番ではないかなと、その深めるためには、先ほど言いましたように、一斉の捕獲をしたり、そういう交

流をすることから始まるのではないかと思いますので、そういうような連携を取れる体制づくりをつくっていきたいというふうに思います。

○20番（福重彰史君） 市長もそういうような考え方であるようですので、これから先を見据えての提言であるわけですので、今、市長のほうからもございましたけれども、猟友会が自主的に一本化へ向けての取組ができれば、これが一番いいわけでございます、今、非常にそういう点では3地域の猟友会の会長さんも、そういう連携が取れているような状況であるようですので、やはりこういうような機を逃さずに、できるだけそういう方々が、自主的に一本化に向けての取組がなされるような、さらに市としてのサポート、そして支援ということをされることが大事ではないかなというふうに思いますので、そういう点も含めまして、今後もしっかりと取り組んでいくということで、受け取ってよろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） いろんな意見交換会、あるいは交流会等を通じて、連携をしっかりと取れるような取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○20番（福重彰史君） それでは、そういうことで、一本化に向けてさらに努力をしていただきたいというふうに思いますので、そのことも要請をしておきます。

次に、道の駅松山「やっちくふるさと村」についてでございますけれども、1番目の「現在の運営状況を示せ」ということでございます。この道の駅松山「やっちくふるさと村」は、県内の道の駅では3番目に開設をされたところでございました。メインのふるさと館は、このやっちく松山藩にふさわしいモチーフにした城づくり、兜を意識した造りで注目を浴びた施設でございます、当初、第三セクター方式で運営が行われていたところでございますけれども、その後指定管理制度が導入されまして、現在に至っているところでございます。特に、現在の指定管理者になってからは、このスイーツバイキングが大変な人気となりまして、市内外や県外からも多くの客が訪れるにぎわいと活力のある道の駅となったことは、皆さん方、御承知のとおりであるかというふうに思います。しかし現在は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、訪れる人や車も激減し、コロナ禍前のにぎわいは跡形もないような閑散とした状況になっているところでございます。そこで、現在の運営状況についてお尋ねをいたしたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 道の駅松山「やっちくふるさと村」は、平成25年から現在の有限会社フォックスカンパニーに管理をお願いし、議員からもありましたように、以前はスイーツバイキングで県内外から多くの来客があったところであります。その後、新型コロナウイルスの蔓延により、レストランは令和2年4月に休止したところであります。本年9月から、店内で飲食できるスペースを設けております。売店では、自社製品のケーキ、チョコレート、ソフトクリーム、クレープ、市内外の特産品や土産物などを販売をしております。新型コロナの規制が緩和されてから、地域の方々がイベントやマルシェなどを開催していただき、にぎわいが増えつつあるところであります。今年度は10月までの売上げが1,180万8,941円で、前年度比約97%と、ほぼ同様の推移をしているところであります。

○20番（福重彰史君） 今、現在の運営状況が示されましたけれども、現状を見てみますと非常

に厳しい状況ではないかなというふうに思っております。そのような中で、これからここがどのような経営をされていくのかなというふうに思えてならないところでございます。今後の経営方針についてお尋ねをいたしたいと思っております。

○松山支所産業建設課長（重山 浩君） 指定管理者の募集の際に計画書を提出していただきまして、審査をしたところですが、当初行っていたバイキングのほうは、「一旦やめる」ということで伺ってございます。今、指定管理者の選考委員会の際のプレゼンテーションでありましたとおり、店内にスイーツが食べられるスペースを用意して、飲み物も提供するというようなことに取り組んでいらっしゃいます。現在は、まだその中身の充実ということで、頑張っているところでございます。また、今後市内産の特産物に切り替えていくということで、徐々に今市内産の特産品、干し芋であったり、野菜であったり、加工品のほうを取り入れていく方向で進めているところでございます。

○20番（福重彰史君） この今の指定管理者、この指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日まで、5年間ということですがけれども、前回の募集期間のときには、もう既に新型コロナウイルス感染症というのは流行期に入っていたわけですね。そういうコロナ禍であったにもかかわらず、意欲を持って手を上げられて、選定をされているわけです。この選定にあたって、いわゆる選定委員会のほうがそれぞれ評点と言うんですかね、採点という方式になっていますので、その評点、総点数が満点で1,600点ですから、いわゆる70%の1,120点に満たない場合は選定しないということであったわけですが、そういう中で84.9%と、非常に高い評点をいただいているわけですね。ということは、委員会での期待が非常に高かったということで、この選定委員会の講評の中でも「情報収集能力を活かした的確な将来展望や新商品の開発等が期待できる」と、こういうことが書いてあります。そして、指定管理者のほうもこの事業計画の中で、「地産地消を今後も増やし、地域に貢献する店づくりを目指す」ということと、「近隣市町、いわゆる曾於市や鹿屋市や都城市等から中心的な位置を活かして、各方面からの来客数を増やしていく」と。あるいは「遠方客、宮崎、熊本、福岡、関西等にも積極的にPR活動を行っていく。また将来的にインバウンドにも対応できる店づくりを目指す」あるいは「店舗だけでなく、施設全体としてお客様に不便がなく、快適に休憩できるような空間を目指す」というような計画が出されているわけです。やはりこういう計画等を見て、選定委員の方々は、こういうような高得点を付けられたんじゃないかなというふうに思うところでございます。また市としてもコロナ禍の期間中、令和3年あるいは令和4年、それぞれ経営支援をしておりますよね。令和3年は2,714万円、令和4年は1,892万円というように経営支援をしているわけですがけれども。そういう状況の中でございますけれども、今、このコロナ禍の対策というものも非常に緩和されてきておまして、コロナ禍と経済の両立ということが言われて、経済活動が活発に動き始めているわけですね。そしてまた隣の曾於市においても、類似施設が三つありますよね。この類似施設におきましても、これまでのコロナ禍でもレストラン部分も営業していたり、そして現在はコロナ禍前までにぎわいが回復しているというふうに言われているわけでございます。もうコロナ禍が理由とは言えない状

況なんですよ。今までのコロナ禍においても、ほかのところは一生懸命努力をされてきているわけなんですね。そういうことがあって、これまでどのような経営努力をなされたのかということが、どうしても分からないんですよ。ほかのところを見たときには、本当にそういう形でコロナ禍を乗り切ってきているという状況があってですね。しかも、今の道の駅松山「やっちくふるさと村」みたいな、閑散としたような状況というのはどこも見られなかったですよ。私もよく大隅町の施設、末吉町の施設、そして財部町の施設によく行くんです。こういうところが、もう閑散としてどうにもならないような状況になったというのは、確かにコロナ禍では人も少なくはなっていました。でも、今は道の駅松山「やっちくふるさと村」みたいな状況にはなっていないと。そういう中で、本当にどのようなコロナ禍で経営努力がなされたのか。私は昨日も議会が終わってから、ちょっと行って来ました。車が1台もおりませんでした。そういう閑散とした状況というのは、本当に見たときに、どういう経営努力がなされたのかというふうに疑うわけですけど、そのことについてはいかがですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、現状はそういう状況でありますので、私も直接指定管理者と会って、話もしたところであります。話の中では、やはり雇用人材がいないというようなことでありますので、努力をしてその確保のお願いと申しますか、従来あったような経営というか、そういうものをお願いもしているところであります。

○20番（福重彰史君） いずれにしても、指定期間があと2年あります。この2年の間に先ほど申し上げました事業計画、ああいうことを書かれているわけですから、その書かれているような経営がしっかりとなされて、そして一日も早くにぎわいが復活するようなことを期待を申し上げたいというふうに思います。そういうことをしっかりと申し上げておきます。

次に、この広場の維持管理や活用についてということですけども、この指定管理の業務の中には、広場や遊具の管理も入っているわけですけども、現在、遊具はロープが張られていて、立入り禁止の表示がされているわけです。指定管理者は、このようなものまで管理しなければならないわけですか。本当に市として、安全面から早く対応すべきではないのかというふうに思うわけです。これは、今始まった話じゃないんですね、立入り禁止は。私は前から知っているわけです。このことについては、どのようにお考えですか。

○松山支所産業建設課長（重山 浩君） 遊具につきましては、今年夏の点検の際に、到底修繕では対応できない不具合が見つかりまして、一旦立入り禁止としたところでございます。点検・管理につきましては、指定管理業務の中で指定管理者のほうに委託し、指定管理料を払っていますので、点検を実施していただきました。指定管理者と協議をして、使用禁止にしているところです。御指摘のとおり見苦しい状況ではございますが、予算の都合を見ながら、年度内には撤去する方向で、今話を進めているところでございます。また今後の更新につきましては、どのようにしていくかということを検討しているところでございます。

○20番（福重彰史君） もうこういうのは使えないわけですから、そして立入り禁止の貼り紙をしているわけですから、やはり早く撤去しないといけないですよ。もう検討とかそういう状況で

はなく、すぐ撤去する。指定管理者も迷惑な話じゃないですか、そういう立入り禁止となるような施設まで管理しなければいけないというのは。もうこういう遊具については、早く撤去するという方向であるというふうに受け取ってよろしいですか。

○松山支所産業建設課長（重山 浩君） 早急に対応したいと思います。

○20番（福重彰史君） そして、広場の中に東屋があるわけですが、ここには、この東屋の中で常時猫に餌を与えている方がいる状況もあるというふうに思うわけですが、そのことについては、どのような対応をされておりますか。

○松山支所産業建設課長（重山 浩君） 猫につきましては、餌づけをされている方がいらっしゃるという状況は確認をしております。昨年、私のほうで一回注意をいたしまして、若干トラブルになりかけたところもあったのですが、その後、私を含め市役所の職員、指定管理者がいる前では、そういう行為をされないということでございまして、なかなか現場で、再度お話をすることができない状況ではございます。我々も苦慮しているところでございますが、もう少し工夫した対応をしてまいりたいと思います。

○20番（福重彰史君） このことにつきましても、今はそういう皿なんかを撤去されておりますけれども、私は何回も見に行っておりますから、そういうような皿が何枚も置いてあるような状況の中で、餌やりをやっているという状況が見受けられておりましたから、その点もしっかりと対応をしていただきたいというふうに思います。そういうような閑散とした、さびれた印象の強い今の道の駅松山「やっちくふるさと村」であるわけですが、それであるにもかかわらず、さらにこのような広場や遊具の状態があるということであれば、もはや観光スポットではないですよ。もう市の恥をさらしているような状況であるわけですので、そういうこともしっかりと認識されて、今後の対応をしていただきたいというふうに思います。このことは、指定管理者だけの問題ではないですので、どうかその点もしっかりと認識をされながら、対応していただきたいというふうに思います。

次に入ります。次は、現在の道の駅松山「やっちくふるさと村」の所管の在り方を含めまして、全体的な構想をもう一度考えるべきでないかということでございますけれども、現在は松山支所産業建設課が所管をしております。観光の面とのつながりも深いですので、施設の性格など立ち位置としては、商工観光の分野に入るのではないかなというふうに思うところでございます。また、市内唯一の道の駅でもありますので、ここは所管を見直して、松山庁舎ではなくて本庁のほうで対応すべきというふうに考えるところでございますけれども、そのような取組をする考えはないか伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 道の駅を建設する際に、農林水産省の補助金で整備した経緯から、松山支所産業建設課で所管しているところであります。道の駅松山「やっちくふるさと村」は、これまでも地域の資源及び特産品の利活用や地域の交流施設として活用されてきましたが、より効果的な利活用と施設の在り方について、農業振興計画に基づきまして検討委員会を立ち上げて、今後検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○20番（福重彰史君） いずれにしても、今の松山庁舎の体制では、大変だと思うんですよ。職員数も非常に少ないわけですから。そういう中で、全ての産業建設に関わる分野を対応していかなければならないわけですので、その点もしっかりと考慮しながら、松山庁舎が無理のないような体制づくりと併せて、この取組については、しっかりとした考え方を持って、見直すところは見直していただきたいなというふうに思います。そこで、この道の駅松山「やっちくふるさと村」全体の構想をもう一度考えるべきでないかということにつきましては、市としてもこの全体の検証と精査を行って、もう一度全体構想を考えるべきではないかというふうに思うわけですが、その点についてはいかがですか。

○市長（下平晴行君） 道の駅としての本来の管理の在り方も含めて、先ほど言いましたように、検討委員会を立ち上げて、そういうことでの道の駅の在り方や管理も含め、どういう形で利活用したらいいのかということも含めて、検討してまいりたいというふうに考えております。

○20番（福重彰史君） ぜひですね、今の施設を見たときに、旧ゴーカートの跡地の活用、あるいは市をPRする情報を発信する施設も、ほかのところの道の駅を見ると、しっかりとしたそういう情報発信ができるような施設ができていて、休憩もちゃんとできるようになっているんですよ。そういうこと等も考えたときに、全体の構想をもう一回検証して、それによって全体の再構築に向けてもう一度やる、考えていく、そういう状況になってきているというふうに捉えておりますので、どうかそのことについても、迅速な対応をしていただきたいなというふうに思います。そのことについてはいかがですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、観光を含め、志布志市の情報発信の場として位置づけた施設であるというふうに考えておりますので、そのような対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○20番（福重彰史君） 最後に、市の唯一の施設ですよ。そしてドライバーのオアシスとしての機能を充実させる。そのことによって多くの人を訪れ、そしてまた集える。コロナ禍前のにぎわいと活力のあった道の駅松山「やっちくふるさと村」であるわけですので、その再生・復活に向けた対策を指定管理者も含めまして、しっかりと連携しながら取り組んでいただきますことを強く要請をいたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（平野栄作君） 以上で、福重彰史君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

○
午前11時26分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次に、14番、丸山一君の一般質問を許可します。

○14番（丸山 一君） 今回ですね、私は心ならずもインフルエンザにかかりまして、軽い風邪

だと思っていたんですけれども、3日間ほど飯も食えないような状態になりまして、今日に至っているわけなんですけれども、平野議長をはじめ、議員の皆さんに非常に御迷惑をおかけしましたけれども、いろいろ対応していただきまして、本日に至っておりますのでひとつ感謝を申し上げます。つくづく健康のありがたさというのが身に染みた今回でございました。それでは、通告に従いまして質問をいたします。

まず、1問目でありますけれども、一丁田・通山・下通山・押切東地区にあります急傾斜地の工事におきまして、数十年前に工事はされたわけなんですけれども、それ以降、手つかずになっておりまして、雑木・竹等が茂っておりまして、それで隣接する人家の庭先にも竹が倒れ込んできたり、雨どいが詰まってみたり、景観が悪いとか、いろんな相談がありまして、いろいろ要望したんですけれども、なかなか県のほうでは対応してくれないということで、今回市は特別関係はしていないとは思いますが、市民の声として、市民の代表として申し上げますので、どうかひとつ県のほうに対応をお願いをしたいと思います。実際住んでおられる方たちは、非常にお困りの様子でございます。この後、いろいろ具体的な例を申し上げますけれども、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 丸山議員の御質問にお答えいたします。

この施設は、急傾斜地崩壊対策施設であり、斜面の管理のための階段であります。当時の事業期間中に、緊急避難場所の確保の一つとして利用できるよう県にお願いをし、整備された施設であります。のちに平時における施設内への無断使用など、安全性に課題が生じたところであります。当時から現在に至るまでの経緯として、県からは災害時の緊急避難退避階段として利用する場合のみとし、安全性の確保を最優先に、市が管理責任を負うことを条件として、急傾斜崩壊対策施設の区域内に入り、利用するための覚書を交わし、現在に至っているところであります。この施設の利用に伴う維持管理のために、特別に県と市が管理する部分を定め、避難通路や階段脇の草木について、地元消防団の協力を得ながら年二回、伐採、除草作業を行っているところであります。

○14番（丸山 一君） 今、市長の答弁にありましたとおり、現在は消防第2分団の人たちが、階段の周りの竹等を除去をしております。ただ、全体的に見てみますと、もうやぶになっているわけですね。あそこに家を建てられた人たちも「やはり志布志湾を見渡せる景観がいいところだ」と「安全対策を施されたら、いい地域だから」と言って、みんな家を造られたわけです。ところが、今はやぶになってしまって、今よく見られたら分かるんですけど、1か所がですね、多分自費を投資されたと思うんですけど、50㎡ぐらいを人に頼んでやぶを切り開いておられるんです。その人は毎年言われていたんですけど、今回はとうとう自費でされたようでございます。特に、先ほど市長答弁にありましたとおり、あの階段は伊藤知事的时候に、「急傾斜の管理用道路として整備をするんだ」という話だったものですから、「できれば上までつないでほしいんだけど」というお願いをしたところ、「いや、それはできません」ということだったんです。ところが3.11の東日本大震災後の平成23年6月議会において僕が一般質問したところ、すぐ500万円とい

う予算が付いて、その階段ができました。当時の県の担当が、「伊藤知事が、来るから待っていてくださいよ」と待っていたんだけど、来られて言われたのがですね、「すぐ対応いたしました」と。こっちが頼んでいろいろお願いをして、市を通じて予算を獲得してもらったのに、さも自分たちがやったかのような県の職員の対応でございまして、そのときすごく頭にきたんですけども、「まあ、しょうがねえか」と黙って見ていたんですけど、その後、そのままになっているわけですね。ですから、できれば景観上もそうだし、安全対策もそうです。津波の対策の避難通路としての対応策をぜひお願いをしたい。特に、法面と擁壁の間はですね、あれは2 t ダンプが通れるぐらいのスペースが、実際はあるんですよ。ところが今はやぶになっていて、人間も入らない。それぐらいのやぶになっていますので、ぜひですね、この際ですから、できれば、いざというときに人が入れないような通路では意味がないわけですから、そこをひとつ強く県のほうに要望をしていただきたいと思いますと思うんですけど。

○市長（下平晴行君） 地元消防団には、本当に感謝をしているところであります。今回の急傾斜地崩壊防止施設を利用するにあたりまして、先ほど言いました、市が管理を行うこととする覚書を交わしていることについて、地元消防団の協力が得られ、地域力を発揮していただいていることに、改めて感謝申し上げたいと思います。この覚書の管理内容に、「避難路としての機能維持に必要な伐採」とありますので、県につないで対応してまいりたいというふうに考えております。

○14番（丸山 一君） 3.11東日本大震災後の平成23年6月議会におきましても、私は九つぐらの提案をしたんですけども、その中の一つがやはりこれなんです。当時の答弁では「対応いたします」ということだったんですけども、対応ができていない。しかも、国道の30mか40mぐらいの裏側の、昔の旧道ですが、そこに津波避難階段と書かれた、20cmか25cmぐらいの小さなプレートが、ブロック塀にぽんと貼ってあるぐらいなんです。ですから、普通の人は「はじめちゃん、どけ行けばよかと」ということをみんな言われるんです。当時もそれを思ったから、できれば国道沿いのミネサキ有明店の辺りとか信号の横ぐらいに、「津波避難用の階段がここにありますよ」、「ここからは入れますよ」というような案内板を立ててほしいというお願いをしたんですけども、取って付けたような25cmぐらいのプレートが一つあるだけで、子供たちにも聞かれるんだけど、「どこにあるんですか」と言われるぐらいなんです。ですから覚書があれば、この際できればそういうところも対応していただければ。それとその道路から崖下まで民地を通らなくてはいけない。であれば、そこも1 m程度のでいいから、コンクリート舗装か何かをして、ちゃんと階段の入り口のところまで行けるようにしてほしいというお願いをしているんですけど、それも言葉だけであって、実行されていないんですよ。そういうところをひとつお願いをしたいんです。

○市長（下平晴行君） 私も現地を確認させていただいたところであります。この覚書にもあるのですが、この急傾斜地の崩壊対策事業が行われたこの範囲やその治山工事が実施された斜面は、樹木により元の山に近い状態に戻して、直接、降雨等の影響を受けないよう樹木に覆われること

も必要であるというふうに聞いているところでもありますので、どのような管理が県のほうで行われているかなどを含め、その実態を確認したいというふうに考えております。

○14番（丸山 一君） あの階段のですね、今、通山小学校の4年生をタウンウォッチングというテーマで、僕があそこをもう6年ぐらい案内しているんですよ。通山小学校を出てから押切交差点を通過して、急傾斜のところまで行って、急傾斜の一番西側にある階段を上までは4段ありますけど、上まで行くと時間がかかるから、とりあえず1段まで上がろうと。そこに行く途中が民地を通過していくんですよ。そして今度は擁壁の下はもうびしょびしょなんですよ。ですから、滑らないように慎重に慎重に、子供たちをゆっくり歩かせて連れて行って、その階段を1段目の上まで行かせるんですよ。そして見たところ、通山小学校が下に見えるんですよ。ですから、ここまで逃げてくれば大丈夫だろうと。まあ、大事をとって上まで行けば35mだから上まで行くんだけど、実際はここの近辺で遊んでいた場合、例えば小学校で遊んでいた場合、学校で授業を受けていた場合、いろんな場面が想定されるけれども、「とりあえず階段まで逃げるようにしろ」ということです。タウンウォッチングとしては、それからずっと周囲を回りながら1時間コースをつくって、いろんな勉強をしながら、史跡調査をしながら、子供たちを案内しているわけですね。毎年やっているんですけど、やはり毎年気になるんですよ。ですから、できれば民地のところから入っていくのにも、すごく心苦しいところもあるんですけど、できれば整備をしていただいて、子供たちのためにも、ほかから見ても、消防団の方たちが作業してくれるんだけど、今はもう階段が見えないような状況になってしまっているわけですね。ですから、もうちょっと範囲を広げて、あそこに階段があるよと、3か所ありますから、ほかの地区に比べれば3か所の階段と3か所の坂があるというだけでも僕らは通山地区、押切地区にとってはすごくありがたいことなんですけども、もうちょっと皆さんに分かりやすいような対応をできればお願いをしたいんです。

○危機管理監（萩原政彦君） 議員おっしゃいますように、今、階段の管理については、消防団の協力を得ながら、維持管理に努めているところでございます。避難に関しては、議員の普段からの活動で御協力いただいていますように、地域それぞれの居住されている方で、自分たちがどこに自ら避難すべきかという共通の認識をもっていただくことは、お願いしたいところでございます。市といたしましては、民地の部分がありますけど、通っても構わないという共通理解の下で、今階段のほうに向かえるようになっているところですが、市といたしましては、一般の方というのはどういう定義かちょっと説明はできませんけれども、地域の方以外の方で避難される場合に、国道から高台に上がる場所は議員おっしゃいます、市道3か所の道路をぜひ避難通路として、利用していただければというふうに思うところでございます。

○14番（丸山 一君） 今、危機管理監が申されたとおり、やはり地元の方たちは「大体階段があそこにあるな」と言うんだけど、津波なんか起きたときに、たまたま運悪く通りがかった人たちというのは全然分からないわけですよ。そういう人たちのためにも、国道脇に案内板を立てて、そこを通ったらどの階段につながりますよというのは、できれば案内板を作っていただい

て、民地の方たちも今協力をいただいておりますので、できればある程度整備していただいて、「ここを通れば、こういうふうに行きますよ」と、しかも、先ほど言いました通路の場合は、何もない状態でないといけないわけですよ。擁壁も全部つながっているわけじゃなく、途中で切れていますし、クロスしていますから、そこから入っていくためにも通路はオープンでなくては行けない。できればそういうところまでお願いをして、次の質問にいきたいと思います。

次に、道路行政についてでございますけど、人口減少や高齢化によりまして、自治会による市道等の道路清掃作業がままならないという状況になっておりますけども、これについての市長の見解をお願いします。

○市長（下平晴行君） 現在、市道の伐採作業は、市が管理する市道776kmのうち、約4割にあたる305kmを自治会に道路愛護作業として伐採を行っていただいているところであります。しかしながら、高齢化や自治会員の減少などの影響で、伐採作業を行うことが困難な自治会も出てきているところであります。伐採が困難になった自治会の対策としましては、市の道路作業員による直営班で、柔軟な対応を行っております。また、年次的に張りコンクリート工事を行い、メンテナンスフリー化についても進めているところであります。なお、直営班では機械化を図ることで、さらに迅速な対応をするため、令和4年度から伐採作業用のトラクターを導入し、作業を進めているところであります。今後は地域コミュニティ協議会ともさらに連携を図って、引き続き自治会の協力をいただきながら、計画的な市道の管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

○14番（丸山 一君） 実は私の地元、通山自治会におきまして、昨年の総会において三つの坂があるんですけども、その坂の清掃作業が自分たちでできないと。いろいろ理由を聞いてみましたところ、25年ほど前には180世帯あって、旧有明町で一番大きい自治会だったんです。ところが、それから22、3年経ちますと、180世帯あったところが、今103世帯なんですよ。それだけ高齢化、子供たちの都合やいろんなことも聞きましたけれども、そういうことになって自治会の構成自体が難しくなってきたと。しかも、三つの坂に割当てをしていたその班が、18世帯ぐらいあったところが、今は五つか六つぐらいの世帯しかないの、とてもじゃないけど対応できないということになって、地域コミュニティ協議会にはかりまして、地域コミュニティ協議会のほうで対応できないかをお願いをしたところ、地域コミュニティ協議会の役員会、運営委員会においては、やはり元のふるさとづくり委員会メンバーがそのまま三十数人残っていましたので、その人たちが協力することになりまして、実際2学期が始まる3日ほど前、8月27、28日に、18人ぐらい出てきてくれて3時間ぐらいでやってくれたんですよ。市から補助金はそこの地域コミュニティ協議会に入るようにはなったんですけど、実際はマイナスでございまして、だからメーター当たりの単価というの、ちょっと前から問題になってはいますけども、やはり見直しをするべきではないかなと。機械化もいろいろ導入されましたけども、昨日、おとといも、通山地区で機械で作業していましたので、それをずっと見ていましたところ、やはり機械で作業することによってすごく作業効率がよくなって、きれいになっていくもんだ、すごくありがたいと思うんだけど

も、ほかにもいろいろ方法があるんです。よく考えてみれば、グリーンロードができたときも法面は草ぼうぼうだったんですよ。しかし、年次計画で、1.5m幅の法面に張りコンクリートをしていったところ、今はそのまま上のほうには草が生えているけれども、下までは被ってこないから、あれも一つの方法だと思います。地域コミュニティ協議会にお願いをしていくのも一つの方法です。もう一つは、機械化することによってですね、除草剤をまくという方法もあります。田んぼに「ザクサ液剤」という除草剤がありますけれども、地上部分だけを枯らして、地下の部分は枯らさない除草剤があるんです。ですから今、機械化ですと市がやっていますけど、法面をきれいに刈ることによって、2週間ぐらいしたときには大体5cmか10cmぐらい草が生えてきますから、そのときにその除草剤をまくんですよ。そしたら、その除草剤は法面を傷めませんので、これは実証済みですから。田んぼで僕らは野井倉土地改良区でやっていますが、間違いありません。それからそういう方法とかいろいろ方法があるので、できればそういう対応をお願いできればなと思うんですけど。

○市長（下平晴行君） 自治会による伐採作業につきましては、大変感謝しているところであります。報奨金については、共生・協働の観点からも道路愛護活動としての趣旨を御理解いただき、現在のところ、単価の見直しは考えていないところであります。それからメンテナンスフリー化については、私のほうでも指示をしております。今おっしゃったように、管理をするというよりももとの道路の法面等々に相当な資金をつぎ込んでいるわけでありますので、道路自体のメンテナンスフリー化というのを考えることで、維持管理も相当抑えられるというふうに、これも指示をしているところであります。それから、それと併せて植栽の在り方も、低木植栽が割と手間がかかるということも含めて、先ほどのメンテナンスフリーと併せて考えていかなければいけないだろうというふうに考えております。それから除草剤のこともおっしゃいましたけれども、まさに伐採、刈ってから1週間から10日ぐらいが一番効果があるというふうに理解をしておりますので、そういうあらゆる雑草伐採の在り方ということについては、経費のことも含めて十分協議をして対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（平野栄作君） ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。午後は1時に再開いたします。

○
午前11時58分 休憩

午後0時59分 再開
○

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

○14番（丸山 一君） 道路行政について、総括になりますけれども、午前中に言いましたとおり、例えばグリーンロードのところの法面なんかは、1.5m幅のコンクリート舗装の年次計画を立てていたことによって、もうその後、何もしなくてもいいぐらい手間のかからないような状態になっているわけです。1.5m上で草が茂っていても、通行上は何の問題はないわけですね。で

すから、ああいう形でやっていくのも一つの方法だろうと思うんですよね。市内には、柿ノ木・志布志線であったり、日南・志布志線であったり、南之郷・志布志線だったり、ああいう街道があるわけですから、そういうところの主だったところのように、コンクリート舗装を年次計画を立てながらやっていくというのも一つの方法です。もう一つは、昨日とおととい、通山地区の海岸の道路脇を市の機械で除草してくれていたんですよ。よく見ていましたら、約2m幅ぐらいずっと草を刈り取ってくれていまして、その後ミニコンボで今度はずっと追っかけて行って、たった2人でできるんですよ。ですから、「わあ、作業効率がいいな」と思ったんですけど、一つ気になるのが、あのところどころに境界柱が立っているんです、コンクリートの柱、あれを前もって調査しておいて、何か目印になるようなものを立てておいて、鉄筋棒でも何でもいいから立てておいて、作業にかかるという形を取らないと、あの刃だって多分4,000円ぐらいするはずですよ。僕らが通常使っているスライドモアの刃だって、4,000円ぐらいするわけですから、あの刃だってコンクリート柱が頭が丸くなるぐらい、しょっちゅうやっているから今まで傷んでいるわけです。だから、ああいうところは見守っていただけたらと思います。それと、スライドモアみたいなああいう機械で通った後を見ても、通った後に3週間か4週間ぐらいすると、少し草が目立ってくるんですよ。で、10cmか15cmぐらいになったときに、今度は除草剤をまいているんですよ。除草剤は、僕はメーカーの専門員でも、何でもありませんけども、いろいろ調べた結果、「ザクサ液剤」というのが農協で売ってまして、その説明書によりますと、「地上部分だけを枯らし、地下の部分は地下茎は残す」という効果なんですよ。それを実際、早期水稻で穂が出る5月末ぐらいに、それをやっている人たちがいたものですよ。僕は見に行ったんですよ。そしたら、「どういう状況なんだ」と言ったところ、背負い式の10リッター、12リッター、20リッターとありますけど、背負い式のポンプで振りかけるんですけど、そのときに三角形のカバーが付いていて、そのカバーの根っこにノズルが付いていて、普通ノズルの場合は噴霧状になって出ていくから、実際に稲を枯らしてしまうんですよ。実際僕は二十数年前に、黙って日曜日の風のない日にゆっくりまいていたんですよ。ところが3日ほどしたら、隣の親族の田んぼの稲が枯れ始めて、えらく怒られたことがあるんですよ。あれは噴霧状になるから枯れるんです。ところが今度の場合は、よく見ていると粒というかノズルから泡みたいな感じで出ていくから、カバーの外に絶対出ないんですよ。ですから早期水稻がこれぐらいになっているところに、草は20cmぐらいあったんですよ。それでも上からずっとまいていったら、稲は1本も枯れなかったんですよ。「ああ、こういう方法もあるんだな」と、「何で枯れないんだ」と、ただやはり説明書の中には、「地上部分だけを枯らす」と記載してありました。ですから畦畔については全然影響はないという、それが実証済みでありますから、改良区内でもそういうのを今進めているところでございます。ですから、市道なんかも機械で刈った後に、草が10cmから15cm伸びた段階でそれをずっとまいていくと、法面というか、畦畔を傷めることもないからですね。すごくいいのではないかと考えております。これは一つの参考にしていただければと思うんですけど、すごくいい方法ではないかと思っております。本定例会では道路行政について、いろいろ質問しましたけれども、実際市内で

は、もうあちこちでこれは起きていることですので、できればなるべく早い対応をお願いしたいと思います。

それでは最後になりますけど、有害鳥獣対策について質問をいたします。これも今までさんざん質問しましたが、今回も先ほど同僚議員が質問しましたが、もう近頃はアナグマや夜行性であるべきイノシシが、昼間走り回っているわけです。5月8日に一丁田地区付近にいましたし、7月頃には、志布志有明インターチェンジのところで親子で走り回っていました、昼間ですよ。押切坂の上のところは6月に2か所やられて、そして飯山地区がまたやられてという感じで、芋の作付けなんかをした家庭菜園でも一番大事な「これから楽しみだな」といったときに、また根も生えていないときにやられるわけですね。ですから、その対応策をお願いしたいということで、僕の近くには猟友会の人はいませんので、志布志地域の知り合いに頼んだんですけども、その人が「来れない」と言うんですね。「なぜ来れないの」と言ったら、「猟期であるはずだ」と。「4月から6月は有害駆除の猟期である」と。「11月1日から3月15日までも猟期であって、このときはどこでも入れる」と。ところが、「4月から10月末までは区割りがあって入れない」と言うんですね。先ほどの同僚議員も質問の中で言いましたけれども、こういうところはおかしいんじゃないかと思うんです。実際ですね、こういう時代ですから、猟友会も一本化して行って、多くの若い人たちが、こうやって箱わなやくくりわなやいろんな免許を取ったりしていますから、そういった人たちを入れて、やはり猟友会も若返りをしていきながら、皆さんの意見を聞かないといけないじゃないかというのが、皆さんの共通認識だと思うんですけども、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほどの質問もありましたように、農作物等の被害、軽減を図る目的から、まずは個体数を減らす取組が重要であるというふうに捉えているところであります。そのようなことから、イノシシの一斉集中捕獲はもちろん実施していきませんが、それと併せて猟期中の報奨金支払いもして、さらなるイノシシの捕獲に努めてまいりたい。それから猟友会の一本化ということで先ほどもありましたけども、このことも含めて連携を図れるような体制づくりがどういう形でできるのか、進めてまいりたいというふうに思います。

○14番（丸山 一君） この猟友会の一本化というのは、市が発足して間もなく始まるんだろうなと思っていたんですけど、話だけであってなかなか進まなかったわけですね。でもこういう時代になりますと、猟友会の人たちも高齢化になりまして、あのイノシシのわなの鉄筋の分厚いやつを持ち運ぶだけでも大変ですよ。軽トラにやっと4人ぐらいで乗せるぐらいの大きさですから、ああいうのでセットするだけでも大変ですよ。ですから、そのためには、やはり猟友会の若返りも必要であろうし、それらの費用のほうも面倒見てやらないといけないだろうと。それは猟友会の一本化が大事であろうと。しかも先ほど言いましたとおり、4月から5月、6月の作付けする時期に、もうイノシシが食べ物がないから里へ下りてきて、ほじくりまわしているわけですね。そしたらもうみんなやる気をなくしているわけですよ。家庭菜園でさえ作る気がしないということになっていますので、できればやってほしいと。くくりわなの専門家が僕の友人で志布志市に

いますので、「ちょっと来てくれんかと、何とかしてくれ」と、「こことこことここに、よく来ているのは確かなんだ。跡が付いているから」と言ったんですけど、「いや、それができない」と。「何でできないか」と言うと、「町を超えたらできないんだ」と、「10月まではそれができない」と言うんですね。で、来てくれたのは11月1日ですよ。もうその頃は荒らされて、跡形もないんですよ。伊崎田地区のほうでも2町歩やられた人もいるし、2反歩全部やられた人もいます。ですから強化月間があって、577頭も獲ったと、僕はすごくありがたいと思うんですけど、年に三回ぐらい繁殖するみたいだから、前もって4、5、6月のそのあたりに一回と、7、8、9月に一回、それと正月明けぐらいに一回という感じで、強化月間というのも年に三回ぐらいしないと、とてもじゃないけど皆さんの生産意欲というか、農業に対する意欲は削がれていくと思うんですけど、もうちょっとそういう対応策は考えられませんか。

○市長（下平晴行君） 先ほども話がありました。いわゆる3地域の猟友会の皆さん方の意見交換会、あるいは交流会等々を通じて連携ができないのか。それからその一斉捕獲のそういうわなの研修会等々も含めて、一緒にそういうことをすることによって連携を図れるということでもありますので、しっかりと努めてまいりたいと思います。

○14番（丸山 一君） 私もくくりわなのセットの仕方というのはよく知らなかったんですけど、来てもらって、実際山の中に入って見て、僕らは分からないんですけど、どこをイノシシが通っているというのを彼らが見ると大体、落ち葉がばあっと散らばっているところを、「ここが右足で、ここが左足でな」と言うので、それぐらい分かるんですよ。障害物を一つ置くことによって絶対通り越して、ここが左足、こっち側に右足がくるんだと。そこに直径20cmのくくりわなをセットするわけですね。そこにちょうど入るように仕向けなくてはいかんと。ところが、そのわなの種類によって、ばねのスプリングの形によりまして、30kg以下であれば、例えばアナグマであったり、タヌキであったり、それでも反応してしまうということで、30kg超えたものが乗ったときに、初めて作動するような形にしなければならないんだというような専門家の話なんです。それと、重田地区のほうではくくりわなですね。5mmのワイヤーで設置していたところが、5mmのワイヤーにかかったのはいいんだけど、イノシシが足を引きちぎって2頭逃げているわけです。ということは、多分100kgを間違いなく超えたであろうと。そこは毎日14、5頭が親子連れで遊びにくるそうですから、家庭菜園どころじゃないです。もう家の周りは全部やられている。「でも5mmのワイヤーで駄目だったら、どうすればいいんだ」と言ったら、「3mmのワイヤーを2本がけすればいいんだ」ということだそうです。できれば9月議会で同僚議員が言いましたけれども、そういう専門家を呼んでいただいて、せっかく箱わなやくくりわなの免許を持っているわけですから、そういう人たちが有効活用するためには、ぜひ講習をお願いをしたい。僕もその友人に頼んでみたところ、「お互い職人だから、プライドがありますよ」という話はしたんですけども、できれば猟友会の一本化と、そういう特別講習みたいな感じをぜひ前向きにやっていただければと思うんですけど。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、猟友会の一本化と、今おっしゃいましたい

わゆる専門家を呼んだ講習会等々をどういう形でできるか、協議を十分して対応してまいりたいと考えております。

○14番（丸山 一君） 終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、丸山一君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（平野栄作君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から12月17日までは休会とします。

12月18日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午後1時14分 散会

令和5年第4回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：令和5年12月18日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第53号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第54号 志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第55号 行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第56号 教育に関する事務の職務権限の特例の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第57号 志布志市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

出席議員氏名（19名）

2番 栢山晋司	3番 稲付洋平
4番 隈元香穂子	5番 南利尋
6番 市ヶ谷孝	7番 青山浩二
8番 野村広志	9番 八代誠
10番 小辻一海	11番 持留忠義
12番 平野栄作	13番 西江園明
14番 丸山一	15番 玉垣大二郎
16番 鶴迫京子	17番 小野広嗣
18番 東宏二	19番 小園義行
20番 福重彰史	

欠席議員氏名（1名）

1番 永田梓

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市長 下平晴行	副市長 溝口猛
教育長 福田裕生	総務課長 小山錠二
財務課長 鮎川勝彦	総合政策課長 川上桂一郎
コミュニティ推進課長補佐 立岡勇作	情報管理課長 宮内真吾
港湾商工課長 大迫秀治	税務課長 濱田茂
市民環境課長 留中政文	福祉課長 若松利広
保健課長 西洋一	農政畜産課長 萩迫和彦
耕地林務水産課長 折田孝幸	建設課長 富岡裕
松山支所長 上原健太郎	有明支所長 北野保
水道課長 新崎昭彦	会計管理者 和佐浩教
農業委員会事務局長 中水忍	教育総務課長 岡崎康治
学校教育課長 上木勝憲	生涯学習課長 江川一正

議会事務局職員出席者

事務局長 藤後広幸	グループリーダー 末原和幸
調査管理担当サブリーダー 大田和隆	議事担当サブリーダー 前田範雄

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、東宏二君と小園義行君を指名いたします。

日程第2 議案第53号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第54号 志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第55号 行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第5 議案第56号 教育に関する事務の職務権限の特例の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第6 議案第57号 志布志市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第2、議案第53号から日程第6、議案第57号まで、以上5件については、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

いずれも組織機構再編に関する条例審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、一括して委員長の報告を求めます。

○組織機構再編に関する条例審査特別委員長（鶴迫京子さん） ただいま一括議題となりました議案第53号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第54号、志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第55号、行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第56号、教育に関する事務の職務権限の特例の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第57号、志布志市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について、以上5件の組織機構再編に関する条例審査特別委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月12日から13日までの2日間、委員18名出席の下、執行部から担当課長・局長ほか担当職員の出席を求め、議案並びに説明資料による補足説明を受けました。

なお、広範な提案内容であることから、グループ制の全庁導入、総合政策課と情報管理課の統合、みなと振興課の設置、シティセールス課の設置及び生涯学習課業務の市長部局への移行、福祉課と保健課の統合、農政畜産課と耕地林務水産課の統合、水道課への農業集落排水業務統合の7つの項目別に審査を行いました。

それでは、審査順に従い、報告いたします。

まず初めに、グループ制の全庁導入について報告いたします。

主な質疑といたしまして、グループ制の全庁導入については、行政改革推進委員会をはじめ、

様々な会議などで多くの議論を重ね、今回、全体像が示されたところである。これまでの間、職員の意見も含めて、活発な意見交換があったと考えるが、最終的にどのような形で結論付けられ、提案に至ったのかとただしたところ、組織機構再編は、第2次志布志市総合振興計画後期基本計画に基づき進めてきたところであり、令和4年度から本年度にかけて、現状を踏まえ、どのような形が市民にとって利便性やサービスの向上につながるのかをテーマに、相当数の部門別や個別の協議を行ったものである。その中で様々な意見が出されているが、現状の体制で十分に機能しているため、グループ化等の必要はないといった議論からスタートした会議もあったことは事実である。しかし、多くの議論を交わしていく中で、急速に進む少子高齢化など、組織として今後の10年、20年後をどのように見据えるべきなのかを考えたとき、現状の庁舎において、まずは組織再編を進めると同時にグループ制を導入し、職員の意識改革と業務の効率化の両立につなげ、市民サービスの向上に努めていくべきという最終的な決定に至ったものであるとの答弁でありました。

グループ制の考え方や目的は、会計年度任用職員についても同様に求められることになり、相応の負担となることが見込まれると思うが、どのように捉えての提案となっているかとただしたところ、会計年度任用職員については、職員業務を補助するという役割であることから、今後グループ制に移行した場合でも、おおむね現行の体制と同じ部署へ配置を考えており、大幅な業務の変更や異動を伴うような状況は想定していないところである。なお、部署ごとに生じる繁忙期などについては、その都度、臨機応変な配置転換となる場合も想定されるとの答弁でありました。

次に、総合政策課と情報管理課の統合について報告いたします。

主な質疑といたしまして、総合政策課に情報管理課が統合される場合のメリットは、どのように捉えているかとただしたところ、情報管理課の電算係は、税務課、保健課、福祉課の個別システム運用を支援しているが、今後あらゆるシステムがデジタル化されていく中で、総合政策課との統合によって、政策的な推進業務と一体的に取り組むことが可能になると考えている。また、地域情報係においては、総合政策課の広報担当とタイアップし、充実した情報提供に寄与できるなど、これまでよりスピード感をもって、デジタル化政策の推進に取り組むことができるとの答弁でありました。

次に、みなと振興課の設置について報告いたします。

主な質疑といたしまして、みなと振興課には、港湾振興担当に加えて、耕地林務水産課から水産・漁港に関する業務が集約される提案となっている。港湾と漁港の振興や管理は、国の省庁でも所管が分かれていることから連携が難しいように思えるが、メリットなどどのように捉えているかとただしたところ、漁業振興のためには、漁協へのバックアップ体制が必要不可欠であり、志布志庁舎へ漁港に関する業務を移すことは、漁協との連携強化につながるものと考えている。夏井漁港についても近い位置となることから、施設の維持・修繕など迅速に対応できるなどメリットは大きいと捉えている。また、港湾振興の面からみても、今後は港空間の再配置なども議論されている中で、水産の部門まで総合的に取り組むことができるなど、港に特化した政策を進め

ていくために必要な集約であるとの答弁でありました。

次に、シティセールス課の設置及び生涯学習課業務の市長部局への移行について報告いたします。

主な質疑といたしまして、市長部局へ生涯学習課の業務を移行することについては、長年、教育委員会での積み重ねもあることから、これまで様々な議論を経てきたものと思うが、そのメリットをどのように捉え、今回の提案となったのか。また、文化財の管理業務をシティセールス課へ移行することについて、これまでつながりがあった学校との連携に懸念はないかとただしたところ、これまで生涯学習課が担ってきた文化、スポーツに関する業務を観光部門と一体的に取り組むことで、発信力を強化し、誘客による活性化が図られることが大きなメリットであると考えている。文化財についても、これまでなかなか専門的な売り込みに着手できておらず、活用の幅を広げるという観点から、文化財のもつ魅力をより一層市外の方々にも知ってもらうためには、シティセールス課への移管が最良であると判断した。ただし、文化財を通した市内小・中学校の児童・生徒への教育については、教育委員会との連携を密にしていく必要があると考えているとの答弁でありました。

次に、福祉課と保健課の統合について報告いたします。

主な質疑といたしまして、子育て支援の充実、さらなる高齢化への対応など、今後さらに取り組むべき課題は増加し、組織を細分化して課題に取り組む自治体もある中で、福祉課と保健課を統合するという選択に至った要因は何か。また、組織の統合により、所管する事業、予算、人員等が突出して大きなものとなり、管理職の業務負担の増加に対応し、円滑な組織運営を行うためには、グループリーダーが果たす役割が大きいと考えるが、まずは、課長権限を担えるような判断力を持つ職員の育成を急ぐべきではないかとただしたところ、福祉課と保健課は、子供から高齢者まで関連する業務を多く実施している。組織を統合することで、縦割り行政を撤廃し、市民ニーズに対応したより効果的な運営が可能になるとともに、市民にとっても分かりやすい、簡素で効率的な組織になると認識している。また、組織の統合により増加する業務負担については、必要に応じ管理職の「監」を配置することや事務決裁規程の見直しを検討しているところである。グループリーダーについても、管理職に相当する業務を担っていくことが想定され、その役割は大きなウエイトを占めていると考えているため、研修等により能力向上に努め、人材育成の強化を図っていくとの答弁でありました。

次に、農政畜産課と耕地林務水産課の統合について報告いたします。

主な質疑といたしまして、農政畜産課と耕地林務水産課が統合することによるメリット等についてただしたところ、統合することのメリットとして、農地の活用や整備保全、有害鳥獣対策等の事業を一体的に推進することが可能となるとともに、災害の初動調査や窓口が一元化されることにより、市民の利便性が向上すると考えているとの答弁でありました。

次に、水道課への農業集落排水業務統合について報告いたします。

主な質疑といたしまして、農業集落排水事業について、施設が老朽化し、更新時期を迎えてい

と思うが、今後の更新計画等についてただしたところ、農業集落排水施設は4か所あり、それぞれ20年が経過し、更新時期を迎えている。今後は、水道課の業務管理グループにて、国の補助金等を活用し、計画的に施設の修繕や機能強化を図っていくとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑・答弁を踏まえた上で、「グループ制の全庁導入」と「シティセールス課の設置・生涯学習課業務の市長部局への移行」の二つの項目について、市長・教育長の考え方をただす必要があるとのことから、市長・教育長への総括質疑を行いました。

主な総括質疑といたしまして、グループ制の全庁導入は、職員が情報共有しながら、助け合い、守り合い、励まし合って、働き方改革にもつなげながら、市民のほうを向いてしっかりと仕事ができるよう、そして、これまで以上のサービスを提供したいという思いから、提案されているものと理解するが、導入後に何らかの課題が見えた場合は、今後も柔軟に見直すなどの対応が担保されていると考えてよいかとただしたところ、グループ制の全庁導入は、組織で業務を共有することで、担当者が不在でも他のグループ員が対応できることや必要に応じて役割分担を見直し、業務量の偏りが適時改善できるなど、職員の働き方改革にもつながり、これからの少子高齢化に伴う職員数の減少が見込まれる中で、まさに必要な施策であると確信している。しかし、グループ制の導入は職員の理解なくして進められないものであることから、導入後に何らかの課題があったような場合は、良い方向に向けてすぐに対応したいと考えているとの答弁でありました。

現行の係制において、担当者が不在時であっても目立った問題はないようである。グループ化の目的は、課内を中心とした連携や業務の共有などに向けて、職員の意識をさらに高めることであると理解しているが、いわゆる現行の係制において意識改革を優先させていくことで、十分対応できるのではないかとただしたところ、現在の体制においても、課内や係間での連携が図られていることは十分に承知している。しかし、業務の効率化と市民サービスの向上を同時に進めるためには、課長の判断で柔軟に組織の体制を見直すことができるグループ制を導入し、グループ全体として課題解決や業務にあたることのできる体制を構築することが、最良の取組であると考えているとの答弁でありました。

グループ制には、各職員が業務を共有し柔軟に対応できる大きなメリットがあると思うが、職員それぞれの業務量が増大し負荷がかかるのではないかという懸念がある。このため、まずはグループ制を軌道に乗せることを優先し、組織再編とは別に進めてはどうかとただしたところ、グループ制の全庁導入と組織の再編を同時に進めることについては、市民の相談にしっかりと応えられる体制の構築と業務の共有化を同時に実現できることから、メリットが非常に多い取組であると捉えている。これまで、どのように両立を図っていくのかについて検討を重ねてきたが、その中でもグループ制を先行して導入するような考えはなかったところであるとの答弁でありました。

グループ制の全庁導入にあたって、総合支所方式から本庁方式への移行が視野に入っているかとただしたところ、グループ制の導入後についても、現在の体制である総合支所方式を維持しながら、業務の効率化と市民サービスの向上を目指していきたいとの答弁でありました。

文化財に関する業務がシティセールス課へ移行する提案となっているが、我がまちの文化や歴史の教育というものは、郷土愛の醸成につながるなど、子供たちにとって重要なことであると考ええる。このため、文化財に関することについては、しっかりと教育委員会に残し、学びへつなげることに重点を置く考えはないかとただしたところ、歴史的文化遺産は、市民の愛着や誇り、我がまちの大きなイメージ、多くの人たちを引きつける魅力でもあると理解しているが、文化財は保存しながら活用することが基本であると認識しており、教育委員会が主体であるより市長部局の業務と一体的に取り組むことで、より多くの分野に波及的な効果を上げていくことが重要であると捉えている。もちろん、これからを生きる子供たちにとって教育的な教材として十分に活用していただくために、今まで以上に連携を図っていくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、初めに、議案第53号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、今回このグループ制が導入されるということになると、一つ目に、職員の負担が非常に大きくなるという懸念があること。次に、職員は人事異動によって業務が定期的に変わっていく中で、現在の係制で十分役割を果たしていること。次に、保健師や建築士など、専門性の高い職種の業務に対しても、一般の職員が対応する責任が生じ、大きな負担となることから、働き方の面からも懸念があること。次に、今回のグループ制の全庁導入は、職員の意識改革が大きな狙いであり、その意識改革は、現在の係制の下でも十分に対応できると考える。まずは、グループ制のみ導入し、検証を踏まえて、その結果によって次の段階へ移行するという形であれば理解はできるが、職員への大きな負担となるものであることから、課の統廃合を含めたグループ制の導入には問題がある。さらに、グループ制を導入することで住民への対応がどのように変わるのかという点では、「さらに良いものとなるためである」という答弁のみであり、具体的なものではなかったところであることから、議案第53号については反対である。

一方、賛成討論として、今回、組織機構見直しの基本事項にも示されているとおり、全庁的にグループ制を導入することによって、職員の協業体制の構築や連携強化を図り、柔軟な人員配置による業務の平準化を目指すものであって、そのことによって、さらなる市民サービスの向上や職場内の関係改善を図ることが、その主な目的であると理解できる。グループ制の全庁的な導入が示されたことにより、決められた場所で決められた仕事をする時代から、職員が自らの仕事や働き方を主体的に捉え、そして互いに情報を共有して仕事にあたることにより、効率的で付加価値の高い仕事に取り組むことができる組織への転換が進むものと考えている。また、全庁的なグループ制の導入により、フラットな組織変革と職員の主体性が活かされ、迅速な意思決定が実現されれば、それはそのまま市民サービスの向上に直結するものである。また柔軟な人員配置が可能となることにより、「ワンストップ窓口」や「書かない窓口」の推進が図られ、市民の利便性が高まることはもとより、分かりやすさの観点から、これまでも市民に求められてきた取組である。前例にとらわれない大胆かつ弾力的な取組により、市民サービスの向上に資する機能的な組織体制の確立を目指すことは、まさしく時宜にかなっていると考えることから、議案第53号につ

いては賛成である。

以上のように反対・賛成の両討論がありました。

討論を終結し、起立採決の結果、議案第53号については、起立多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第54号、志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第55号、行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第56号、教育に関する事務の職務権限の特例の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第57号、志布志市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について、以上4件について一括して討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、福祉課と保健課を統合する場合について、職員数が約50人、事業数が約160件、さらに約156億円の予算規模を一人の課長で総括することになる。あまりに規模の大きいものであり、とても認められるものではないと考える。

次に、文化財の保護などを含めた業務をシティセールス課へ移行することについて、本来の教育、そして教育委員会の在り方として疑問を感じるころである。社会教育法などにおいて、教育委員会の事務がうたわれている中で、市長が自由に執行できるという解釈を与えているわけではないことが明確に示されている。この提案については、議事録を見ても真剣な議論がされたというようには思えない。特例という形を用いてまで移管せずとも、生涯学習課の業務としての取組で何ら問題はないと考える。特別委員会の質疑の中で、「移管が最良である」と教育長が答弁されているが、社会教育法をはじめとする法律が求めているのはそのようなものではなく、もっと住民に寄り添った形での提案になるべきである。今後、議会や委員会への対応として、課長や担当職員への大きな負担が懸念されることから、議案第54号から議案第57号までの4件については反対である。

一方、賛成討論として、今回の条例制定は、行政組織の再編に関連するものであるが、提案されている組織機構見直し計画の最大の狙いは、組織機構見直しの基本事項にも示されているとおり、社会情勢の変化や多様な市民ニーズにより、新たな行政課題が年々増加している状況において、限られた職員数で市民サービスの維持向上を図るためには、関係分野の連携や機能集約による効率化が不可欠である。全庁的にグループ制を導入することにより、職員の協業体制の構築や連携強化を図り、柔軟な人員配置による業務の平準化を目指すものであり、そのことによって、さらなる市民サービスの向上や職場内の関係改善を図ることが、その主な目的であると理解をしている。今後の社会情勢の変化や複雑多様化する行政ニーズ、行政課題に迅速かつ適切に対応し、市民サービスの向上に資する機能的な組織体制の確立を目指すことは、今、行政に最も求められている取組であると考え。また、フラットな組織変革と職員の主体性が活かされることにより、迅速な意思決定が実現されるとすれば、それはそのまま市民サービスの向上に直結するものである。行財政改革推進委員会が11月5日に組織の見直し案を了承した答申には、委員会での議論を踏まえて計画が実効性のあるものになるよう、4点の意見が付されているが、その点においても、

今後十分そのことが担保されるものである。特別委員会の中でも、「課題については、柔軟に対応していく」との市長答弁にあったとおり、その視点に立てば十分に評価できる改革であると考えことから、議案第54号から議案第57号までの4件については賛成である。

以上のように反対・賛成の両討論がありました。

討論を終結し、一括して起立採決の結果、議案第54号から議案第57号までの4件については、起立少数により、否決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、一括して委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論・採決を行います。討論・採決の方法については、初めに、議案第53号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、この1件について、討論・採決を行います。

続いて、議案第54号、志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第55号、行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第56号、教育に関する事務の職務権限の特例の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第57号、志布志市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について、以上4件については、一括して討論・採決を行います。

ただいま申し上げましたとおり、2回に分けて討論・採決を行うことといたします。

それでは、議案第53号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号について採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第53号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平野栄作君） 起立多数であります。

したがって、議案第53号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、以上4件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

○5番（南 利尋君） 私は、賛成の立場で討論させていただきます。

本市を取り巻く環境は、目まぐるしく変化しております。変化する社会情勢の中で、市民サービスの向上を図るには、変化を恐れずチャレンジし続けることが重要であると考えます。たゆまぬチャレンジの中で、市民が心から満足できる市民サービスが形成されていくと考えます。組織

機構再編に関する条例審査特別委員会において、幾つかの担当課では、「懸念されることもある」との答弁がありました。私は、新規事業や施策に取り組むとき、最も重要なことは、市長と職員の強固な信頼関係と団結力が必要不可欠であると思います。お互いが本音でとことん語り合い、コミュニケーションを図ることが、最高の市民サービスにつながると考えます。職員が疑念を持ちながら業務を行うようなことがあれば、市民サービスの低下を招きます。私は総括質疑において、「現状では市長の思いが強すぎて、職員の理解が得られていないこともあるのではないか」という旨の質疑を行いました。市長は、「そのとおりである。職員の理解がなければ、市民サービスにはつながらない。お互いに協議を行いながら、しっかりと共有しながら取り組んでいく」という旨の答弁をされました。私は、市長の答弁に心から期待し、賛成という結論に至りました。本議案は、県内でも活性化の図られた自治体の先進事例をしっかりと調査・研究し、提案されたものであります。「未来へ躍動する創造都市 志布志」を加速して実現するためにも、可決すべきであると考えます。

同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（平野栄作君） ほかに討論はありませんか。

○20番（福重彰史君） それでは、基本的に賛成の立場で討論をいたします。

これらの案件は、課の統廃合や再編、そしてグループ制の全庁導入が、主な組織機構再編計画であります。昨今の目まぐるしく変化する激動の社会情勢や少子高齢化、過疎化、人口減少、地域活性化など、様々な課題と多様化する市民ニーズにより的確に対応していくためには、これまで以上に利便性の向上、効率のよい実効性の期待できる既存の業務体制以上の体制の見直し・強化が求められると思うところがございます。今回の計画案によって、目標の共有、組織の一本化を進め、業務及び職員間の連携強化を図り市民サービスの向上につなげる。併せて、職場内の環境改善を図る。また、業務の関連性や連携を考慮した課の統廃合などの実施、教育委員会においては地域振興やまちづくりは職務権限の特例により、市長部局に移管し、教育委員会はより学校教育に重点を置いた組織へとするなど、大胆な再編の内容であります。しかし、この計画を提案するにあたっては、令和4年5月から令和5年11月まで、行財政改革推進本部会議は9回及び組織機構再編プロジェクトチーム会議は71回、また諮問を受ける行財政改革推進委員会は、令和4年10月から令和5年11月まで4回開催するなど、相当数の期間と時間を要し、時系列的に協議や論議がなされて提案に至っております。何事も新しい体制や物事に取り組むこと、また挑戦することには、常に不安や懸念を抱くことは当然考えられることでありまして、このことを進めるにあたっては、様々な課題等が出てきた場合は、「適時迅速に柔軟な対応をしていく」と言われております。ただ、目まぐるしく変化する社会情勢に、あるいは市民ニーズに対応していくためには、スピード感も求められるところではありますが、今回は大改革でありますので、拙速にすることなく、時間をかけて段階的に進めることが職員の負担軽減にもつながるし、より全体の奉仕者であるという自覚とモチベーションにもつながってくるものと思われるところであります。そして結果として、この計画の最大の目的であるより質の高い市民サービスの向上が、間違いなく図

られるものと思われるところであります。また、審査の中で、現在の総合支所方式を尊重し、維持していくとの考えも示されたところであります。今回の案件が全てにわたってパーフェクトとは思われませんが、総合的に勘案し、あくまでも大所高所の観点から、おおむね理解できるものであると思われるところでございます。よって、賛成でございます。

同僚の皆さん方の賛同方をよろしくお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） ほかに討論はありませんか。

○2番（栞山晋司君） ただいま発言の許可を得ましたので、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号に関しまして、賛成の立場で討論をいたします。

今回の組織再編に伴う関連議案についてですが、大変長い時間を要した質疑応答が行われたところでした。その説明の中で、働き方改革と横のつながりを持って、縦割り行政の解消を行う。そのために、組織再編とグループ制の必要性の説明が再三にわたって行われたと、私は感じております。グループ制にすることによって、これまでよりさらに広い枠で業務に取り組むことができると説明があり、それが市民サービスの向上と市職員の働き方改革につながると、執行部の説明を聞いて私は感じました。市民の満足度向上のためには、スムーズな窓口対応と幅広い課の連携した取組により、生み出される市民サービスの数々が大変重要であると認識しております。そのことについても縦の組織に横串を入れた形でグループ編成を行うことにより、新たに編成をされる課も移行となる課も、より幅広い視点で業務が行われることで、市民サービスの向上につながるものだと理解ができる説明がなされたと感じました。また教育委員会から、市長部局への移行の案がある分野についても、文部科学省中央教育審査会及び文化庁の取組を調べてみると、既に先行して取り組んでいた事例も複数あり、改めて学び、理解したところであります。今回、グループ制と一体となり組織再編が行われると、市民の方からも相談を受けることもある縦割り行政の悩みが解消に向かい、横串を通したグループ編成で、市民の意見や思いが反映されるであろう行政サービスへと変わるのではないかと、私は強く感じております。特別委員会においても、かなりの長時間にわたり、多くの質疑がなされ、ついには質疑がなくなるまで執行部も説明を行いました。よって、議案第54号から第57号は、十分に理解するところであるため、取り組むことが望ましいと私は考えます。

今後もさらに魅力ある志布志市としての行政運営が進められることに強く御期待を申し上げ、原案に賛成の立場から討論をさせていただきました。御賛同方、よろしくお願ひいたします。

○議長（平野栄作君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） これで討論を終わります。

これから、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、以上4件について一括して採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、以上4件に対する所管委員長長の報告は、否決であります。したがって、原案について採決します。

本案は、いずれも原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平野栄作君） 起立少数であります。

したがって、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、以上4件は否決されました。

—————○—————

○議長（平野栄作君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から21日までは休会とします。

22日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午前10時46分 散会

令和5年第4回志布志市議会定例会会議録（第6号）

期 日：令和5年12月22日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 議案第58号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第60号 志布志市中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第5 議案第61号 志布志市漁業振興基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第6 議案第62号 財産の処分について
- 日程第7 議案第63号 財産の処分について
- 日程第8 議案第64号 財産の処分について
- 日程第9 議案第76号 令和5年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第65号 志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第66号 有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第67号 伊崎田青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第68号 通山青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第69号 原田青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第70号 山重青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第71号 蓬原青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第72号 有明青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第73号 野神青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第74号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第12号）
- 日程第20 議案第75号 令和5年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議員派遣の決定
- 日程第22 閉会中の継続調査申出について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名（19名）

2番 栢山晋司	3番 稲付洋平
4番 隈元香穂子	5番 南利尋
6番 市ヶ谷孝	7番 青山浩二
8番 野村広志	9番 八代誠
10番 小辻一海	11番 持留忠義
12番 平野栄作	13番 西江園明
14番 丸山一	15番 玉垣大二郎
16番 鶴迫京子	17番 小野広嗣
18番 東宏二	19番 小園義行
20番 福重彰史	

欠席議員氏名（1名）

1番 永田梓

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市長 下平晴行	副市長 溝口猛
教育長 福田裕生	総務課長 小山錠二
財務課長 鮎川勝彦	総合政策課長 川上桂一郎
コミュニティ推進課長 五代千加子	情報管理課長 宮内真吾
港湾商工課長 大迫秀治	税務課長 濱田茂
市民環境課長 留中政文	福祉課長 若松利広
保健課長 西洋一	農政畜産課長 萩迫和彦
耕地林務水産課長 折田孝幸	建設課長 富岡裕
松山支所長 上原健太郎	有明支所長 北野保
水道課長 新崎昭彦	会計管理者 和佐浩教
農業委員会事務局長 中水忍	教育総務課長 岡崎康治
学校教育課長 上木勝憲	生涯学習課長 江川一正

議会事務局職員出席者

事務局長 藤後広幸	グループリーダー 末原和幸
調査管理担当サブリーダー 大田和隆	議事担当サブリーダー 前田範雄

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、東宏二君と小園義行君を指名いたします。

日程第2 報告

○議長（平野栄作君） 日程第2、報告を申し上げます。

総務常任委員会及び産業建設常任委員会から、所管事務調査報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にさせていただきたいと思います。

日程第3 議案第58号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第3、議案第58号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第58号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部から税務課長、保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の制定内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、本条例の施行日は1月1日となっていることから、日程的な余裕がないように思えるが、9月定例会での提案とすることはできなかったのかとただしたところ、本条例を提案する時期については、当初9月定例会を予定していたところであるが、条例改正に必要な素案が8月下旬に国から送付されたことを受け、関係部署を交え庁内で議論した結果、準備に必要な日数が不足することから、12月定例会での提案とせざるを得ないとの結論に至ったものである。また、近隣市町においても、同様の状況となっているとの答弁でありました。

今回の改正に係る周知については、プッシュ方式、いわゆる直接的な連絡によって図られるものであるのかとただしたところ、今回の改正によって国民健康保険税が減額となる対象者は、令和5年11月以降に出産予定または出産される方であり、窓口における母子健康手帳交付時に届出の受付ができるよう、所管課との連携体制を整えているところである。なお、対象者であるにもかかわらず、届出が漏れてしまうことも考えられるが、その場合には、市側で届出が省略できる

措置が取れることとなっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第58号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 一点だけお願いします。法の第29条において、今回新設であります。

「次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない」とあるわけですが、ここに1番目と2番目に、「個人番号も記載をしてくださいよ」というふうになっています。これが仮に書かれていない場合は、その届書はどういうふうになるのか、そういった質疑はなかったものかどうかをお願いいたします。

○総務常任委員長（青山浩二君） お答えいたします。

ただいま御質問のありました、個人番号が記載されていない場合についての質疑はなかったところでございました。

○19番（小園義行君） 当局の説明としてもそこについては、仮に個人番号がない場合も受理するというふうに、当局の説明としてあったのかどうか、その件についてはいかがでしょうか。

○総務常任委員長（青山浩二君） その説明については、なかったところでございました。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第58号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第4 議案第60号 志布志市中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例の制定 について

○議長（平野栄作君） 日程第4、議案第60号、志布志市中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第60号、志布志市中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員5名出席の下、審査に資するため、執行部から耕地林務水産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、基金を廃止することとなった経緯と廃止による影響を受ける方への対応や廃止後の基金元本の取扱いについてただしたところ、平成26年度から多面的機能支払交付金事業の実施により、農業農村の有する多面的機能の維持発揮を図るための地域住民の共同活動が始まることにより、この基金の目的を達成したという判断に至り、今回廃止することとなった。また、多面的機能支払交付金事業を展開している市内23組織については、今後も継続して事業は展開されると考えており、影響はないと思われる。基金廃止に伴い、基金元本の3,031万9,413円は、全て一般財源に繰入れすることとなるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第60号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第60号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第61号 志布志市漁業振興基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第5、議案第61号、志布志市漁業振興基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第61号、志布志市漁業

振興基金条例を廃止する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員5名出席の下、審査に資するため、執行部から耕地林務水産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、基金を活用したこれまでの事業内容と実績、廃止後の事業展開や支援の在り方についてただしたところ、事業内容として、ヒラメ、マダイ、トラフグ等の放流事業や機材購入事業等を実施してきたが、水揚げ量、売上げともに減少傾向となっている。これまでの事業実施に伴う成果としては、漁協や漁業者の機運を高める効果はあったと思われる。基金廃止後の事業展開としては、漁協と密に連携を図るとともに、漁業振興に必要な事業についての調査・協議を行い、漁業者の所得向上につながるような事業を展開していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第61号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第61号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第62号 財産の処分について

日程第7 議案第63号 財産の処分について

日程第8 議案第64号 財産の処分について

日程第9 議案第76号 令和5年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（平野栄作君） 日程第6、議案第62号から日程第9、議案第76号まで、以上4件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について

て、一括して委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま一括議題となりました議案第62号、財産の処分について、議案第63号、財産の処分について、議案第64号、財産の処分について、議案第76号、令和5年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）、以上4件の総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料、予算書について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回、臨海工業団地の4工区について、3社への売却が提案されているが、敷地としては若干の不整合な形で分譲となっている。各社それぞれ必要な面積や位置などの要請はあったものとするが、具体的にはどのように協議され、決定に至っているかとただしたところ、臨海工業団地の4工区は、今回提案している3社が購入を希望されたところである。各社が必要としている面積や位置については、市により詳細なヒアリングを行っているが、今回の配置案は、その結果を反映したものとなっている。なお、今回は特段の位置の競合など生じなかったところだが、仮に配置の希望が重複した場合、選考委員会による裁定となる旨についても、購入希望者には説明を行っているとの答弁でありました。

3社への売却完了後は、約1haに及ぶ面積を残すこととなるが、形状としてはさらに不整合となることを見込まれる。今後の展開としてはどのように考えているかとただしたところ、今回の売却後の残地について、道路への接続が国道との1か所となる関係から、今後の方針としては分割せず売却できないか、改めて協議・検討を重ねていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第76号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対して一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第62号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決します。

お諮りします。本案に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第63号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、議案第63号を採決します。

お諮りします。本案に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第64号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、議案第64号を採決します。

お諮りします。本案に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第76号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、議案第76号を採決します。

お諮りします。本案に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第65号 志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

日程第11 議案第66号 有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

○議長（平野栄作君） 日程第10、議案第65号及び日程第11、議案第66号、以上2件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果に

ついて、一括して委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第65号、志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について、議案第66号、有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、高年齢者の就業機会が増加している中、シルバー人材センターの会員を確保していくことは厳しさを増していくと考えている。シルバー人材センターを周知していくためにも、以前のように独自事業を行うなど、会員募集や就業機会の拡大を図っていくべきではないかとただしたところ、会員確保に向けた募集事業を行う中で、請負業務の内容や具体的な事例を挙げながら広報活動を行う必要があると感じている。中でも、短時間の請負業務等を紹介することで、女性会員を中心に拡大していけるのではと考えており、現在、シルバー人材センターにおいても、女性会員獲得に向けて事業推進に取り組んでいると聞いているとの答弁でありました。

志布志シルバーワークプラザについては、週に一回のみの職員常駐であるが、本施設の利用状況はどのようになっているのかとただしたところ、本施設の利用については、シルバー人材センターの入会案内や就業相談がほとんどであるが、このほかには隣接している市社会福祉協議会の研修等でも利用されているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第65号及び議案第66号の以上2件については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対して一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第65号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号を採決します。

お諮りします。本案に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第66号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、議案第66号を採決します。

お諮りします。本案に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第12 議案第67号 伊崎田青少年館の指定管理者の指定について

日程第13 議案第68号 通山青少年館の指定管理者の指定について

日程第14 議案第69号 原田青少年館の指定管理者の指定について

日程第15 議案第70号 山重青少年館の指定管理者の指定について

日程第16 議案第71号 蓬原青少年館の指定管理者の指定について

日程第17 議案第72号 有明青少年館の指定管理者の指定について

日程第18 議案第73号 野神青少年館の指定管理者の指定について

○議長（平野栄作君） 日程第12、議案第67号から日程第18、議案第73号まで、以上7件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、一括して委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第67号、伊崎田青少年館の指定管理者の指定について、議案第68号、通山青少年館の指定管理者の指定について、議案第69号、原田青少年館の指定管理者の指定について、議案第70号、山重青少年館の指定管理者の指定について、議案第71号、蓬原青少年館の指定管理者の指定について、議案第72号、有明青少年館の指定管理者の指定について、議案第73号、野神青少年館の指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、指定管理料基準額は、5年間の指定期間中、毎年同額であるが、情勢が変化した場合にはどのように対応するのかとただしたところ、各青少年館の指定管理料については、毎年度、指定管理者と協議を行い、年度協定書で定めているところである。急激な物価変動等が生じた場合には、その際に改めて協議を行い、年度協定の変更を行うこととしているとの答弁でありました。

青少年館は老朽化が進んでおり、指定管理者が執行する修繕料では対応できないような場合もあると思うが、規模の大きな修繕等について指定管理者が要望や相談ができる体制になっているかとただしたところ、青少年館は、設置後40年程度経過しており、生活様式等の変化により使用しにくい部分も出てきている場合も考えられるため、コミュニティ協議会長等から意見の聞き取りを行うなど対応を行い、今後の修繕計画の参考としたいと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第67号から議案第73号までの以上7件については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対して一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第67号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、議案第67号を採決します。

お諮りします。本案に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第68号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、議案第68号を採決します。

お諮りします。本案に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第69号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、議案第69号を採決します。

お諮りします。本案に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告

のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第70号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、議案第70号を採決します。

お諮りします。本案に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第71号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、議案第71号を採決します。

お諮りします。本案に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第72号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、議案第72号を採決します。

お諮りします。本案に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第73号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、議案第73号を採決します。

お諮りします。本案に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第19 議案第74号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第12号）

○議長（平野栄作君） 日程第19、議案第74号、令和5年度志布志市一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

本案は、予算常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○予算常任委員長（玉垣大二郎君） ただいま議題となりました議案第74号、令和5年度志布志市一般会計補正予算（第12号）について、予算常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員17名出席の下、審査に資するため、あおぞら農業協同組合旧通山出向所、（仮称）循環センターの現地調査を実施した後、12月14日に、委員18名出席の下、執行部から担当課長・局長ほか担当職員の出席を求め、予算書並びに説明資料による補足説明を受け、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

まず初めに、財務課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、増額補正となった特定寄附金について、御寄附をいただいた方から使い道に対しての要請を受けているかとただしたところ、今回寄附金として、2件で合計61万1,000円をいただいております、子育てに関する事業及び山中氏邸の企画展開催時における展示用備品購入費として活用してほしいとの要請を受けているとの答弁でありました。

次に、情報管理課分については、電算システム管理整備事業として、組織機構再編に伴う執務室のレイアウト変更のための委託料のみ計上されているが、12月12日から13日までの2日間にかけて行った、組織機構再編に関する条例審査特別委員会において、同委託料に関連する条例が否決すべきものと決定したことを受けて、18日の本会議終了後に改めて取扱いを決定の上、審査を行うこととしました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、JAあおぞら旧伊崎田出向所跡地を購入し、常設のごみステーションを整備するとのことであるが、土地や建物の購入予定額はどのように積算したのかただしたところ、整備予定地の土地及び建物の購入にあたっては、JAあおぞらに相談を行い、理事会を経て、売却の意思が決定されている。購入予定額については、JAあおぞらが不動産鑑定を依頼し算定された金額を計上しており、不動産鑑定にあたっては、近傍地の売買実績等を考慮して鑑定

評価されたものと考えているとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、保育所等給食支援事業の財源について、令和5年6月定例会で提案された際は、県補助金はなかったが、今回計上した経緯についてただしたところ、令和5年6月時点では、昨年度実施された県の補助事業がなかったことから、市の事業として予算計上したところであった。その後、県の補助事業が創設されたため、事業費の2分の1及び事務経費について補助を受けられることになったとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、現在の新型コロナウイルスワクチン接種推進室の体制とワクチンの接種状況についてただしたところ、現在の推進室の体制は、職員3人及び会計年度任用職員6人の9人体制であるが、秋開始接種の実施期間が3か月延長されたことにより、職員数は変わらないが、会計年度任用職員を3人減らして対応する予定である。また、秋開始のワクチンの接種率は、12月1日時点で、65歳以上の方が40.5%、65歳未満の方が8.9%、全体として23.0%の接種率であるとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、有機転換推進事業について、本市で有機農業に取り組んでいる農家数は何戸あるのか。また、有機農産物に関して、市民向けのPR活動を行っているのかただしたところ、本市で把握している有機農業に取り組んでいる農家数は24戸である。また、市民向けのPR活動については、本年3月に策定した志布志市農業振興計画に基づき、機運の醸成、啓発、意識付け等を目標としており、有機部会の意見を聞きながら、市報への掲載等幅広く周知活動を行い、市民への理解を深めているところであるとの答弁でありました。

次に、農業委員会事務局分については、質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、県営土地改良事業について、ほ場進入路工事の工法を変更し、事業費が増額となった理由についてただしたところ、東谷団地に架かる橋梁の幅員が約3mであり、重機の搬入が困難であるため、橋梁をボックスカルバートに変更することとなった。その際、河川の保護するエリアを当初の計画より拡充する必要があるため、その附帯工事に係る費用を増額したとの答弁でありました。

次に、総務課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、志布志消防署改修事業について、女性消防士の採用に伴う専用の仮眠室を整備するようであるが、どのくらい的人数分の改修を予定しているかとただしたところ、現在、大隅曾於地区消防組合には、1名の女性消防隊員が所属している。今後、同組合としては、女性消防隊員数については、定数の5%を目指す目標が示されていることから、今回の改修では複数名分の整備を行うものであるとの答弁でありました。

今後、消防署内に、シャワー室や洗濯関連設備の整備を進めていくような計画があるかとただ

したところ、近隣地区の女性消防隊員が所属する消防署内設備を視察した結果、シャワー室など必要な資機材について、今後整備を進めていきたいと考えているとの答弁でありました。

次に、総合政策課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、奨学金返還支援事業について、今回増額補正の提案となっているが、当初予算により計上されていた1,200万円で、人数としてはどのくらいの支援につながったのか。また、補助対象の要件として市内・市外どちらの就業も可としているが、内訳を把握しているか。ただしたところ、これまで、本事業に68名の申請があったところである。申請者に対しては、手続き時にアンケートへの回答をお願いしており、それによると市内への就職は約70%、市外が30%という結果であったとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、志布志運動公園の運動施設の指定管理料を増額しているが、他の施設について、価格高騰の影響はなかったのか。ただしたところ、志布志運動公園については、他施設と比べ規模が大きく、また芝の管理に要する肥料代等が高騰していることが主な要因であるが、予算計上にあたっては、所管する施設の指定管理者に執行状況の確認を行い、昨年度の実績等を踏まえ積算しているとの答弁でありました。

次に、志布志支所産業建設課分並びに議会事務局分については、質疑はなく、質疑を終結いたしました。

以上で質疑を終結し、12月18日の本会議終了後に、再度、予算常任委員会を開きました。

12月18日の本会議においては、組織機構再編に関する条例案のうち、グループ制の全庁導入に係るものを除いて、全て否決となったことから、当委員会に付託された議案第74号、令和5年度志布志市一般会計補正予算（第12号）に計上されている、情報管理課分の電算システム管理整備事業費は不要となりました。

このため、当委員会において、当該予算を削除し、同額を予備費に計上する修正案を提出することを決定し、修正案に対する質疑を行いました。質疑はなく、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第74号については、全会一致をもって、お手元に配布してあります修正案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、修正可決すべきものと決定した部分を除く原案について、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第74号については、全会一致をもって、修正可決すべきものと決定した部分を除く部分について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

本案に対する所管委員長の報告は修正であります。

したがって、まず予算常任委員会の修正案に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、予算常任委員会の修正案について採決します。

お諮りします。予算常任委員会の修正案は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、予算常任委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正可決した部分を除く原案について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、修正可決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。ただいまの修正可決した部分を除く部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、修正可決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました一般会計補正予算（第12号）については、後に提出された一般会計補正予算（第13号）が先に議決されておりますので、補正予算の補正前、補正後の額等の整理をする必要がございます。

そこで、お諮りします。

提案順序と表決順序が逆になった場合の補正予算の議決における数字等の整理については、会議規則第45条の規定により、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、一般会計補正予算（第12号）については、議長において数字等の整理を行うことといたします。

—————○—————

日程第20 議案第75号 令和5年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（平野栄作君） 日程第20、議案第75号、令和5年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第75号、志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び補正予算説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、介護保険制度等の改正に対応するため、介護保険システム等の改修を行うとの説明であるが、どのような積算内容となっているのかとただしたところ、令和6年4月から、新たな介護保険事業計画期間となり、制度改正が予定されている。現在も、国の「社会保障審議会 介護保険部会」で審議中であり、詳細な内容は決定していないところであるが、令和5年7月に示された指針案を基にシステム業者に見積りを行い、費用を算出したところであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第75号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第75号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第21 議員派遣の決定

○議長（平野栄作君） 日程第21、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第170条第1項の規定により、お手元に配布してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は、配布してある内容のとおり決定しました。

—————○—————

日程第22 閉会中の継続調査申出について

○議長（平野栄作君） 日程第22、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（平野栄作君） 以上で、本定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、令和5年第4回志布志市議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前10時51分 閉会